

目 次
第1号（3月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	6
出席議員	8
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
説明のため出席した者の職氏名	9
開 会	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	11
諸般の報告	12
町長提出諮問第1号	13
町長提出第7号議案	15
町長提出第8号議案	15
町長提出第9号議案	17
町長提出第10号議案	17
町長提出第11号議案	17
町長提出第12号議案	21
町長提出第13号議案	21
町長提出第14号議案	21
町長提出第15号議案	21
町長提出第16号議案	21
町長提出第17号議案	21
町長提出第18号議案	21
町長提出第19号議案	21
町長提出第20号議案	21
町長提出第21号議案	30
町長提出第22号議案	31
町長提出第23号議案	31
町長提出第24号議案	31
町長提出第25号議案	31
町長提出第26号議案	34
町長提出第27号議案	34

町長提出第28号議案	34
町長提出第29号議案	34
町長提出第30号議案	34
町長提出第31号議案	34
町長提出第32号議案	34
町長提出第33号議案	34
町長提出第34号議案	34
町長提出第35号議案	34
町長施政方針	53
町長提出第36号議案	84
町長提出第37号議案	84
町長提出第38号議案	84
町長提出第39号議案	84
町長提出第40号議案	84
町長提出第41号議案	84
町長提出第42号議案	84
町長提出第43号議案	84
町長提出第44号議案	84
町長提出第45号議案	85
町長提出第46号議案	85
町長提出第47号議案	85
町長提出第48号議案	85
議員派遣の件	89
散 会	90
署 名	91

第2号（3月13日）

議事日程	93
本日の会議に付した事件	95
出席議員	97
欠席議員	97
事務局職員出席者	97
説明のため出席した者の職氏名	97
開 議	98
会議録署名議員の指名	98
町長提出第7号議案	98

町長提出第 8 号議案	1 0 3
町長提出第 9 号議案	1 0 4
町長提出第 1 0 号議案	1 0 4
町長提出第 1 1 号議案	1 0 9
町長提出第 1 2 号議案	1 1 0
町長提出第 1 3 号議案	1 1 1
町長提出第 1 4 号議案	1 1 2
町長提出第 1 5 号議案	1 1 3
町長提出第 1 6 号議案	1 1 3
町長提出第 1 7 号議案	1 1 4
町長提出第 1 8 号議案	1 1 6
町長提出第 1 9 号議案	1 1 7
町長提出第 2 0 号議案	1 1 9
町長提出第 2 1 号議案	1 2 0
町長提出第 2 2 号議案	1 2 2
町長提出第 2 3 号議案	1 2 2
町長提出第 2 4 号議案	1 2 3
町長提出第 2 5 号議案	1 2 4
町長提出第 2 6 号議案	1 2 4
町長提出第 2 7 号議案	1 4 4
町長提出第 2 8 号議案	1 4 4
町長提出第 2 9 号議案	1 4 5
町長提出第 3 0 号議案	1 4 6
町長提出第 3 1 号議案	1 4 6
町長提出第 3 2 号議案	1 4 7
町長提出第 3 3 号議案	1 4 7
町長提出第 3 4 号議案	1 4 8
町長提出第 3 5 号議案	1 5 0
町長提出第 4 9 号議案	1 5 1
散 会	1 5 4
署 名	1 5 5

第 3 号 (3 月 2 3 日)

議事日程	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 7
出席議員	1 5 7

欠席議員	1 5 7
事務局職員出席者	1 5 7
説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
開 議	1 5 8
会議録署名議員の指名	1 5 8
一般質問	1 5 8
8 番 御手洗 剛君	1 5 8
6 番 丁 泰仁君	1 7 8
1 番 後山 幸次君	1 9 8
5 番 草田 吉丸君	2 1 3
2 番 川田 剛君	2 3 1
散 会	2 4 2
署 名	2 4 3

第4号（3月27日）

議事日程	2 4 5
本日の会議に付した事件	2 4 5
出席議員	2 4 5
欠席議員	2 4 5
事務局職員出席者	2 4 5
説明のため出席した者の職氏名	2 4 6
開 議	2 4 6
会議録署名議員の指名	2 4 6
一般質問	2 4 6
3 番 米澤 宏文君	2 4 7
7 番 寺戸 昌子君	2 5 4
1 1 番 板垣 敬司君	2 7 1
1 0 番 京村まゆみ君	2 9 1
4 番 岡田 克也君	3 0 8
散 会	3 1 9
署 名	3 2 0

第5号（3月29日）

議事日程	3 2 1
本日の会議に付した事件	3 2 2
出席議員	3 2 4

欠席議員	3 2 4
事務局職員出席者	3 2 4
説明のため出席した者の職氏名	3 2 5
開 議	3 2 5
会議録署名議員の指名	3 2 5
町長提出第 5 0 号議案	3 2 5
町長提出第 5 1 号議案	3 2 8
町長提出第 5 2 号議案	3 2 8
町長提出第 5 3 号議案	3 2 8
町長提出第 5 4 号議案	3 2 8
町長提出第 5 5 号議案	3 2 8
町長提出第 5 6 号議案	3 2 8
町長提出第 5 7 号議案	3 2 8
町長提出第 3 6 号議案	3 4 6
町長提出第 3 7 号議案	3 4 6
町長提出第 3 8 号議案	3 4 6
町長提出第 3 9 号議案	3 4 7
町長提出第 4 0 号議案	3 4 7
町長提出第 4 1 号議案	3 4 7
町長提出第 4 2 号議案	3 4 7
町長提出第 4 3 号議案	3 4 7
町長提出第 4 4 号議案	3 4 7
町長提出第 4 5 号議案	3 4 7
町長提出第 4 6 号議案	3 4 7
町長提出第 4 7 号議案	3 4 7
町長提出第 4 8 号議案	3 4 7
発委第 1 号	3 5 8
広報広聴常任委員会の委員の選任について	3 6 0
発委第 2 号	3 6 0
請願第 2 号	3 6 2
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について	3 6 4
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	3 6 6
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	3 7 1
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	3 7 5
閉 会	3 7 5
署 名	3 7 6

津和野町告示第 14 号

平成 29 年第 2 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 29 年 2 月 27 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 29 年 3 月 10 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○3 月 13 日に応招した議員

○3 月 23 日に応招した議員

○3 月 27 日に応招した議員

○3 月 29 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 29 年 3 月 10 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 29 年 3 月 10 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 町長提出第 7 号議案 山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 6 町長提出第 8 号議案 宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 7 町長提出第 9 号議案 津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 10 号議案 平成 25 年災 1034 / 86 号越原橋農道橋災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について
- 日程第 9 町長提出第 11 号議案 平成 28 年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事請負変更契約の締結について
- 日程第 10 町長提出第 12 号議案 津和野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 13 号議案 津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に関する条例の制定について
- 日程第 12 町長提出第 14 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 15 号議案 津和野町職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 16 号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 17 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 18 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 19 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 20 号議案 津和野町社会教育委員に関する条例の一部改正について

- 日程第 19 町長提出第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅 木部ひらの団地）
- 日程第 20 町長提出第 22 号議案 町道上市線の路線認定について
- 日程第 21 町長提出第 23 号議案 町道吉ヶ原線の路線認定について
- 日程第 22 町長提出第 24 号議案 町道滝元直地線の路線認定の変更について
- 日程第 23 町長提出第 25 号議案 町道滝元直地支線の路線認定について
- 日程第 24 町長提出第 26 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 25 町長提出第 27 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 26 町長提出第 28 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 町長提出第 29 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 町長提出第 30 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 29 町長提出第 31 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 30 町長提出第 32 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 町長提出第 33 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 町長提出第 34 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 町長提出第 35 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 34 町長施政方針
- 日程第 35 町長提出第 36 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 36 町長提出第 37 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 37 町長提出第 38 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 38 町長提出第 39 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 39 町長提出第 40 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 40 町長提出第 41 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 41 町長提出第 42 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算

- 日程第 42 町長提出第 43 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第 43 町長提出第 44 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
予算
日程第 44 町長提出第 45 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第 45 町長提出第 46 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計予算
日程第 46 町長提出第 47 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計予算
日程第 47 町長提出第 48 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計予算
日程第 48 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて
日程第 5 町長提出第 7 号議案 山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携
協約の締結に関する協議について
日程第 6 町長提出第 8 号議案 宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携
協約の締結に関する協議について
日程第 7 町長提出第 9 号議案 津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約
の締結について
日程第 8 町長提出第 10 号議案 平成 25 年災 1034 / 86 号越原橋農道橋災害
復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について
日程第 9 町長提出第 11 号議案 平成 28 年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配
水池築造工事請負変更契約の締結について
日程第 10 町長提出第 12 号議案 津和野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適
化推進委員の定数に関する条例の制定について
日程第 11 町長提出第 13 号議案 津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に
関する条例の制定について
日程第 12 町長提出第 14 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改
正について
日程第 13 町長提出第 15 号議案 津和野町職員の退職管理に関する条例の一部改正
について
日程第 14 町長提出第 16 号議案 津和野町税条例等の一部改正について

- 日程第 15 町長提出第 17 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 18 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正につい
て
- 日程第 17 町長提出第 19 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 20 号議案 津和野町社会教育委員に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 19 町長提出第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮
らし推進住宅 木部ひらの団地）
- 日程第 20 町長提出第 22 号議案 町道上市線の路線認定について
- 日程第 21 町長提出第 23 号議案 町道吉ヶ原線の路線認定について
- 日程第 22 町長提出第 24 号議案 町道滝元直地線の路線認定の変更について
- 日程第 23 町長提出第 25 号議案 町道滝元直地支線の路線認定について
- 日程第 24 町長提出第 26 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 25 町長提出第 27 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 4 号）
- 日程第 26 町長提出第 28 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 27 町長提出第 29 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 3 号）
- 日程第 28 町長提出第 30 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 5 号）
- 日程第 29 町長提出第 31 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算（第 4 号）
- 日程第 30 町長提出第 32 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 町長提出第 33 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 32 町長提出第 34 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 町長提出第 35 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 34 町長施政方針
- 日程第 35 町長提出第 36 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ
いて

- 日程第 36 町長提出第 37 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 37 町長提出第 38 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 38 町長提出第 39 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 39 町長提出第 40 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 40 町長提出第 41 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 41 町長提出第 42 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 42 町長提出第 43 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 43 町長提出第 44 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 44 町長提出第 45 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 45 町長提出第 46 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 46 町長提出第 47 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 47 町長提出第 48 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 48 議員派遣の件

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君
教育長 …………… 世良 清美君

参事（兼健康福祉課長）	……………	齋藤	等君
総務財政課長	……………	福田 浩文君	税務住民課長 …………… 吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長	……………	内藤	雅義君
商工観光課長	……………	藤山 宏君	農林課長 …………… 久保 睦夫君
環境生活課長	……………	和田 京三君	医療対策課長 …………… 下森 定君
建設課長	……………	田村津与志君	教育次長 …………… 羽多野寿子君
会計管理者	……………	山本 典伸君	

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。3月11日、あすをもって6年前のあの東日本大震災から、あすで丸6年を経過する、こういう月日がたったわけでありますが、本町においても、ああして平成25年の7月25日に未曾有の大集中豪雨を経て、大変な被害を経て、そして間もなく4年が経過しようとして、こういう状況下にあります。この本町の災害も、本町の財政上にも非常に大きな影響を与えて、本日、町長、施政方針演説等でお話しになるであろうと思いますが、これから、さまざまな課題を抱えておる本町の財政状況に極めて大きな影響を与えるのではないかと、非常な心配をしておるところであります。

本日、平成29年第2回津和野町議会定例会が招集されました。議員各位にはおそろいで御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、京村まゆみ君、11番、板垣敬司君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会を開催しましたので報告をしたいと思います。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成29年3月6日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日3月10日から3月29日までの20日間としたいと思います。

初日の10日金曜は、諸般の報告後、町長提出議案の説明を受けます。そのうち、諮問案件については答申を行い、平成29年度予算に係る議案については、町長の施政方針後に説明を受けます。その後、予算審査特別委員会を設置し、新年度予算及び関連条例等を付託し、散会いたします。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等の調整を行っていただきたいと思います。

11日土曜日、12日日曜は休会とします。

13日月曜に本会議を再開し、契約、条例案件、補正予算等の質疑、討論、表決を行います。

14日火曜から22日水曜までは休会とします。

一般質問の通告締め切りは、14日の正午であります。

休会中に、予算審査特別委員会で議案の審議をしていただきたいと思います。

23日木曜に本会議を再開し、一般質問を行います。

24日金曜から26日日曜までは、休会とします。

27日月曜に本会議を再開し、23日に引き続いて一般質問を行います。

28日火曜は休会とします。

29日水曜に本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の審査報告を受けた後、新年度予算、関連条例等について討論、表決を行い、各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成29年3月10日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でありました。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月29日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月29日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

12月定例会以降における議会行事及び各報告事項については、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【12月定例会以降】

- | | |
|-----------|--|
| 12月18日（日） | 山陰道浜田三隅道路西村IC～三隅IC開通式（浜田市）
議長代理副議長 |
| 27日（火） | 議会広報編集委員会 |
| 1月 3日（火） | 津和野町成人式（日小） 議長 |
| 8日（日） | 津和野町消防出初式（日中） 議長 |
| 10日（火） | 議会広報編集委員会 |
| 16日（月） | 文教民生常任委員会所管事務調査 |
| 17日（火） | 全員協議会 |
| 18日（水） | 農政会議農林業問題研究集会（JAひまわり） 議長 |
| 19日（木） | 民生児童委員協議会新年会（なごみの里） 議長 |
| 24日（火） | 文教民生常任委員会所管事務調査 |
| 27日（金） | 日輪会新年会（ふたば旅館） 議長、津和野地区労旗開き
（町セ） 議長代理副議長 |
| 2月 3日（金） | 東京事務所視察調査（東京都文京区） 全議員 |
| ～5日（日） | |
| 8日（水） | 文教民生常任委員会所管事務調査 |
| 16日（木） | 第1回臨時会、全員協議会、木質バイオマスガス化発電調査
特別委員会、議会運営委員会、文教民生常任委員会所管事務
調査 |
| 19日（日） | 石見西地区郵便局長会通常総会（益田市） 議長 |
| 20日（月） | 鹿足郡事務組合議会、鹿足郡養護老人ホーム組合議会、鹿
足郡不燃物処理組合議会 |
| 21日（火） | 島根県町村議会議長会定期総会（松江市） 議長 |
| 23日（木） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会 |
| 24日（金） | 小学生子ども議会事前学習会（議場） 全議員 |
| 27日（月） | 議会運営委員会、総務経済常任委員会請願審査・所管事務調
査 |
| 3月 1日（水） | 津和野高校卒業証書授与式 |
| 6日（月） | 議会運営委員会 |
| 7日（火） | 第3セクター3社合併契約調印式 |

【表 彰】

2月21日(火) 全国町村議会議長会議員特別表彰(前副会長) 沖田 守
【視 察】

1月13日(金) 東京八丈町議会議員(8名) 町家ステイ

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会、財政援助団体等監査の報告につきましては、お手元の配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと存じます。

日程第4. 諮問第1号

○議長(沖田 守君) 日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆様、おはようございます。本日は、3月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、諮問案件1件、連携協約締結案件2件、契約変更案件3件、条例案件10件、指定管理者指定案件1件、町道認定及び認定変更案件4件、計画案件1件、一般会計を初め各会計補正予算案件10件、一般会計ほか、平成29年度各会計予算11件の合計43案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員として推薦を申し上げたいのは、住所、津和野町日原341番地、氏名、清水留美子さんでございます。清水さんは、生年月日、昭和30年10月20日でございます。

任期につきましては、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3カ年でございます。

なお、現在の、この2期目の任期が、平成26年4月1日から平成29年3月31日でしたが、法務省が、平成27年7月1日以降から、1月1日と7月1日の年2回に変更いたしております。本来なら、任期が平成29年3月31日で満了するところではございますが、発令回数の見直しによる運用上の取り扱いといたしまして、3カ月間延長するものでございます。

このたびの任期につきましては、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間でお願いをするものでございますので、何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、意見とりまとめのために、全員協議会を開催することといたしますので、9時20分まで休憩いたします。

執行部、退席をお願いしたいと思います。

午前9時10分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前9時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

諮問第1号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

日程第5. 議案第7号

日程第6. 議案第8号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第7号山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について及び日程第6、議案第8号宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について、以上、2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第7号山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第8号でございますが、宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第7号について御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、別紙、山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約をごらんください。

山口市及び津和野町は、連携中枢都市圏である山口県央連携都市圏域を形成するため地方自治法第252条の2第1項の規定により連携協約を締結するものでございます。

連携協約につきましては、第1条の目的から始まりまして、第6条の連携協約の変更等まででございます。特に、第3条の連携する取り組み及び役割につきましては、別表でお示しをしているところでございます。

この取り組みにつきましては、国の要綱に基づきまして、連携中枢都市圏に求められております、第1に、圏域全体の経済成長の牽引、第2に、高次の都市機能の集積・強化、第3に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の三つの役割によって組み立てているものでございます。

津和野町といたしましては、第1の圏域全体の経済成長の牽引につきましては、エの戦略的な観光施策の展開を。第2の高次の都市機能の集積・強化につきましては、イの高度な中心拠点の整備、広域的な交通網の強化を。第3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上につきましては、(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、アの地域公共交通に係る事業を、山口市と連携協力して取り組みを推進することとし、広域観光ルートのツアーの造成やSLやまぐち号の魅力発信、JR新山口駅を初めとした広域交通拠点と圏域を結ぶ、広域交通ネットワーク機能の強化、国内外の誘客促進、JR山口線の利用促進など観光面での事業を重点的に実施してまいりたいと考えております。

なお、連携協約は、連携の方向性を定めるものでございまして、具体的な取り組みの内容につきましては、山口県央連携都市圏域ビジョンで取りまとめることとしております。

今後につきましては、議会の議決をいただいた後、山口市との連携協約を3月の下旬に締結をする予定でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第8号について御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、別紙、山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約をごらんください。

宇部市及び津和野町は、連携中枢都市圏である山口県央連携都市圏域を形成するため、地方自治法第252条の2第1項の規定により連携協約を締結するものでございます。

連携協約につきましては、第1条の目的から始まりまして、第6条の連携協約の変更等まででございます。特に、第3条の連携する取り組み及び役割につきましては別表でお示しをしているところでございます。

この取り組みにつきましては、国の要綱に基づきまして、連携中枢都市圏に求められております、第1に、圏域全体の経済成長の牽引、第2に、高次の都市機能の集積・強化、第3に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の三つの役割によって組み立てているものでございます。

津和野町といたしましては、第1の圏域全体の経済成長の牽引につきましては、エの戦略的な観光施策の展開を。第2の高次の都市機能の集積・強化につきましては、イの高度な中心拠点の整備、広域的な交通網の強化を。第3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上につきましては、(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、アの地域公共交通に係る事業を、宇部市と連携協力して取り組みを推進することとし、広域観光ルートやツアーの造成、山口宇部空港を初めとした広域交通拠点と圏域を結ぶ、広域交通ネットワーク機能の強化、国内外の誘客促進など観光面での事業を重点的に実施してまいりたいと考えております。

なお、連携協約は、連携の方向性を定めるものでございまして、具体的な取り組みの内容につきましては、山口県央連携都市圏域ビジョンで取りまとめることとしております。

今後につきましては、議会の議決をいただいた後、宇部市との連携協約を3月下旬に締結する予定でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第9号

日程第8. 議案第10号

日程第9. 議案第11号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第9号津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結についてより、日程第9、議案第11号平成28年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事請負変更契約の締結についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第9号でございますが、津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第10号でございますが、平成25年災1034/86号越原橋農道橋災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第11号でございますが、平成28年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第9号について御説明をいたします。

津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業契約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業でございます。

2、契約の方法は、随意契約でございます。

3、契約の工期は、変更前引き渡し期日、平成29年3月15日、変更後引き渡し期日、平成29年3月25日でございます。

4、契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1、氏名、津和野にすも一家株式会社、代表取締役坂崎和義でございます。

議案めくっていただきまして、事業変更仮契約書をごらんください。

工事引き渡し期日を、平成29年3月25日に変更するものでございます。

次に、つわの暮らし推進住宅整備事業平面図をごらんください。

平面図、朱色で示した部分は、つわの暮らし推進住宅3棟の合併浄化槽の排水路を整備する工事でございます。主要地方道津和野田万川線に内径150ミリの硬質塩化ビニル管を延長119メートル布設し、既存の排水路に排水するものでございます。

当該工事につきましては、島根県益田県土整備事務所長の道路占用許可が必要になるため県との協議を続けてまいりましたが、当初見込んでいました許可期日が、2週間程度おくれて許可になったため工事開始がおくれ、引き渡し期日を平成29年3月25日に変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第10号を説明をいたします。

平成25年の豪雨によりまして、被災をしました越原橋農道橋災害復旧工事請負契約の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称でございますが、平成25年災1034／86号越原橋農道橋災害復旧工事（上部工）でございます。

契約の方法は、随意契約。

契約の金額でございますが、6,330万8,520円、変更前の金額、6,055万3,440円、変更額が275万5,080円でございます。

契約の相手方、津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社でございます。

1枚はぐっていただきまして、変更契約の仮契約書をつけております。その次に、参考資料をつけておりますので、これによって、変更理由について御説明をさせていただいたと思います。

本工事については、前年度の繰越事業でございまして、平成28年度繰越明許費になります。前回の議決が、28年の7月の12日ということでございます。

変更理由でございまして、高欄について、高欄——橋の欄干でございまして、農政局の指示により、歩行者用防護柵から車両用防護柵へ仕様変更したことによりまして15万6,700円の増でございます。

二つ目の理由としましては、車両用防護柵に変更いたしましたので、地覆形状を変更ということで地覆を強くしていかないといけない、というふうなことになりまして12万3,380円の増ということで、合計275万5,080円になっております。

地覆というものは、欄干を取りつける基礎部分、土台を指します。通常、車両覆しのために、10センチから20センチぐらい高くなっております。それとともに、高くなっておることによって雨水側溝の機能もあわせ持つというふうなものでございます。

今回、地覆の形状変更というふうなことでございます。図面をつけておりませんので口頭で説明をさせていただきますが、強度を増さないと車両が転落するというふうなことになりますので、当初の設計では、幅員が40センチございましたものを、10センチ拡張しまして50センチにいたしました。そして、内側の脱輪どめでございますが、当初10センチにしておりましたものを、25センチ——15センチ高くしております。実際、その地覆の外側の実際の厚みについてでございますが、高さが40センチあったものを、15センチ高くしまして55センチというふうなことで強度を高めるというふうなことによって、変更契約をしないといけなくなったということで、今回提案をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第11号について御説明をいたします。

今現在、平成28年度の笹山の簡易水道の工事を行っております。その工事の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名前は、平成28年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額としまして、変更の金額は6,958万6,560円、変更前の金額が6,949万8,000円でございます。変更額としまして、8万8,560円の増額でございます。

それと、契約の工期でございます。変更前の工期につきましては、平成29年3月10日でございます。変更後の工期といたしまして、平成29年3月31日とするものでございます。

契約の相手は、津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社でございます。

次ページ以降に資料といたしまして、仮契約書の写しをつけております。

工事の、まず、増額でございますけども、この変更工事の内容につきましては、建屋をつくっておりますけども、建屋内部のパイプに結露が起こるために、土台それから、その結露の水を排水する側溝、そういったものを若干動かす関係でコンクリートの数量が変わったために、8万8,560円増額となったものでございます。

これは、設計の際には結露は考えていなかったということでありまして、若干の変更が必要となったということでございます。

工期につきましては、建屋のステンレス鋼板製のポンプ井また配水池のタンクの納品がおくれたために全体の接続工事がおくれたために21日間の延長をせざるを得ないということで工期を3月31日にしたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第12号

日程第11. 議案第13号

日程第12. 議案第14号

日程第13. 議案第15号

日程第14. 議案第16号

日程第15. 議案第17号

日程第16. 議案第18号

日程第17. 議案第19号

日程第18. 議案第20号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第12号津和野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてより、日程第18、議案第20号津和野町社会教育委員に関する条例の一部改正についてまで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第12号でございますが、津和野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第13号でございますが、津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第14号でございますが、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第15号でございますが、津和野町職員の退職管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第16号でございますが、津和野町税条例等の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第17号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第18号でございますが、津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第19号でございますが、津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第20号でございますが、津和野町社会教育委員に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第12号について説明をさせていただきます。

これは、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、これまでの公職選挙法で農業委員を決めていたものが、今年の4月からなんです、町長の任命による委員の選出と、それから農業委員の任命による農地利用最適化推進委員の選出、という形に変わっております。

そこで、定数のほうを定めなければならないということでありまして、現行の農業委員の数が21名おります。それで、農業委員と最適化委員の定数を、ここの2条、3条で、農業委員の各定数は11名とする、それから農地利用最適化推進委員の定数は10名とする、というものでございます。

農業委員会のほうでいろいろ審議を重ね、それから町長のほう、それから農政審議会のほうで御協議を申し上げて、この定数のほうを提案するところでございます。

この条例は、平成29年12月1日から施行するということになっておりまして、任期は11月末となっておりますので、任期終了後にこの条例の適用ということになります。

それをもちまして、現行であります津和野町農業委員会の委員の定数に関する条例を廃止するというものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは、議案第13号につきまして御説明をさせていただきます。

津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に関する条例の制定についてでございます。

今回の制定につきましては、津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を機に、これまでの産業振興条例を、より具体的に、本来の目的である固定資産税の減免による産業振興を目的とした条例と定義をいたしました。

これまでの産業振興条例は、誘致企業等の新設、増設を想定した内容でありまして、改築、改装に十分な対応ができていない部分がありました。

今回は、基本条例の趣旨にのっとりまして、その改訂に加えまして、これまでの減免率を一律100%から、投資金額に応じて50%から100%の範囲内で定めることとさせていただきたいと思っております。その上で、既存の企業も含めまして、設備投資をより誘因して、対象下限額を1,000万、1,500万にまで下げまして、これまでの2,000万と合わせて3段階で減免を行うこととしました。

また、その一方では、要件をより厳格に、また明確にさせていただきたいというふうに思っております。

まず、第1条の目的では、基本条例の趣旨にのっとり、という明示をさせていただいた上で、改築、改装等について追加をさせていただいております。

第2条につきましては、産業の中にサービス業を追加をさせていただきまして、居住部分の除外を追加、明記いたしました。さらに改築、改装を追加し、償却資産についても対象となる旨をより明確にさせていただいております。

第3条、振興の措置でございますが、振興の内容でございますが、第3条の1号で、固定資産税の減免、2号で、事業者等への支援ということになっております。固定資産税の減免につきましては、再改築につきましては適用の除外を、規定をさせていただいております。

ここで資料をごらんいただきたいと思います。固定資産税の減免額についてでございますが、新設、増設部分については、これまでと同様に、新設及び増設に伴い、新たに課税されることとなった固定資産税額を減免をさせていただくということでございます。この部分については従来と変わっておりません。

次に、(2)としまして、改築等の部分については、投下した固定資産、資本総額、要は、かかった経費でございますが、に、申請年度における津和野町税条例に規定する固定資産税の税率に準じまして、これを掛けます。要は、かかった経費を新たな固定資産税の基準の基本額とさせていただくということでございます。その上で、出てきた額を固定資産税額とみなして免除をさせていただきたいというふうに思っております。

(3)の減免率でございますが、先ほど申し上げましたように、1,000万以上1,500万未満は50%、税率を乗じて出ました基本額に対して、1,500万未満までは50%を掛ける、さらに50%を掛けるということでございます。

1,500万以上2,000万未満につきましては、75%を掛ける。で、2,000万以上につきましては、これまでは2,100万円でございますが、ここを2,000万とそろえさせていただきまして、これにつきましては、従来どおり100%の減免があるという形にさせていただきました。

さらにつけ加えまして、第3条では、固定資産税の減免の根拠をより明文化をさせていただいております。

続きまして、第4条、指定の要件でございますが、申し上げましたように、適用の下限を2,000万円から1,000万円に変更させていただいたということ、また、他の補助金等が設備投資に対してあった場合は、その充当額については除くことを明文化させていただきました。明文化いたしました。

また、小規模な中小企業の設備投資を誘発するという意味で、これまで常時雇用者を5名としておりましたが、そこを3名まで減員させていただき、この条例の効果を上げていきたいというふうに思っております。

さらに、第4条の6号でございますが、今回、反社会勢力に対する関係等についてより厳格に運用するという部分がございます、この要件を新規に追加をしております。

続きまして、第6条、指定の決定及び通知でございますが、この中で、審議会へ——その申請ができましたら、出席をいただいて、説明責任があることをより明文化をさせていただいたということでございます。

さらに第8条におきましても、(5号)でございますが、指定事業者等の申請内容に虚偽の記載があったときは、取り消す場合があるということでございまして、これにつきましては暴力団排除規定等を意識した内容とさせていただいております。

9条におきましては、町の調査権や、事業者等の調査に応じる責任を明文化をさせていただきました。

なお、最後、附則でございますが、この中で、過去1年以内で申請された方については大変まだ直近でございますので、さかのぼって新たな条例の適用となるというところについて配慮をさせていただきました。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第14号を御説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行、これは平成29年4月1日施行でございますが、これに伴いまして、里親である職員に委託されている児童であって、当該職員が養子縁組によって親となることを希望している者を、養子縁組里親である職員に委託されている児童に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

引き続きまして、議案第15号を御説明をいたします。

今回の一部改正でございますが、営利企業等に再就職をした元職員のうち、離職をした日の5年前の日より前に、管理または監督職の地位にある職員であった者に対しまして、現役職員への働きかけ、規制及び再就職情報の届け出の義務づけを条例で現在定めておりますけれども、このたび、国、県の、法律、条例に合わせまして、新たに津和野町職員の退職管理に関する規則で細かい規定を定めることとなったために、関連いたします条例部分を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） それでは、議案第16号について御説明いたします。

説明に入る前に、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。新旧対照表の15ページの中の第34条の4中で、「100分の9.7」を「100分の12.1」、その次の「100分の6」を「100分の8.4」に訂正をお願いいたします。（「もう一度言うて」と呼ぶ者あり）

はい。新旧対照表の15ページ、右側のほうの第34条の4中ですね、「100分の9.7」と書いてますが、それが「100分の12.1」に訂正をお願いします。その横の「100分の6」を「100分の8.4」、6を8.4で、9.7を12.1、6を8.4で訂正をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

国においては、消費税率の引き上げ等について平成31年10月1日から適用する消費税法の改正が、平成28年の11月18日に成立いたしました。これに伴う社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税法の一部改正する法律が、平成28年11月28日に公布されました。そのため、津和野町税条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、新旧対照表、1ページをごらんください。

第1条による改正で、附則第7の3の2は、この項目は住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年間延長するものでございます。

次のページ、2ページです。これは第2条による改正でございます。その中の12ページから13ページをごらんください。

下のほうの、附則第16条は軽自動車税特例化の1年延長の規定に係る整備でございます。

続きまして、15ページから23ページでございます。

1条の2は、法人税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う、施行日期日の変更でございます。

施行日は、平成29年4月1日からであったものが、平成31年11月1日に変更になったものでございます。

続きまして、25ページをごらんください。

下のほうの第2条の2は、法人税の税率引き上げ時期が変更になったことに伴う規定の整備でございます。

施行日は、平成31年10月1日でございます。

続きまして、26ページです。

3条の2、これは軽自動車税に関する経過措置でございます。軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設で、施行日は平成29年4月1日でございます。

4条につきましては、軽自動車税の性能割の導入時期が変更になったことに伴い、適用年度が平成29年度であったものが、平成32年度に変更になったものでございます。

この条例は、法人税率、法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割の導入時期及びグリーン化特例以外は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第17号について説明申し上げます。

津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例でございますが、これは、先ほどの農業委員会の定数の変更に伴うものでございまして、第8条のところにあります農業委員会の会長、農業委員及び農地利用最適化推進委員の能率給の支給方法について、下のように定めるものでございます。

このたび現行の会長の報酬額を、21万3,400円から24万円に、会長代理の報酬額を定めておりましたが、これはなくしております。それで農業委員のほうの報酬額を年額19万1,100円から20万4,000円に変えるものでございます。それから、農地利用最適化推進委員も同額での報酬額ということでもあります。それをあわせまして、能率給というものがそれぞれの職種によって加わっておりますが、これは農地集積等々を行った場合に、国のほうから交付金が出てくると、それを能率給として支給していいというものでありますが、我が町の場合は、集積率が高いために、余りこの集積による交付金の増額は余り期待できないところでありますが、規定上、この項目を加えておるものであります。

附則としまして、この条例は平成29年12月1日から施行するというものでございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第18号を説明をさせていただきます。
津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

別表中1の青原アパート、オレンジハイツ、ユーミー日原を削除しまして、次ページのところのに、グリーンハイツⅠ号館、Ⅱ号館が残るものでございます。

それから、別表第2でございますが、同じく青原アパート、オレンジハイツ、ユーミー日原を削除しまして、あとグリーンハイツは残るということでございまして、附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するというものでございます。

提案理由といたしましては、管理機関というふうなことで、別表第1のところの右側の欄をごらんいただければというふうに思いますが、青原アパートが平成28年3月31日まで、昨年3月で終わっております。それから、オレンジハイツ及びユーミー日原が、平成29年3月31日までというふうなことで、これまで借上賃貸住宅の供給に係る協定書の中で、この期間を定めておりましたが、その契約が満了するというので、それぞれ所有者のほうにお返しするものでございます。

参考までに、青原アパート、オレンジハイツについては、長嶺近人さん所有です。それから、ユーミー日原については、有限会社平和木工が所有しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、議案第19号について御説明を申し上げます。

平成27年に策定しました津和野町立公民館組織体制と基本計画に基づきまして、地域を協議した結果、公民館体制に変更が生じるため一部を改正するものでございます。

一部おめくりをいただきたいと思っております。新旧対照表をごらんください。

3条中「日原公民館」を「池河公民館」に改める、第15条中、審議員の人数ですが、「5人以内」を「6人以内」とする、でございます。

下の別表1をごらんいただきたいと思っております。

枕瀬、滝元の分館を統合いたしまして、「滝元枕瀬公民館」とし、池河公民館を追加をいたしまして、10公民館体制となります。

別表2をごらんいただきたいと思っております。

公民館の名称を、「日原公民館」から「池河公民館」に改めます。

分館の名称を、「日原公民館商人溪村分館」を「池河公民館商人溪村分館」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

引き続き、議案第20号を御説明申し上げます。

現在の社会教育委員の委嘱は、公民館エリアを基本としておりますので、委員が不在のエリアをなくすために一部改正するものでございます。

議案をおめくりいただいて、新旧対照表をごらんください。

第2条中の2、「委員は10人以内」というところを、「委員は12人以内」というふうに改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第19. 議案第21号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅 木部ひらの団地）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第21号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅 木部ひらの団地）、去る2月21日に選定審査会を開催し、公募者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第21号について御説明をいたします。

- 1、公の施設の名称は、「つわの暮らし推進住宅 木部ひらの団地」でございます。
- 2、指定管理者となる団体の住所、氏名は、津和野町瀧元58番地1、津和野にすも一家株式会社、代表取締役坂崎和義でございます。
- 3、指定する期間は、平成29年4月1日から平成54年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

つわの暮らし推進住宅の整備は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律PFI法に基づき実施したものでございます。

指定管理者制度につきましては、平成29年4月1日から公募により導入するものでございまして、平成28年7月29日に応募のあった2団体について、事業審査委員会での審査及び津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を25年として、「津和野にすも一家株式会社」を指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第20. 議案第22号

日程第21. 議案第23号

日程第22. 議案第24号

日程第23. 議案第25号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第22号町道上市線の路線認定についてより、日程第23、議案第25号町道滝元直地支線の路線認定についてまで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第22号でございますが、町道上市線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第23号でございますが、町道吉ヶ原線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第24号でございますが、町道滝元直地線の路線認定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第25号でございますが、町道滝元直地支線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第22号を御説明をいたします。

町道上市線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、認定をするものでございます。

路線名としては、上市線、津和野町鷺原口53番3を起点としまして、同鷺原口の2番地14を終点とする町道でございます。

1枚はぐっていただきまして、位置図をつけてございます。そして、平面図のほうをごらんいただければと思いますが、鷺原八幡宮の下手のところの高台になります。起点は、県道津和野須佐線とありますが、県道萩津和野線を起点としております。戸数としては4戸ございまして、延長としては114.6メートル、幅員が3.8から5.6メートルの道でございます。

次に、議案第23号について御説明をします。

先ほどの上市線と同様の道路法に基づいておりまして、認定をするものでございます。路線名としては、吉ヶ原線、溪村58番地14を起点といたしまして、同溪村19番1を終点とするものでございます。

1枚はぐっていただきまして、資料をつけております。全体地図が左側、右側の平面図をごらんいただいたらと思いますが、集落としては程彼でございます。

県道津和野須佐線の関係で、利用する軒数としては2戸でございまして、延長としては、323メートル、幅員としては、2.1メートルから10.6メートルというふうなことでございます。

次に、議案第24号を説明させていただきます。

道路法の第10条第3項の規定に基づき、町道滝元直地線の路線認定変更について行うものでございます。

変更前でございますが、変更になっておりますのが、延長と幅員について変更になっておるものでございます。

1枚はぐっていただきまして、全体図、平面図をつけております。

提案理由を御説明をいたしますと、当初、昨年度の段階で、国土交通省のほうから町道認定のほうを早急にというふうなお話がございまして、国土交通省がお持ちの道路台帳の延長を、町道の認定というふうなことで、議会のほうにお諮りをしたところでございますが、その後、今年度に入って測量しましたところ、国土交通省が持つておる図面のセンターと、今、進入路等がございまして、その関係で延長が短くなるというふうなことでございます。

変更前の延長が、767メートル、変更後748.2メートル、幅員について変更前が、5.2メートルから7メートル、今回変更後が、4.2メートルから28.3メートルというふうになっております。

変更後の幅員が大きく広がっておりますのは、駐車場部分について、一応全て道路というふうなことにしておりますが、国土交通省については、その部分は駐車スペースということで、道路にしていけないというふうなことですが、今回そのような扱いにさせていただきますというものでございます。

それから、議案第25号について、同じく先ほどの路線認定と、済みません、新たに路線認定ということで、道路法の第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定するものでございます。

路線名としては、滝元直地支線ということで、津和野町直地1283番地1を起点といたしまして、同直地1201番地1を終点とするものでございます。

1枚はぐっていただいて、位置をつけております。

この路線について、これまでは滝元直地線というふうなものの中に含まれて、対応を考えておったんですが、業者のほうに測量をお願いしたんですが、竹中さんの家が上流部にございまして、その関係もありまして、新たに路線を認定しないといけないだろうというふうなことになりまして、今回提案をさせていただくものでございます。

国土交通省とも、境界等については確認をさせていただいて、延長については、42.8メートル、幅員が6メートルから15.3メートルということになっておるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、10時30分まで休憩といたします。

午前10時14分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

.....

日程第24. 議案第26号

日程第25. 議案第27号

日程第26. 議案第28号

日程第27. 議案第29号

日程第28. 議案第30号

日程第29. 議案第31号

日程第30. 議案第32号

日程第31. 議案第33号

日程第32. 議案第34号

日程第33. 議案第35号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第26号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第7号）より、日程第33、議案第35号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）まで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第26号でございますが、平成28年度津和野町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ7,758万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ91億3,287万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第27号でございますが、平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ2,160万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ11億6,838万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第28号でございますが、平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ2,358万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億3,839万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第29号でございますが、平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出それぞれ93万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ2億9,535万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第30号でございますが、平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ184万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ7億7,262万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第31号でございますが、平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ240万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億7,834万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第32号でございますが、平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ11万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ550万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第33号でございますが、平成28年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ225万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ7,013万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第34号でございますが、平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ38万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億4,925万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第35号でございますが、平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）についてでございます。収益的収入を2,175万3,000円追加し、予算総額7億6,855万2,000円、収益的支出を同じく2,175万3,000円追加し、予算総額7億6,542万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第26号を御説明をいたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。総務費の定住促進住宅整備事業でございますが、隣接地所有者との境界確認に不測の日数を要したため1,204万3,000円を繰り越すものです。終期につきましては、29年5月末を予定をしております。

次に、第2次津和野町総合振興計画策定業務でございますが、素案の修正等に不測の日数を要したため189万円を繰り越すものです。終期につきましては、29年5月末を予定をしております。

次に、民生費の臨時福祉給付金経済対策分給付事業でございますが、国の補正予算の成立に伴いまして、平成29年5月から臨時福祉給付金を支給するもので、3,782万7,000円を繰り越すものです。終期につきましては、29年9月末を予定をしております。

続きまして、津和野町障害者福祉センター作業施設整備事業でございますが、就労継続B型事業で実施する自宅作業内容につきまして、民間事業者との調整に不測の日数を要したため350万円を繰り越すものでございまして、終期は、29年5月末を予定をしております。

それから、保育所等整備補助事業でございます。山のこども園うしのしっぽの整備に係ります農地転用手続に不測の日数を要したため2,692万5,000円を繰り越すもので、終期は、29年9月末を予定をしております。

次に、農林水産業費の野生食肉加工施設整備事業でございますが、設計書の作成等に不測の日数を要したため350万円を繰り越すもので、終期は、29年6月末を予定をしております。

それから、合板・製材生産性強化対策交付金事業でございますが、国の補正予算の成立に伴いまして、29年度実施計画の造林事業を前倒し予算化し、翌年度へ3,220万3,000円を繰り越すものでございまして、終期は、30年の3月末を予定をしております。

次に、土木費の地積調査事業でございますが、一筆調査での境界確認に不測の日数を要したため848万円を繰り越すもので、終期は、29年5月末を予定をしております。

それから、道路橋定期点検業務でございますが、橋梁点検時に、隣接地の立木伐採が必要となりまして、地権者等との承諾に不測の日数を要したため846万8,000円を繰り越すものでございます。終期は、29年7月末を予定をしております。

それから、倉地橋ほか修繕調査設計業務でございますが、当該橋梁の健全度の判定の結果、早期な修繕を要することが判明をいたしましたので、補正予算成立後の発注が3月末となるために240万円を繰り越すものでございまして、終期は、29年5月末を予定をしております。

次に、教育費の藩校養老館調査保存修理事業でございます。建築基準法の適用除外規定の指定に係る申請書類の作成に当たりまして、関係機関との協議に不測の日数を要したために5,716万1,000円を繰り越すものでございます。終期につきましては、29年6月末を予定をしております。

それから、津和野城跡整備事業でございますが、県立自然公園の特別地域に該当いたします事業予定地に係る関係機関等との調整に不測の日数を要したために、2,530万円を繰り越すものでございまして、終期は、29年9月末を予定をしております。

次に、現年農地農業用施設災害復旧事業でございますけれども、2度にわたります入札不調によりまして、発注業務に不測の日数を要したため283万5,000円を繰り越すものでございまして、終期は、30年3月末を予定をしております。

最後に、過年農地農業用施設災害復旧事業でございますが、県の名賀川助成事業の一部が翌年度に繰り越しとなりまして、隣接します当該事業の年度内完了が見込めなくなったために5,460万1,000円を繰り越すものでございまして、終期のほうは、30年3月末を予定をしております。

それでは、1枚めくっていただきまして、第3表の地方債補正の変更でございます。総額で7,960万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、28ページをお開きください。また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせてごらんいただいたらというふうに思っております。

また、今回の補正全体を通しまして、人件費の関連費目につきまして、一般職の給与額や年度中に変更が生じた諸手当の確定、それから、共済組合の追加費用及び退職手当組合特別納付金の確定によるものなどを計上をしておるところでございます。

まず、総務費の企画費でございます。需用費といたしまして、1枚めくっていただきまして、30ページでございますが、第2次津和野町総合振興計画の印刷製本費189万円を新たに計上をしております。委託料といたしまして、事業中止によります地域おこし協力隊員用住宅改修設計監理業務委託料147万3,000円を減額をしております。工事請負費としまして、同じく、先ほどの住宅改修工事540万円を減額をしておるところでございます。

情報処理費の使用料及び賃借料としまして、基幹系システム機器更新に係りますリース開始月の変更によるリース料450万円を減額をしております。

住民協働推進事業費の委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、32ページでございますが、畑迫地区つわの暮らし推進住宅の繰り延べによります測量設計業務委託料113万5,000円を減額、同じく公有財産購入費としまして、土地購入費の繰り延べによります用地購入費263万円を減額をしております。

それから、生活バス対策費の負担金補助及び交付金としまして、実績に伴います生活バス確保路線補助金212万3,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、地域情報化推進事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、平成25年災害復旧工事及びケーブルセンターの修繕工事に係ります鹿足郡事務組合負担金613万3,000円を新たに計上をしております。

それでは、飛びますが、42ページをごらんください。

民生費の社会福祉総務費でございます。工事請負費といたしまして、障害者作業施設建設工事300万円を新たに計上をしております。

繰出金といたしまして、国保、介護、後期高齢者医療特別会計への繰出金、762万9,000円を減額をしております。

それでは、50ページをごらんください。

衛生費の保健衛生総務費でございます。扶助費といたしまして、医療費の増による乳幼児等医療費助成金195万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、医療対策費でございます。報酬といたしまして、報酬額の確定に伴いまして、医師確保対策専門監報酬192万2,000円を減額をしております。貸付金といたしまして、希望者がなかったため、津和野町医学生奨学金240万円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、56ページでございます。

農林水産業費の農業振興費でございます。報酬としまして、地域おこし協力隊員及び集落支援員の実績見込みの減によりまして、委員報酬368万3,000円を減額、1枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金としまして、決算見込みの確定によりまして、新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金518万2,000円を減額、補助金額の確定によりまして、農業施設機械等導入及び整備補助金372万2,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、60ページ、農業担い手支援センター費の積立金といたしまして、積立額の減額に伴いまして、産業後継者育成基金積立金500万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費でございます。報酬といたしまして、地域おこし協力隊員の実績見込みの減によりまして、委員報酬314万円を減額、旅費といたしまして、同じく実績見込みの減によりまして、費用弁償156万1,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、64ページでございますが、町行造林事業費の委託料といたしまして、事業費の確定減及び国のTPP関連の補正予算の成立に伴う事業費の増によりまして、補助分の下刈り等委託料3,050万5,000円を増額をしております。

それから、林地崩壊防止事業費の工事請負費といたしまして、事業精算に伴いまして、林地崩壊防止工事137万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費でございます。報酬といたしまして、地域おこし協力隊員の応募者がなかったことによりまして委員報酬192万7,000円を減額、委託料といたしまして、実績見込みによる日原賑わい創出拠点づくり事業設計監理業務委託料228万4,000円を減額、工事請負費といたしまして、同じく

実績見込みによります日原賑わい創出施設整備工事307万4,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして水路調査・設計業務事業の延期に伴います設計業務委託料1,108万8,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、70ページでございます。

土木費の土木総務費でございます。繰出金といたしまして、下水道事業特別会計への繰出金818万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路橋梁総務費の委託料といたしまして、道路長寿命化対策事業費への組み替えによりまして、橋梁点検委託料2,400万円を減額をしております。

道路維持費の委託料といたしまして、このたびの降雪に伴います除雪作業委託料1,300万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路長寿命化対策事業費の委託料といたしまして、倉地橋ほかの長寿命化対策事業測量設計業務委託料225万4,000円を新たに計上しております。

それから、道路橋梁総務費からの先ほどの組み替えによりまして、橋梁点検委託料2,110万円を増額をしております。工事請負費といたしまして、山根橋ほかの実績に伴いまして、長寿命化対策工事費228万円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、78ページでございます。

住宅管理費の工事請負費といたしまして、小川団地ストック改善工事を次年度へ繰り延べたことによりまして、1,500万円を減額、それから、負担金補助及び交付金としまして、耐震診断及び改修助成の申し込み者がなかったことによりまして、木造住宅耐震化促進事業補助金267万円を減額、それから、補償補填及び賠償金としまして、先ほどの小川団地ストック改善工事の繰り延べによりまして400万円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、82ページでございます。

消防費の非常備消防費でございます。報償費としまして、消防団員5名分の退職報償金342万円を増額をしております。

災害対策費の工事請負費といたしまして、1枚めくっていただきまして、84ページでございますが、防災行政無線整備工事の入札減及び精算減額に伴いまして4,969万9,000円を減額をしております。

広域市町村圏事務組合消防費の負担金補助及び交付金としまして、一般負担金の精算及び救急車の入札減等によりまして、広域市町村圏事務組合消防費負担金688万1,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、86ページでございます。

教育費の教育諸費でございます。もう1枚めくっていただきまして、88ページでございますが、使用料及び賃借料といたしまして、学校ICT機器導入入札減に伴いますリース料474万円を減額をしております。

それでは、ちょっと飛びまして、102ページをごらんください。

森鷗外記念館費の需用費といたしまして、1枚めくっていただきまして、104ページでございますが、常設展示室の空調等の修繕料152万1,000円を増額をしております。

それから、安野光雅美術館費の需用費といたしまして、館外展用のグッズの売り上げ増に伴います消耗品170万1,000円を増額、リーフレット等の印刷の見込みの額の確定に伴いまして、印刷製本費274万2,000円を減額、冷温水器発生機等修繕料として161万3,000円を増額をしております。

積立金といたしまして、安野光雅美術館整備基金への積立金200万円を新たに計上をしております。

それでは、116ページをごらんください。

災害復旧費の過年農地農業用施設災害復旧費でございます。工事請負費といたしまして、精算見込みによる増減及び補助災に付随する町単独工事の精算増によりまして、災害復旧工事2,339万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、118ページでございますが、過年林道災害復旧費の工事請負費といたしまして、実績に伴います減額により、災害復旧工事326万5,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、公債費でございます。元金でございますが、償還金利息及び割引料としまして、償還額の確定に伴いまして、長期債元金135万6,000円を減額をしております。利息の償還金利息及び割引料としまして、償還額の確定に伴いまして、長期債利息810万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、諸支出金の国県支出金還付金でございます。償還利息及び割引料といたしまして、精算に伴いまして、過年度分の生活保護費国庫負担金返還金2,356万8,000円等、総額で3,198万円を新たに計上をしております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、12ページのほうにお戻りください。

まず、地方交付税でございます。普通交付税を1億1,351万5,000円増額をしております。

次に、使用料及び手数料でございます。農林水産業使用料といたしまして、使用実績の減に伴います津和野町地域食材供給施設、CAS凍結センターでございますが、こちらの使用料150万円を減額をしております。

それから、教育使用料といたしまして、入館者数の減に伴いまして、森鷗外記念館入館料218万1,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金でございます。災害復旧費国庫負担金といたしまして、過年農地農業用施設災害復旧事業の精算見込みに伴います災害復旧費負担金433万7,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費国庫補助金といたしまして、藩校養老館整備事業の工事費概算払分に係ります補助金申請を次年度で受けることに伴いまして、集約促進景観・歴史的風致維持形成推進事業費補助金1,742万6,000円を減額をしております。

それから、土木費国庫補助金といたしまして、道路新設改良事業費の精算に伴う増減と、日原賑わい創出拠点事業の実績見込みに伴います減及び歴史的風致維持向上事業水路調査・設計業務事業の次年度以降への延期に伴います減等による社会資本整備総合交付金2,120万6,000円を減額をしております。

次に、県支出金でございます。民生費県補助金といたしまして、確定見込みによる第3子以降保育料軽減事業補助金105万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費県補助金としまして、実績に伴いまして、新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業費補助金208万4,000円を減額、それから、交付額の確定に伴いまして、機構集積支援事業費補助金113万3,000円を減額、同じく交付額の確定に伴いまして、合板・製材生産性強化対策交付金事業費補助金196万6,000円を増額、国のTPP関連補正予算の成立に伴いまして、合板・製材生産性強化対策交付金事業費補助金2,944万8,000円を新たに計上をしております。

委託金でございますが、総務費委託金としまして、精算に伴います参議院議員通常選挙委託金172万1,000円を減額をしております。

次に、財産収入の物品売払収入でございます。安野光雅美術館におきますグッズの売払収入658万9,000円を増額をしております。

それから、不動産売払収入といたしまして、町田の町有地の売払処分に伴います町有地売払収入295万9,000円を新たに計上をしております。

次に、寄附金でございます。1枚めくっていただきまして、20ページでございますが、商工費寄附金といたしまして、日原賑わい創出事業に対する商工振興寄附金1万円を新たに計上をしております。

次に、繰入金でございます。財政調整基金繰入金9,800万円を減額、農業施設機械等の導入及び整備補助金の確定に伴いまして、産業後継者育成基金繰入金372万3,000円を減額、医師確保対策専門監の報酬及び津和野町医学生奨学金の額の確定見込みに伴いまして、地域医療推進基金繰入金372万2,000円を減額、学校ICT機器導入入札減に伴いまして、津和野町ICT整備基金繰入金486万6,000円をおのおの減額をしております。

次に、諸収入でございます。高額医療費の返納金としまして、額の確定見込みに伴います乳幼児等医療費高額返納金122万2,000円を増額しております。

雑入といたしまして、消防団員5名分の消防退職報償金342万円を増額、総務財政課分といたしまして、しまね地域医療支援センターへの派遣職員の人件費負担金ということで、センターのほうから194万9,000円を新たに計上しております。それから、つわの暮らし推進課では、降雪によりますケーブルセンターの雨どいの破損修理に対しまして、共済金として118万6,000円を新たに計上しております。

最後に、1枚めくっていただきまして、町債でございます。総務債の過疎対策事業債といたしまして、定住促進住宅、小柴邸でございますが、こちらの用地購入費を合併特例債から過疎債へ組み替えたことに伴います増、それと、畑迫地区のつわの暮らし推進住宅の土地購入費等の繰り延べに伴います減により、定住促進団地整備事業810万円を増額しております。

一般単独事業債としまして、先ほどの用地購入費を過疎債へ組み替えたことによりまして、合併特例1,140万円を減額しております。

それから、農林業債の過疎対策事業債としまして、産業後継者育成基金積み立てへの減額に伴います過疎地域自立促進特別事業500万円を減額、公有林整備事業としまして、事業費の確定減に伴いまして町行造林事業150万円を減額しております。

それから、商工債の過疎対策事業債としまして、実績見込みによる日原賑わい創出施設整備事業の増、それと、歴史的風致維持向上事業水路調査・設計業務事業の次年度以降への延期に伴います減によりまして、観光施設整備事業320万円の増額、それから、実績見込みによります日原賑わい創出拠点づくり事業委託料の減によりまして、過疎地域自立促進特別事業340万円を減額しております。

それから、土木債の一般単独事業債といたしまして、小川団地ストック改善事業を次年度へ繰り延べたことによりまして、合併特例2,020万円を減額、それから、林道柳二俣線ののり面改良工事等の実績見込みによりまして、防災対策事業110万円を減額しております。

それから、消防債の緊急防災・減災事業債といたしまして、防災行政無線整備工事の入札減及び精算減額に伴いまして、5,050万円を減額しております。

最後に、教育債の過疎対策事業債といたしまして、特別支援教育支援員等配置事業等の精算見込みに伴いまして、過疎地域自立促進特別事業380万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） それでは、議案第27号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページをお開きください。

総務費一般管理費の電算保守管理委託料28万1,000円の減につきましては、電算の保守管理委託料、総務財政課のほうにおきまして、一般会計で一括計上しておりますけれども、国保会計のほうでもですね、当初予算で計上しております、二重計上となっておりますので、減額するものでございます。

めくっていただきまして、12ページ、保険給付費の一般被保険者高額療養費550万円の増につきましては、実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、出産育児一時金42万円の増につきましては、実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、16ページ、高額医療費共同事業拠出金合計1,682万5,000円の減につきましては、共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、18ページ、特定健康診査等事業費の委託料97万7,000円の減につきましては、特定健診の受診実績見込みの減によるものでございます。

めくっていただきまして20ページ、疾病予防費の人間及び脳ドック委託料28万8,000円の減につきましては、ドック受診実績見込みの減によるものでございます。

続いて、歳入に戻ります。戻っていただきまして8ページをごらんください。

国庫支出金及び県支出金の高額医療費共同事業負担金、それぞれ53万1,000の増につきましては、負担金の確定によるものでございます。

共同事業交付金合計2,540万7,000円の減につきましては、共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の確定によるものでございます。

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金合計146万7,000円の増につきましては、保険税軽減分及び保険者支援分の確定見込みによるものでございます。

職員給与費等繰入金26万1,000円の減及び出産育児一時金等繰入金28万円の増につきましては、歳出でも説明しました一般管理費及び出産育児一時金の増減によるものでございます。

その下のその他一般会計繰入金125万4,000円の増につきましては、地方単独事業カット分の確定によるものでございます。

次に、議案第28号を御説明いたします。

歳出につきましては、10ページからでございますが、12ページをごらんください。

総務費一般管理費の制度改正によるシステム改修委託料1万1,000円の減につきましては、見積もりの減によるものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、介護認定審査会費の委託料合計47万円の減につきましては、主治医意見書作成及び訪問調査の実績見込みによるものでございます。

同じく負担金補助及び交付金16万3,000円の減につきましては、益田地域広域市町村圏事務組合負担金の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、16ページから27ページの保険給付費でございます。これの負担金補助、交付金であります。まず、16ページの居宅介護サービス給付費875万円の減、地域密着型介護サービス給付費530万円の減、施設介護サービス給付費800万円の減、居宅介護福祉用具購入費8万円の増、居宅介護住宅改修費140万円の減、それから、2枚めくっていただきまして、20ページの介護予防サービス給付費480万円の減、介護予防福祉用具購入費52万円の減、介護予防住宅改修費80万円の減、めくっていただきまして、22ページ、診査支払手数料17万円の減、めくっていただきまして、24ページ高額介護サービス等費30万円の増、それから、めくっていただきまして、26ページでございます。特定入所者介護サービス費230万円の減、特定入所者介護予防サービス費25万円の減につきましては、それぞれ実績見込みによる増減でございます。

めくっていただきまして、28ページ、介護給付費準備基金積立金1,600万円につきましては、保険給付費の減少等により基金積み立ての額を増額するものでございます。

めくっていただきまして、30ページ介護予防二次予防事業費合計6万7,000円の減、それから、介護予防一時予防事業費合計4,000円の減、めくっていただきまして、32ページ、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費合計553万3,000円の減、それから、任意事業費合計2万3,000円の減につきましては、それぞれ各事業における委託料等の実績見込みによるものでございます。

続きまして、歳入に移ります。8ページをごらんください。

介護保険料合計354万4,000円の増、使用料及び手数料4,000円の増、国庫支出金合計363万2,000円の増、支払基金交付金合計1,447万5,000円の減、県支出金合計616万6,000円の減につきましては、それぞれ実績見込みによる増減であります。

一般会計繰入金の介護給付費繰入金398万8,000円の減につきましては、実績見込みによるものでございます。

包括的支援事業、任意事業繰入金555万6,000円の減につきましては、確定によるものでございます。

めくっていただきまして、10ページでございます。

事務費繰入金56万5,000円の減につきましては、歳出でも説明しました一般管理費の減によるものでございます。

続きまして、議案第29号を御説明いたします。

歳出につきましては、10ページからでございますが、12ページをお開きください。広域連合納付金27万6,000円の減につきましては、保険料の収納実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、他会計繰出金66万3,000円の減につきましては、後期高齢者健康診査受託事業等の減によるものでございます。

続きまして、歳入に移ります。8ページにお戻りください。

後期高齢者医療保険料合計27万6,000円の減につきましては、保険料の収納実績見込みによるものでございます。

繰入金の事務費繰入金23万9,000円の減につきましては、これまで健診郵送委託料を広域連合から受け入れた後に、一般会計へ繰り出しをしていたものをですね、繰り出しを中止したことによるものでございます。

諸収入の健康診査事業費受託事業収入42万4,000円の減につきましては、実績見込みによるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第30号を御説明いたします。

まず、4ページをごらんください。

第2表地方債の補正の変更でございます。簡易水道債の借入限度額を390万円の減額、水道施設災害復旧債の借入限度額を100万円減額するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出のほうから説明いたします。12ページをごらんください。

水道管理費の需用費につきましては、修繕料といたしまして、門林浄水場のろ過砂の購入、それから、開閉台の修繕、調整弁の修繕で97万920円、それから、商人浄水場におきまして汚濁が発生いたしましたので、ろ過膜の設置等90万1,800円、左鍍浄水場におきまして、先日の落雷によりまして計装盤が故障いたしましたので、その修繕としまして38万8,800円、山根橋の水道管の修繕工事で25万560円等、合計で280万3,000円を計上いたしております。

委託料でございますが、公営企業化が30年の4月に延びたために、法適用の推進に係る支援業務委託料を次年度に回したため387万3,000円を減額しております。

工事請負費では、町道茶ノ木原線の実績により35万円の減額でございます。

備品購入費としまして、大変、最近、漏水が多く発生いたしております。そのため、漏水の調査を行うために、漏水探知機の導入を考えておりまして302万4,000円計上いたしております。

負担金補助及び交付金でございます。青原橋水道管の橋架の工事の負担金が250万円減額するものでございます。

続きまして、14ページでございます。

簡易水道施設災害復旧費につきましては、委託料で、門林の設計業務でございますが、入札減によりまして94万8,000円の減額といたしております。

それでは、戻りまして、歳入のほうを御説明いたします。10ページをごらんください。

分担金といたしまして、2件の加入が見込まれるということで27万円を計上いたしております。

それから、給水収入といたしまして、徴収率の増等を考え、現年分300万円、滞納分を40万円増額いたしております。

手数料といたしまして、閉開栓の増ということで15万5,000円の増額を行っております。

それに伴いまして、一般会計繰入金としまして68万9,000円の減となっております。

雑入といたしまして、町道茶ノ木原線の移設補償金等で8万円の減でございます。

簡易水道債につきましても、公営企業化の延長に伴いまして390万円の減、簡易水道施設災害復旧債につきましても、門林工事の減で100万円の減を計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第31号を御説明いたします。

4ページをお開きください。第2表地方債の補正の変更でございます。

下水道債の借入限度額を20万円を減額する変更でございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

12ページの歳出をごらんください。業務費でございます。

旅費といたしまして、全国下水道推進大会が、熊本の地震によりまして中止になりました、それに伴いまして6万2,000円の旅費の減額を行っております。

環境費としまして、舗装の修繕としまして100万円の増額の計上を行っております。

委託料としまして、施設管理業務委託料の実績に伴いまして11万5,000円の減額、処理場費としまして、同じく委託料でございますが37万8,000円の減額、施設整備費としまして、町単事業の減ということで、工事請負費を285万円の減額を行っております。

戻りまして、歳入でございます。10ページをごらんください。

受益者負担金の分担金でございます。5件の増が見込まれるということで、104万円を計上いたしております。また、滞納分につきましては、滞納分がございませんでしたので1万円の減額を行っております。

下水道使用料につきましては、徴収率の増ということで、現年分を178万円増額をいたしております。

一般繰入金としまして、それぞれの歳入、それから歳出等で818万円の減を見込んでおります。

雑入としまして、町道茶ノ木原線の移設補償がなくなったために35万円の減でございます。

消費税の還付としまして351万5,000円を増加計上いたしております。

下水道債でございますが20万円の減額を計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第32号を御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、10ページをごらんください。

業務費の委託料につきましては、施設管理委託料が実績で下がりましたので11万3,000円の減額を行っております。

戻りまして、歳入でございます。8ページでございます。

農業集落排水の使用料につきましては、使用料の増ということで、現年分7万2,000円を増額いたしております。

それに伴いまして、一般会計繰入金としまして18万5,000円の減額を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、議案第33号を御説明いたします。

まず、歳出のほうでございます。10、11ページをごらんください。

総務費の負担金補助及び交付金599万5,000円の減額分は、実績見込みによるものであります。

1ページ戻りまして、歳入の8ページをごらんください。

患者数の減少に伴い、実績見込みとして、外来収入は286万3,000円の減額となります。

保健予防活動収入99万円の増額分は、インフルエンザ等予防接種によるものであります。

雑入の61万円の減額分は、日原地域の住宅使用料によるものでございます。

県補助金22万5,000円の増額分は、医療介護総合確保促進基金市町村支援事業の訪問診療支援費の補助金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第34号を御説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助及び交付金719万7,000円の減額は、実績見込みによるものであります。

1ページ戻っていただきまして、歳入の8、9ページをごらんください。

介護老人保健施設事業収入の施設療養収入及び施設利用料収入については、実績見込みによる金額をそれぞれ計上しております。

訪問看護事業収入の239万4,000円の減額分についても、実績見込みによるものであります。

入所者等の減少に伴い、収入額が減少したため、基金繰入金として2,122万2,000円を計上しております。

県補助金16万2,000円の増額分は、医療介護総合確保促進基金市町村支援事業費の訪問看護ステーション支援費の補助金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第35号を御説明いたします。

収益的予算の3ページをごらんください。

下段の収益的支出の医業費用、給与費の2万7,000円、経費の交付金2,004万3,000円は、実績見込みによる増額分であります。

医業外費用の消費税及び地方消費税の確定見込み額として、168万3,000円を計上しております。

上段の収益的収入をごらんください。

医業収益の入院収益1,258万3,000円、外来収益543万9,000円は、実績見込み額によるものであります。

医業外収益の他会計負担金の2万7,000円は、先ほどの給与費の一般会計の負担金であります。

その他医業外収益75万5,000円の減額は、診断書、おむつ代等によるものであります。

補助金445万9,000円の増額は、非常勤医師の交通費、看護師等学校訪問の交通費、医療クラーク等の補助金でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 執行部からの説明は、以上で全て終わりました。

ここで、執行部から報告事項が……（発言する者あり）あつ、そうか。

提案理由の説明を終わります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時27分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第34. 町長施政方針

○議長（沖田 守君） 日程第34、町長施政方針。

町長。

○町長（下森 博之君） 平成29年第2回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成29年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

平成25年7月28日に発生した豪雨災害から4年の歳月がたとうとしております。「これまで経験したことのない」という气象台の表現は、雨量のみならず復旧事業にも当てはまるかのごとく、被害が甚大で試行錯誤の毎日でありましたが、関係各位の御支援をいただきながら、県施工の名賀川河川災害復旧助成事業の一部工区を除き、災害指定により定められたスケジュール内においておおむね災害復旧工事を終了することができました。

本町の災害復旧工事は、査定ベースで446件、その後、廃工を31件行い、計415件のうち、県助成事業関連で農地・農業用施設災害復旧工事2件が平成29年度の完成となります。また、小災・単独災害復旧工事についても、公共災、農災7件を繰り越しいたします。

いまだ御迷惑をおかけしております方々には、おわび申し上げますとともに、最後まで気を抜くことなく復旧事業を完遂する所存でございますので、いましばらく御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

災害復旧の事業費としては、約43億8,000万円を要しました。このうち、国県補助金が約21億5,000万円、起債が約12億8,000万円、一般財源が約9億5,000万円となり、やむを得ない事情とはいえ、現実として本町の財政に対して甚大な影響が生じております。

平成17年の合併以来、本町は徹底した行財政改革と財政の健全化に取り組んでまいり、主要な財政指標のうち平成27年度決算において実質公債費比率が10.9%、将来負担比率が89.1%となるなど、順調にその成果を見るに至っております。

しかしながら、合併11年目となる平成28年度より、合併算定替えの特例期間が終了し、段階的な普通交付税の縮減が始まっている状況において、災害復旧にかかわる起債残高の増は現実的な課題として今後の財政運営に影を落とします。あわせて、CATV施設や役場庁舎の老朽化など、今後の財政に大きな影響を与えることが予想される課題を抱えており、慎重なる検討を進める必要があります。

詳しくは後述いたしますが、CATVについては、現在の施設は機材等設備の老朽化が進み、放送サービスを継続することが困難な状況となっております。99%の世帯が加入をする、住民生活に欠かすことのできない社会資本であり、放送サービスを提供し続ける行政責任を果たす観点から、施設の更新は避けられない課題であると認識をしております。

また、全国的に大地震を初めとする災害が頻発をしている中、災害対策本部となる役場庁舎が耐震基準を満たしていない状況は、早急な対策を施す必要に迫られております。

財源として予想される合併特例債の期限が平成32年に近づいてきている中で、本庁舎、津和野庁舎の対策について、平成29年度より検討に入る予定であります。日原開発センターの昭和48年建設における施工不良に伴う使用禁止問題がこのたび浮上したことにより、財政面において複雑かつ難解な検討を余儀なくさせられる事態に陥っております。

現時点において明確な方針を示すことは困難であります。住民生活に直結するこれらの重要なプロジェクトについて、国の補助金をはじめ、より有利な財源の確保に全力を挙げるとともに、実質公債費比率等、将来的な財政への影響を慎重に考慮しながらできるだけ早く判断し、方針をお示しできるよう努力をしております。

一方で、不測の事態が重なる厳しい状況ながらも、全国的に展開されている地方創生の流れにおいて、本町固有の財政的制約を理由におくれをとることは許されないとも認識をしております。

本町の人口動態は、社会増減において、平成22年までは転出が転入を上回る社会減が100人程度で推移をしていたものが、平成27年に10人、平成28年に14人と急速に改善をしてきており、これまでさまざまに講じてきた人口減少対策の効果が数字としてあらわれ始めていると認めております。

また、町内各地域で尊いまちづくり活動に励んでおられる町民の皆様のおかげであると感謝をするものであります。念願の社会増へあと一歩というところへ差しかかる明るい兆しの中、社会増は子供の出生数の増につながり、自然増減へもよき影響を与えることから、一層の対策を進めていかなければならないと考えております。

言うまでもなく、人口減少は地域経済の縮小という悪影響をもたらし、地域活力を失わせるとともに、これまで本町において守り受け継がれてきた伝統文化や自然を次代に引き継いでいく人材の減少を意味します。

本町が将来にわたって存続していく上での最重要課題であるということは間違いありません。長年にわたってもたらされた人口減少が、早急に解決できる簡単なものではないとも自覚をしておりますが、今後予測される厳しい財政状況により本町の定住施策が後退することのないように、国や県との連携を有効に活用しながら知恵を絞り、その取り組みを進めてまいりたいと思っております。

特に観光については、このたび協定を締結する山口県央連携都市圏域形成に大きな期待を寄せております。これは、山口市、宇部市を中枢都市として、萩市、防府市、美祇市、山陽小野田市、そして私ども津和野町が参画をし、連携協約を結ぶもので、観光を中心とした経済対策の取り組みを行っていく計画であります。

具体的などころでは、日本遺産と世界遺産の連携、道の駅の連携などが挙がっており、インバウンド対策も含めた本町の観光振興に大きな可能性を持つものとして期待を寄せております。

日本遺産については、初年度に認定をいただいた効果が大きく、文化庁と国交省による観光振興プログラムのモデル地区に本町を候補としていただいております。これにより、観光振興事業にかかわる特別な国のメニューが活用可能となり、自己負担部分の財政に与える影響を考慮しながらにはなるものの、こうした動向を追い風として観光振興に活かしてまいりたいと考えております。

そのほか、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道を初めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、平成29年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてでございます。

平成27年度一般会計の歳入歳出差し引き額は2億6,001万3,000円、実質収支は1億3,313万6,000円の黒字でありました。経常収支比率は87.0%と対前年度比1.2ポイントの改善となりましたが、依然として高い状況が続いております。

また、主要財政指標である実質公債費比率につきましてもは10.9%と、対前年度比0.5ポイントの改善傾向にあります。全国的に見ますと依然として高い水準であります。

また、地方債につきましても、有利な地方債を活用するとともに新規発行の抑制に努めてきたところですが、災害復旧事業債を引き続き発行したことにより、前年度比4億3,064万6,000円の増となり、平成27年度末には123億6,006万9,000円となりました。積立金につきましても、財政調整基金及び減債基金とで前年度比1億1,284万5,000円の増となり、平成27年度末には29億859万2,000円となったところであります。

自主財源である税収につきましても、固定資産税の償却資産の減少等により減額が見込まれ、町税全体では前年度比615万8,000円、0.9%の減額を見込んでおります。

また、本町は歳入の約48%を占める地方交付税をはじめとする依存財源に大きく左右される状況にあります。国の地方財政計画においては「まち・ひと・しごと創生事業費」が計上され、普通交付税の算定費目に、関連する臨時費目が設けられました。

また、29年度も引き続き、平成の合併により変化した市町村の姿を踏まえた算定見直しが見込まれます。しかしながら本町におきましても、普通交付税における合併特例加算分の段階的な減少の2年目を迎えます。また、各費目の測定単位においては、平成27年国勢調査人口等の置きかえにより、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税をはじめとする歳入の確保に努力をしてまいります。

一方、歳出については、少子高齢化の進展による社会保障費や扶助費の増大、公共施設等の長寿命化、防災対策、文化財整備等の投資的経費が増加することにあわせ、他会計への繰出金も増加傾向にあり、昨年に引き続き財源不足分を基金で充当する結果となりました。さらなる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを勘案し、優先順位づけをした中で事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてであります。

平成29年度当初予算編成におきましては、自主財源の根幹をなす町税や地方交付税の伸び悩みなど、一般財源そのものの増収が見込めないことから、引き続き対前年度比マイナスシーリングの一般財源枠配分方式を採用した予算編成といたしました。

平成29年度の重点施策といたしましては、「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に係る事業」を柱として編成したところであります。

なお、配分枠予算を堅持しつつ重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、さらなる経費の節減に努め、後年度負担にも配慮しながら基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中でより効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、平成29年度の一般会計予算額は77億3,400万円、前年度当初予算額79億4,500万円に対し、2億1,100万円の減額、率にして2.7%減、一般財源総額では、56億3,398万9,000円となり、前年度一般財源総額55億2,941万円に対し、1億457万9,000円の増額、率にして1.9%の増額予算となっております。

行財政改革の推進についてであります。

本町の行財政改革につきましては、平成27年度に策定をした第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、8項目の重点課題それぞれに具体的な取り組みを行い、町税等の収納率の向上など、行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めてまいります。

昨年度は、ふるさと納税の事業を大幅に見直し、クレジット納付の導入、お礼の記念品のリニューアル等にも取り組み、年度別の寄附額が過去最高を記録したところであります。今年度は、株式会社Founding Baseと協力をしながら、年間の寄附額2,000万円を目指し、事業のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町が出資をしております第三セクターにつきましては、今年度において3社が統合する予定であり、さらなる経営健全化と経営基盤の強化を図ってまいります。

行政評価制度につきましては、第2次津和野町総合振興計画の主要指標に基づき、段階的に評価検証を実施してまいりたいと考えております。

住民協働のまちづくりの推進についてでございます。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、引き続き、12地域で組織されているまちづくり委員会との協働により、地域課題解決のための取り組みを進めてまいります。また、平成30年度以降の取り組みについて、それぞれのまちづくり委員会と意見交換会を実施し、安心して住み続けられるまちづくりを住民の皆さんと協働して推進してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、津和野町男女共同参画計画に基づき設定した数値目標に対する進捗状況の検証を行い、目標達成を目指します。また、島根県男女共同参画サポーターと連携をし、出前講座を実施するなど地域や若い世代への啓発活動を充実させ、男性も女性もともに対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を推進いたします。

税収対策についてでございます。

平成29年度当初予算では、町税6億6,069万9,000円を計上いたしております。その内訳は、町民税2億3,586万9,000円、固定資産税3億6,138万6,000円、軽自動車税ほかは6,344万4,000円であります。

平成28年度当初予算と比較をすると、町民税においては納税者数は減少しつつも、公共工事の影響により給与所得者がふえると思われ、181万1,000円の増額を見込んでおります。固定資産税においては償却資産の減少により288万円の減額となっております。また、人口減少により、軽自動車税ほかについては508万9,000円の減額を見込んであります。

町税の賦課、徴収につきましては、適正な課税、厳格な徴収に努めてまいります。また、滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも、法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

住民保護行政についてでございます。

社会環境の変化に伴い日常生活の利便性が向上している一方で、悪質商法や詐欺の被害が後を絶ちません。

近年、消費者を狙う悪質商法の手口は複雑かつ巧妙化しており、特に高齢者を標的とした悪質商法の増加が顕著になっております。また、スマートフォン等のインターネット機器の普及に伴い、インターネット関連の消費者トラブルも年齢を問わず急増しております。

こうした状況を受けて、町民が被害者とならないように、的確な情報を提供することにより消費者意識の向上を図るとともに、町民が安全で安心した消費生活を送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めてまいります。

同和問題をはじめとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題です。

このことを踏まえ、同和問題とあらゆる人権問題の根絶を目指し、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、真に一人一人の人権が尊重される差別のない、心豊かで住みよいまちづくりに努めます。そのためには、学校、地域、職場など関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的な取り組みを行います。

差別の現実に学び、知識から認識へ、そして行動できる人材の育成に努めてまいります。

広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と、鹿足郡内の鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合が組織されております。

圏域内におきましては、いずれの自治体も人口減少問題が喫緊の課題となっており、ますます多様化する住民ニーズに的確に対応する必要があります。

今後も、各組織の業務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町と意思疎通を図りながら行財政改革にも取り組み、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、益田圏域定住自立圏の取り組みにあわせ、今年度から新たに、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目的とした、山口県央連携都市圏域形成の取り組みを進めてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてであります。

本町のまちづくり施策に関しましては、第2次津和野町総合振興計画にのっとり、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」を実現するため、引き続き町民の一体感醸成を図りながら、住民参加の協働のまちづくり体制を整備し、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

平成17年と平成22年の人口推移をもとに国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が試算をした本町の平成72年(2060年)の推計人口は2,222人となっており、平成27年度に策定をした「まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン」におきましては、平成72年(2060年)の本町の目標人口を4,816人と設定したところでございます。

平成27年に行われた国勢調査によりますと、本町の平成27年の目標人口7,524人に対し、調査結果においては7,653人と目標を129人上回る結果となりました。今後も目標実現のために平成27年度に策定をした「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」をもとに、人口減少問題に対応した施策を展開してまいりたいと考えております。

また、平成27年度に見直しを行った過疎地域自立促進計画など、計画に沿った地域振興策の推進に努めてまいりたいと考えております。

まちづくりの展開に当たっては、地域おこし協力隊員として受け入れている人材の活発な活動にも期待を寄せております。この制度を活用したファウンディング・ベース事業では、これまで津和野高校支援などの教育分野、木質バイオマス・農産物の販路拡大などの農林分野、情報発信・観光ツール開発などの観光分野で取り組みを行い、一定の成果を見ております。

平成29年度は13名の体制により、今までの実績を踏まえてさらなる地域振興に向けた取り組みを進めてまいります。また、ふるさと納税事業がより魅力的なものになるよう年度内のできるだけ早い段階で2名を追加し、重点的に取り組みを進めてまいります。その他、地域おこし協力隊制度を活用した人材登用は、農林課に13名、商工観光課に4名、教育委員会に3名を予定をしております。

芸術活動を通じた子供たちの感性と想像力を育成する事業においては、町内全ての小学校及び保育所へ活動範囲を広げてまいります。

また、引き続き、地域おこし企業人交流プログラムの活用により、株式会社シャープ様と連携をした高齢者等の見守り及び買い物支援について、拠点となる施設整備をはじめとする取り組みにより、高齢者が安心して住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

以下、津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的な施策等について述べさせていただきます。

第1章、ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり。

自然環境についてでございます。

自然環境を守り自然と共生した生活を営むことは、津和野町の魅力を高め、重要な定住要件となるとともに、後世にすばらしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切であります。

平成29年度におきましても、従来の住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブ、太陽熱利用設備等の導入助成を引き続き行い、新エネルギーの促進等を図りたいと考えております。

地球温暖化対策につきましては、CO₂削減に向けて事業所や住宅における日々の電気や燃料消費量の節減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みなどによる、ごみの減量等の積み重ねが重要でありますので、津和野町環境パートナーシップ会議を中心として町民の皆様に行動の輪が広がり、実践をしていただけるよう推進をしてまいります。

町並みの整備についてであります。

歴史的風致維持向上事業につきましては、津和野城下町を中心とした重点区域内において、JR津和野駅周辺整備計画を進めるため、空き家となっておりますJRアパートの撤去について、JR西日本広島支社と協議を重ね、方向性を定めるための設計業務を行います。

また、日原地区では、日原賑わい創出拠点づくり事業として、新年度当初、蔵2棟の改修工事に着手します。同時に周辺エリアについては、町教育委員会による日原図書館移転整備計画とも連動することで、エリア全体としてのにぎわいを創出し、生活環境を向上させることを目指します。具体的には、地方創生推進交付金事業として、カフェ棟、トイレ棟などの基本計画策定、実施設計を行い、駐車場整備等の第2期造成工事を行います。

ソフト事業として同交付金を活用し、1月に発足した日原賑わい創出推進協議会の活動として、将来、同エリアの指定管理者等を公募するための基礎資料を積み上げ、精査するための実証実験ほかの活動を行います。

次に、伝統的建造物群保存事業につきましては、伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経ております1件の整備を予定しているところでございます。

日本遺産の認定を受けた「津和野今昔～百景図を歩く」のストーリーについては、津和野町日本遺産推進協議会の協力のもと、津和野町日本遺産センターの活動を通じて、歴史・文化・自然等の魅力の情報発信を行っております。今後とも、津和野百景図を通じて魅力的なまち歩きを提案することで、まちなかの回遊を促し滞在時間の延長を目指します。

新年度においては、サンネットにちはらの協力を得て、構成文化材を紹介する番組を制作するほか、鷲舞やことし伝承400年を迎える「津和野踊」など、津和野百景図に描かれた伝統芸能の情報発信を重点的に行っていきたい考えでございます。

一方、景観保全・景観づくりにおきましては、引き続き町景観計画に基づき、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承や、身近な景観づくりを推進いたします。

環境衛生についてでございます。

高津川が一級河川水質調査で再び水質日本一に輝くよう、高津川流域全体の河川をより一層きれいで親しみを持っていただけるものとして未来の人々に伝えていくために、流域全体で水質浄化やごみの不法投棄に対して、住民の皆様と連携をして取り組みを進めてまいります。

その方策として津和野地区においては、下水道整備事業により供用開始区域の拡張、下水道認可区域外地区においては、合併処理浄化槽設置に対する補助事業の推進、また水質浄化や環境保全に取り組み、貴重な活動をされておられる住民、団体への支援をしてまいります。

しかしながら、津和野処理区の下水道への加入人口率は県内自治体と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには加入率の向上が重要な課題となっております。既に、供用開始区域となっている地区の皆様には、何とぞ御理解、御協力をいただき早期の加入をお願い申し上げます。

また、環境に深刻な影響を与えておりますごみ処理問題は、大量生産・大量消費により大量の廃棄物を生んでおりますので、限りある資源を有効に活用するために、リサイ

クル運動など環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図るため、廃棄物の3R活動への理解を深めていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

道路と交通についてでございます。

町内の道路の整備や維持管理につきましては、県道整備事業にあわせ、効率的、計画的に実施し、町民の皆様の日常生活や経済活動が円滑に行われるように努めてまいります。

まず、県道等の整備につきましては、今年度も改良工事6路線の継続、県道編入1路線（町道森野坂線）を要望するとともに、県営林道開設事業2路線（耕田内美線、三子山線）の負担金を計上しております。そのほか、町負担金を伴わない交通安全施設整備事業等につきましても、県に要望しながら整備を図ってまいります。

町道の改良工事に関しては、最大限に予算化をしており、道路新設改良工事6路線（笹ヶ谷線、木毛線、日原添谷線、高嶺線、下岡線、奥ヶ野東線）災害復旧工事により損傷した舗装繕工事、新規事業として落石対策等調査5路線（柳宿谷線、商人線、福谷線、滝谷1号線、商人線）を計画しております。商人線は、溪村地区と商人下でございます。それぞれでございます。

このほか、道路施設の長寿命化のために、橋梁3橋（岩川橋、高嶺橋、倉地橋）の修繕工事を計画しております。

町営バスに係る交通対策については、これまでの利用状況や住民からの御要望に基づき、昨年度一部の路線を変更したところでございます。中山間地域の交通対策は、高齢化が進む中であって利便性の向上が課題になっていることから、区間に応じて300円と200円になっていた運賃体系を見直し、今年度から200円に統一することとしております。

また、JR山口線との接続に配慮したダイヤ改正や観光地を周遊するバスの運行等、公共交通としての利便性の向上を図ることに加え、防長交通が運行している津和野駅～沼原線が、ことしの9月末をもって廃止する旨の方針が出されていることから、交通空白地の解消の対策として、代替交通の検討をあわせた交通体系見直しの業務を行うことといたします。今後も、利便性の向上及び効率的な運行はもとより、引き続き安全な運行に努めてまいります。

JR山口線は、私たちの日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、山口線利用促進協議会と連携をし、さらなる利便性の向上を図るべく、西日本旅客鉄道株式会社への要望活動を行うとともに、利用促進に取り組んでまいります。

萩・石見空港で運行中の東京線は、平成28年3月27日から2年間の期間限定で、2便化継続を行っております。平成29年度においては、無償搭乗を除く、利用座席数13万4,000席を目標としており、萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携をし、さらなる空港の利用促進策を推進するとともに、本町独自の利用促進策として、2人以

上で往復利用した町民を対象に、申請に基づき商品券を贈呈する取り組みを継続したいと考えております。

住宅についてでございます。

住宅施策は、定住の重要な要件となるものであり、所得や年齢層、立地条件等さまざまな角度から検証し、整備を進めていかなければなりません。

平成25年3月に策定をした町住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画に沿って、旧年度において実施できなかった町営住宅小川団地のストック改善工事を実施してまいります。

県営住宅についても老朽化をしており、町としては、引き続き改築の方向で県に要望を行い、定住環境の整備に努めてまいります。

なお、つわの暮らし推進住宅や空き家活用等につきましては、後の定住施策の推進についてのところで詳述いたします。

生活用水についてであります。

安全で安定した生活用水の確保に向けて、施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、津和野町簡易水道事業統合計画に基づき、平成30年3月の簡易水道事業統合に向けて、認可変更事務や地方公営企業法の適用に伴う会計移行等の事務手続を進めてまいります。

また、事業統合計画に向けて、設備整備を行うとともに遠隔監視システムの充実を図ってまいります。

消防・防災についてであります。

本町におきましては、平成25年豪雨災害や東日本大震災を教訓として、災害に強い安心・安全で住みよいまちづくりを進めているところでございます。

風水害や地震等の自然災害は、発生そのものをとめることは不可能であり、被害を低減させる、減災の視点が大切です。そのためには、自助、共助及び公助の3つの要素を強化するとともに、住民と行政が連携をして災害に備える防災体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

新年度におきましても、自主防災組織の結成や防災士資格の取得促進、地域提案型助成事業補助金及びまちづくり組織交付金の活用などを通じて、地域防災力の向上に努めてまいります。

昨年は、青原地区自主防災会や消防第10分団等の御協力をいただき、防災訓練を実施いたしました。本年も引き続き、住民と行政が一体となった防災訓練を行うこととしております。

平成27年度から進めてまいりましたデジタル防災行政無線整備事業が完了し、津和野町防災行政無線システムとして運用開始の運びとなりました。これにより、緊急時の情報がより確実に提供でき、被害の未然防止や最小限にとめるための行動、判断に貢献

できる有効な手段と考えておりますので、防災行政無線の機能を最大限に活用し、迅速かつ充実した情報の伝達に努めてまいります。

次に、県が進めておりました土砂災害特別警戒区域の基礎調査については、昨年度で町内全域の調査が完了し、調査結果は、随時、公民館等で閲覧や説明会を開催し、公表しているところでございます。町としては、調査結果を防災ハザードマップに追加し、急傾斜地の崩壊や土砂災害等の危険な箇所の情報を住民へ周知することにより、町内各所での自主防災組織の結成や避難計画作成の支援に取り組み、住民の安全確保に取り組んでまいります。県に対しましては、治山事業や地すべり防止事業、砂防事業等を今後も年次的に実施されるよう要望を行ってまいります。

消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携のもと火災予防の徹底を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、多様化するあらゆる災害に対処するため、水防工法や救助資機材を使った訓練等も実施をし、団員の災害出動時の技量向上を図ってまいります。

また、引き続き、消防設備や安全装備品の整備を進める必要があると考えており、大規模な捜査活動や林野火災の際の円滑な情報伝達手段として、デジタル簡易無線機の整備を行うとともに、水利の確保が難しい地域において迅速な初期消火を可能とするため、水槽付消防ポンプ自動車の整備を図ってまいります。

地籍調査についてであります。

高齢化や木材価格の低迷により、山林の管理が放置され、今後、境界を知る者が少なくなっていくことから、引き続き地籍調査事業や山林境界保全事業により境界の確定を行っていく必要があります。

今年度、一筆地調査4地区（相撲ヶ原Ⅵ、富田ハⅡ、内美⑤、笹山⑤）、測量業務4地区（相撲ヶ原Ⅴ、富田ハⅠ、内美④、笹山④）、認証申請4地区（相撲ヶ原Ⅳ、富田ロⅢ、内美③、笹山③）を予定しております。

情報通信についてでございます。

ケーブルテレビ事業につきましては、平成28年度に鹿足郡事務組合に対し設備の大部分を無償譲渡しており、今後も減価償却期間が終了したものから計画的に財産処分を進め、鹿足郡事務組合としての自立した事業運営を進めてまいります。

鹿足郡事務組合においては、現在、ケーブルテレビ設備の大規模な更新事業の実施を計画しております。近年の情報通信を取り巻く環境は大きく変化し、平成13年度当時に導入をした設備の多くは耐用年数を経過しており、現に、サービスの提供において住民や企業のニーズに応え切れていない状況となっております。また、大半の設備は、老朽化により設備の維持そのものが困難な状況に置かれております。

民間通信事業者によるサービス提供の参入エリアが極めて少ない本町において、ケーブルテレビは重要なインフラの一つです。企業や工場等の事業所の経済活動における超

高速ブロードバンド環境は不可欠な社会資本であり、また、住民のニーズや地域の安全・安心の確保に対応できるよう、環境整備を早急に行う必要があると認識をしております。

また、携帯電話の不感地域の解消につきましては、国の携帯電話等エリア整備事業を活用し、平成29年度は左鐙福谷地区・商人下地区の2地区に基地局の整備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、第2章、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりでございます。

国の教育委員会制度の見直しに伴い、平成28年3月より本町も新教育委員会制度となりました。総合教育会議等を通じて町長と教育委員会がより連携を密にすることで、よりよい教育行政につなげていかなければならないと考えております。総合教育会議で定めた教育大綱を基本とし、津和野町教育ビジョンの計画に沿って、次代を担う人材の育成に努めたいと考えております。

学校教育についてでございます。

学校教育につきましては、小・中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、思考力・表現力・判断力の育成を重視してまいりたいと考えております。

そのためには、幼少期から教育の視点を持ったかかわりが必要と考えておまして、引き続き教育委員会部局と保健福祉部局とが連携をした、「0歳児からの人づくり事業」をさらに充実した取り組みとしていきたいと考えております。平成28年度より実施しております芸術士®派遣事業は、芸術活動を通じて子供たちの発想力や創造力の発達を促し、物事への関心や集中力を高めると高評価もいただいておりますので、引き続き充実していきたいと考えております。

平成29年度からは、ゼロ歳から高校卒業までの一貫した子育ての指標となるような、「0歳児からの人づくりプログラム（仮称）」の作成を進めてまいります。

平成29年度津和野町学力向上プロジェクト（TGP29）として、ICT機器の活用や協調学習への取り組み等、今、全国でも盛んに取り組み始めておりますアクティブラーニング型の学習を進め、児童・生徒の言語活動の充実を図るとともに、学ぶことへの意欲を高める取り組みを、引き続き展開していきたいと考えております。

特に、算数・数学の授業づくりに力を入れるほか、学びの目的意識を高めるためのキャリア教育やふるさと教育を基調とする取り組みを通じて、保育園や津和野高等学校との連携を一層深め、幼・小・中から高校につながるような一貫したキャリア教育・ふるさと教育の推進に取り組みたいと考えております。また、関連事業として、平成28年度に引き続いて、津和野中学校区で事業指定を受けている「みんなのまちづくりプロジェクト」に取り組みます。

また、特別支援教育の推進・充実に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をしてまいりたいと考えております。

学習指導要領の改訂に伴い、充実・強化される小学校の外国語活動や新たに加わるプログラミング教育については、指導者の確保等、新たな方策が必要となるため、その対応を検討してまいります。

学校給食につきましては、給食費の保護者負担を軽減するために、引き続いて1食当たり25円の給食費補助を行い、現行の給食費の負担額を維持いたします。

また、食品の安全性に関心が高まっている中、衛生管理の徹底に努め、地産地消の推進とアレルギー対応食の徹底など、今後も安心して安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

学校施設の耐震化は完了したところですが、近年の猛暑対策のための、教室の空調未設置校の解消など、今後も児童、生徒に対して安全で快適な学校環境に向けて取り組むたいと考えております。

社会教育についてでございます。

社会教育につきましては、学校教育と連携した取り組みとして、ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を目指すため、「学びの協働推進事業」に取り組みます。「学びの協働」の実践を通じて、学校・家庭・地域の連携を強め、単に学校支援にとどまらず、「ふるさとは大きな家族」のスローガンのもと、「地域の子供を地域で育てる」という「地域ぐるみの子育て」を推進し、地域の教育力の向上を図ります。

現在は、少子化により自宅近くで子供同士での集団活動ができにくい環境になってまいりました。このことは、子供たちが放課後等で、子供社会で学んできた縦横の人間関係や、遊びの中での工夫など、キャリア教育につながる活動ができなくなっていることにほかなりません。放課後等の子供たちが、ふるさとを肌で感じることができるような体験活動の充実を図るとともに、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりへの取り組みを行っていききたいと考えております。

このような「ひとづくり」、「地域づくり」の中心となるのが公民館でございます。公民館は地域住民のよりどころであり、身近な学習・交友活動の場、地域課題を解決していく場でもございます。平成29年度は、一部新たな公民館体制に変わりますが、今後も地域の拠点として、各地域のまちづくり委員会とも協力をしながら、公民館活動の充実を図るよう努めてまいりたいと考えております。

社会体育につきましては、町民スポーツへの一層の参加を促すとともに、現在スポーツ行政を進めていくための基本指針として、「津和野町スポーツ推進計画」を策定しております。今後はこの計画をもとに、津和野町のスポーツ行政を進めていきたいと思っております。

一昨年度から行っている未就学児への運動あそびを継続をしつつ、子供の体力向上に重点を置いた取り組みを行いたいと考えております。

このほか、図書館事業につきましては、学校図書館とも連携をしながら、情緒豊かな子供の育成を目指し、読書が好きな子供たちを育てる取り組みを進めていくとともに、

今後も引き続き乳児健診等での絵本の読み聞かせ事業や、保育所への絵本の貸出事業についても実施をし、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。あわせて本に触れる機会を多く創出するため、各公民館への本の貸出事業等を実施し、町中図書館づくりを推進いたします。

日原賑わい創出拠点づくり事業の一つである日原図書館建設については、小さくても機能的で利用しやすい図書館の建設に向けて取り組みたいと思います。

社会教育施設につきましては、耐震診断を行うとともに、それに基づく耐震補強工事や改修・修繕工事を実施することにより、安心・安全な施設運営を行いたいと考えております。

建築当時の施工不良が発見され工事を中止せざるを得なくなった日原山村開発センターについては、町民の皆様に御心配、御迷惑をおかけしておりますことを心よりお詫びを申し上げます。多大な事業費を伴う可能性を持つものでもあり慎重さを要しますが、できるだけ早急に今後の施設のあり方について検討を進めていきたいと考えております。

文化の振興についてでございます。

文化財行政につきましては、津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画を基本に、引き続き保護・活用に努めてまいりたいと考えております。

平成27年4月に文化庁より日本遺産の認定を受けたところでございますが、今後ともこの認定を有効に活用しながら、町内にある多くの構成要素についての顕彰と保存・活用を行っていききたいと考えております。

津和野城跡につきましては、国の予算枠の削減により十分な工事の進捗が見込めない状況ではありますが、出丸の石垣修理工事を着実に進めたいと考えております。

名勝旧堀氏庭園につきましては、昨年保存修理工事が完成した旧畑迫病院とともに、堀氏庭園を核とした地域の活性化に向けて立ち上げられた「旧堀氏庭園を守り活かす会」とも連携・協力し、名勝の活用に取り組んでまいります。

老朽化でかなり危険な状況にあり、かねてから大きな課題の一つでもありました藩校養老館につきましては、平成28年度から保存修理工事に着手しており、今後平成30年度にかけて実施をいたします。

そのほか、指定文化財をはじめとした文化財や民俗芸能につきましても、これまで同様に保存・活用・継承に努めてまいります。

津和野町には森鷗外記念館や安野光雅美術館、日原天文台等、多くの文化施設があります。特に安野光雅美術館は、館外展を通じ美術館はもとより、津和野町を紹介する絶好の機会でもあります。平成28年度に新たに制作をいたしましたPRビデオを館外展の会場で放映するなどし、津和野町の魅力の発信を行ってまいります。

森鷗外記念館は、ここ数年入館者の落ち込みが見られます。少しでも入館者に満足いただけるようサービスの向上を図り、入館者の増加に努めてまいりたいと考えております。

す。また、引き続いて文京区立森鷗外記念館及び、鷗外ゆかりの北九州市との連携を深めてまいりたいと考えております。

ことしは、亀井氏入城400年及び西周没後120年という節目の年に当たっており、それぞれ関連の記念事業を開催するなど、歴史的な顕彰を行ってまいりたいと考えております。

第3章、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり。

観光についてであります。

平成28年の年間観光客入り込み数は約116万7,000人、年間宿泊者数は3万9,000人と、平成27年の年間観光客入り込み数約118万6,000人、年間宿泊者数約4万人を若干下回りました。これは、萩市を舞台とした大河ドラマの放映が終了し、関連入り込み客が減少したこと、さらには昨年4月に発生した熊本地震に対する国の観光支援事業「九州ふっこう割」により宿泊料割引キャンペーンが実施され、観光客が九州に集中したことが理由と考えられます。特に、ふっこう割の割引率の高かった第1次期間中、9月の入り込み客が前年比約2万4,000人減少したことからも読み取れます。

インバウンド関連は引き続き好調で、外国人の宿泊者は前年比微増、昨年同様1,000人台を超えました。これは、国全体として訪日外国人客が増加をしている中、一昨年、津和野町が掲載された、フランスの旅行雑誌の改定版が発行され、同年、外国人宿泊者の半数以上がフランス人観光客であった傾向が続いている模様でございます。平成28年は国別ではフランスの割合が減少し、その他ヨーロッパ諸国が増加、フランスと合わせ半数以上になります。これはアジア圏からの宿泊客が半数以上を占める他の県内観光地と大きく異なる特徴であり、宿泊者実数はまだまだ少ないですが、外国人宿泊者の宿泊に占める割合は県下で断トツの1位となっております。今後、外国人観光客の津和野町までの経由地等動向調査が可能であれば、効果的なPRを検討してまいりたいと思います。

新年度は、引き続き日本遺産「百景図を歩く」というストーリーを観光施策の核に据えて、津和野町の本質的な魅力を理解いただく、まち歩きプラン、日本遺産センターのガイドセンター機能の充実を図り、インバウンド対策についても対応を進めます。

イベントについては昨年の「日本三大芋煮イベント」の経験を生かし、限られた予算ではありますがイベントの選択と集中を図り、町観光協会、町商工会とも連携の上、3団体連携戦略的観光キャンペーン事業を行います。

次に、都市交流事業につきましては、津和野町東京事務所の業務について、平成28年度より町職員1名を駐在させ、臨時職員1名とともに業務内容の見直し、体制強化を図ってきたところでございます。これまでの都市部での観光に関する営業活動に加えて、首都圏での本町の窓口として、定住希望者や津和野高校志望者との相談業務、特産品の商談等において着実に実績が上がってきております。文京区役所、区民の皆様、さらに

は各関係機関ともつながりが深まっており、今後とも「森鷗外先生に由来する津和野町と文京区との縁のイメージの徹底・定着」を基本テーマとして、「観光PR、誘客セールス」、「定住対策のワンストップ窓口」、「特産品のPR、商談支援」、「津和野高校就学支援」等の機能をさらに強化してまいります。

商工業についてであります。

日本経済は、トランプ・アメリカ大統領の誕生等による不確実な国際経済情勢を反映し、不透明感が増している状況にあるかと言えますが、全国的また島根県全般としては景気の緩やかな回復基調が続いております。津和野町においては建設、建築業関連などに一部明るさは見られるものの、観光入り込み客の頭打ち等もあり、零細個人事業者を中心に回復感覚は乏しく、地域経済は依然として厳しい状況が続いております。

本町といたしましては、平成28年度に制定した中小企業・小規模企業振興基本条例を理念とし、その趣旨にのっとり、津和野町商工会等の関係機関と連携して商工業振興を実行していく所存でございます。

具体的な一例としては、産業振興条例を固定資産税の減免による振興条例として位置づけ、これまでよりも小規模な改修等の資本投下にも対応するよう変更し、小規模企業の意欲的な設備投資を誘引できるべく、改定することを計画しております。また、平成28年度に制定した商工業事業後継者支援事業補助金及び地域おこし協力隊員による商工業事業承継研修制度を活用し、親族、第三者への事業承継を促し、廃業等の防止に努めます。さらに利子補給や信用保証料補給など既存の金融支援施策を的確に実施するとともに、新商品やデザインの開発、販路開拓、人材育成、創業の支援などを行う利用率の高い町単独補助金である津和野町個別商業包括的支援事業についても引き続き実施いたします。加えて、島根県地域商業活性化支援事業を活用し、空き店舗活用等による商店街の維持継続にも対応していく所存です。

プレミアム商品券については、他の自治体が一時的な経済対策として実施をしてきた中で、本町においては豪雨災害からの復興対策としての観点をも鑑み、長年にわたり継続し実施をしてまいりましたが、厳しい財政状況も考慮し、新年度においては規模を縮小して実施いたします。

次に、6次産業化については、引き続き島根県の6次産業ステップアップモデル事業により津和野栗再生プロジェクトを着実に進めてまいります。5カ年計画の2年目となり、四万十町方式等取り入れた植栽方法、栗の増産、地域商標の取得及び1次加工施設の検討、新商品の開発、栗まつり開催など関係機関が連携を深め、より具体化を図ります。

この他の特産品についても、津和野町東京事務所、県しまねブランド推進課、町内関係機関等との連携により、さまざまな手法で販路拡大を目指し、少量であっても、本町の素材の魅力を十分に消費者に伝えることで、津和野ブランドの拡大とイメージアップにつなげてまいります。

農林水産業についてでございます。

平成26年度の米価の大幅下落後、徐々に米価は回復しているものの、依然として低い水準にあります。平成27年度以降は、主食米から飼料用米やWCSの栽培面積を拡大させて、収入の安定化を図っております。

平成30年度以降は、米の直接支払交付金がなくなり、あわせて国による主食米の生産数量目標の配分が廃止されることから、主食米生産の調整については、県・JA並びに関係機関と検討していく必要がございます。

また、アメリカのTPP離脱による影響がどのような形であられるのか予測ができないことから、予断を許さない状況が続くものと思われまます。

平成29年度の主食米割当面積は、前年に比べて7ヘクタールの増となりましたが、平成25年に受けた豪雨災害被災田の復旧により栽培面積がふえ、各集落から出された主食米栽培希望面積のまま配分する計画となりました。

農業研修を希望してUIターンする若者は、近年増加傾向にあります。研修を終え津和野で新規就農する農業者もふえております。中には、農業と他業種をあわせた半農半Xに取り組む農業者もあられ、定住に向けた取り組みを推進しております。新規就農者へのサポートを強化して、農地を守り生かす住民になっていただきたいと考えております。

平成24年12月から続けている「百姓塾」は、これまで15回開催されておりますが、農業研修生や新規就農者がふえていることから、回を追うごとに参加者がふえており、農業分野の活性化を感じております。

(株)フロンティア日原は、組織力を強化するため、(有)ジェイエイ日原山菜加工場と昨年12月に合併をし、今後は野菜生産部門と加工部門を一つの会社で完結できるようになりました。「CAS凍結センター」の活用に関しても新会社が引き継ぎ、新商品の開発を手がけております。

また、津和野町東京事務所を活用した生鮮野菜や加工品の販路拡大についても、(株)フロンティア日原を経由して取り組みを強化したいと考えております。

農家の高齢化や担い手対策、耕作放棄地の防止等のために、農地の流動化を図り、農業用施設の維持・管理労力や生産経費の削減等を行い、地域間競争の向上を目指すことを目的として、本町2集落、中山長福、堤田地区において、農地の広区画圃場整備を行う県営での農業競争力強化基盤整備事業が本格的にスタートいたします。

農道舗装については、実施希望のあった継続3集落、中曾野、小野、相撲ヶ原下において計画しております。

また、県営の中山間地域整備事業については、用排水路施設整備を堤田・三渡、農業集落道を木部福谷等で計画しております。

次に、林業分野においては、「山の宝でもう一杯プロジェクト」から始まった「自伐型林業」を推進するため、地域おこし協力隊として迎えた「山仕事チーム」が徐々に技

術を身につけており、作業を順調にこなしております。本町で山仕事をしたいと希望される方は多く、29年度は3名の新メンバーを迎える予定にしております。

これからは、作業路網の整備が重要となることから、地元で自伐型林業に取り組む年配者から、UIターンの若者を含めた多くの人が、技術を習得しながら作業道をつくっていきける体制づくりに力を入れたいと考えております。

多くの町民の方々に、身近にある森林のあり方や活用方法、山仕事などについて関心を持っていただくため、昨年6月の定例議会において「美しい森林(もり)づくり条例」を制定し、現在は具体的な美しい森林(もり)づくり構想を作成中です。29年度からは、緊急性や実効性の高いものから順に取り組んでいくことにしております。

今後は、自分では山林の手入れができない所有者が、山仕事をなりわいにしようとする者に預けることで山の管理ができ、お互いに利益を得ることができるよう、具体的な対策を検討してまいります。

「美しい森林(もり)づくり」により森林資源の活用が活発になることは、自然災害の回避にもつながります。森林から流れ出る水は豊かな川を育て、大地に注がれ、海へ流れ込みます。京都大学で提唱された「森里海連環学」を実践することにより、津和野町が豊かな町として継続されることが津和野町に移住したいと考える都市部の若者をふやせると考えており、取り組みを強化したいと考えます。

企業誘致についてでございます。

地方創生に欠かせない「しごと」づくりにおいて、企業誘致の果たす役割は大きいと認識しております。島根県全体でもITを中心とした企業の誘致に取り組んでおりますが、専門の知識と技術を有した人材の確保に苦戦をしている状況であり、誘致活動を行う上での大きな課題と認識しております。

そうした中、昨年7月に内閣府が認定する地方創生に関する事業として、本町のIT分野に関する人材育成の取り組みについて認定をいただき、事業を開始したところでございます。

平成28年度は初年度ということもあり、ITに関する基礎知識を学習する環境の整備、各種セミナーや講座を開催し、延べ75名の参加がありました。2年目となる平成29年度につきましても継続して実施をしていく予定でございます。同時に、こうした取り組みによる「津和野町にIT人材あり」を強みとして、地方への進出を検討する企業への訪問活動に取り組んでまいりたいと考えております。

第4章、助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくり。

定住施策の推進についてでございます。

平成27年度に策定をした「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」では、「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点として、「津和野に回帰する人の流れをつくる」ことや「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」など5つの柱から成る

基本目標を定めております。引き続き、基本目標に向けた移住・定住施策を推進してまいります。

また、空き家の掘り起こしを行い、空き家情報バンクへの登録を推進することで移住定住者の増加につなげていきたいと考えております。

あわせて、「つわの暮らし相談員」及び「津和野町定住支援員」を配置し、津和野町で生活していく上で必要な情報提供や、移住後のフォローアップ等を行い、移住定住者のサポートをしてまいります。

次に、結婚対策事業として、昨年度から吉賀町との広域連携により、新たに出会い創出事業を展開しております。今年度も引き続き、広域連携により、縁結び支援体制の充実を図るとともに、結婚を望む独身男女の出会いのきっかけづくりをする縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー」の増員を図ってまいりたいと考えております。

また、子育て世代を支援する取り組みの一つとして、平成27年度から実施しております「妊産婦通院サポート事業」に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。この事業は、妊産婦が通院のためタクシーを利用した場合に利用者が負担する運賃の助成をすることにより、妊産婦の健康の管理の充実と経済的負担の軽減を図ることを目的に実施しております。

さらに、平成28年11月に設置をいたしました「女性会議」におきましては、女性の視点で妊娠・出産・子育て支援について検討いただきながら、安心して働き続けられる施策の展開につなげていきたいと考えております。

平成26年度よりまちづくり委員会との連携により進めてきました「つわの暮らし推進住宅」の整備につきましては、前述をいたしました不測の事態による厳しい財政状況を踏まえ、今年度の住宅建設を見合わせることにし、来年度以降の計画につきましても、構造や募集に係る条件を再検討した上で、より効果的な制度による住宅の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の皆様が本町で安心して健康に暮らしていただくことも、重要な定住対策と認めております。平成24年度より実施しているまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業は、地域で住民を支え合うための活力あるコミュニティーの形成を目的の一つとしたものでもあり、新年度においても改善を図り、高齢者の方々が積極的に活動に参画をしていただける場づくりを推進してまいりたいと考えております。また、シルバー人材センターや老人クラブ等とも連携をした取り組みを推進してまいります。

津和野高等学校支援については、平成25年度より高校魅力化コーディネーターを配置し、高校魅力化のお手伝いをさせていただいてまいりました。その結果、平成29年度入学者選抜試験において10年ぶりに1倍を超える1.1倍となりましたことは、これまでの取り組みの成果があらわれたものであり、徐々に明るい話題と喜んでいるところでございます。平成29年度も引き続き、高校魅力化コーディネーターを3名配置し、高校の魅力化に努めてまいります。さらに、平成29年度は高校だけでなく、町全体の

教育を魅力あるものにするため、保・小・中・高までの一貫した「ふるさと教育」・「キャリア教育」を推進してまいります。あわせて、高校独自の「ふるさと教育」・「キャリア教育」の機会として地域課題解決能力育成プログラムを実践してまいります。また、町営英語塾HAN KOHについては、中学生コースを設置し、町内中学生と津和野高校生の関係をより深めるとともに、町全体の学力向上に向け取り組んでおります。平成28年度は講師4名、支援スタッフ5名体制で運営しており、津和野高校生73名、町内中学生77名が入塾し、充実した学習環境の整備により、生徒の学習習慣の定着、学習意欲の喚起に効果が上がっていると考えております。

今後も津和野高校とのさらなる連携強化により魅力化に向けて取り組んでまいります。

保健・医療についてでございます。

子供から高齢者までともに元気で安心・安全に暮らしていただくために、平成28年度に実施した「健康つわの21計画」の第1期（平成25～27年度）中間評価を各活動等に反映させ、地域・関係機関・行政が一体となり健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

特定健康診査及び後期高齢者健康診査につきましては、受診医療機関の拡大や受診期間を延長するなど、引き続き受診率の向上を図るとともに、未受診者への受診勧奨に積極的に取り組み、町民の健康管理の充実を図りたいと考えております。

がん対策につきましては、胃がんをはじめとする各種がん検診を実施しておりますが、特に当町において死亡率が高い大腸がんについては、無料化及び「郵送法」での実施により、多くの方に受診をしていただき、早期発見・治療に努めてまいりたいと考えております。

歯科保健事業につきましては、「歯周病」が歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、成人期において有病者率が高く、全身疾患との関係が注視されていることから、歯周病予防対策を推進するため、妊婦歯科検診や歯周疾患検診の自己負担金を引き続き無料化して実施し、受診率の向上を図りたいと考えております。

母子保健対策につきましては、妊婦通院助成、一般不妊治療費等助成及び風疹予防接種費の助成を引き続き実施し、子育て世代等の経済的な負担の軽減を図りたいと考えております。

地域ぐるみの健康づくりににつきましては、津和野町健康で生きがいのある町づくり会議を中心に、町内全地区に設置が完了した健康を守る会等の地区組織と連携を図り、地域住民の参画を得ながら活動を展開・支援し、さらなる健康づくりの充実を図りたいと考えております。

地域医療につきましては、指定管理者である医療法人橘井堂が津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設「せせらぎ」、訪問看護ステーション「せきせい」の運営に当たっていただいております。医師、看護師、介護職不足等による厳しい環境の中、医

療・介護スタッフの皆様には、本町の医療を守るため平素より献身的な取り組みをしていただいております、この場をおかりして改めてお礼を申し上げる次第であります。

益田圏域においては、急性期・回復期・慢性期とそれぞれが機能分担して病病連携することで医療の質と量の確保を目指しております。津和野共存病院においては地域包括ケア病床を導入し、従来の在宅復帰支援をさらに広角的にとらえ、多職種協働でサービスを提供していただいております。

日原診療所においては、昨年11月より非常勤医師による診療となっておりますが、引き続き安定した診療を継続確保できるように努力してまいります。

医師確保については、地域医療の維持・継続のために引き続き医療法人橘井堂と連携をし、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者等との意見交換会、地元出身者などとのゆかりのある医師や地元出身医師からの情報収集等、あらゆる手段を講じて最大限の努力をしてまいります。

また、須山院長先生・飯島副院長先生のお二方が、総合診療医の指導医でありますので、島根大学医学部・臨床実習支援センターや益田圏域関連病院との連携で後期研修の受け入れも可能となり、4月より津和野共存病院へ島根県からの研修期間も含めて内科医師1名が常勤で赴任されることになっております。あわせて、初期臨床研修プログラムでの研修や兵庫医科大学からの研修も昨年に引き続き受け入れる予定です。

また、しまね地域医療支援センター発行のしまねマガジンにおいても、津和野町だからこそ実践できる、時代に先駆けた地域包括ケアの実践を紹介されており、医師確保につながると期待を寄せております。次代を担う若い医師が津和野町の地域医療にかかわることが、本町にとっても将来に向けての大きな糧になると信じております。町としても支援体制を充実してまいりたいと考えております。

看護師等の医療従事者においても、看護大学や専門学校等を訪問し、津和野町の医療の特徴や個別性を重視した教育体制とともに奨学金制度や住宅環境の整備を行い、引き続き確保に努めてまいります。また、引き続き、24時間電話健康相談サービス事業、骨塩定量測定装置の機器更新により、地域に信頼される医療の質とサービスの向上を図り、さらには近隣病院や鹿足郡医師会及び町内開業医との連携強化を実施し、良質な医療が提供できる体制を確立してまいります。

高齢化率の高い本町においては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいに関するサービスを包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指します。日常生活圏域内で必要なサービスを提供できるように、在宅医療や訪問看護の充実等で医療と介護の連携強化を図り、誰もが元気に生活ができるように介護予防の取り組みを行い、健康寿命の延伸、見守りや配食サービス、買い物支援など高齢者のニーズに合わせた生活支援サービスの推進を図ってまいります。

今年度よりの新たな介護予防・日常生活支援総合事業の移行に伴い、現行相当の通所介護及び訪問介護に加え、生活機能が低下している高齢者に対して、専門職が集中的にケアを実施することで生活機能の改善と向上を目指す短期集中予防サービスの導入を予定しております。そして、短期集中予防サービス終了後も継続して、介護予防に取り組めるよう、引き続き、介護予防に資する住民運営のサロン活動の継続及び発足を支援したいと考えております。

また、第7期老人保健福祉・介護事業計画の策定においては、過去3年間の事業の振り返りや現状把握、事業評価を実施し、地域包括ケアシステム構築に向けて、関連課や関係機関と協議を重ねてまいります。

福祉等生活支援対策についてでございます。

本町における生活保護につきましては、平成29年1月末現在で、生活保護世帯数39世帯（対前年比3世帯減）、保護受給者数46人（対前年比7人減）、人口1,000人あたりに占める保護受給者数の割合である保護率5.93パーミル（対前年比0.91パーミル減）となっております。保護申請件数は継続して発生しているものの、高齢者の死亡や施設入所に伴う保護廃止件数が新規開始件数を上回っていることにより、保護受給者数は減少傾向にあります。

また、生活困窮者自立相談支援事業につきましては、町社会福祉協議会への事業委託により相談窓口を開設しており、福祉事務所に配置しております就労支援員と情報共有を図りながら、生活困窮者に対して幅広い分野での相談及び支援をいただいているところでございます。

今後も町社会福祉協議会との連携を密にしながら、生活保護に至る可能性のある生活困窮者に対し、生活の安定と自立につながるよう就労支援を含めた総合的な支援に取り組むとともに、生活保護制度と生活困窮者自立相談支援事業の相互で切れ目のない生活支援を行えるよう努めます。

高齢者福祉についてでございます。

本町の高齢者福祉事業につきましては、平成25年度に策定をした津和野町地域福祉計画、その下部計画である平成27年度からの第6期の老人保健福祉・介護事業計画に基づき各種施策を進めておりますが、本年度はそれぞれの計画の見直し時期でもあり、上位計画である総合振興計画や保健・福祉の分野別計画との調整を図り、地域で暮らす人々が安心して暮らせる町にするための計画策定に向けて取り組んでまいります。

本町における高齢者の現状につきましては、平成29年1月末現在の高齢化率は、46.1%となっており、前年同期に比べて0.9ポイント上昇しております。また、高齢独居世帯も増加をしており、高齢者支援は本町福祉施策の中でも最も重要な課題の一つでございます。

高齢者福祉施策においてこれまで実施してまいりました各種事業や助成事業等は、高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、健康増進等の観点から継続して実施をしたいと考えております。

高齢者施策の推進につきましては、高齢者を取り巻くさまざまな環境要因がありますので、引き続き地域包括支援センター、社協、警察、医療・介護機関、民生児童委員等の関係機関と連携し、ぬくもりのある包括的な支援を図りたいと考えております。

また、新たに本年度より高齢者通院支援サービス事業補助金制度を設け、高齢者の医療機関への通院の機会の確保及び住宅における生活の維持向上を図ってまいります。

障がい者福祉についてでございます。

障がい者福祉につきましては、障害者基本法にのっとり、障がいのある人も生き生きと暮らし、地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して、障害者総合支援法による障害者福祉サービスを初めとする施策を展開してまいります。障がい者を取り巻く状況は年々変わりつつあり、障がいの種類においても多様化の傾向が見られます。さらには、人間関係の希薄化や核家族化を初めとする家族形態の変化により、介護、支援機能が低下するなど行政の一層の支援が求められております。

そうした中におきましては、津和野町障害者福祉センターが竣工し、社会福祉法人つわの清流会を指定管理者とした新たな障害者福祉サービス事業、及び障害児通所支援事業の取り組みが本年4月より実施されていくことにより、今後さらなる障がい者支援の充実が図られると考えます。

なお、国においては、障害者総合支援法施行後3年となる平成30年の見直しに向けての検討が行われておりますので、町としてもスムーズに移行ができるような体制づくりを行うとともに、平成30年からの第5期の障害者福祉計画策定に向けて取り組んでまいります。

また、そのほかにも、これまでそれぞれの障がいに応じた各種の支援制度を実施しておりますが、引き続き制度の周知に努めるとともに県や各種事業所等と連携して障がい者の支援に努めてまいりたい考えでございます。

児童福祉についてでございます。

近年、少子高齢化が急速に進行していることを受け、本町におきましても全ての家庭において、子供が健全に育成されていくこと、安心して子供を産み育てることができる社会環境を整えることの必要性を感じているところでございます。また、児童虐待を含めた、養育がうまくできない家庭の相談もふえており、子育て家庭を社会全体で支えるため、関係機関との連携を強化し、地域で子育てを行うための支援を行っていかねばならないと考えております。

平成27年度に策定した「津和野町子ども・子育て支援計画」が5カ年計画の中間年に当たりますので、必要に応じて内容の見直しなどを行い、より計画的かつ効率的に子ども・子育てに関する各事業を推進してまいります。

保育施策につきましては、これまでの保育の質が確保できるよう、また一層の町保育施策充実のため、十分に支援をしていきたいと考えております。また、今後新たに実施される国の保育料軽減措置に沿い、さらなる負担軽減にも取り組んでまいります。

また、昨年より準備に取りかかっておりました子育て支援施策としてのファミリーサポートセンターにつきましては、本年4月より「つわのファミリーサポートセンター」を開設し、子育て家庭における仕事と育児の両立を支援してまいります。

人権・同和教育についてでございます。

21世紀が「人権の世紀」と言われながら、今なお多くの課題が残されております。人権・同和教育の解決は行政の責務であり、平成26年度に策定をした、町人権・同和教育基本方針をもとに、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動を行い、差別のない明るい町づくりを推進いたします。

第5章、多くの人々と交流し開かれたまちづくり。

国際交流の促進についてでございます。

国際交流の促進については、平成28年6月に津和野町国際交流協会が設立され、姉妹都市のドイツ・ベルリン市ミッテ区との民間交流の促進や留学生の支援、外国人観光客の受け入れ体制の向上といった事業を29年度より本格的に実施する予定となっております。これらの活動をより発展させていくため、今後は国際交流員の配置や事務所の設置についても検討を進め、ともに連携をとりながら国際交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、このたび新しくベルリン市ミッテ区長に就任をされたダッセル区長の津和野町への来訪を調整しているところでございます。現時点では、確定的なことは申し上げられませんが、平成29年度中の来訪を目途に、引き続き調整を行ってまいりたいと思っております。

特別会計についてでございます。

特別会計につきましては、各会計ともに人口減少や高齢化などにより、厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取り組みについて申し上げます。

今後、本町の財政状況は、より一層厳しさを増すものと予想されますが、社会経済情勢の変化や新たなニーズに柔軟に対応しつつ、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、町民と行政が一体となって、事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために最大限の努力を傾注し、全力で町政運営に取り組んでまいります決意でございます。

町議会を初め町民の皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げ、平成29年度の施政方針といたします。

○議長（沖田 守君） 以上で町長の施政方針を終わります。

ここで、2時50分まで休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第35. 議案第36号

日程第36. 議案第37号

日程第37. 議案第38号

日程第38. 議案第39号

日程第39. 議案第40号

日程第40. 議案第41号

日程第41. 議案第42号

日程第42. 議案第43号

日程第43. 議案第44号

日程第44. 議案第45号

日程第45. 議案第46号

日程第46. 議案第47号

日程第47. 議案第48号

○議長（沖田 守君） 日程第35、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第47、議案第48号平成29年度津和野町病院事業会計予算まで、以上13案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、県営農業競争力強化基盤整備事業、携帯電話等エリア整備事業及び町道滝谷1号線改良事業に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号でございますが、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。町長、副町長及び教育長の給与につきまして、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで10%の減額をするものでございます。

議案第38号平成29年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億3,400万円とするものでございます。

歳出の主なものは、携帯電話基地局建設事業総額4,774万円、地域提案型助成事業補助金及びまちづくり組織交付金等総額3,297万9,000円、IT関連地方創出推進事業総額4,693万1,000円、日原賑わい創出施設整備事業総額6,513万7,000円、中山間地域等直接支払事業5,570万円、多面的機能支払事業3,539万6,000円、中山間地域総合整備事業2,205万円、町道改良事業11路線、総額3億6,100万円、道路長寿命化対策事業総額3,400万円、小川団地ストック改善工事2,855万8,000円、藩校養老館保存修理事業1億24万6,000円、図書館関連地方創生推進事業1,306万6,000円、津和野城跡整備事業1,431万円、繰り上げ償還5億8,972万3,000円でございます。

歳入の主なものは、町税6億6,069万9,000円、地方交付税37億1,000万円、国庫支出金6億9,311万9,000円、県支出金4億6,015万7,000円、基金繰入金9億1,296万1,000円、町債7億6,450万円でございます。

議案第39号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億92万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費6億8,632万5,000円、後期高齢者支援金9,840万8,000円、共同事業拠出金2億4,496万6,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億5,550万5,000円、国庫支出金2億772万5,000円、前期高齢者交付金3億1,608万4,000円、共同事業交付金2億4,489万7,000円、繰入金1億710万9,000円でございます。

議案第40号平成29年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,684万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費12億1,726万1,000円、地域支援事業費5,982万4,000円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億2,512万6,000円、国庫支出金3億4,059万円、支払基金交付金3億4,787万2,000円、県支出金1億9,153万2,000円、繰入金2億160万2,000円でございます。

議案第41号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億96万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億9,586万4,000円、諸支出金347万5,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料8,989万8,000円、繰入金2億725万6,000円でございます。

議案第42号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,634万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、簡易水道事業費2億2,369万1,000円、公債費1億6,265万円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料1億7,424万3,000円、国庫支出金3,364万6,000円、繰入金7,647万6,000円、町債9,640万円でございます。

議案第43号平成29年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,964万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費2億7,931万3,000円、公債費1億6,033万2,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4,912万8,000円、国庫支出金8,500万円、繰入金1億3,109万円、町債1億6,830万円でございます。

議案第44号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ372万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費160万8,000円、公債費211万6,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料80万4,000円、繰入金292万円でございます。

議案第45号平成29年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,283万円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学基金費1,283万円でございます。

歳入の主なものは、繰入金633万円、諸収入648万8,000円でございます。

議案第46号平成29年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,709万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費5,699万7,000円でございます。

歳入の主なものは、診療収入4,923万5,000円、諸収入274万円、繰入金510万5,000円でございます。

議案第47号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,829万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業費 4 億 1 9 2 万 1, 0 0 0 円、訪問看護事業費 2, 6 2 7 万 7, 0 0 0 円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業費 3 億 8, 5 4 3 万 5, 0 0 0 円、訪問看護事業費 2, 2 7 4 万 2, 0 0 0 円、繰入金 2, 0 1 0 万円でございます。

議案第 4 8 号平成 2 9 年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出予算総額を 7 億 3, 2 9 5 万円とし、資本的収入予算総額を 4, 9 0 6 万 7, 0 0 0 円、資本的支出予算総額を 8, 9 1 1 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

歳出の主なものは、医業費用 7 億 2, 0 7 8 万 5, 0 0 0 円、医業外費用 1, 2 1 6 万 5, 0 0 0 円、建設改良費 9 1 8 万円、企業債償還金 7, 9 9 3 万 4, 0 0 0 円でございます。

歳入の主なものは、医業収益 5 億 7, 8 4 7 万 1, 0 0 0 円、医業外収益 1 億 5, 4 4 7 万 9, 0 0 0 円、企業債 9 1 0 万円、負担金 3, 9 9 6 万 7, 0 0 0 円でございます。

以上、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

冒頭、議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案第 3 6 号より議案第 4 8 号までの 1 3 案件につきましては、質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 3 6 号より議案第 4 8 号まで、以上 1 3 案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長を除く議員 1 1 名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員 1 1 名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 3 時 03 分休憩

午後 3 時 04 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に 3 番、米澤宏文君、副委員長に 1 1 番、板垣敬司君が選任されました。

ここで、予算審査特別委員長より御挨拶をお願いをいたします。自席でお願いをいたします。3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） このたび、議会運営委員会の規定によりまして予算審査特別委員長を拝任いたしました。

皆さんとともに、よりよい町政となるよう慎重に審議をしていきたいと思っております。どうぞ御協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第48. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第48、議員派遣を議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定いたしました。

なお、本日までに受理した要望書は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

なお、引き続き、3時15分から予算審査特別委員会を開催をいたします。

執行部の皆さん、お疲れでございました。

午後3時05分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 29 年 3 月 13 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 29 年 3 月 13 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 7 号議案 山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 3 町長提出第 8 号議案 宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 4 町長提出第 9 号議案 津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 10 号議案 平成 25 年災 1034/86 号越原橋農道橋災害復旧工事 (上部工) 請負変更契約の締結について
- 日程第 6 町長提出第 11 号議案 平成 28 年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 12 号議案 津和野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 13 号議案 津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に関する条例の制定について
- 日程第 9 町長提出第 14 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 15 号議案 津和野町職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 16 号議案 津和野町税条例等の一部改正について

- 日程第 12 町長提出第 17 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 18 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正につい
て
- 日程第 14 町長提出第 19 号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 20 号議案 津和野町社会教育委員に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 16 町長提出第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮
らし推進住宅 木部ひらの団地）
- 日程第 17 町長提出第 22 号議案 町道上市線の路線認定について
- 日程第 18 町長提出第 23 号議案 町道吉ヶ原線の路線認定について
- 日程第 19 町長提出第 24 号議案 町道滝元直地線の路線認定について
- 日程第 20 町長提出第 25 号議案 町道滝元直地支線の路線認定について
- 日程第 21 町長提出第 26 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 22 町長提出第 27 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 4 号）
- 日程第 23 町長提出第 28 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 24 町長提出第 29 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 3 号）
- 日程第 25 町長提出第 30 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 5 号）
- 日程第 26 町長提出第 31 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算（第 4 号）
- 日程第 27 町長提出第 32 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 町長提出第 33 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 29 町長提出第 34 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 町長提出第 35 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
3 号）
- 追加日程第 1 町長提出第 49 号議案 旧堀氏庭園不動産売買契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第7号議案 山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第3 町長提出第8号議案 宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第4 町長提出第9号議案 津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第10号議案 平成25年災1034/86号越原橋農道橋災害復旧工事(上部工)請負変更契約の締結について
- 日程第6 町長提出第11号議案 平成28年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事請負変更契約の締結について
- 日程第7 町長提出第12号議案 津和野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第13号議案 津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に関する条例の制定について
- 日程第9 町長提出第14号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第15号議案 津和野町職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第16号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第12 町長提出第17号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第18号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第19号議案 津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第20号議案 津和野町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第21号議案 公の施設の指定管理者の指定について(つわの暮らし推進住宅 木部ひらの団地)
- 日程第17 町長提出第22号議案 町道上市線の路線認定について
- 日程第18 町長提出第23号議案 町道吉ヶ原線の路線認定について
- 日程第19 町長提出第24号議案 町道滝元直地線の路線認定について
- 日程第20 町長提出第25号議案 町道滝元直地支線の路線認定について
- 日程第21 町長提出第26号議案 平成28年度津和野町一般会計補正予算(第7号)

- 日程第 22 町長提出第 27 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 4 号)
- 日程第 23 町長提出第 28 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 24 町長提出第 29 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 3 号)
- 日程第 25 町長提出第 30 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算 (第 5 号)
- 日程第 26 町長提出第 31 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 4 号)
- 日程第 27 町長提出第 32 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 町長提出第 33 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 29 町長提出第 34 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 30 町長提出第 35 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
3 号)
- 追加日程第 1 町長提出第 49 号議案 旧堀氏庭園不動産売買契約の締結について

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）				齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
商工観光課長	藤山 宏君	農林課長	久保 睦夫君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。これから2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、後山幸次君、2番、川田剛君を指名します。

日程第2. 議案第7号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第7号山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 4つほど質問させていただきます。

この協約の四角で囲ったこの表の中に、甲の役割と乙の役割というところがあるんですけど、その文言を見ただけでは、ちょっと甲の役割と乙の役割の違いがわからないので、甲と乙の役割の違いは一体何なのかというところと、あと、観光面での連携を強化していきたいということはしっかり受けとめられたんですが、そのほかのほうがたくさんこの協約の中には含まれているので、観光面だけの連携ではないのは、協約ではないのはなぜかというところ、それと、津和野町は連携協約を結ぶことで、利点はお伺いしたけど、役割としては何をしてくんだらうかというところ、それから、津和野町ならではの特色を、この協約を結ぶことで活かすことが本当にできるんだらうかという疑問を持ったので、その辺をお聞かせいただけたらなと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、甲と乙の役割ということでございます。

今回は、地方自治法上、20万人以上という、こういった連携都市圏域というのを形成するという、法律上は20万以上の人口を有するところが中心市となって、その取り巻きのところで協約を締結をして、その20万以上の人口の都市と一緒に取り組みを行っていくというのが基本にあるということでもあります。

今回、改正によりまして、その20万以上というところの部分、二つの隣接する市ということで、法的な部分のところが若干和らいだと、今までは一つというところでしたが、二つということで、二つで20万以上を超える場合は中心市として認められるということで、まずは、この中心市を中心としてということでございますので、甲の役割ということで言いますと、甲が、いわゆる中心市の役割として乙と連携協力して取り組みを推進するんだということで、あくまでもその中心となるところは甲ということで、山口市ということになります。

で、乙の役割というのは、ここが協力して実施する事業と一緒に取り組んでいくんだということになりますので、その辺の役割分担というのは、今、財政的な部分を一つ考えたときにも、交付税措置部分で言いますと、甲のほうで約1億近いお金が入ってくると、1年に入ってくるっちゃうことになります。

乙のほうは、津和野町の場合は益田の定住自立圏の関係で、今1,500万円いただいておりますので、これ以上のお金の交付はないということでもあります。

で、甲の部分で言いますと、ここが中心になって乙と連携してということになりますので、ある程度、財政負担のところも甲のほうにも検討していただきながら、甲と連携して行うということで、まあ、連携協力してということでは、甲と乙というところと言うと、あくまでも中心市のほうが、山口市あるいは宇部市のほうが中心になって取り組みをしていくんだということが、今回の連携協約の甲の役割と乙の役割ということでもあります。

それから、2点目の観光面ということで、この協約自体は、今回ごらんになった議員さんのほうから御質問あったように、観光面だけの取り組みでは、協約上はなっていないということでもあります。

で、この協約自体は、あくまでも基本になるものということで、この後のところで、具体的にその取り組みを示す「ビジョン」というのを作成をすることになっております。このビジョンの内容の中に、具体的にそれぞれの、例えば、医療の分野とか、その部分は出てくるわけなんですけど、今回、津和野町については、益田の定住自立圏というところで取り組みをしている部分を、まずはそこがまず基本にありますので、このビジョンのところでは、「全市町」という表現を「全市」という表現に変えて、ビジョンの具体的な取り組みも、例えば、医療分野等については行っていくということにしております。

この協約自体は、あくまでも、この協約が基本になるものということで、今回7市町全部が、山口市、宇部市と連携協約をするときに、この協約というところで言いますと、全て同じ協約を今回締結をさせていただくと、ただ、津和野町としては、そのビジョンのところ個別の観光のところを具体的に進めさせていただくと、そういう考え方の中で、今回この協約に参加をさせていただくということでもあります。

それから、利益、何をしていくのかというところの御質問だったかと思いますが、これについては先ほども申し上げたように、交付税の財政措置というのは、津和野町の場合は1,500万以上のものもらえないということになります。

ただ、その辺の山口宇部空港あるいはJR山口線との連携を図るのに、こういう取り組みをしようというところで、例えば、今からビジョンのところは具体的に詰めさせていただきますが、その辺の費用負担については、山口市あるいは宇部市との連携協約の中で、それぞれ費用負担もある程度お願いをしながら、そういった部分で言いますと、この協約を結ぶことによって新たに観光面でのインバウンド対策とか、ああいった部分で、人を呼び込むような施策を講じた場合に、そういった山口市、宇部市との財政負担というのものもある程度お願いをしながら、今回この連携協約を結んだことで事業が展開できるというふうに考えているところでございます。

それから特徴ということで、津和野町については「日本遺産」、あるいは山口市、宇部市のほうでお話をされるのは、やはり「津和野町東京事務所」というところもお話があります。そういったところについては、山口市、宇部市ともに津和野町東京事務所という、まあ、東京事務所を市単独で持っておりませんので、そういったところの津和野町が持っている日本遺産であるとか、そういった東京事務所、そういった部分については、山口市、宇部市との連携の中で、津和野町のそういった特徴的なところを活かしたようなものを今後ビジョンの中に取り入れていこうということで、今検討をしているということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほど観光面での連携ではなく、この連携協約については、もう、ほかのと同じように、いろんな面を組み込んでいくということだったんですが、それで、ビジョンのほうで観光面を、津和野町は観光面だけでいくんだよということを示していくということだったんですが、たしかビジョンのほうは、議会にはただお知らせだけで、連携協約ということは議会で認めてもらわないとだめだというところで違いがあるんですけど、ということは、もしこれから先、観光面以外での連携をもし山口県央圏域と何か取り組んでいくというときになると、万が一そういうことになると、議会にはもうただのお知らせで済むっちゃうことで理解していいんです。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 議員御指摘のとおり、この協約というのは、あくまでも具体的なところの基本を定めていくということになります。で、具体的なところは、あくまでもビジョンのほうで作成していくということになります。これについては、毎年、見直し等も図られると、それからビジョン懇談会ということで津和野町からは、県観光協会の会長さんと商工会の会長さん、出られていますが、そういったところで毎年、そういう実績が上がったかどうかというローリングかけていきますが、その辺の内容というのは、あくまでもビジョンの中での、今度は具体的な取り組みの変更ということになりますので、この協約はあくまでも基本的な協約という位置づけの中で、これに基づいたビジョンということ。

で、先ほど議員が御指摘ありましたように、津和野町は観光面でいこうということで、今ほかの圏域の市町とお話をさせていただいております。そここのところについては、ある程度、県、市といえますか、守らせていただいて、厳守させていただいて、そのほか追加で、そういったことが仮に出た場合は、議会に対しては報告させていただくと、議会のほうで議決をするというところには至らないということでもあります。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 本議案に対して、反対の立場から討論させていただきます。

山口県央圏域との連携を全て否定するつもりはありません。各種交流事業とか結びつきを強めていく必要性は強く感じています。しかし、以下の理由から反対させていただきます。

島根県連携都市圏域形成に係る連携協約においては、観光以外の連携協約も結んでしまえます。現在の目的の観光以外の連携を始めるに当たって議会の議決が不必要となります。ビジョンでの示すところだけとなってしまいます。

また、中枢都市と周辺都市が連携協約を結んだら、大きな中枢都市が主導権を握り、周辺都市の自立性が損なわれるおそれがあります。地域の衰退を加速しかねません。

また、中枢都市の病院や公共施設を強化し、周辺部の役割を弱めていく危険性を含んでいます。平成の大合併で地域の疲弊が進んだように、連携都市圏域形成が結ばれば、自治体にかかわる機能が広域化し地域の疲弊がますます進みます。連携都市圏域形成が提案された先には、自治体機能のさらなる再編が見え、道州制の布石となるおそれを感じます。

以上の理由から、本案件に反対させていただきます。

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第7号山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第8号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第8号宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほどの第7号議案と同じように、やはり津和野町の自立性とか、そういうものが損なわれるおそれがあるし、道州制がその先に見えるということから反対させていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第8号宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第9号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第9号津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第9号津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第10号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第10号平成25年災1034/86号越原橋農道橋災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 一、二点お伺いしたいんですが、この変更は、車両用の防護柵にかえるということで変更をされておりますね。それでこの今度車両用にかえられたときの地覆の形態はどのようにされるのか、はよう言やあ定番式でやるんか、支柱を埋め込むんか、どういうふうな防護柵にされるのか。

それと、この橋の設計条件というのがありますが、道路の規格は、第3種第5級ということになっておりますね。橋種もプレストレスト・コンクリートの道路橋と、それで幅員は2メートルで、全幅は2.8メートル、地覆が40センチずつあるから、全幅2メートル40と、だから2メートル80というふうになっておろうと思います。

この設計条件の中に、この橋は時速20キロで走るように設計されております。また、雪の荷重も計算がしてあります、設計条件の中にね。こういうことになっておるんで、当然、自動車が当初から通るような橋に形状されとるんですよね。それがまあ、いろいろ

ろあったんでしょう、防護柵、ここを歩行者用になつとったのを、今度は車両用のガードレールに変えたということになるわけですが、この地覆の形状をどのように変えられるのか、コンクリートをどのぐらい補強して打たれるのか、それで、補強ちゅうことになりますと鉄筋も入ると思ひますもんですが、この橋長が70メートルもありますから、両方で140メートルということになりますと、どのぐらいのコンクリートが追加になるのか、そうすると、どのぐらいのトン数になるのか、設計荷重に問題はないのか、そのところはどうかでございましょう。

ただ、この橋の設計条件が雪の荷重まで設計してあったもので、大変気になって質問をしておるところでございしますが、まず今、コンクリートの補強が何立米で何トンくらいになるんか、それと支柱が、普通、車道用といひますと、プレート板でアンカーボルト4本でとめるんが、普通、車道橋梁用の防護柵と思ひております。ですが、ここについては、埋め込みにされるのか、そこんとこちよつとお知らせいただきたいです。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、御質問にお答えをいたします。

高欄、欄干でございしますが、埋め込みというよりも地覆にボルトを埋め込みまして、上でナットでとめる、そういう形の施工になってまいります。

それから、コンクリートの量ということですが、設計書を持っておりますが、すぐにどこかというのをよう探しません。

地覆については、金曜日にも少しお話いたしました、両サイド40センチを、当初、設計しておりましたが、車両用ということになりますので、強度持たせないといけないということで、50センチに拵げました、外てに。それから、内側の車道の横のところの地覆でございしますが、当初10センチだったところ25センチに、15センチ、上に持ち上げまして、実際の、その地覆の本体の厚さというのが40センチでございましたが、これを55センチというふうなことにしております。で、配筋を当然してございまして、その上にコンクリート5センチ厚打って鉄筋が出ないような形と、いうふうなことにしておるところでございします。

今、この橋の強度の関係で御質問がございまして、このあたりのところについては、建設課で強度計算なんてできないというふうなことで、イズテックという会社がございしますが、そこに農政局の指示がありまして、防護柵関係の関係で設計の委託をして、それによって対応しておりますので、強度的には問題がないつくりになっておると、いうこととございします。

○議長（沖田 守君） いいですか、1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） コンクリートも実施せんと、高さが、位置がどのぐらいあるのか、45か7か、当初の図面にも、立ち上がり、地覆の幅も図面にないんですが、大したコンクリートではないとは思ひますが、そうはいひましても相当重量があると思ひます。こうしたことが何で初めにお気づきにならんかったんか。何です

かね、農政局の指示によってこういうふうなことが出てきたというのは、大変遺憾に思うんですが、課長言われましたとおり、雪の荷重までこの橋は計算してあるんですよ。そうしますと、設計荷重は群集荷重というふうな設計の何もしてあるんですよ。それが群集荷重か何トンなつとるかちょっとわかりませんが、そういったこともありまして、ただ、この橋がプレストレスト・コンクリートの農道橋であるんで、少々の重力がかかっても総体的な荷重には問題はないと思いますが、何せ橋長が70メートルもあるんですから、それに鉄筋の重量、コンクリートの重量、コンクリートも立米2,300キロぐらいの何が、荷重がかかるんですから、それを大変心配して質問したところでありますが、課長さんの説明じゃ、もう大丈夫というふうなことで判断をしてよろしゅうございますね。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 設計荷重については、群集荷重というふうなことになっております。少し経緯お話をいたしますと、当初の設計上は、越原橋については不特定多数の方が通られるという想定で、対岸のほうに家もございまして、左岸側は国道が走つとるところ、当然、人がおられて、農道からその橋を通って行くというふうなことで、当初、査定に提出いたしました設計については、車両が通るということで、車両用の防護柵で設計をして、査定に提出をしたところでございまして、農政局の関係はオーケーが出ましたが、財務局のほうのところでは金額が高いということで、とにかく歩行者用に下げなさいという指導がございました。それに従って、査定の段階では歩行者用の防護柵にしておったところでございます。

しかしながら、実施設計の段階で、同じように歩行者用の防護柵で出したんですが、農政局のほうから、やはりそのあたりのところは変更してほしいというふうなことがございました。理由はどうしてかというふうなことで少し調べたんですが、基本的に不特定多数の人が通る場合、転落の危険がある、それと今、議員がおっしゃいましたように、70メートルもあるというふうな橋については、通常の指針上から言うと、車両用の防護柵というふうなことになっておりまして、農政局のほうでもそのように指示を受けまして、財務局もそれを認めたというふうなことで、今回このような形になっておることとでございます。

強度については、きちんと設計をしておりますので、落ちることはないというふうに確信をしております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さん、これ越原橋だけのことじゃないんですが、これと同時に発注されました下河内橋ですか、これとのちょっとあれをお聞きしたいんですが、勉強のために教えていただきたい。

越原橋が有効幅員2メートル、これは自動車が通るわけですね、20キロぐらいの速度で通ってもいいというふうな設計になっております。ところが、下河内橋は、これは

人が通る橋ですいい、車両は通ってはならないというふうに思うとるんです。床版橋が14センチしかないんですから、これに車を乗り入れることはできないとは思いますが、この幅員が、自動車が通るほうが、越原橋が2メートル、それで下河内橋が2メートル10というふうな幅員なとるんですいい。私は、自動車が通るほうが2メートル10で、歩道のほうが2メートルのほうが、何かすっきりするんじゃないか、そのほうが自動車通っても、10センチゆとりがありゃ大分違うんですが、そこんとこの考えはどうなんでしょうか。私の考えが違うんかどうか、私は反対にしたほうがええような気がするんですが。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 越原橋については、もともと1.8の幅員でございましたが、1.8というものは、災害の査定をするときに拡幅になるんですけど、1.8というのは、その構造は最低に満ちてないということで一応2メートルになったところでございます。

で、下河内橋については、もともと2.1メートルの幅員がございましたので、今2.1でつくっておるところでございます。下河内橋についても群集荷重ということで、軽トラックが通ることは想定をして、今しておりますが、基本的に、和田集落から右岸側の田んぼに行く方というのが2戸ぐらい、農家が2戸ぐらいでありまして、不特定多数の方がそこを走ることはないというふうなことで、当初よりその下河内橋の欄干については、歩行者用の防護柵というふうな形にしております。

結局、いろんな方が通るのではなくて、特定の方が通られるというふうなことで、それほどスピードを出されるわけでもなかろうということで、査定の当初からそのような形にしておるということでございまして、確かにおっしゃいますように、越原橋と下河内橋の幅員を考えたときに、下河内橋のほうが大きいということもございしますが、一応、不特定多数の方が通るということで、農政局のほうの指導に従うという形で対応させていただいておるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第10号平成25年災1034／86号越原橋農道橋災害復旧工事（上部工）請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

- 議長（沖田 守君） 日程第6、議案第11号平成28年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第11号平成28年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第12号

- 議長（沖田 守君） 日程第7、議案第12号津和野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸昌子君。

- 議員（7番 寺戸 昌子君） 農地利用最適化推進委員というのが始まるというか、置かれることになるんですが、それは農業委員とはどのように違いがあるのか教えていただけたらと思います。

- 議長（沖田 守君） 農林課長。

- 農林課長（久保 睦夫君） 農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員のほうは農業委員会での議決権を持っていますが、推進委員のほうはそういう議決権を持っていません。

で、どのような仕事かと言いますと、農地の有効な使い道をしていくような形です。農地中間管理機構というのがあるんですが、そこへ提出できるような案件等を農地の所有者の方と協議しながら集積化するとか、そういう現場の仕事が主になるような形になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 法改正に伴うものなので反対するのもしかかとも思いますが、やはりここの議会に付されているということは、不満を持ちながら賛成するということはできないので、その理由は、農業委員数が半減されて、農地利用最適化推進委員というものが置かれることになってしまう、その農業委員さんの数が減るといのは大変なことだということと、農業委員さんが農民の地位の向上というのを、前は目的に持っておられましたが、それが削除されています。また、意見の公表とかいうことも業務から削除されていて、今までの役割より縮小されているところに、新しい役割のものが入ってしまう。これでは本当に津和野町の農地が守れるのかなという思いがあるので、反対させていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第12号津和野町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第13号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第13号津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第13号津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第14号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第14号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第14号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第15号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第15号津和野町職員の退職管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第15号津和野町職員の退職管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第16号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第16号津和野町税条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第16号津和野町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第17号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第17号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 先ほどの説明で、農業委員会、農業委員は11人、農地利用最適化推進委員10人とありますが、この会長職は別個でしょうか。ほかにこ

の農業委員、またどちらからか入れるのか。それと能率給の説明をもう一度お願いします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先日も説明しましたように、会長代理の報酬はなくして、農業委員と同じ金額にします。

それから、能率給につきましては、農業集積、農地面積の集積等が起こった場合に国のほうから交付金が追加されます。そういったものをみんなに報酬として支払うような形になります。その額は固定されたものではないので、予算の範囲内で町長が定める額としております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 会長を農業委員の中から選ぶとか、それは決まっているんですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農業委員の中から選出されます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先ほどの議案の質問と重複するかもしれないんですが、農業委員と農地利用最適化推進委員の年額が同じというところで、その仕事の違いというのは議決権を有する者と、それと、その中間管理機構に対する助言といいますか、こういった結果になりましたということかなと思っているんですが、その額の部分でちょっと気になったのは、会議の回数ですとか、これまでの農業委員の皆さんが集まる中を、分けたと言ったらおかしいかもしれませんが、選ばれ方は別々ですよ、別々で議決権がある者となない者があって、この同額というのはどういうふうに解釈すればいいんでしょう。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先進的なところに視察に行きまして、いろいろ聞いてみたんですが、年額報酬を変えるわけにはいかないということ、それから農業委員会には、最適化推進委員も必ず出てもらおうというようなことをしておりまして、行動的には同じような行動をとってもらおうと、ただし議決権は持っていませんよということになります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、もう一度、選出、選任の方法が、町長が選任するものと、それと推進委員のほうは、これは農業委員が推薦するんですか、それとも町長の推薦なんですか、そのあたりもう一度お願いします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農業委員につきましては、町長が任命します。それから最適化推進委員につきましては、農業委員会が選任するという形になっております。

- 議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。
- 議員（2番 川田 剛君） あくまで選ばれた方の中から、例えば、農業委員と推進委員の中から分けるのではなくて、あくまで農業委員がこの方々、で、その農業委員の方々が選ぶということによろしいんですか。
- 議長（沖田 守君） 農林課長。
- 農林課長（久保 睦夫君） そのようになります。ですから、これが12月1日からの施行になりますので、12月1日に最適化推進委員を選ぶ形になります。農業委員会はそれ以前に町長が選任をしておくという形になります。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。
- 議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほどの第12号議案で反対させていただいたように、この制度で津和野町の農地が守られるかどうか不安を覚えるので、この議案にも反対させていただきます。
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。
これより議案第17号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第17号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第18号

- 議長（沖田 守君） 日程第13、議案第18号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第18号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第19号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第19号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回の公民館の関係に関する設置のことでお伺いしますが、いわゆる池河公民館の中に商人溪村分館があるけども、あくまでも商人溪村分館は、予算上は非常勤の館長と分館長と主事があるというふうに、29年度予算を見ますとなっておりますが、少し、もともと29年から新たにスタートさせようとしている公民館体制とはちょっとずれているのではないかなと思います、その辺についての現状とその見識、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の商人溪村分館につきましては、同じように29年度から池河の分館と統合という話で、地域ともずっと話をしてきました。

ただ、まだなかなか地域全体での合意に至らないという状況に今現在ありまして、今の中で強引に統合するということは、なかなか難しいであろうというふうに判断をしたところでございます。

ただ、池河とあくまでも、今までほとんどの交流がない状態での、段階での統合ということでもございましたので、距離的にもかなり位置が離れておると、そういった地理的な条件もありまして、この2年間をかけて、できるだけ融合ができるような環境をつくりたいということで、今まで池村ではなくて日原公民館の分館として、商人溪村の分館については位置づけがされておりましたけれども、今後は、29年度からは池河の公民館の分館という形をとって、池河の行事等も商人溪村地域には御案内をしながら、できる限りの融和を図りながら次の段階へ行きたいという、そういうスタンスの中で、こういう措置をとらせていただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） いろいろ経過的な措置というか、地元の意向というのは大切にしなければならないかと思えますけども、私が、いろいろな皆さんからも意見もいただいておりますけど、やはりそういうところは、むしろ自治公民館というような体制のもとで、やっぱり報酬で今お二人、もし、おられるとするならば七十数万円、報酬が要りますよね。そんなものに何かかじりつくよりも、自分たちがやれる範囲の仕事ということで、活動費として、名賀の自治公民館は12万3,000円いただいておりますけれども、そういうふうに向けることも必要ではないかなと私は思うんですが、教育長、その仕向けというものはどのように、これから何年かけてやられますか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 仕向けるという表現がどうかはわかりませんが、一応今までも、そういった方向性を示しながら地域のほうにお話をさせていただいたところではございます。ただ、なかなか地域として、あそこ3地域ございますけれども、二つの地域については、いたし方なかろうという雰囲気、どうもなかったようでございますが、どうしても1地域、なかなか御了解が得られないという地域もございまして、もう2年間は、その移行のための方策としてお願いをしたいというふうに向けるから言われております。ということですので、とりあえず、もう2年間についてはそういう方向で、地域の融和を図っていくということで、お願いをしたいというふうに向けるには、それを基本にして手がけていきたいというふうに向っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第19号津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第20号津和野町社会教育委員に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 人員を、これは10人を12人に改めるとするのは、これは仕事がふえたわけですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほどの前段の議案につながるわけでございますけれども、今、社会教育委員の人数が10名、それで、公民館単位で委員を選出をしたいというのが当初の計画の中にありまして、今回、日原地域が6館、それから津和野地域が4館という、館のバランスになります。

ただ、この社会教育委員がそれぞれの公民館、地域ごとに担当を分けて、公民館の運営審議会もその意味も兼ねる形をとっておりまして、日原地域が6名の運営審議会の委員が生じた、そして社会教育委員も兼ねているというような形になります。

津和野地域については、4館でございますので、まだ全体のバランスを考えたときには、やはり両地域同数の人数がおったほうがよかろうという、もともとの計画の段階で、そういう形で計画をされております。

で、このたびそういう形になったところで、津和野地域6名、日原地域6名ということで、12名の選出をしたいということで、こういう提案をさせていただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第20号津和野町社会教育委員に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第21号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅 木部ひらの団地）、これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 前の議決のときも答えられたと思うんですが、ちょっと忘れてしまいましたので、もう一回確認したいんですが、平成54年という年月がありますので、35年後ということで、代表取締役もかなりの高齢になるのでは……。〔「25年と」と呼ぶ者あり〕25年か、25年でありますので、代表取締役も、津和野にすも一家株式会社もかなりの、構成メンバーも年齢が増してくると思うんですが、これ途中で、この会社がどうかなったときはどうするんですか、そこを確認したいんですが。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） PFI法に基づいて、つわの暮らし推進住宅については整備するということで、募集要項にも、このSPC、特別目的会社の指定管理の指定については、議会の議決を経て指定すると。で、議員の御指摘ありましたように、25年間ということでもあります。この会社自体の特別目的会社というのは、もうこの指定管理者で、指定管理者の業務を行うための会社ということで、設立をさせていただいていると。このSPCも構成会社ということで、今回、津和野にすも一家さんは、日成建設さんあるいは山本建設さん、それから河田設計事務所さんということで、3社の方が一緒になって特別目的会社を形成されて、応募して、事業審査委員会の中で選定をさせていただいたということでもあります。

25年間の期間ということで、議員御指摘のように、年齢自体はその分は上がってくるということにもなりますが、そこのところはきちっと、特別目的会社の目的自体は失うことなく、その内容についてはやはり会社で責任を持っていただいて、役員の変更等があった場合は、本町に届け出ていただくような仕組みをとりながら、25年間、指定管理者に指定をさせていただくものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅 木部ひらの団地）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第22号

- 議長（沖田 守君） 日程第17、議案第22号町道上市線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第22号町道上市線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第23号

- 議長（沖田 守君） 日程第18、議案第23号町道吉ヶ原線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第23号町道吉ヶ原線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第24号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第24号町道滝元直地線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第24号町道滝元直地線の路線認定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第25号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第25号町道滝元直地支線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第25号町道滝元直地支線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

ここで10時20分まで休憩いたします。

午前10時07分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第21. 議案第26号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第26号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） ページから言います。まず、13ページの歳入からなんですが、13ページ、使用料及び手数料の地域食材供給施設CASセンター150万円の減額となっているんですが、これまでの使用実績ですとか、150万円の減額ということになりますと、今後の見通しと申しますか、どうなっていくのかなというところが気になりますので、この150万円の減額についての質問をさせていただきます。それと、その下、1番下の8番、旧堀氏庭園使用料が7万円上がっております。この説明もう一度詳しく、どういった内容での7万円の使用料なのかというのをお尋ねいたします。70万円です。70万。

それと、ページが18、19ページの財産収入の町田の町有地売り払い収入が上がっておりますが、ここの売り払う目的または場所等がお知らせできましたら、お願いいたします。

それと歳出の中で、42ページ、43ページ、社会福祉総務費の工事請負費に作業施設というのが上がっておりますが、これはどういった作業をするということになったのか、どういった規模のもので、どういった施設になるのかというのをお願いいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 歳入13ページのCASの使用料であります。これまで地域おこし協力隊が入りまして、ワサビのCASにかけた商品づくりを重ねてきましたが、その間の使用につきましては、使用料を求めておりません。先日、大阪のほうでアグリフードEXPOというのがございまして、そこでその商品を持って行きまして商談をしたところ、かなり反響が大きかったということがありまして、今後はその売り出しを開始した段階では、山菜加工場のほうから使用料をいただくということをしています。

ただ、ことしもアユが不漁、それからクリが不作でなかなかCAS冷凍できなかったということもありますが、片方ではイノシシ肉をCAS冷凍して販売する集落支援員がつかまりましたので、そちらのほうで使用実績を上げてきておるといふことところであります。

いずれにしても、来年度はそういう本格的な販売に入っていくことで、若干は使用料は伸びてはくるとは思いますが、それは緩やかな流れで伸びてくると思っております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 18、19ページの町有地の売り払い収入295万9,000円の詳細でございますが、場所につきましては、地番が町田のイの220番地でございます、森鷗外記念館と、どういいますか、中学のグラウンド間の今、雑種地になっておりますが、そちらの土地でございます。

経過でございますけれども、昭和32年当時に、その当時の所有者から津和野町のほうで購入をいたしました。ただ、購入の経緯につきましては、何分、昭和30年当時の事例ですので、その当時公文書等も残っていないという状況がございまして、何らかの、当然、首長が購入をいたしましたので、理由があつての購入というふうに考えておりますけれども、その理由という部分は、ちょっとわからないような状況ではございます。

隣接の所有者の方が、今回売却をした相手方、両方側を所有されておまして、その方のちょうど間にその町有地が入るような格好で存在しているということで、数年前から購入の方向で話を進めてまいりましたが、昨年森鷗外地区のミニ国調をこの地区がやりました、そこでもちょっとその話がございまして、正式にこの方が実際の住所が大分県のほうに現在住まわれていらっしゃるやいまして、その方の代理人の方が近隣にいらっしゃいますので、その方を通して、購入のお話をさせていただきまして、8月の26日に町の財産管理審議会のほうに町長のほうから答申をしまして、購入がよからうということで答申をいただきましたので、購入に至ったという経過でございます。失礼しました。売却です。済みません。売却に至ったということでありませう。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、13ページで御質問いただきました教育使用料の8番の旧堀氏庭園の使用料の増額でございますが、ことしは紅葉も割とよく旧堀氏庭園の入館者もふえたということと、畑迫病院も思わず思っていたよりも入館があったということで、実績によるものと今後の見込みを足したもので、70万円の増とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 43ページにおきます工事請負費300万でございます。障害者福祉センターのほうに12月6日に竣工しまして、議員の皆様には出ていただきまして、無事終わったわけですが、それと並行いたしまして、指定管理者のほうでこれまでB型作業所で行う作業内容をいろいろと詰めてまいりました。その中で、福祉センターの中でする作業等につきましては、石見工業さん等の作業等のこと、いろいろと方向的には決めておるわけですが、外での作業内容等が、これまで地元の事業所さん等との話し合いの中で、今のところフロンティア日原のほうで、農作物

の出荷事前準備、野菜の洗いであったり、選別であったり、それから、ワサビの加工場の加工前の準備等、それから商工観光課で考えておられます、クリの出荷等の皮むきであったり、いろんな作業等、道の駅で清掃作業等もいろいろと検討はしてきておりまして、ある程度前向きに進んでおるわけですが、そういった中で農作物の洗浄、洗ったりそういった作業をフロンティア日原のほうに出かけて行って、なかなか作業というのも場所的なものもありますし、トイレの面と色々な面があるということで、できたら福祉センターのほうで作業をしていただければという話の中で、福祉センターの横の敷地内のところに作業所を設置したいということですが、規模的には、先般農林課のほうで、食肉加工施設ということでイノシシの処理をする規模と同じような規模で、部屋の的には4メートル掛け5メートルくらいの作業所を設置して、その中で野菜の洗浄であるとかそういったことをやっていきたいと考えておることです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 34ページと35ページ、平成25年災害及びケーブルセンターの修繕工事に係る鹿足郡事務組合の負担金が613万3,000円ということで上がっております。ああして先日ケーブルセンターのシステム変更等の話もあったわけですが、この613万3,000円の内容についてお聞きをしたいと思います。

それと、52、53の医師確保対策専門監報酬が192万2,000円減額されております。専門監については、たしか三宅さんではなかったかというふうに思っておりますが、一時休まれたというふうなこともあります、その後の状況についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、35ページの鹿足郡事務組合負担金でございます。これは、平成25年度に発生いたしました災害復旧工事の3カ所、まず木尾谷口の光ファイバーケーブル1,380メートル張りかえと仮設分の撤去の工事費243万2,160円。それから、木尾谷の光ファイバーケーブル900メートル張りかえと仮設分の撤去ということで102万4,920円。それから、牧ヶ野の光ファイバーケーブルの1,000メートル張りかえと仮設分の撤去ということで179万640円。この部分ともう一つ、ケーブルセンターの雨どい改修費の負担金が88万4,520円ということで、合わせて613万3,000円を補正させていただくものでございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 53ページの報酬、医師確保専門監の199万2,000円の減額について御説明をいたします。医師確保専門監、昨年1月より体調を崩しまして、一応春の4月からは復帰できるという状況でありましたけど、やはり

医師確保等のために車にどうしても乗る時間が長くなるというような状況がありまして、現在は月に3日から4日程度の出勤になっております。それも電話で日ごろはドクター等に手続をしまして、それから動くという状況で、非常に厳しい状況ではありますけど、私のほうもそういう形で代役をしていくという状況でありまして、その関係でこのたび、月16日の非常勤の報酬ではありましたが、年間30日程度になりましたので、そういう形の中でこれだけの減額ということでもあります。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） そうしますと、三宅さんというのは、専門監の配置そのものが今後どのようにされることになろうかとお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） この医師確保専門監は特殊な業務でありまして、この体調がすぐれておりませんが、新年度におきましても、5日程度あるいは6日程度で出勤をしていただくという状況で、引き続き月に5日から6日出ていただくような状況になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 3点ほど質問します。30ページの総務費の企画費のところの、地域おこし協力隊員住居改修設計の管理委託料が減額になっていますが、説明の中で事業中止という話でしたけれども、このことについてちょっと詳しく聞かせてください。

それと32ページの住民協働推進事業で畑迫地区のつわの暮らし推進住宅の繰り延べということで、土地代と設計代が減額になっていますが、これについては、住民協働のまちづくりということで、未来づくり協働会議というものを設置して、そこで年次計画を立てられてこういう計画が立ってはずなんですけど、その未来づくり協働会議とか自治会長さんとの相談というか、の上で、こういう計画変更ということがなされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

42ページのところの、先ほど質問がありました社会福祉総務費の障害者福祉センターのB型作業所の設計監理料50万と工事請負費300万についてですけれども、作業の内容を聞いたところで、水を使ったりそういうことをするのかなと思うんですけども、道の駅のあいた施設、例えばかにがせさん、あじさいさんとか清流館の中のそういう使えるような施設はないのかということと、あと財源的に社会福祉の関係なので、何か障がい者の関係のそういう予算が、取るような形の建て方とかはできないのかということをお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 31ページの地域おこし協力隊員用住居改修設計監理業務委託料と、それから工事請負費の540万減額ということでございます。

す。この件につきましては、土地の所有者あるいは家屋の所有者の方と売買契約という形で、12月補正予算だったかと思いますが、補正予算を計上させていただいて、津和野町が購入するという考え方で、この土地・建物についてそういう取り扱いをしていこうということになりました。

今回この地域おこし協力隊員、特にファウンディングベースが住まいとさせていただいているところでございますが、この当初予算のところから、島根県のほうからここについては複数で住むには法律上、適さないということで、この改修工事の設計と改修をさせていただくということに、当初予算のところではなっていたということでもあります。今回、所用者の方から建物を購入させていただいて、私どもとしましては、そのところに医療従事者あるいは定住という形の中で、住宅を建てる計画を持たせていただく中で、12月補正予算で購入に係る予算計上をさせていただいたと。

この目的のところでは、今回、改修を行った後に解き払いということについては、やはりその復興率というようなところの視点もございまして、この県から御指摘のあった件につきましては、今回そういった改修等を行わないということで、したがって今、雇用促進住宅のほうに、この住宅に入らせた者については転居するというような形をとらせていただいて、ここについては、1世帯だけなら入れるということになります。その住宅を解き払うからについては、そういった用途に供しないという物件として扱いつつながら、今後の新しい計画を立てさせていただくという考え方の中で、この設計監理業務委託料と工事請負費については、減額処分とさせていただいたということでございます。

それから、33ページのつわの暮らし推進住宅の畑迫地域のこの土地の用地買収と、これ測量設計業務ということになっておりますが、測量とあと鑑定評価ということで私どもとしては準備を進めてきた経過がございます。現在、8地域、畑迫地域を含めて8地域、このつわの暮らし推進住宅の要望が上がっているということでございます。議員御指摘になられましたように、この8地域については、まちづくり委員会の代表者等で結成する未来づくり協働会議でお話をさせていただき、まちづくり委員会のほうから手を挙げていただいて、こういった部分について承知をしてこの事業を進めているということでございます。

まず最初に、今回の減額に至った経過とそれから今後の計画というところの部分、それからそれに対してのまちづくり委員会等への手続の部分、この2点について御説明をさせていただいたらと思います。

まず1点目の、これを落とすに至った経過ということでございます。私どもは2月の10日付で、所有者さんの方からこれを買うために採草放牧地、農地の権利を移転したいということで、農地転用の許可申請というのを県知事宛てに、農業委員会を通じてですが、出していただく。こういった手続をしてきたところであります。それに加えて、こういった測量あるいは鑑定評価というようなところで依頼をかけながら、この土地と

土地については、所有者さんからことは買うんだということで、予算も上げさせていただいてきたところでございます。

これがまず、一つは現状として今回落としていますが、私どもとしては畑迫地域が一番の優先ということで、この土地については購入をさせていただくような考え方の中でこれまで来たというところがまず一つあります。

もう一つは、先般、全員協議会の中で開かさせていただいて、F T T Hの事業のことがあったと思います。17億円の事業費、これを賄うためにどういった予算の執行をしていくかというところで、他の事業を含めて見直しをする必要があるというこの財政面での見直し、これは29年度以降の予算に係るものになります。

もう一つは、木部のひらの団地を今回建てさせていただいた中で、いろいろ補正予算等も組まさせていただきました。財政的にも1棟当たり3,000万というような高額の中で、財政面での見直しと、それからやはり木部のところでいいますと、3件の募集に対して3件が応募してきたということで、制度面としてやはり多くの皆さんに応募していただけるような、効果を狙ったところの部分という制度面での見直しというのが必要になってきたということでもあります。

財政的な負担が今からどうなるのかという視点と、それから木部のひらの団地のところでいろいろ反省点がございました。見直しをするところでいいますと、議員の皆様からもいろんな御意見をいただいていたということで、29年度のこの予算については、町長が先ほど申し上げた施政方針の中でも、今回見送らせていただくということで当初予算に、29年度当初予算に計上していない状況があるということでもあります。

私どもがこの29年度予算にこれ計上できない場合、この28年度予算の補正予算のところの土地の取得鑑定評価というところ、2点ほど課題がございました。

1点目は、この土地の取得については、起債、過疎債を充てているということでもあります。この過疎債については、財源としても充てているわけですが、この過疎債自体は、次の年には必ずもう家を建てなければならないというところが条件としてあるということでもあります。

もう一点は、農地転用のところも、これ許可をもらうためには、やはり住宅にならんといけんちゅうところがございまして、29年度の予算を考えると、28年度のこの部分については見送らざるを得ないという判断の中で、この部分については落とさせていただいたということでもあります。

29年度の部分については、ここからは手続上のお話になります。地元に対してあるいは自治会に対して、あるいは未来づくり協働会議に対して、どういう私ども説明責任を負っていくかというところについては、やはりこれは未来づくり協働会議まちづくり委員会というのが主体でやってきた事業でございますので、説明責任をきっちり果たしていくということには、考え方としては私どももあったということではありますが、まず

は今回29年度予算からこの部分を落としていくというところの部分で、今からあさって、私の課については予算審査特別委員会というのを控えております。

議員の皆様方にこういった説明をさせていただいて、議員の皆様方からの御意見等を踏まえながら、並行して地域にあるいは未来づくり協働会議のほうに御説明をさせていただきたいという思いの中で、これは畑迫地域だけではなくて、ほかのあと七つの地域、手を挙げていただいておりますが、1年おくれれば、2年おくれれば、このFTTHの補助金がつくつかないかによって、この事業がどうなっていくかということころは、まだまだちょっと今の段階では不透明なところがありますが、そういった状況下を踏まえる中で、これについては説明責任というのは、議員の皆様方に予算審査特別委員会でこの考え方をお示した上で、地域のほうにも御説明に上がるというような考えを並行して持っていたということでもあります。

6月に未来づくり協働会議がございます。その時点で、まちづくり委員会の皆様のほうにはお話をさせていただきたいというところで、今スケジュールのほうは考えているところがございます。畑迫地域の皆様には御迷惑をかけておるところでございますが、いろんな御指摘をいただいております。あした夕方まちづくり委員会の畑迫の事務局会長さん以下、三役の皆さんと御説明に上がるというような考え方の中で、この件については進めているということでございます。

いずれにしても、この責任説明の部分については、議員の皆様にお話をしている御意見をいただきながら、このつわの暮らし推進住宅、まちづくり委員会が主体となって御要望いただいた事業でございますので、そういった財政面や制度面、ああいったところもいろいろ考えながら、今後進めていく必要があるというふうに考えておるところです。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 43ページ、工事請負関係でございますが、他施設の利用を考えてないのかという御質問でございます。基本的に、敷地外で作業するというところになると、健全者と違いまして障がい者ということでございますので、それに対して指導員であり支援員をつけていかななくてはならないということで、そういう外の施設でやるということになると、そういった職員の増員も図らなくてはなかなかやっけないということもありますので、今のところ敷地内での作業所設置ということを考えております。

それから、予算財源につきましては、29年度以降についてはわかりませんが、福祉センターも同じように28年度事業でございましたが、一般財源の持ち出しということで、この作業所についても一般財源での施工ということになります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 30ページのほうの土地所有の売買のところの、私のちょっと勘違いだった件なんですけど、当初の、当初挙げとった改修を落としたと

ということなんですね。だから、土地を購入しましたよね、12月に。その予算は今後活かすということでもいいんですよね。これが、この予算12月に補正で挙げたときに、ファンディングベースの住居としてということ、そういう地域おこしの人たちのためだけではなく、いろんな議員の中からも今までずっと意見が出てきている、医療従事者向けの住宅が足りないと、そういうことにも使えるということで、予算を通しているんで、そこのところはそういう考え方でいいんですよねということの一つと、33ページの今の畑迫地域のつわの暮らし推進住宅を見送るということについては、私は反対、議員が確かに議員は住民の代表ではありますが、未来づくり協働会議はじゃあ何のためにつくっているのかじゃないですけど、そこが、そこで計画した年次計画であると聞いていたので、そこが先で畑迫地域の方も翌年度からということを取りやめるとするのは、やっぱりそこに先に説明をするべきだったのではないかなとちょっと思います。

以上、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 1点目のところは、議員御指摘のとおりでございます。

2点目のところにつきましては、私どもいろいろ御指摘をいただいて、この補正予算のところでも落とさせていただいたところの説明のところは、議員の皆さんと並行してという考え方があったんですが、そういったところの説明不足というのは私ども認識しながら、まずは畑迫地域の皆さんに対して御説明をしてお伺いするというようなところで、今考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 11番。同僚議員からもう私の気持ちを代弁していただけるような質疑がありましたけど、基本的に予算、きょう採決に至るその提案が10日にある。それまでにこの中に反映している部分は当然、特に今回の畑迫地区のまちづくり委員会等々には十分事前の協議をした上で、事情を理解していただいて、この予算に反映していただいているものと、私はきのうの12時ぐらいまで信じておりました。当然だと思います。

それがまだ代表者にも事務局長にも何ら伝わってない。こねえな予算書を見たときに、みんな住民に対して十分説明ができて、その中で最終的には議会には議決案件として提案していただける、そういう手順だと私は思うんですが、その辺については町長に一言、この後、これからのことについてどうするのか、私はFTTHが云々って言っても、そんなに早く、まだ三、四年は使えるというものをなぜこの29年度に手を挙げなければならないのか、その辺については、これからの予算審査でも十分話になろうかと思いますが、まずはやっぱり、この補正予算に対する執行部のこう取り組みってちゅうかね、対応というのが非常にずさんであるというふうに私は思います。

その辺について、御見解をいただきたいということが1点と、もう一つは、生活バス対策費についての御質問でございますが、当初、各石見交通なり、防長交通なり、六日市交通なりで、それぞれ民間を含めて生活バスの確保をしているための予算として、900万程度が当初予算に上がっていたかなと思います。これに対する実績ということでは212万3,000円が今回補正として上げられているのかどうか、まずその辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それじゃ、まず、畑迫のそれぞれ推進住宅の関係でございますけれども、基本的にF T T Hの関係の事業がこうして新たに問題として浮上してきたといったところであります。三、四年は大丈夫というそういう御発言もございましたけれども、じゃあその3年後、4年後に一旦テレビも見れなくなって今から準備と始めたということでは、当然テレビを見れない空白期間が生じるということになりますので、今の段階からもう取りかかっているかないと、我々は放送サービスが一旦でも、一時期であっても停止するというような無責任なことはできないというところがあります。それとこのたび、「4K」「8K」という新しい総務省の補助金も創設をされるということでもありますので、そうした中でいち早く町として手を挙げることで、全国に先駆けて、そうした補助金の確保も財源的に有利なものを求めていけるというようなさまざまな要因から、もう29年度から着手をしていく必要性に迫られているといったぐあいでございます。

そうした中で、やはり補助金にある程度頼るにしても、過疎債を半分あるいはそれ以上は手だてをしていかなきゃならない。それがやはり例年、町がいただいている過疎債の枠のもうCATVだけでそれを超えるぐらいのものを、手だてしなきゃならないところがございます。

そうしたときに、このつわの暮らし推進住宅も過疎債でやってまいりましたので、本当にそのCATVの過疎債の枠もプラスして、またそのいわゆる住宅の過疎債の枠がとれるのかどうかということが、今は流動的になってきているといったぐあいでありまして。

また、少しつけ加えるならば、開発センター問題も浮上してしまったというような状況の中で、現時点において、その住宅についての財源の確保の手だてが、今はつかないという状況なので、そうしたときに仮に29年度過疎債の枠が住宅のほうへつけられないということになると、先ほども課長が話をしていましたように、土地の購入も過疎債を予定しておりますが、住宅建設ができないということになると、土地の購入の部分の過疎債も適用ならないという、これ全部一般財源でやらなきゃならん、そういうような理由の中で、今回土地の購入については一旦繰り延べをさせていただきたいと御提案をさせていただいているというのが事実でございます。

ですので、これやらないということではございません。施政方針でも述べましたように、順調にこれまでやってきた定住施策の成果が数字になって出てきているという中に

において、この住宅も一つの要因だと思っています。これは入居者だけでなく、住宅施策を町がやるということが、いろんな東京事務所等を通じながら、定住フェア等でこのつわの暮らし推進住宅が非常にPRポイントになっていて、それが実際の入居者以外にも津和野のやはり魅力になって、それだけの定住の人がふえてきているという状況でございます。

ですから、少し時間をいただいて、そして木部の住宅の反省点もありまして、なかなかその募集がない、募集しても応募がないという部分を、土地を買ってからいざ応募がなかったらどうするのかという、いわゆる木部の住宅をやった上での課題も出てきているということで、今の少し時間をいただいてその辺の解決策も考えていきたいというところでもありますから、できるだけ早い段階で、この畑迫の住宅についても取りかかっていきたいということでもあります。ただ、現時点においては、そういうさまざまな要因の中で、繰り延べをさせていただくことを御理解をいただきたいというのが現状であるといったところでもあります。

そうした中で、この住民協働でやってまいりましたので、いかに住民の皆さんのコンセンサスを得るかということでございます。この点についても、いろいろと我々としても検討をいたしました。

ただ、未来づくり協働会議というのは公式な組織でもあるといったところでありまして、そこを我々も悩むところでありまして、議会に先に出すのか、そういう公式な協働会議という部分に先に出すのかというところが、協働会議に出していくと、今度は議会のほうから何にも聞いてないというような時にはお叱りも受ける。そういう可能性も感じた中で、じゃ未来づくり協働会議というのは通常のスケジュールでいきますと、6月になりますので、今回は。そのときに議会に上程をした上で出していこうというような我々としては判断をしたと、そこで理解をいただこうと。

ただ、該当になる畑迫のまちづくり委員会の関係者の方々には、事前にお話をしておくべきだろうということは、我々もそういう話し合いをしたわけではありますが、ちょっといろんなことがあって行き違いがあって、話をできないままに今回の先に上程をするという結果になってしまったといったところでもあります。この点については、我々も手抜かりであったということは、反省をしなければならないというふうに思っておるところでありまして、大至急、あさってというふうに聞いておりますけれども、畑迫のまちづくり委員会の関係者の皆様にお集まりもいただいて、こうした先ほどから私も申し上げているような繰り延べをさせていただく、そして必ず近いうちにやるという部分の御説明はさせていただくということにいたしまして、その辺をもう一回手抜かりな部分を反省をしながら、もう一回住民の皆さんに御理解をいただけるように、努力をしていきたいと考えているというぐあいでございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 生活バス確保路線補助金の件でございます。

33ページでございます。議員御指摘のとおり、平成28年度の津和野町バス路線維持対策補助金ということで、実績に基づいて各運行事業者のほうから提出をいただきまして、補正額として212万3,000円を計上させていただくものでございます。

なお、路線につきましては6路線ということで、該当する運行事業者につきましては、石見交通、防長交通、六日市交通ということでございます。

○議長(沖田 守君) 関連で、11番、板垣君。

○議員(11番 板垣 敬司君) もちろん関連です。生活バス対策費のことでもう一度ちょっと確認なんですけど、結局バスというものは確保するために私の今までのこの認識では、いわゆる各路線を走ったときに最低限のコストというものがかかります。そのコストに対して、乗車の方が1人か2人でもおられたら、その部分が収益として上がるわけですから、コストに対して収益部分を除いた、その部分を行政が補填する。基本的にはそうじゃなかったかなと思うんですが、そうすると、そういうことでいいですか。どうですか。(「いいんじゃないか」と呼ぶ者あり)

○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 議員御指摘のとおり、路線バス事業で、まず損益の状況ということで提出をしていただきます。まず、営業収益が幾らであったか、営業費用が幾らであったか、営業損益が幾らであったかということで、この営業損益に対して確保するための補助金として交付をさせていただくというのが、こういった仕組みということでございます。

○議長(沖田 守君) 11番。

○議員(11番 板垣 敬司君) 最後になるかと思いますが、6路線というのをもう一回確認したいのですが、石見交通の町内という路線がありますが、町内といえば、今のところなごみ温泉まで行くのが一つの路線があるのと、あと、広島へ行く広域線というのがあるんですかね。それと、防長は笹山と萩へ行くのがあるのかなと思うんですが、それと六日市交通という6路線というのをちょっともう一回教えていただけませんか。

○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) まず、生活バス確保対策補助ということで、代替路線の部分が4路線でございます。1点は、防長交通の沼原から津和野駅間ということであります。それから、2点目が広域線ということになりますが、ゆららから日原駅、これは六日市交通でございます。それから今回、生活バス確保対策補助について、ふた路線同じ路線名で出ているところがございます。これが、石見交通の町内線ということで、野広からなごみの里ということになっております。四条路線のほうは、まずは石見交通が、益田医光寺からなごみの里線、それから防長交通が、津和野バスセンターから東萩駅までということでございます。

○議長（沖田 守君） いいですね。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 5ページの繰越明許費でありますけれども、これだけの繰越明許が出たわけですが、非常にいたし方ない部分と、どことは申しませんが、役場の中でも補正で挙げるのは早過ぎるんじゃないかというような声があちこちから聞こえた部分もあつたりしまして、もう少し補正で挙げるときは、その事業の実施の見込みがきちっと立った事業に対して補正で上げていく。

例えば、次年度に、どうしても実施が次年度になると見込めるものは、もう29年度にする。そういうような形をとっていかなければならない問題ではないかと思っております。安易に繰越明許をする。例えば、3月補正で出したものは当然4月に繰り越すのは当たり前でありますけれども、例えば、12月などもそうありますが、6月とか9月に出して事業実施がまだ全くというようなことについては、やはり次年度の予算で挙げていくという、そういうようなことをすべきではないかと思っております。そういうところの、もう少し予算を挙げる上で厳密にあげていかないと、非常にこれからの厳しい財政の中でそういうような予算組みをしていくということは、私はかなりの問題があるのではないかと思います。御回答を求めます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員御指摘の繰越明許費でございます。確かに、例年に比しましても多うございます。各事業の繰り越しの理由につきましては、先般、詳細にわたりまして御説明したところでございますけれども、1点の部分でいいますと、国の補正予算に伴うものがございます。これにつきましては、当然年度の末が迫った中での国からの内示ということですので、なかなかいたし方ないという部分もあるかと思えます。その他の部分につきましても、それぞれの理由がある中での繰り越しというふうに財政としては理解しておりますけれども、当然議員の御指摘のように、財政規律につきましては、当然規律正しい補正というところで、各課のほうにもまた今後も指示をしながら、予算の状態に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 31ページ、もう一度戻りますが、ちょっと頭の中混乱してますんで、再度確認をしたいんですが、例の地域おこし協力隊員の例のハウスの問題ですが、これは当初、土地・家屋を購入してそれから一種改修をして、シェアハウスみたいに多人数で居住できるようにということの、そういう住宅に仕上げるといったことだったんですね。このたび、要するにそういうことが今の住宅の改修では、それはできないんだという、まあ、財政的な問題なのかどうか知らんが、県からの指導を受けたと。そういうことで、結局その以降、今のままで個人に使わせるのか、それとも、ばらしてしまつて全く新しい建物にして複数の住宅にするのか、そこら辺の結論は今からどうなのか、ちょっとそこを確認したいんですが。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 当初、地域おこし協力隊員が複数住まいを持っている、小柴さんという御自宅なんです、そこを借りて生活をしていました。県のほうからこれは集合住宅には向かないという判断がありまして、当初予算のときには、集合住宅に向かないということだったので、その集合住宅に向くような工事をさせていただくということで、当初予算に計上したのが、今回この二つ上げている減額分の予算であったということでもあります。その後、12月補正で補正予算として組まさせていただきました1,200万ぐらいの購入金額ということで、これは持ち主の方からも、ぜひここを売りたいんだというところの部分のお話もありました。

ただ、私どもとすれば鑑定評価でいきますと、約3,000万を超えるような土地と建物で鑑定評価です。私どもとしては、やはり財政上の理由の中でとても買えるような土地・建物ではないというようにお話をさせていただく中で、その辺については幾らかのお考えの中で下げさせていただいてでも売りたいという、持ち主の所有者の方からの御意見等があったということでもあります。

私どもとしては、今、住宅事情でいいますと、定住に係る部分あるいは医療従事者に係る部分ということで、どこかその候補地を探しているような状況もございました。この土地を購入したところでいいますと、そういった集合住宅を建てていくというような計画をあらかじめ持たせていただく中で、この今、所有者の方が所有している土地と建物については購入をさせていただいて、将来的にはこれを解き払っていくというような考え方、その辺のところを12月の補正予算のところではあわせて説明させていただいて、こういった減額のところの補正予算を提出をさせていただいたということでもあります。

今後につきましては、ここについては改修を行わないということになりますので、当然集合住宅としての利活用はできないということになります。先ほど御説明したように雇用促進のほうに今移っていただいておりますが、1世帯だけなら入れるというところで、今後については、土地利用の計画ということで、医療従事者住宅あるいは定住住宅というところの部分の踏まえた中で、この計画を今から練っていくというところで、今回提案させていただいているものでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうしますと、当初の計画がそういうふうにはいかなかったんで、この減額と。今後の見通しは、今から考えるんだと、そういうことですね。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 17ページの児童民生費の県補助金の中で第3子以降の保育料軽減事業補助金が105万1,000円ですが、これの対象人数が何人であったかをお聞きをします。

それと、19ページの林業費の補助金でございますが、合板・製材生産性強化対策事業補助金、そして、その下で同じく交付金事業補助金というのがついております。これ恐らく、今の時点ですいたということである、繰り越しということである、計上されていると思いますが、この補助金の内容ですが、主にこれは造林のほうに充てられる補助金でしょうか。だろうとはいうふうに思いますが、何かいろんな補助金でできるいろんな内容というのはどういうものがあるのかをお聞きをいたします。

それから、73ページの除雪の作業委託料でございますが、1,300万、ことしの除雪にかかった経費であります、これについて大体時間的なこと、それから業者からどのような資料提出で時間を確認をされているのか、そういったことについて、その3点について伺います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 17ページの第3子以降保育料軽減補助金の関係でございますが、今、手元にデータを持っておりませんので、数字的なものはお答えできないんですけども、金額的には確定見込みということで出しておりますが、当初105万程度予算計上しておりましたけども、210万ということで、今回の増減額を出しております。数字的なものしかありませんので、大変申しわけありません。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、65ページの町行造林補助事業であります、事業内容としましては搬出間伐が29.77ヘクタール、これが1,453万6,800円。それから、搬出間伐関連森林作業道サクセスが8路線ございまして、8,030メートル、1,766万6,000円。合計しまして、3,220万2,800円というのが補正でついたお金でございます。3,050万5,000円という補正額がありますが、これは28年度の差額分を合わせますとこの数字になるということになります。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、73ページ、道路維持費の除雪委託料の関係の御質問にお答えいたします。除雪の関係、今、2種類対応方法がございまして、一つは、笹山、田代・徳次、横道、この3地区については豪雪地域でございまして、業者の方で20センチ積雪がございましたら、写真を撮っていただいて、会社の判断で除雪をしても構わないというふうな形をとっております。

それともう一つは、建設課のほうから除雪を依頼をする。そのほかの地域のものもございます。一応、6時ぐらいに担当がそれぞれの自治会のところ、それから監視カメラ等を見ながら、積雪の状況を把握しまして、7時ぐらいには大体除雪依頼をしておるところでございます。ことしの雪は、朝の積雪よりも日中さらに降ったというふうなこともありまして、その後、除雪依頼をするところが結構出ております。基本的には、日中の除雪について、朝7時までに建設課のほうに自治会長もしくは道路愛護団長さんのほ

うから電話をいただいて、そして除雪の依頼をしております、日中の雪もそのような形で対応しております。

一応作業が済みました段階では、基本的に建設業者の方からはファクスが入ってまいりまして、いつ何時どうだったというふうなことが把握できるところでございますが、個人のお持ちの機械で除雪をお願いしておるんですが、なかなかその辺のところ、日ごろやっておられなくて、後で確認をするようなことも多いというふうなことでございます。ただし、広い範囲をやっていただくところについては、こちらのほうから電話をして「終わりましたでしょうか」という確認もしておるといふふうなところでございます。

今回の補正予算1,300万円については、今、除雪をお願いした方から、さらに精算分の報告書をいただいておりますけれども、全てが今、出ておりませんで一応概算というふうな形にしておりまして、最初の補正のところでは精算をさせていただいたらというふうなことを考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 賛成の立場で討論したいと思います。今回の補正予算については、いろんな事情が反映しております、特に畑迫の堀氏庭園については、いよいよ公有化ということで、その予算も若干ではあります但し盛られておるようでございますので、これからの文化財を活用した新たな津和野町の観光振興等についても、非常に有益ではないかなという視点もあります。そういうことで予算的には賛成の立場なんです、最後に、やはり最終的な地元の住民の声を大切にさせていただきたいということをつけ加えて賛成討論といたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第26号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

日程第22. 議案第27号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第27号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第27号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第28号

○議長（沖田 守君） 日程第23、議案第28号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第28号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第29号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第29号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第29号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第30号

○議長（沖田 守君） 日程第25、議案第30号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第31号

○議長（沖田 守君） 日程第26、議案第31号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑はないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第31号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第32号

○議長（沖田 守君） 日程第27、議案第32号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第32号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第33号

○議長（沖田 守君） 日程第28、議案第33号平成28年度津和野町診療所特別会計補正予算第2号について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第33号平成28年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第34号

○議長（沖田 守君） 日程第29、議案第34号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 8ページのところで、施設療養費の収入が2,047万6,000円と大幅に減額になっております。5ページのところの歳入を見ると、繰入金のところの補正の前の額が1,805万円で補正額が2,122万2,000円と、倍以上の繰入金が必要となっていて、今後この会計も大変厳しくなっていくのかなと思われるんですけど、以前もらっていると思うんですけども、介護保険施設の基金の残高が今大体どのぐらいあるかをちょっとお知らせください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このたびの28年度の補正額2,122万2,000円を基金繰り入れをいたしまして、28年度末残高予定では約3,120万の残高になります。

○議長（沖田 守君） ほかに。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 同僚議員の指摘もあります、基金繰り入れで3,120万円が残金ということなんですけども、この施設が次年度もこういったことになってくると大変厳しいものになってくると予想されるんですが、この展開といたしますか、今後の見通しについてお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今回の補正にも示しましたように、入所の療養収入あるいは短期入所等、人口減少に伴いまして収入が減少しております。その要因は、やはり特別養護老人ホームが要介護3以上、いわゆる老健のほうも強化型、以前も御説明をしましたように、要介護4・5、35%以上という状況で収入を賅っておりますけど、現実その現状が難しくなっております。それに伴いまして、今回も約1,800万くらいの減少となっております。

やはり、今後におきましては、中期計画を定めておりまして、29年度に現実、入所短期におきまして、80床以上ないと現在の状況では収支が赤字になります。そうはいつでも、人口減少と特養あるいは益田市内等にケアハウスあるいはサ高住等ができましたので、これ以上の入所の増は見込めない状況になっておりますので、平成29年度においては改革を提案をしまして、当然29年度入所の数を、このままでは80をキープできませんので、当然それに伴う人員の削減等、ただし雇用の場がありますので、退職等に伴う自然な形の中での、そういう人員管理計画も今、法人のほうと話している状況であります。

30年度におきましては、現在のこの基金、約3,120万を30年度までにこれ以上のいわゆる税金投入はしない形の中で、経営改善を今、医療法人橘井堂と図っていくことを予定をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第34号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第35号

○議長（沖田 守君） 日程第30、議案第35号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第35号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

11時50分まで休憩といたします。

午前11時32分休憩

.....
午前11時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第1. 議案第49号

○議長（沖田 守君） 予定されました本日の日程は全て終了いたしましたがお手元に配付のとおり、休憩中に町長より、急遽、議案の提出がありました。議会運営委員会でお諮りをいたしましたところ、本日中に審議すべきとの協議結果であります。

よって、議案第49号旧堀氏庭園不動産売買契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第1としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第49号旧堀氏庭園不動産売買契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第49号でございますが、旧堀氏庭園不動産売買契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、議案第49号について御説明を申し上げます。

旧堀氏庭園は、主に庭園で構成されておりまして、借景となります周辺の山林を含む範囲が名勝指定とされております。現在、修理を行いました一部、主屋部分と畑迫病院部分については公有化されておりますが、今後、指定地を名勝として適切に維持管理していくために、公有化を図るものでございます。

契約の目的でございますが、名勝旧堀氏庭園買い上げ事業。

契約の金額は6,030万でございます。

対象面積、1万8,380.32平米でございます。

契約の相手方は、お二人ありまして、益田市水分町の3番15号、有限会社大竹不動産、代表取締役大谷一夫、益田市幸町6番46号、杉内祥廷でございます。

1枚おめくりいただきまして、不動産売買仮契約書がつけてございます。その中に、売買契約の内訳、第2条のところに、お二人を乙、丙としまして、それを4,515万と1,515万円というふうに売買契約をさせていただくということになっております。

その後不動産の表示がつけてあります。土地と建物でございます。その後図面がつけてございまして、青紫のところは、もう、既に公有化されたところでございます。朱色のところが、今回、対象地になります。

公有化に当たりまして、楽山荘庭園について調査を進めておりましたが、当初、申請で購入予定としました邑輝795番2のほか、1,146番6にも楽山荘庭園の敷地が広がっていることが明らかになりました。この土地につきましては、楽山荘庭園の借景地であって、また、池の庭の導水施設も存在していることがあります。そのため、楽山荘庭園の保存には必要不可欠な土地であるというふうに判断をいたしました。

不動産鑑定額に基づきまして、不動産鑑定を実施をいたしました。島根県の不動産鑑定士協会に登録しておりまして、津和野町内における評価鑑定を行うことがある益田市内の不動産鑑定士、2者に依頼をいたしまして、評価の額の安価でありました6,504万円をもとに、所有者と協議を行いました。その協議によりまして、当初、売買予定価格を6,000万といたしておりましたが、二、三十万を増額いたしまして、6,030万で不動産売買契約を行うこととなりました。

本日、急遽、提出をさせていただきましたが、議決をいただきましたら、直ちに本契約締結を行い、その後、登記手続を実施をいたしまして、登記完了後、3月末までに契約金を支払う予定にしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） まず最初に、6,000万の当初予算、財源何であったか、ちょっと記憶が定かじゃありませんので、この際、6,030万円の財源内訳をお願いしたいと思います。それと不動産鑑定について、支障のない範囲で、いわゆる、その宅地、いわゆる楽山荘に含まれている庭園の部分、宅地でしょうか。その部分と楽山荘木造瓦ぶき2階建ての楽山荘が、それぞれ、当時、建物の、それぞれの6,030万円の内訳がわかれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） まず、議員さん御指摘の価格の関係でございますけども、28年度の予定額でございますが、歳入の予定額は6,747万円でございます。この内訳といたしまして、国の補助金が80%、5,397万6,000円でございます。県の補助額が7%、449万8,000円でございます。町の関係は、起債は足しておりますので、899万6,000円でございます。

続きまして、評価鑑定の関係でございますが、6,030万は鑑定書に基づいて、所有者と相談をさせていただきましたので、安価でありました6,540万の内訳を述べさせていただきます。

土地につきまして、これは宅地と山林と合わせてあります4,132万円、建物が2,162万円、あと、工作物といたしまして、堀塀がありますけども、これが210万円の内訳の鑑定をいただいております、この鑑定書をもとに所有者と協議をいたしまして、6,030万という金額をお払いするというお話をさせていただきました。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 次長さん、この堀庭園の真ん前、何がありますよね、休憩所が。あれはどうなるんですか。今回は買わんちゅうことになるんです。これ、絵には入っておりませんが、あれは将来……。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 説明が少し足りませんでした。地図を見ていただくと、赤い線が入っております、これが指定範囲ということになります。このところには、今回の所有者さんがお持ちの山林等がございますが、これについては、無償譲渡をさせていただくということになっております。議員御指摘の和楽茶屋でございますが、この底地については無償譲渡させていただくということになっておりますが、上に建っ

ておる建物については、今回は、お譲りしていくというお話にはなっておりません。
金融機関の関係で、ここがまだ動かせないということになっておりますので、この建
物については、所有はそのままになります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですか。ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第49号旧堀氏庭園
不動産売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午後0時04分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 29 年 3 月 23 日 (木曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 29 年 3 月 23 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）				齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
商工観光課長	藤山 宏君	農林課長	久保 睦夫君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。これから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、米澤宥文君、4番、岡田克也君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。議席番号8番、御手洗剛でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

本定例会初日に町長より示されました平成29年度の施政方針の中から、4項目につきまして質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。ケーブルテレビ施設の更新事業についてであります。

当町におけるケーブルテレビ施設の整備は平成13年4月に始まり、運用を開始して、はや16年が経過しようとしております。最近では施設の老朽化が進み、故障も頻繁に起こり、修繕のための機器の供給がままならなくなっており、施設の更新を迫られているとしております。

また、今までの伝送システムはHFC方式でございますが、将来を見通す中、4Kや8K放送等への対応、情報通信の高度化、通信技術の利活用による地域活性化を図るため、伝送システムにFTTH方式を採用する必要があるとのこととあります。施設更新に当たっては、多額な事業費と利用者負担の増加をもたらすものであらうと考えます。事業導入にあっては、町民にその必要性を説き、理解される中で実施すべきであると考えます。このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

CATV施設の更新についてでございます。

議員御指摘のとおり、現在、鹿足郡事務組合が実施に向けて検討しておりますCATV施設の更新については、老朽化による施設の維持が困難となっており、安全安心なサービスを提供できる環境を整えていかなければなりません。ケーブルテレビサービスの維持はもとより、近年の情報化が著しく進展している状況下において、町民のニーズに応え、地域間の情報通信環境の格差を是正しなければならないと考えております。

このため、津和野町内全域へ光ファイバー網を張りめぐらし、CATV設備をHFCシステムから、超高速ブロードバンドが提供可能なFTTHシステムへ改修するため、事業主体となる鹿足郡事務組合とともに連携しながら、最も老朽化の進む旧日原町エリアでの施工を皮切りに、全町での整備を推進してまいりたいと考えております。

この事業につきましては、平成29年度の国庫補助金の申請を予定しており、この結果を踏まえた上で、鹿足郡事務組合と津和野町における予算化は平成29年度の補正での対応を考えているところでございます。

御指摘のとおり、多額の事業費を要する当事業であります。仮に実施をしない場合には、設備の老朽化により、数年のうちにテレビの放送サービスが困難となる事態に陥ることが予想されております。99%の世帯に加入をいただいているCATVにおいて、町民の皆様がテレビを視聴できなくなる状況をつくることは、運営責任の放棄と重く受けとめているところであり、このたびの施設の更新は避けて通れない事業であると考えております。

CATVの安定的運営が差し迫った厳しい状況にあることとあわせ、事業導入の必要性について住民の皆様にご理解をいただきますよう、さまざまな機会を可能な限り設けて、最大限の努力をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） ケーブルテレビ事業は、現在、鹿足郡事務組合において、吉賀町エリアを含む事業運営がなされております。平成13年度当時に導入しました設備の多くは耐用年数を経過しており、大半の設備は、老朽化により維持そのものが困難な状況に置かれているとされております。現在の施設のままで、どの程度の年数の運用が可能であるか、また、現在の設備のままで置いた場合、放送面においてどのような事象の発生が予測されるかにつきましてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） お答えします。

今回、ケーブルテレビのほうで施設の整備を行ったのが、平成13年度から行っているということでございます。大体、耐用年数でいいますと10年ということでございます。現在のところ、15年をもう経過をしているということで、どの程度の運用が可能かという御質問に対しては、この機器自体がこれだけの耐用年数、経過をしておりますので、私どもとすれば、もう一刻も早くこの機器の更新をすべきだというふうに考えているということでございます。

更新するに当たっても、この機器については、もう製造がないということで、新しい方式としてFTTHという方式を考えたということでございますので、より緊急性の高い、今回御提案の事業については緊急性の高い事業だということで認識をしているところでございます。

また、これをこのまま放置いたしますと機器自体が使えなくなるわけでございますので、基本的にはテレビが見れなくなるという状況になると、ほっとくことはできないというような状況になっているということでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） このCATV、町内におきますCATVのことにつきましては、全世帯の99%が加入をし、利用しているという実態にあるわけでありませう。そうした中で、我々といたしましても、突如このような事態に遭遇したというふうな思いでおるわけでありませう。以前から耐用年数は既に超えておる状況であったというふうには思っておりますが、ここに来て、このような事案と申しますか、状況について我々のほうへ知らせがあるということにつきまして、もう少し事前にも、こういったことは予測されたんではなかろうかなというふうな思いをするわけでありませうが、その点についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） かねてから、F T T Hというところの部分については、検討してきたということでございます。H F C方式で機器的なところの部分で10年を経過して、やはりその耐用年数が過ぎてきた、そういう状況の中で、この耐用年数が過ぎた機器を更新をしていこうというところの取り組みは、インターネットに関する機器等についてはそういうこともやりながら、実際は今まで経費がなるだけかからないようなやり方というのをいろいろ模索しながら、ここまで来たということでもあります。

例えば、インターネットでいいますと、このインターネットを皆様のほうに御提供する速度の部分で、特に日原地域は遅いということでも言われております。そういったところで、今ある機器についてを、いろんな形の中で更新ということをしてきたわけなんです。この機器自体も、もう製造中止ということで、対応的にはなかなかそのインターネットの速度の速さの部分も対応が、現在のところ、しきれてないというところが状況としてございます。

また、雷等が発生した場合に、H F C方式というところでもいいますと、雷が機器の中に入り込んで停波ということでテレビが映らなくなる状況が、最近、頻繁になってきたということでもございます。そういったところは、議員御指摘のように、なるだけ早い段階からこういった事業計画というのを組むべきであったというところについては、御指摘のとおりだろうと思っております。

私どもとしては、何とかこの機器自体の更新についても、できるだけ経費がかからない方法でこういった部分を、皆様にテレビの受信等を確保していくというような方針の中で今までやってきたという中で機器の製造中止等、そういったところの各企業さんの考え方がそういうふうになってきたということも含めて、対応的には現在のような対応になったということでもございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今回の施設更新に当たりましては、伝送システムを従来のH F C方式からF T T H方式に変更するということでもあります。施政方針の中でも、将来を見通す中で4 Kや8 Kの放送への対応なり、情報通信の高度化に対応するためにこういった式が必要であるというふうなことが示されておりますが、このF T T H方式へ変更することによる、それ以外のメリットと申しますか、そういったことにつきましてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、F T T H方式に変更させていただく最大のメリットは、まず、インターネットでいいますと、通信速度が最大1ギガバイトまで出ささせていただけるということもでございます。

これについて御説明いたしますと、今、当町の津和野町側のインターネットの加入速度というのは10メガということになっております。で、吉賀町の場合は、F T T Hを

もう既に採用されておりますので、現状30メガというような速度の中で御提供をさせていただいております。こういったところについては、鹿足郡全域がF T T Hになることで通信速度の速いサービスを、吉賀町さんも含めて早いものを提供させていただくと。

で、こういった早い通信速度をいいますと、企業誘致でいいますと、現在、来られておられます東京あるいは大阪から来られている企業につきましては、フレッツ光のほうを今、採用していただいてインターネット関係のI T企業ということで企業誘致させていただいて、おりますが、本町あるいは吉賀町を含めて、こういった早い通信速度を御提供することによってI T関連の企業誘致にも役立つものというふうに考えております。

また、テレビで申し上げますと、先ほど議員さんのほうで御指摘のあった4K、8K放送の伝送が可能になるということでございます。これについては、セットトップボックス等、それ専用のものを今、開発中ということでございますので、これが開発されれば、このF T T H化によって超高精細、よりきめ細やかな画像をもって、皆様のほうに、テレビ受信については見ていただけるようになるということでございます。

また、コスト面でも、今回、F T T Hというところでいいますと、光ファイバーをそのまま御自宅のほうに引き込みますので、伝送路に機器がないということで、保守に必要なコストが安価になるということも上げられるというふうに思っております。

現状をH F C方式でいいますと、伝送路上の機器が多いために保守に必要なコストが高価ということで、例えば電気料にいたしますと、津和野町の場合、このH F C方式で年246万円の歳出をしているということでございます。そういった機器がF T T Hになることによって、なくなることによって生まれるコストダウンというのも図れるというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 聞くところによりますと、施設更新にありましては、概算事業費で17億4,000万円程度かかるということでございます。この導入に当たっては、有効な補助事業が必須要件であります。導入の見通しにつきまして、具体的なものについては、まだ定かでないというふうな御回答でもあろうかというふうに思っておりますが、29年度内での判断をする時期があろうかというふうにも思っております。

また、財政に及ぼす影響も、こういった事業費でございますので、大いにあるかというふうにも思うわけでありまして。補助残への対応についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回の事業費につきましては、平成29年度の国庫補助金の申請を予定しているということでございます。議員御質問のとおり、この実施に当たっての概算事業費といいますのが17億3,700万円ということで、今現状、概算的に出ている数字でございます。

今、国庫補助の関係が4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業ということで、国が今、この事業については検討されている事業ということで、現状、平成29年度予算予定額というのが8億8,000万ということで、現状の情報ではお聞きしているところでございます。

3月のこの時期ということで、私ども、広島総合通信局等と連携をさせていただきまして、総務省のお考え、あるいは交付要綱の制定状況等もお伺いしているところでございますが、現在のところ、まだ補助金の交付要綱というのができていない状況でございます。私どもといたしましては、この17億3,700万円を、国庫補助金でいいますと2分の1の補助金ということでございまして、3カ年でこの事業を展開をさせていただきたく計画しております。この17億3,700万円のうちの国庫補助金を3カ年でトータルいたしますと8億5,300万の数字になろうかと思っております。それに対して、議員御質問の補助残の部分が8億6,400万ぐらいになります。これが、津和野町でいう起債の関係で財源の手当てをしなければならない金額ということで、あと残りにつきましては、鹿足郡事務組合のほうからも共通の整備事業費として1,900万程度支出をさせていただくことになっております。

この8.8億円のうちの、例えば、ことし第1期でいいますと日原エリア、第2期が津和野の中山間のエリア、第3期を津和野の中心部というような考え方の中で、エリアごとに分けさせていただいて、今年度第1期工事分として国庫補助金が3億9,500万、過疎債が3億8,200万ということで、今年度の事業費は7億9,700万、約8億円の事業費を予定しておりますが、こういった考え方の中で、今、進めているところでございます。

国庫補助金が今年度8.8億円ということで、これは、ことしから始まるケーブルテレビの光化促進事業ということで、8.8億円が総合計の国の予算ということで、その中の3億9,500万というところを津和野町に充てていただきたいということで、国のほうにもこれまで働きかけもさせていただいたところでございます。

そういったところでいいますと、国の補助金自体がまだ確定をしていないということで、私どもとしては全力を挙げて、この国庫補助金交付に向けた努力をしていくということと、あと残りについての3億8,200万は過疎債での対応ということになります。ここの辺の部分については、国の補助要綱等を確定して、ある程度補助金のほうも決まってきたからの過疎債対応というようなことにもなろうかと思っておりますが、現状の考え方あるいは予定としては、そういう財政負担の中で進めようとしているものでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今年度の国の予算が8億8,000万というふうなことで、全体で見た場合には小さなものであろうと、その中でまた津和野町に、それを津和野町は期待しながら申請もしておるといふふうな——今から申請ですか、そういった対応にもなろうかというふうにも思うわけで。前段の、この施設そのものが耐用

年数を経過しておる中で、今回、申請手続もするという事で、今年はこの予算に対する対応がなされない可能性と申しますか、それも危ういところもありますし、施設が、果たしてこの更新作業までもつかどうか、そういったところが大変不安にも感じるところであります。そのことにつきまして、仮に施設がもたなかった場合、どうされるのか。更新そのものはしなくてはならないという実情にあらうかというふうにも思っているわけですが、そのことにつきましてお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 鹿足郡事務組合としてケーブルテレビを運営しているという状況の中で、住民の皆様に対してテレビが映らない状況というのは、私どもとすれば絶対回避しなければならないことだというふうに強く思っているところでございます。

補助事業というところで申しますと、今回から新たに、このケーブルテレビの光化促進事業というのは総務省のほうでお考えになって交付されるものというふうに考えておりますが、そういった部分の増額等についても、いろいろ私どもとしては島根県のケーブルテレビ連盟、あるいは全国のケーブルテレビ連盟を通じて働きかけをしているものでございます。

全国にもHFC方式でケーブルテレビを運営しているところもたくさんあるということでお聞きをしておりますが、そういった部分については、同じような状況が全国で見られるということでございます。

今回、国の予算が8.8億円という中で、3年間という計画、で私どもとしてはエリアごとに事業を実施していきたいという考え方でございますが、ここの3年間のエリアというところの部分については、ある程度、財政状況等を勘案しながら、4年、5年というようなスパンでも、エリアの部分については、ある程度縮小する考え方の中で、財政負担もある程度負担を少なくというようなところの部分も、あわせて今検討をさせていただいているところでございます。国の補助金が幾らつくかというところが、現状ない中での御説明でございますので、3年間というエリアは、これは基本的な構想の中で現在の考え方ということでございますが、そういった財政状況は勘案しながらということでございます。

ただ、議員が御質問なられた、やはり町民の皆様にはテレビが映らなくなるような状況というのは、絶対つくってはならないということと考えているところでございますので、ここの部分につきましては緊急対応等もあるかもしれませんが、やはり財政負担のところも、ある程度、過疎債に頼るところが、過疎債でやり上げるというような気持ちのところも含めて、この事業については何とか実施をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大変、対応として難しい、こういった補助事業を頼る対応になるというふうな中で、今後、精力的な活動なり、やはり単年度での施設整備がなされないという状況でもありますので、ひとつ今後、国のほうへの要請といたしますか、そういったことは基本的には難しいものであろうかというふうに思いますが、住民に不合理的をのり出さないための施策については、ひとつ精力的な対応をお願いしたいというふうに思います。

また、この伝送システムを新たなものにかえるということの中で受益者負担といたしますか、従来の利用料金がどのように変わっていくかにつきまして回答をいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 4K、8K等の新しいテレビの視聴ということでございますと、そういったところについては、現在よりも多少上がった受益者負担ということは考えられるかと思えます。ここの辺については、まだ料金設定というのは検討をさせていただいておりません。

基本的に島根県内のケーブルテレビの、例えばインターネットでございますと、私ども、今、1メガで月額1,540円、10メガで3,080円、30メガで今4,110円ということで月額の金額を、津和野町あるいは吉賀町からサービスの利用料としていただいているということでございます。

これ以外に100メガで今、益田のひとまるビジョンが5,400円、やすぎどじょっこテレビが4,320円ということで、一番通信速度の速いところで、1ギガでやすぎどじょっこテレビのところは7,020円というような負担をさせていただいております。こういった県下の状況等も検討させていただく中では見させていただいて、この受益者負担については、ある程度高いサービスを利用される方については、それなりの利用料をいただくというような考え方は、今、現状として持っているということでございます。

現状のサービスを提供する部分で、どの程度の受益者負担が要るかということについては、今まだ検討中ということでございますので、今後その辺については検討させていただいて、皆様のほうにお示しもさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） いずれにしても、現状よりは利用料金も高くなるのではなかろうかなというふうな想定もできるんじゃないかなと思っております。99%の現在の加入率からいいたしても、多くの皆さん方が利用する施設であります。そういったことの中で、今後検討していくということでございますが、極力、受益者負担の少ない対応をお願いをいたしたいというふうに思っております。

また、時代は変わりまして、若い方にはテレビを見ないとかいうところもふえているように見えておりますが、津和野町のように高齢化が進み、高齢化率45%を超えるよう

なところにおきましては、テレビは、やはり最大の情報源であろうかというふうに思っております。今後、この利用者負担等も抑える中で、皆さんに喜ばれる設備となりますように、ひとつ御努力をいただきたいなと思っております。

それでは、2番目に移りたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変重要な問題でもありますので、私からも一言だけお話をさせていただきますと思っております。

このCATV事業、HFC方式で始めて、十数年で約17億円の事業を、またかけていかなきゃならんということで、私としても非常に大変なことだというように重く受けとめております。それはもう財政の問題からということになるわけであります。

また、町民の皆様から見たら、また十数年後には、この17億円のような規模の更新が可能があるのかどうかという御心配もされているんじゃないだろうかというふうに思っておりますが。ただ、今回、HFC方式という部分は、それにかかわる機材が、いわゆる外に出ているものがかなり数多く設置されております。これが耐用年数が10年という機材が非常に多いということで、こういう更新をせざるを得ないという状況になっています。FTTH化を図ることで、そうした外に出ている機材の多くが、これはもう必要なくなるということになります。そして、光ケーブルを全てに引くということになりまして、光ケーブルの耐用年数、これがはっきり定かではありませんけれども、大体30年ぐらいは大丈夫じゃないかというふうに言われているというところでもございます。

そういう状況でありますから、一部、いろんなほかに機材はありますので、その部分で10年、20年というところでの更新というのは出てくるかとは思いますが、こんなに大規模な更新というものは当面は、当面というか、しばらく長い間は、一部使用をやるような形での更新の期間というのは大丈夫だろうというふうに我々としても見込んであるというところでありまして、こうした中で、この機会にやりたいと。

私ども、この問題を把握し始めたのは、2年ぐらい前から非常に雷等で、いわゆるHFCにかかわる機材が故障するようになりまして、それがなかなか、その復旧作業に当たるんですけども、いろいろ部品の交換等で時間がかかってしまって、一日、二日、三日と、再開までにかかってしまうという状況になって、それが総務省からも、余りにも再開までの時間が長過ぎるということで指導をいただくようになってきたというようなところでもあります。

そこで問題を把握して、この更新の事業を取り組んでいかなきゃならんということになったわけではありますが、なかなかいい補助金というのが当時見つかりませんで、それで財政面からどうするかといったところに、今回、総務省から4K、8Kにかかわる補助事業が出てきたということでもあります。

ただ、これも先ほど課長が申し上げたように全体的な予算が少のうございますので、まだ流動的ではありますが、何とかこの機会にできるだけ補助金をいただけるように努力をし、過疎債の額を落とせるようにしていきたいと。そのことで受益者負担というものにも影響が出てくるだろうというふうには考えておりますから、しっかり努力をしていきたいと考えております。

今回、99%の加入でありますので、更新による受益者は、ほぼ町民全員の皆さんというふうにとめております。これをやらなかった場合に、それじゃあ共聴アンテナで、また皆さん、アンテナを立ててやってくださいということは言えないと思いますし、仮にその共聴アンテナを立てていただいて、万が一ですが、町がそれを補助で賄うとしたとしても、今の見込みでは22億円ぐらい、やはりかかるだろうということですから、そういう意味からもF T T Hをやるしかないというふうにも考えているといったところであります。

情報通信のほうは、津和野地域のほうはN T Tの整備が入っておりますので、そういう面では余り津和野地域の中心地は、この情報通信に関しては影響がある方は少ないかもしれません、多くはないかもしれませんが。ただ、やはり観光地でもありまして、F T T H化をすることで、将来的に今度は外へのW i — F iの設備、そうしたものを図れる可能性が出てくるというところでもありまして、そういうふうにはせっかくのお金をかけるわけでありまして、費用対効果が上がるように我々としても努力をして、そして受益者のメリットが非常に高まるようにさらなる知恵を絞って頑張っていきたいとそういう思いでもございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） それでは、2番目に移らさせていただきます。高齢者福祉についてであります。

平成29年1月末現在の当町の高齢化率は46.1%となっております。前年同期に比べ、0.9%の上昇であります。また、高齢独居世帯も増加しており、高齢者支援は本町福祉施策の中でも最も重要な課題の一つであり、高齢者のニーズに合わせた生活支援サービスの推進が求められているとされております。

テレビ見守りサービスと買い物支援につきまして、現在、実証実験が行われ、それに伴うアンケート調査も実施されております。集計結果の状況と、これを踏まえての課題とこれからの展開についてお伺いをいたします。

また、本年度より、高齢者通院サービス事業補助金制度が設けられ、高齢者の医療機関への通院機会の確保及び在宅における生活の維持向上を図るとしておられます。具体的な実施内容についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者福祉についてお答えをさせていただきます。

テレビ見守りサービスと買い物支援については、津和野町在住の65歳以上の単身者または夫婦を中心とした50世帯と遠方にお住まいの御家族に御協力をいただき、平成28年9月上旬から平成29年2月末までの約6カ月間について実証実験を実施したところでございます。

見守り支援サービスの実証実験については、あらかじめ登録した御親族のメールアドレスに、津和野町内にお住まいの高齢者が、その日初めてテレビの電源を入れたときや24時間操作がない場合などに、テレビの使用状況を通知することで毎日の生活の様子を見守るものでございます。

また、買い物支援サービスについては、テレビ画面に映るオペレーターを通じて生鮮食品や日用品などを注文し、宅配便で翌日お届けするものでございます。

実証実験に御協力いただいた世帯や御親族につきましてはアンケート調査を実施しており、現在、集計中でございますが、「サービスを利用して安心が得られたか」の問いについては、「大変安心した」及び「少し安心した」が86%、今後については、「すごく利用したい」「利用したい」が70%の回答状況となっております。また、買い物支援サービスについては、「期間中利用した」と回答した方は86%で、利用動機については「将来を見据えて」が41%、「運搬が楽になる」が14%などとなっております。見守りサービス、買い物サービスともに利用料については、両サービスとも「月額1,000円以下」と回答された方が5割弱で、「有料なら利用しない」が3割程度となっております。

その他、改善してほしい点やほかに受けてみたいサービス等についてもお聞きしておりますので、集計結果を取りまとめた上で、御意見を参考にさせていただき、今後のテレビ見守りサービスと買い物支援の仕組みづくりに取り組んでまいります。

続いての御質問であります。本年度より実施します高齢者通院支援サービス事業補助金制度の目的であります。医療機関への通院に介護が必要な高齢者（介護保険サービス利用者）に対し、介護保険制度の対象とならない緊急時における医療機関内での待ち時間における付き添い等の支援に対して補助するものでございます。

補助の対象者は、町内の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型認知症対応型共同生活介護事業者であります。

また、介護保険サービス利用者の条件としては、一つ、津和野町の介護保険加入者であること、二つ、要介護または要支援の認定者であること、三つ、居宅サービス計画または地域密着認知症対応型共同生活介護サービス計画がされていること等でございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） テレビ見守りサービスや買い物支援につきましては、今後においては、新たに道の駅の新規事業としての取り組みを期待するということになっております。そうした中で事業を採算ベースに乗せるには、本人はもとより、家

族や地域に取り組みの必要性を今後、説き、利用者の拡大が条件となろうかと思っております。啓発活動につきましては、道の駅の自助努力は当然のことではありますが、引き続いての行政支援が重要であると考えますが、そのことについての見解をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、実証実験をさせていただいて、50世帯ということで、先ほど町長も申しあげましたような皆さんの御意見だったということでございます。議員御指摘の、道の駅で今後は展開をさせていただきたいということで、私どもも考えているところでございます。

この利用者の増というところでいいますと、やはり多くの方がこのサービスを利用していただいて、ある程度、この事業にかかる経費のところが支出ができるような形というのをやはり展開していかななくてはならないというふうに考えております。ネットスーパーでいいますと、1日の売り上げが10万円ぐらいたないと、この事業自体はなかなか経費のほうがかかるといって、私ども、民間事業者の方からはそういうことで教えていただいたような経過もございます。今回、かかった金額というのは、配送でいいますと、1日が1万8,000円ぐらいた金額が、20カ所配送する想定で、津和野地域と日原地域、それぞれ分けて行うような形で考えておりますが、そういったところの部分を含めると、やはり受益者負担というところの部分は、今後課題になってくるということでございます。

受益者負担はないほうがいいのか、あるいはあった場合は利用しないというようなお答えもあつたり、この辺については、議員御指摘のやはり利用者を増加させていかななくてはならないという考え方からいいますと、この辺は、今後どうしたらいいかというところで課題になるところでございます。

町といたしましては、道の駅と連携をいたしまして、こういった利用者増の取り組みに最大限努力をしていきたい。その中で今、シャープさんのほうから企業人交流プログラムということで、お二人、来ておられます。新年度についても、このお二人については津和野町に住居を構えて、こちらのほうで活動をしていただくということになっておりますので、住民の皆様にはそういったところの利便性等も含めて、いろいろ御説明等もさせていただきながら、利用者増に向けた取り組みを行政としてもさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 特に買い物支援につきましては、いわば福祉的要素の強い事業であります。これを定着させるためには、今後、ある程度の行政支援というものも必要ではないかなというふうにも考えておるところであります。いろんな近隣の——県外であります——JA等も、実際に買い物支援のための対応をされておりますが、やはり年間で相当の金額を助成すると、それは負担になっても、JAそのも

のが負担するというふうなスタンスで取り組んでおられるところもございます。そういった中で、極力、受益者負担を抑えるための対応、先ほどありましたように、ひとつ今後御努力をいただきたいなというふうな思いでおるところであります。

また、29年度からの新規事業でございます高齢者通院サービス事業の補助対象者は、町内の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等であるということでもあります。これまでのそうしたサービス機会に対する要望の実態というものがどのようであったか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） これまで、介護事業所さん、まち・ひと・しごとの意見交換会であったり、新総合整備の事業の開始に向けての事業者さんとの意見交換会、その事業所の聞き取り等におきまして、人員確保を含めて介護保険法の改正等によりまして、なかなか運営が厳しいという実情を町としては聞いております。そういった中で、昨年におきましては、その介護事業所で働く人のための研修の支援事業として1人当たり3万円の補助をするということを昨年から始めております。

そういった中で、本年度につきましては、介護事業者さんがこれまで居宅介護へ行った場合に、独居であったり、高齢者世帯のお宅に行きサービスをしているときに急に体調が悪くなったと。そういった中で、本来であれば家族の方が病院に連れて行くべきなんですけども、独居であったりする場合には、そのホームヘルプに行かれた方が、そのまま放って帰るわけにはいきませんので、病院等についていくわけでございますけども、そういった内容のものは、なかなか報酬等の対象となっております。そういったところで事業者さん等からも、そういった対応等を町のほうで見てもらえないかと、そういうような意見も伺ってきましたので、この辺につきましては、報酬対応でないものを町として計上させていただきたいということで、このたび新規事業として上げております。

特に、その間の送り迎えについては、補助等、このたびについてはできませんけども、病院での見守り、家族の方が来られるまでの間の対応等については、この事業の中で事業者さんに対して1時間当たりの単価を決めて支給するというところで決定しております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 津和野町のように高齢化率の高いところにおきましては、今回の新規事業、重要であろうというふうにも思っておりますし、これによってサービスを利用されておりますところの事業者にとっても大変有効な対応ではなかろうかなというふうに感じておるところであります。今後、このことの周知につきましては、いろんな場面で事業者なり、利用者家庭においても周知がなされるように、ひとつ御努力をいただきたいなと思っております。

続きまして、3番目であります。障がい者福祉についてであります。

津和野町障害者福祉センターが竣工し、社会福祉法人つわの清流会を指定管理者として、新たな障害者福祉サービス事業及び障害児通所支援事業の取り組みが本年4月より開始されることになっております。当面の事業内容、利用者の確保状況並びに職員体制についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、障がい者福祉についてお答えをさせていただきます。

来年度より開始いたします障害者福祉事業サービスについてであります。4月3日より放課後等デイサービス「つくしんぼ」と相談支援事業所「くすのき」を、同月10日より就労継続支援B型事業所「わさびの里」を開始する予定としております。また、3月31日をもって事業廃止をされますNPO法人つわぶきの里が現在運営しております就労継続支援B型事業所「つわぶきの里」も、あわせて同月3日よりの事業を継承して行っていくこととなっております。

利用者の申し込み状況につきましては、今月5日に法人が障害者福祉センター見学会とあわせまして個別相談会を実施しており、利用についての相談が10件、また、これとは別に施設見学や相談に来られる方、電話での相談等が約20件程度あった状況となっております。

次に、職員体制についてであります。新規採用者が5名、これまでのつわぶきの里から継承した職員が5名、保育所からの異動により1名の計11名で事業運営を行ってまいります。なお、このほかにも、それぞれの事業所にはパート職員を2から5名程度雇用し、配置する予定となっております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 職員体制につきましては、今、御回答ありましたように、おおむねの対応がなされておるよう感じたところであります。

また、このセンターの経営に関しましてでございますが、それには、収支バランスをとるにおいては利用者の安定確保が大いに左右するのではなかろうかなと予測しております。今後における利用者の増加対策と申しますか、安定確保についての対応についてどのようにしていくか、これにつきましてお尋ねを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 利用者の確保等でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、3月5日に行った説明会におきましては30名程度の方から御相談等を受けております。そうした中、現時点でありますけれども、放課後等デイサービス事業につきましては三、四名の方から、ある程度、4月から参加したいということが受けております。

それから、B型作業所わさびの里につきましては、5名程度の方が利用していきたいということでもあります。これにつきましては、これまで他市町村の事業所等を利用され

た方につきましては、そちらのほうから計画によって津和野町の施設を使うと、そういった形の変更並びに新たにこの事業を利用したいという方は、今後、相談支援のほうで相談されて、計画づくりの中でふえてくるのではなかろうかと思っております。

定員が、放課後デイにつきましては10名、B型作業所につきましては20名ということで定員は持っておりますけども、一挙にその定員が埋まるかということはなかなか申せませんが、徐々にそういった潜在者ちゅうか、そういった障がいを持っておられる方を発掘しながら定員が満たせるような形の運営をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） もう一点、お尋ねします。施設利用者の交通手段につきまして、どのような対応を考えておられるかについてお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 今のところ、法人のほうで考えておられるのは、放課後デイサービスの関係におきましては、益田養護学校、それから町内の小学校等からの方が来られるということでございますので、その間につきましては、迎えにつきましては事業所のほうで対応したいと、車をもって。それから送りにつきましては、事業所から町内の——今、場所が日原の道の駅にありますので——津和野方面については個別に対応が必要であれば事業所のほうで対応していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 時間が少なくなりましたので、次に移らせていただきます。児童福祉についてであります。

平成27年度に策定がされました津和野町子ども・子育て支援事業計画、5カ年計画の中間年に当たるということでもあります。本年4月より、つわのファミリーサポートセンターを開設し、子育て家庭における仕事と育児の両立を支援するとしております。具体的な事業内容と支援対象者数をどの程度に想定されているかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、児童福祉について、お答えをさせていただきます。

ファミリーサポートセンターの事業内容につきましては、登録されたおねがい会員、まかせて会員による生後2カ月ごろから小学校卒業までの子の預かりや、保育所、児童クラブ等の送迎となります。

既に実施している近隣自治体の状況を見ますと送迎が大半を占めており、本町においても保育園の待機児童がいないことや町内全園で一時保育を受け入れしていること、児童クラブの定員増員により希望者全員が入会していることから考えますと、送迎中心の利用になるかと考えております。

支援対象者数につきましては、県のしまねすくすく支援事業交付金対象の会員数が10名以上50名未満となっており、事業開始に向けて会員の確保に努めているところでございます。なお、初年度は、1日最大利用件数5件を想定して保険加入もしております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 今までに、このようなサポートを希望される家庭、これがどのぐらいの実数があったか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 4月からのファミリーサポートセンターの対象ということで進めてきておりますけども、現在のところ、お願いというか預けたいという、会員さんになりたいという方は3名程度でございまして、それを預かってもいいよということで思われている方が四、五名程度ということで、本来であれば県の事業として10名程度以上の会員が必要なんでございますけども、今のところ10名に、ちょっと達していないという状況でございしますが、今後、その辺の——これまでも婦人会であったり、民生委員であったり、そういった方たちにも声をかけさせていただいておりますので、4月スタートできるように会員の募集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 児童の福祉についての対応としてセンターを設置するという事の中で、いわばボランティアの皆さん方をいかに御協力いただけるか、これにかかっている部分もあろうかというふうに思っております。

今後、本日、私質問いたしましたさまざまな福祉対応について、町としての一層の御努力を期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、10時10分まで休憩といたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆様、おはようございます。本日は、通告に従いまして、2項目の質問を用意しております。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは早速、第1項目めの質問に入らせていただきます。地方への移住希望者の条件と当町の地方創生具体的施策に関しましてです。

政府が地方創生を目指し、新たな組織を設けてから、およそ2年半が経過しようとしていますが、最近の新聞紙上で「地方創生手詰まり感が見られる」と記載されています。

地方からの人口流出、特に若者たちの東京一極集中を防ぐためという主な目的が、どうも芳しくないようであります。

総務省の2016年の人口移動報告によりますと、東京圏に人口が集中する構図はほぼ変わらず、対策は決め手を欠いているとされています。国内外から多数の人が集まる2020年東京五輪・パラリンピックに向け一極集中が加速することも予想され、政府は対応の見直しを迫られそうです。

こういう全国的状況の中で、注目すべき調査結果が見られます。それは、総務省が行った都市部で暮らす3,000人に行ったインターネット調査で、その人々の約3割が過疎の進む農山漁村に移住したい意向があると関心を示したことであります。関心を示した内訳を見ると、「条件が合えば移住してみてもよい」「いずれは移住したい」「移住予定」が大半を占め、若い世代ほど、この割合が高く、また、「農山漁村は子育てに適している」と若者たちが回答。

次に、移住を決断する上で必要な条件を聞くと、「仕事があること」55.8%、「医療・福祉の環境が整っていること」が12%と続いています。仕事の紹介や移住の体験事業を自治体に求める声も多く、自治体側に、地域での仕事をつくり出す工夫が求められています。

当町に、このアンケート調査の必要条件を適合してみても、当町の昨年1月作成された総合戦略の具体的施策との整合性を確かめてみる意味で質問します。

- 1、当町の仕事があること。つまり、雇用創出施策はいかがか。また、その成果は。
- 2、農山村漁村は子育てに適している。つまり、子育て環境が整っている具体的施策は。また、その成果は。
- 3、医療、福祉の環境が整っていること。このことに関する当町の施策と成果はいかがか。

以上、お示してください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地方への移住希望者の条件と当町地方創生具体的施策についての御質問であります。

まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略においては、IT企業などに代表される情報通信業に取り組む事業者の誘致や創業支援を推進することとしております。

平成28年度から地方創生推進交付金を活用し、「しごと」の選択肢をふやし安定した収入を得るため、企業誘致のためのIT人材スキルアップ事業に取り組んでいるところでございます。この事業は、都市部からのIT企業の誘致、地場企業のIT利活用の促進、ITを生かした創業、ITを利活用できる人材育成・供給の場の創出の4点について重点的に取り組むものでございます。

具体的には、一昨年、津和野町に誘致した株式会社ネクシィの協力を得ながら、地場企業やU I ターン者等の新規創業を促すとともに、新しい雇用の場で活躍できる人材を本事業の中で育成し、企業等への供給する仕組みの構築を目指す事業で、平成28年度は人材育成のための環境整備及びSNSセミナーやパソコン基礎講座などを実施し、延べ91人の参加がありました。今後も引き続き、企業で雇用するIT人材の知識の高度化、スキルアップを図り、人材の流出防止、人材の付加価値向上に取り組み、豊富なIT人材をセールスポイントに、企業の津和野町への進出を促す取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て環境が整っているという条件に適合する施策と成果についてであります。子育て支援センターにつきましては、本年度、日原支援センターの行事を充実させるとともに、未就園児や妊娠中の方に毎月の行事等、情報提供も行っているところでございます。

また、出産後、センターを利用しやすいよう妊婦対象の行事も行っており、利用者数は2月末現在1,065組2,218名で、前年に比べ1.8倍で、町内外から多くの親子が訪れ、親同士の交流の場にもなっております。

放課後児童クラブにつきましては、平成27年度末で学童保育を廃止し、平成28年度より新たに二つの放課後児童クラブを立ち上げたことにより、全小学校区に一つ以上の放課後児童クラブが設置されております。

また、平成27年度に待機児童が発生した日原ひまわりクラブについて、定員を35名から70名に倍増させ、待機児童の解消にも努めております。

ファミリーサポートセンターにつきましては、平成28年度より準備を進めてきており、仕事と子育ての両立支援を目的に、本年4月より事業を開始することとしております。

経済的支援のための保育料軽減につきましては、国の制度改正や県の補助制度を活用し、平成28年度においても保護者に対する負担軽減を実施しております。

また、そのほかにも、安心して子供を産み育てられる環境づくりの方策として、保健師による妊産婦訪問指導、かんがる一教室、こんにちは赤ちゃん事業や経済支援策としての中学校卒業までの子供の医療費無料化、保育所での3歳以上の児童への主食の提供等、さまざまな取り組みを継続実施しているところでございます。

次に、医療に関する具体的施策としましては、人材育成と支援の促進より、医学生奨学金貸与事業を実施しております。これまでの奨学金貸与者は2名であり、そのうち1名は、平成31年に着任予定でございます。残りの1名は、平成29年4月に6年生の医学生となっており、また、新たに本年4月より、地域推薦枠として島根大学医学部に合格された医学生1人が貸与予定となっております。

さらには、平成29年4月より、島根県から後期研修として、津和野共存病院に1人の医師が着任される予定でございます。

看護学生修学資金貸与事業においては、平成29年4月から奨学金貸与看護師の3名が採用予定であり、あわせて指定管理者である橘井堂法人内の人材育成として、資格取得支援（介護福祉士から看護師）をして看護師1名の採用となっております。

なお、現在、修学資金貸与中の学生は、看護学生3名、准看護学生2名でございます。

介護現場においては、本町の介護施設に従事する人材の安定確保及び介護職員の資質向上を目的に、平成28年度において、1人当たり3万円を限度とする介護職員初任者研修支援事業補助金制度を設けており、初年度の実績としては2名の方が交付を受けておられます。

医学生奨学金貸与事業・看護学生修学資金貸与事業については、前述のとおり、一定の効果が得られていると考えております。これは、単に金銭の貸与ではなく、この事業を推進する上で定期的に本人とコンタクトをとり、津和野町の置かれている情勢やコンセプトをさまざまな機会を通じて説明し、理解を得ることが重要であると思っております。

特に医師に関しては、6年間の就学期間を経て、卒後初期・後期研修と長期にわたることから、その間にさまざまな制度や医療情勢が目まぐるしく変わります。広い視野で大学、圏域、学会等医療情勢を見きわめ、常に津和野町の情報を発信していくことが重要であると考えておりますので、今後においても、このような取り組みを継続的に進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま、るる答弁をいただきました。

この問題は、要するに地方創生、いろいろ課題はありますが、端的に申し上げれば、当町におきましても、各地方自治体におきましても、人口減少をいかに防ぐか、それから維持し、また、欲を言えばふやすということですね、これが課題だと思うんです。ほで、当町のそういう観点から見まして、当町の人口目標ですね、昨年作成されました総合戦略の中で資料を見ますと、とりあえず——10年、20年先のことを言ってもちょっと難しくなりますので——2015年と、それから2020年をちょっと数値を拾ってみました。目標は、2015年は7,524人、2020年、もう3年後ですか、6,803人です。それで、この人口の変動に影響を与えるのは社会動態、つまり人口の移動ですね、町外からこっちに入ってくるのか、町から外へ出て行くのか。それから、もう一つは自然動態、これは出産と死亡に関する問題。この2点に分けて、当町の施策の現状はどうかと、そういうことをこのたび質問したかったんです。

それで、その成果はどうかなと思ひまして、ちょっとまた数値を拾ってみました、資料を。社会動態に関しましては、雇用創出ですね、いわゆる。1点目に私が質問しました。非常に大きく影響するんだと思うんですけど、町長、今答弁をいただきましたIT企業を目玉に、非常に力を注いでおります。そのほかの施策も、この社会動態に関する雇用施策に関しましては、随分努力していると思うんですよね。だけど、IT企業に今、力を注いでいるという答弁だと思うんですね、ここは。

それで、じゃあ、それをやった成果というのはどういう結果であらわれとるのかというところで、ちょっとこれ、また申し上げますと、当町目標の社会動態が2015年、平成27年ですか、これは303、マイナスです、減ですね。ほで、平成32年、2020年、174の減なんです。これ、目標なんですよね、こういうふうになるであろうと、これぐらいだったらと。

ところが、これ、喜ぶことに、これを私、ちょっとあれっと思ったのが、平成29年度施政方針、町長の施政方針の中で、平成22年までは転出は転入を上回る100人程度で推移と。平成27年、2015年10人、平成28年、2016年は14人と急速に改善、念願の社会増へ、あと一步と、こういうふうに述べられたね、たしか。そうしますと、これ、ちょっと見間違えかなと思いましたが、当初の目標と、それから、今の成果ですね、結果ですか。これは、このままでいきますと、社会増へ本当にもう一步で、マイナス要因がなくなってきましたよね。そうすると人口がどんどん、社会動態においてふえますよね。これは本当なんですか。本当ちゅうか、現実にこの数値は正確ですか、どうなんですか。これ、ちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） ちょっと、きょう、その資料持って来ませんでしたので、正確なところで申し上げられないけど、お許しいただきたいと思いますが。先日、島根県の町村会がございまして、これは県内の町村長が集まっている会でございまして。その中で、島根県の、たしか調査でございまして。それが各市町村ごとの、そういう社会増減の数値が示されてございまして、それが過去、約10年前ぐらいからの数値が出てきてございまして、その中に津和野町の数値というのが施政方針に盛り込んだ数値でございまして、そういう調査に基づいてのものをこの施政方針に使ったということでございまして。

それから、きょう、議員御指摘いただいて、確かにその総合人口ビジョンの関係と少し、その整合性がとれているかどうかというの、いま一度調べてみないといけないうふうにも考えているところでございまして。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘の社会動態のほうは、1年でいいますと、2014年、これが住民基本台帳人口移動報告ということで総務省の統計局が出している数字でございまして、2014年がマイナスの53人、2013年がマイナスの49人、2012年がマイナスの60人ということで、11年のところでマイナス91人ということで、ここから、約30人、40人ぐらいは、毎年減った状況が続いてきたということであります。

で、議員が今御指摘になられたのは、5年のスパンで私どもが人口ビジョンに用いた数字でございまして、2015年のところの数字が社会動態、転入と転出の差がマイナスの302人、これは5年間のトータルのマイナスの302人。で、2020年の目標

のところマイナスの112人ということで、私どもとしては、この社会動態の転入転出の差をゼロにするというところを2025年に人口ビジョンは持ってきまして、最終的には——数字的に2060年ということになりますが——4,816を実現するというので、この社会動態の転入転出の差については、先ほど議員が御指摘になられたように仕事とか医療とか、そういった部分の中で定住対策としても図りながら、この社会動態については、なるだけその差を埋めていこうということで、今、事業的には実施しているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと私が勘違いしとったみたいで、これは5年間のスパンの累計なんですね。はい。

それにしましても、5年間としましても30から40人の減が、今10人から14人とか、そういう非常に急速に改善した数値が出てると、非常に明るい兆しですよ、これは。そうしますと、今、当町が進めている社会動態、雇用政策に関しましては、非常に、やっぱり的を射てる政策であると、そういうふうに自信を持っていけるのでしょうか。そこら辺どうですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 定住対策というのは、今さら申し上げるまでもなく、雇用の確保から子育て支援、きょう、議員御指摘いただいているさまざまな分野が総合的にできて、魅力ある住みたい町ということになって成果を出してくるんだらうというふうに思っております。

雇用の確保という面で申し上げるならば、ああしたIT系の企業誘致、まだ2社でありますけれども、でも、しっかり実績が上がってきて、そして、それぞれの誘致企業が、募集をするんだけど応募がないという課題があって、人材育成にも取り組めば、またさらに雇用の場が広がるし、それから誘致企業もまたふえてくるしといういい循環がつかれる。それから、やはりITというのは全業種にわたって、地場の企業においてもこれからは非常に重要な分野でありますので、地場企業がそれぞれの業種を、売り上げを伸ばしていくためにも、このITを勉強する機会があるということは、そういうふうに役立っていくと。そしてまた津和野町でインターネット関係の仕事ができる企業創出にもつながるという部分で、一番我々が取り組むべき課題だらうということから、重点的にやっているといったところでもあります。

そのほかにも、農業関係もかなりUIターンがふえてきておりまして、これは、今まで農業を町内で頑張ってきてくださった農家の皆さんが、例えば百姓塾というようなことを開催されて、そういうUIターン者のフォローもしていただいたりという中から、自立を促していくということも効果をあらわしているというふうにも思っております。

それから、林業関係の取り組みも進めているという部分で、非常にそこで、こういういい数値としてあらわれているというふうに我々としても受けとめているところがあります。

ただ、仕事をつくるということも大事であります、これも以前にも申し上げているように、例えば益田の工業団地にいろいろな企業が来ておられます。そこの方々と話しておっても、募集をかけても応募がないという、それからJAさんとも話していてもそういう状況、それから町内の建設会社さんとも話していても同じ状況ということで、決して仕事がないということでもない。実際、もう有効求人倍率は、かなりいい状況になっているということですから。ですから、その辺をいかにマッチングをさせていくかということ、これが、より雇用の面でいう効果を上げていくという部分において、定住に向けての効果を上げていくという面では、次のなすべき課題であろうというふうに我々としては受けとめてもいるといったところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、わかりました。

では、社会動態のほうですね、今の雇用制度に対しまして、当町のIT企業を先頭にいろいろなところに努力をしておるということで、継続して行ってほしいと思います。この成果が、2020年にどういう形であられるか、また楽しみであります。

次に、先ほど申しました、今度は自然動態ですね。これは出産と死亡に関するものですが、当町ですね、これも資料見ますと、2015年に、大体、当町の目標はマイナス600、2020年がマイナス609ですか。これも結局、累計になるんですかね、累計ですね。

それで、ここが、私がちょっとびっくりしたのが、どんどん減っているんですよ。これも、維持するかふやさなきゃいけないけど、これは、年をとると必ず死亡ということは否めないことで、とめるわけにはいかんことですけどね。もう一方、今度はそうしますと、それを補うのに、人口を、これは出産ですよ。私、これもちょっと見間違えたかと思ったら、広報の2月号ですか、出産の、いつもありますよね、載せているんですけど、出生届と、それからお悔やみのコーナーがありますよね。ここで、いつも大体お悔やみのほうが多いんです。ところが、この2月号に関しましては、1月届出分で出産のほう10名、それで、お悔やみが5名なんです。私、これちょっと勘違いしたんかな、もう一回よく見てみたんですよ。そうすると、入れかわってますよ。何と、こりゃあどうということかな。どういうことって、うれしいことなんですよ、これは、非常に。

それで、たまたまこれを見てましてね、数日しまして、あるところで若いお母さんに会ったんです。それが、二、三カ月で生まれたばかりのお子さん連れだったんですよ。それで、かわいいねと言って話をして、何人目ですかと言ったら、3人目だと。ありゃあと思って。それで、これは、若いお母さん方に何かそういう出産意欲、そういうのが芽生えてきているのかと、当町は、そういう環境を醸成できてきているのかなと思って、さ

らに突っ込んで聞いたんです。どうして、今3人目を出産される気になりましたかと。そうしますと、そういう環境が津和野町に今ありますかと言いますと、原因は、何気なく私たちがきてましたが、第1に、2人目までは若いお母さん方の中で大体普通らしいです、兄弟が少ないから2人目までは産みましょうと。3人目にいくのに迷ってたんだと。ところが、このごろは3人目もターゲットの中へ入ってきているということです。うれしいことです。第1点が、そういう気持ちにさせたのは、やっぱり保育料なんですね。あれっと思ったんです。それは、保育料が、第1子が今、全額負担ですね。第2子が半額です。第3子が、無料になったということ。しかも、平成26年度より、第1子が18歳までは、これは第3子は無料だと。それで、今まではじゃあどうだったのかと言いますと、第1子が同じ保育所にいるか、他保育所でも、とにかく保育所にいなきゃいけないと、非常に制限があったわけです。だから、ちょっと経済的に無理だなと。要するに、財政的、経済的なことを考えられたと。そこで、そういう環境が整ったと。それが非常にインパクトで、皆さん、若いお母さんたちの中で、もう3人目はターゲットに入っているんですよと、こういう話でした。

だから、ここは、何気なくやっていたようですけど、非常に、こういう財政的、経済的な措置が軽減負担、父兄に対する。これが出産意欲を盛り上げるとなりますと、もうちょっと当町もここにターゲット絞って、当町の一般財源なり、補助が出なければ、一般財源なりで、もうちょっと軽減負担できるところがあるんじゃないかなと思って、私ちょっと、健康課、いろいろのところから資料を取り寄せまして、次にお母さん方が要望している科目があるんですよ。それは児童クラブです。児童クラブの軽減負担をしてほしいと。私はちょっと資料をいただきましたけども、こう見ますと、どれぐらいのことなんだろうかなと思いましたが、児童クラブが、今大体、一般会員が1人4,500円ですかね。それから一時入会金というか、都合のいいときに預ける分ですね。これはいろいろな区分があって、土曜日、学校の臨時休業日に預ける方400円、これはおやつ代含む。それから、長期休業日春休み、これは3月25日から4月7日まで、13日で3,500円。それで、長期休業日春休み、4月1日から4月10日、これは10日間で2,000円。それから、夏休み、7月21日から8月31日まで9,000円、41日間。それから、冬休みが12月26日から1月7日まで1,500円、13日間です。こういうふうに一時入会費と、それから一般の会費、常時ですね、その会費がこういうふうになっています。

それで、じゃあ今、児童クラブの運営費に対しましてどういうことになっているかというと、施設ごとの運営費が、5クラブあります。きべっこクラブ、畑迫あじさい児童クラブ、つわのっこクラブ、日原ひまわりくらぶ、あおぞらクラブですね。で、それぞれ金額が出ていますが、それトータルしますと、大体、運営するのに2,000万ぐらいかかっていますね。そのうち補助金が、大体、国が3分の1、県3分の1で、各418万で837万くらい出ていますね。それで、父兄に、問題点はここなんです。父兄に負担

いってるのは、父兄の負担額ですよ、一般会員が238万9,900円と、これは平成27年度のデータですが、一時会員が104万2,200円と、2つ合わせて343万1,200円とこういうふうに出ています。ふと考えますと、お母さん方が、ここも軽減負担してくれれば、第3子はターゲットはもう超過して、第4子までいくかもわかりませんよと。これは極端かもしれませんが、2子から第3子までは必ずいくということですね。そしたら、合計特殊出生率は、何年か先に2.云々というところじゃない、3.何ぼになる、極端に申し上げれば。うれしいことですよ。

だから、ここでお母さん方が要望しているのは、今のところの負担額を、理想は無料ですよ、無料なんだけど、せめて3分の1でも3分の2でも、とにかく町が許すところで、もう少し軽減負担させてくれないかと。で、全額、今私が述べましたように町がのみ込んで、1年間343万ですよ。これをどこからかひねり出して、よっしゃわかった、児童クラブの費用は町が全部見ましょと、343万どっかでひねり出して。そうすれば、若いお母さんたちが、非常に出産意欲は、まだ増してくると思うんです。だから、そういうところの要望が今あります。こういうところで、自然動態のところ、社会動態も頑張っていますが、自然動態のところ、さらに当町も頑張る姿勢をここで見せて、ぜひ、出生率を3コンマ台に上げるように努力されたらどうかと、そういうところでちょっとお答え願います。

○議員（1番 後山 幸次君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員御指摘の放課後児童クラブを例に出されましたけども、町が、28年度ベース、決算見込みでいきますと、保護者負担が、約450万程度を、保護者のほうで負担しているのではないかと考えております。そのほかに保育園の保護者の負担ということで、先ほど言われましたように、26年から、18歳以下の2子については2分の1、3子については無料ということで実施しております。そのときの制度を実施するに当たりまして、それまでよりも約1,000万ちょっとは、町のほうが負担増をしております。

そういった保育料の関係、今後、そういった方法として2子も無料、3子も無料ということになると、これにさらに1,000万程度、それから3子全員、吉賀町のように全員無料ということになると、保育料とそれぞれプラス1,000万程度、ですから26年度の始めた年からいくと3,000万、今実施している分からすると2,000万程度は町のほうの負担になっていきます。

放課後児童クラブにつきましては450万程度、それから吉賀町さんが実施しておられます高校生までの医療の無料化、これにつきましても300万から400万程度は、高校生分も見れば、なってきます。

さまざま、これからそういった対策等も考えられるわけがございますけども、財政も伴いますので、これにつきましては、今、総合戦略の中で女性会議のほうで、若い女性が住みたいまちづくりということで女性会議のほうもいろいろ検討して、その意見を

反映したり、子ども・子育て支援推進会議のほうも、この保育園なり、子供の子育ての関係の審議をしておりますので、そういった意見を伺いながら、今後そういった対応を考えていきたいとは考えておりますので、何分、財政がありますので、その辺は御容赦いただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 努力してほしいと思います。これで、若いお母さんたちがもう1子産む意欲を、ぜひ、こういう施策を通じまして、細かいとこまで気を配りまして推進して行ってほしいと思います。

時間がありますので、次の質問に移ります。

2項目めですが、山口県央連携都市圏域連携協約と当町観光行政につきましてでございます。

当町の観光関連事業といえば、日本遺産津和野百景関連事業、歴史的風致維持向上計画、伝統的建造物群保存事業、まちなか再生事業、町家ステイ等、の骨格であります。このたび、山口県央連携都市圏域連携協約が締結されれば、これまでの施策に重層的に観光事業が確立され、これまで以上に商工観光業に活性化を見出すことができそうです。

この協約の概要は、計画期間、平成29年度から平成33年度、5カ年間、観光に特化して提携。観光資源の活用や創出、国内外の誘客促進など、戦略的な観光施策の展開に取り組むということであります。特に、萩市はもちろん、山口市、宇部市との観光提携には期待するものがあります。

萩市は、世界遺産と当町日本遺産との絡み、山口市は、16世紀中葉、戦国時代の太内氏と当町吉見氏との縁の深さ、これは31代太内義隆の姉、大宮姫と11代吉見正頼との婚姻を見出すことができます。

宇部市は、宇部空港の韓国ソウル直行便の運航により、多くの韓国、中国等からのインバウンド客の来町を期待できます。

新聞紙上によりますと、米子空港が、従来の韓国ソウル直行便に加えて、昨年秋の香港直行便の運航開始に伴い、中国、香港からの観光客が大幅にふえ、そのおかげで島根県松江市等はインバウンド客、全体9万2,000人のうち、韓国客1.4%増の4万1,000人、中国客24.9%増の9,100人、香港客40%増の5,600人と、思わぬ米子空港の恩恵を受けています。

当町も協約締結による宇部空港の恩恵を得るべく、山口方面からの観光客の歓迎態勢を、なお一層強化しなくてはならないと思います。

これらのことを鑑み、当町の観光行政について質問します。

1、日本遺産センターの2階改修による郷土芸術家の皆様の作品展示コーナーはいかがなりましたか。

2番、今後、インバウンド客歓迎の窓口になるとと思われる国際交流協会の本部設置はいかがなりましたか。

3番、まちなか再生事業一町家ステイ1、2号館の稼動状況は。

4番、平成30年、中座バイパス開通に伴う山口方面からの観光客誘致の促進、なごみの里道の駅周辺、特に道路対面の空き地の商業・経済活性化のための有効活用に関し何か計画はありますか。

5番、亀井氏入城400年記念事業の実行委員会設置はいかがなっているか。

6番、文化庁、国交省による観光振興プログラムのモデル地区に当町が候補になっておりますが、このプログラムの概要はいかがなものか。

以上、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、山口県央連携都市圏域連携協約と当町観光行政について、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。日本遺産センター2階については、1、伝統的建造物群保存地区紹介コーナー、2、日本遺産に係る神事・芸能コーナー、3、映像・学習コーナー、4、フリーコーナーとして整備を行っております。

議員御質問の郷土芸術家の作品展示コーナーについては、神事・芸能コーナーとフリーコーナーを使用することで対応が可能でございます。なお、展示のためのケースや展示台などは用意ができておりませんが、必要に応じてテーブル等の持ち込みや、必要に応じて新たな予算化を行っていきたいと考えてございます。

なお、昨年秋以降、視察対応がふえてきており、展示は要望に応じて、ことし秋以降には受け入れを行いたいと考えております。

二つ目の御質問であります。議員御質問の津和野町国際交流協会の本部事務所設置についてでございますが、昨年12月開催の役員会において、多くの役員より、事務所の設置には事務所に常駐する人材が必要であるとの見解が示されました。

事務局といたしましても、協会の本部事務所としての機能はインバウンド対策を中心とした観光案内拠点であると考えており、常駐者の存在は欠かせないものであると考えております。

この常駐者については、外国人観光客の相談をスムーズに解決するため外国語が堪能で、かつ協会の活動に、より広がりを持たせる知識を持つ専門員が適任であり、協会と島根県文化国際課とも協議をしながら、国際交流員の配置を目指して検討を進めております。

国際交流員は、一般社団法人自治体国際化協会の実施であるJETプログラムの事業の一つであり、海外の青年を招致し、地方自治体などで国際交流の業務や外国語教育に携わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進することを目的とする専門員でございます。国際交流員は、高い日本語能力を持ち、通訳を初め国際交流関係事務の補助や事業の企画、立案などを担う専門員として、地域で幅広く活動することが期待されます。

国際交流員の配置については、平成29年度の招致要望時期が既に昨年9月に終了しており、平成30年度からの招致要望を提出する方向で検討しております。

町といたしましては、事務局として、まず協会内の人員体制と事業内容を整えた上で、国際交流員の配置を視野に入れながら、平成30年度中の事務所設置に向けて、協会とともに事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、町家ステイ1号館(戎丁)の平成28年度の稼動状況についてでございますが、指定管理者である津和野町観光協会からの報告によると、4月が4組の利用で9名、5月が5組の利用で13名、6月が5組の利用で17名、7月が0組の利用で0名、8月が2組の利用で6名、9月が4組の利用で8名、10月が5組の利用で13名、11月が4組の利用で8名、12月が1組の利用で5名、1月が1組の利用で2名、2月が3組の利用で6名、3月が予約も含め5組の利用で12名であり、合計宿泊組数は39組、宿泊人数は99人、1組当たりの平均利用人数は2.54名、利用泊数は1.1泊となっております。

また、2号館である町家ステイ2号館(上新丁)については、10月1日にオープンをしたため、10月からの利用実績となりますが、10月が2組の利用で20名、11月が3組の利用で15名、12月が2組の利用で14名、1月が2組の利用で10名、2月が1組の利用で4名、3月が予約も含め1組の利用で8名であり、合計宿泊組数は11組、宿泊人数は71名、1組当たりの平均利用人数は6.45名、利用泊数は1.0泊となっております。

町家ステイ戎丁につきましては、前年度の実績が合計宿泊組数は55組、宿泊人数は159人、1組当たりの平均利用人数は2.89名、利用泊数は1.1泊と、利用泊数を除き実績見込みの数値が下がっております。これは、オープン当初のマスコミ等によるPRが一段落した結果と思われる。懸案であった支払い時のクレジットカード決済にめどが立ち、ホームページとリンクする作業が完了すれば、提携を開始した宿泊サイト「一休ドットコム」や「縁(えにし)」からの誘客が本格化いたします。また、泊食分離を基本とする町家ステイは、現時点でも町内旅館、飲食店から宿泊者の夕食、朝食の提供をいただいております。今後、さらなる連携事業も関係者間で模索をしており、新たな客層の開拓など、町内全体の観光業に寄与すべく努力をしてまいります。

次に、新たな県道柿木停車場線の開通を平成30年に予定されていることから、道の駅なごみの里が国道9号線と通じて新たな玄関口となり、山口方面からの観光客の増加が見込めるものと考えております。

このことから、町といたしましては、道の駅なごみの里を起点として津和野駅までの間を結ぶ新たな交通体系として、地域公共交通としての周遊バスの構築を検討しているところでございます。津和野に観光に来られる方の交通手段が車の場合には、道の駅なごみの里を起点に周遊バスを利用することができますし、JR山口線のSLやまぐち号や特急おき号で来町された方については、周遊バスを利用して、自由にゆっくりと観光

することが可能になります。また、この新たな周遊バスの構築が実現することによって、観光客の移動手段の選択肢がふえることとなり、あわせて地域公共交通の役割も担えるものと考えているところでございます。

そして、この事業については、J R山口線との接続も踏まえた事業として考えているところであり、運行ダイヤにつきましては、J R山口線の利用促進につながるものとも考えております。

議員御質問の対面空き地の経済活性化のための活用につきましては、当地が道の駅イベントや流鏑馬等における駐車場としての役割も持っており、現在のところ検討してはおりません。

次に、亀井氏入城400年記念事業実行委員会の設置につきましては、関係団体の参画をいただき、3月21日に実行委員会を開催し、町長である私が実行委員長、商工会長、観光協会長が副委員長とし、実行委員会の体制を整えたところでございます。

今後、実行委員会、また準備会の協議内容を受け、4月以降、まずはPRを先行させながら、実行委員会において議論を図り、事業内容を具体化していく所存でございます。

次に、国の観光関連事業のモデル地区についてであります。現在、国土交通省による「景観まちづくり刷新モデル地区」へのエントリーを行っているところでございます。

このモデル地区については、歴史的風致維持向上事業を補う内容で、J R津和野駅前の駐車場整備、J R津和野駅から太鼓谷稲成神社への参道沿いの空き家や広場の整備、街灯の整備、さらにはサイクリングシェアシステムの導入などを要望しているところでございます。これらは3年間という短期間の事業で、集中的に事業を展開することで集客効果を高めることが期待されております。モデル地区の選定は新年度に入ってからと伺っておりますが、応募が多数あるようでございますので、採択されるかどうかは未定でございます。いずれにいたしましても、歴史的風致維持向上計画に係る事業を計画的に実施をしていくことが本町の観光施策の基本でありますので、厳しい財政状況の中、今後もさまざまに有利な事業へエントリーし、採択されるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 一挙に随分質問をしましたので、説明を御丁寧にいただきました。

1点目から、ちょっと再質問します。これは、日本遺産センターの2階の改修、私も、完成したというので見に行きました。ところが、その展示場、展示ブースがありませんでしたので、こういう質問を投げかけましたけど、随時できるということなので安心しました。この点は郷土の芸術家の皆様方へ、これは御案内差し上げとるんですね、できるということで。そういうところも、秋以降からブースをはなえるということで、ぜひ飾ってあげてほしいなとそういうふうに思っております。

それから、2点目の国際交流協会の問題も、これも国際交流員を置いて、30年度に
いよいよ本部設置、と同時に活動を開始するということですね。ぜひ、実現に向けて頑
張ってほしいなど、そういうふうに思います。

3点目、まちなか再生事業、町家ステイ、1、2号館。これ、2号館が建設されて
、それ以降どうなっているのかと。これは町民が非常に関心が高いんですよ。なぜか
いいますと、この町家ステイの立ち位置が、やはり町民にはっきりされてないんですよ
ね。町営直属のホテルなのか、宿泊所なのか。だから、民間との兼ね合いって、これは
かつて私質問したこともありますけど、非常に立ち位置が、私どもはわかっているけど、
町の資産なんだということだけでは説明できずに、一体ああいう高いものを、お金をか
けて実際に利用しているのかと、それから今後どうなるのかとか、そういう質問が非常
にあります。そういうことで、このたび新しく2号館完成しましたので、それに対しま
して町民の方もちょっと興味がありますので、私質問してみましたけど。

結果的に、10月からのオープンですので、正確的に1年間の統計はとれないと思
いますが、今出た数値によりますと、ちょっと質問してみたいのは、1号館の戎丁のほう
ですね、これは平均の宿泊者が2.54名、それから新館、上新丁が6.45名で——平
均利用——ここは何かすみ分けをしているんですか。1号館は個人とか家族二、三名が
中心、それから2号館は、これ団体だと思えるんです、大体6.45ちゆうたら、7名、
8名ぐらいになると思うんです。だから、団体客はこちらへ、個人のお客は中心にこ
ちらへとか、そういうすみ分けがなされているのか。

それから、合計人数は今トータル出ません。1号館だけで去年は159人と、それ
から今年度は1、2号館合わせて170人に今なっていますよね。これが、来年1年通
してみてもの数値で判断しなきゃいけません、それが1号館のみのときと——これが水
準になってくると思うんですけど——どういうふうになって変わっていくのかという、
ここら辺が、ちょっと私の気になるところです。

それから、収益が一体どうだったのかというところがちょっと知りたいなど。というの
は、単価的に1号館と2号館がどういうふうに推移しているのかと、ここら辺まで出れ
ば、まだいいのではないかなと。1号館、2号館、町家ステイの施策がどういう推移を
たどっていくのか。今から、これは長期戦ですよ。たしか30年ですか、30年です
からね、たしかね、運営していくのは。だから、30年先っていうのは、ちょっと数値
がはかり切れませんが、せめて、2020年オリンピックをターゲットに、どういう推
移をするのかというのは知りたいです。後々でいいですから、数値出してください、ち
よっと。こういうことで、私、時間がありませんので、次です。そういうことで町家ス
テイのことはよろしく申し上げます。

それから、4番目の山口の方面からの、結局、観光客がふえるということで、中座バ
イパスが30年に開通しましたら、おりてきましたら、どうしても道の駅、あのあたり、
特に対面の空き地の利用というのは、今後の津和野の——今、津和野町は歴まちづくり

で4つの拠点を考えておられると思うんで。第1点は駅前を中心ですね。それから、第2点は本町・殿町沿いの歴史的な、そういう風致地区。それから伝建、建物もありますよね、そこを拠点。それから、第3点は、やはり鷗外、西周という歴史的な、偉大な我が町の代表する人物を中心とした、そういうゾーンですね、一つの。それから、第4点が、やっぱりここは南の観光の大入り口になるし、今後どんどん発展していく新しい当町の商業、経済に対する知恵を絞り込むとこ、ここが私はなごみのこの空き地だと思っているんですね、この周辺だと。

特にこの空き地の活用は、私は何度も申し上げているように、今9号線からおりてくるとなりますと、非常にあそこは混雑するようになると思うんですが、今のなごみの駅、なごみだけの売店、あるいは食堂では足りなくなるのではないかな。だから、そこで、その空き地に商業施設なりの増設。

それからついでに、先般私を感じたことですが、東京事務所を視察調査へ行きまして、それとともに東洋大学でシンポジウムがありましたよね、地域・都市間の交流の。そのときに石見神楽を連れて行きました。そして吉賀の社中の方が、あそこで神楽を踊られましたけど、あの東洋大学の講堂、700人いっぱいだったですけど、私も神楽、見てないことはないけど、「大蛇」という演目で、普通4匹ぐらい出るんですが8匹を出して、しかもそれが舞台いっぱいに繰り広げ、本当の芸術ですよ、あそこまでいきますと、ただの神楽踊りじゃなくて。だから、ああいうことができるというのは、やっぱり舞台装置ですよ。だから、私は常々言うように、ああいうものを持っているんだから、我々は、郷土の芸術を。だから、このたびも——あと一緒になりますが——例の亀井氏入城の400年記念で17団体、保存団体がありますよね。これ、実行委員会に加わってくると思うんですが。こういう郷土の伝統芸能を披露する場所として、文化ホールが絶対に必要だと思うんですよ。だから、そういうところに、あのなごみの前の空き地、あそこの有効活用。だから、私は質問で、商業経済活性化のための有効活用はあるのかというのを、計画はあるかと質問いたしましたが、今、非常に当町、財政的に逼迫している折ですので無理は申しませんが、そういうところにゆとりが出ましたときに、ぜひ、そこは頭に入れておいてほしいなと、そういうことで申し上げました。

あと、観光モデル地区のことでございますが、これも財政逼迫の折、この観光モデルの候補に挙がって採用されたとしても、この分野に予算が回せるかどうか、非常に懸念しましたが、何とか候補に上った限りにおきましては、ぜひ、採用された場合は、何とか財政の許すところで事業を受けてほしいなと。と申しますのは、思いますに、当町観光は、今基礎は看板とかトイレとか、観光地というような基礎がようやくでき上がりがつつある。そしてさらに、ここに重層的に、仕上げていく段階に入ってきているんじゃないかなと思うんですが、こういう事業をどんどんとってきて、先ほどの山口の中核都市との提携で観光を重層的に、今から津和野町がなっていけるんじゃないかなと。そういうとき、これも一緒にとっていければ、非常に素晴らしい観光立町が築けるんじゃないかな。

ないかなとそういうふうに思っている次第ですので、ぜひ、ここら辺は、町長、財政の許すところで食いついていってほしいなど、そういうふうに思う次第でございます。最後に、もし、ありましたら。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、町家ステイの関係でございます。これは、やはり費用対効果を上げるためにも、利用者数がふえていくようにしていかなきゃならないと思います。

ただ、やはり行政がお金を投じて、いわば民間がやられるような宿泊の施設をつくるというところの意義は、やはり一つの泊まれる、その宿泊施設の、今までの既存の民間企業とはちょっと違う形態の宿泊施設をつかって、そして津和野の観光の宿泊面からの選択の幅が広がれば、観光として全体としての魅力のアップにつながっていくんじゃないかと、そこに公共性を求めながら、この町家ステイというのはやったものでもございます。そういう視点も、これからしっかり活かしていきながら、観光施策へやっていきたいと考えているところであります。

それから、道の駅の空き地の部分も、貴重な御提言だと思っております。財政的な制約がありますので、すぐには難しいわけでございますけれども、やはりいろんな振興策を考えていく上で、この文化ホールというようなことも念頭に置きながら検討もしていきたいというふうには考えているところであります。

そして最後に、モデル地区の関係でございます。厳しい財政状況ですので、有利な、いろんな国のメニューを導入していこう、食欲にとっていこうということでエントリーもさせていただいているわけでありましたが、なかなか、実際の選択はどうなるか、まだ五分五分だというように、わからない状況でもあります。

ただ、今回、モデル地区のこのメニューも、実際内容を見ますと、いわゆる補助率も約5割程度で、あとは起債をしないかんというところで、例えば歴史的風致維持向上計画、認定いただいているいろんな事業やっておりますけれど、それほど、企画して、かなり有利なものではないというところでもありますから、選定いただければ、それはまたありがたいということで、亀井家の入城の灯籠の整備とか、やればやりたいというふうに思っておりますけれども、仮に不採択になっても、それはまた、いろんなメニューが出てまいりますので、しっかりそのときにも食欲にエントリーもしながらやっていこうと思っております。

津和野町としては、この数年の間に歴史的風致維持向上計画、それから重要伝統的建造物群保存地区の計画、そして日本遺産ということで、本当に身に余るような、この三つの重要な国の計画を認定いただいているということでありまして、これは本当にありがたく、うれしいことだと思っております。だから、今はそれを実行していく責任もあるわけでございますので、当面、まずこの三つの、三本の矢と言っておりますが、それを

確実に進めていくということに、まず重きを置いて取り組んでいきたいと、それが観光振興につながるというふうにも思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ありがとうございます。これで、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。（「今、11時です」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、大変失礼いたしました。とんでもない錯覚をしておりましたが、発言順序……（「休憩入れてください」と呼ぶ者あり）休憩ね、はい。休憩もとらんやいけませんでした。11時20分まで休憩といたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、後山でございます。一般質問を通告しておりますので、逐次、質問をさせていただきます。

それでは、まず1点目ではありますが、町長の施政方針についてというふうに出しておりますが、本年度予算も枠配分方式を採用されての予算編成であるように思っております。本町の歳入の約48%を占める地方交付税も、合併算定がえ特別期間が平成28年度から段階的に縮減され、依存財源に大きく左右されるわけではありますが、本町の財政運営に大変厳しいものとなるわけではありますが、本年度の一般会計を見ましても、予算額77億3,400万円、対前年度比2億1,100万円の2.7%の減額予算の中で、町長の構想は総合戦略を推進されるために新規拡充事業が主体となるように思っておりますが、本町では平成18年度に津和野町行財政改革大綱の実施計画及び集中改革プランを策定されております。

さらに、平成24年度に策定されました第2次行財政改革大綱実施計画に基づいて、平成23年度から平成27年度までの実施項目、重点課題の8項目に、具体的な取り組み項目が58項目の5段階評価をされております。これが、進捗率が50.9%であります。これに基づいて、第3次津和野町行財政改革大綱実施計画の8項目の重点課題がそれぞれ取り組まれておるわけではありますが、平成28年度より32年度までの5年間の検討実施年度であるわけであります。総合振興計画の基本理念に基づいて、行財政改革の推進に取り組まれ、質の高い行政サービスの推進に住民は大きく期待をしておるところであります。

町長、任期最後の予算編成であります。津和野町の行財政改革大綱の8項目の重点課題を提示しながら、総合戦略に係る事業を、推進をされていくお考えであると思いますが、この予算編成に何を重点目標とされ、この予算執行をされていかれるお考えでありますか、これについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

施政方針についてでございます。

施政方針において述べましたとおり、平成29年度の重点施策といたしましては、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に係る事業を柱として予算の編成に取り組んだところでございます。

町長任期最後の予算編成でありましたが、御承知のとおり、平成25年災害復旧に関する起債残高の増や、今後予定されるCATV施設更新事業、庁舎の耐震化等に加えて、新たに日原山村開発センターの昭和48年当時の施工不良問題の発覚があり、不測の事態が町財政に与える影響を再検討している状況にて、新規拡充事業に積極的に取り組む環境にはなかったと言えます。

一方で、ここ数年において、IT系誘致企業と連携しての人材育成に関する事業や株式会社シャープ様と連携しての高齢者見守り、買い物支援対策事業、日原地区にぎわい創出事業など、地方創生にかかわる交付金を申請し、国より有利な財源をいただいでさまざまな事業を進めている段階にあり、平成29年度は、これらについて確実なる成果を出すことに傾注してまいりたいとも考えているところでございます。

なお、地方創生にかかわる交付金については、平成29年度においても新たな制度が創出される予定であり、新規の農業振興関係事業について申請を行う準備を進めているところでございます。決定を受ければ、補正予算において議案提出をさせていただきたいと考えておりますが、不透明な財政状況において、今後も、その他国の有利な制度を貪欲に活用し、総合戦略を初め、町の活性化に資する取り組みを進めてまいります。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長の力強い御答弁をいただきましたが、津和野町もこの総合戦略を始めとして活性化に、これからも取り組んでいただきたい、このように強く要望するところでございます。

それでは、2番目に、東京事務所についてお尋ねをいたします。

平成26年4月1日付で東京文京区小石川に民家の建物の一部を――32平米ばかりであります――ここを借り受けて事務所としまして、管理運営を観光協会に業務委託をされたわけではありますが、26年度では余り業績が振るわず、反省点を踏まえて、平成27年度の事業計画で基本理念の意義の原点に戻り、東京のニーズ等を津和野にフィードバックするという事で各種施策や観光産業の発展に役立てると、このように調

査事業、情報発信事業、交流創出事業とも著しい成果が得られないまま、観光協会は東京事務所の業務委託を断念されたわけであります。

これが経緯であります。その後、町長は、平成28年度より東京事務所を町の直営にされました。そこで、町職員を東京事務所に副所長として派遣をされたわけですが、この東京事務所の業務内容も7項目ありまして、特に特産品等の販売・開拓、また東京事務所の維持、津和野町の情報発信、首都圏関係団体に接すること、また東京事務所にいろいろ関すること、森鷗外に関する交流・情報発信、また観光振興に関する、このような七つの項目を持って東京事務所の業務内容を出されておるわけですが。

ここに、昨年、津和野町より派遣された職員が、1年間を大都会の中で業務内容を遵守されながら、この大都会東京の中で、何にもわからない手探りの状態の中で畑を耕して、企業誘致や定住促進、物販の開拓等、観光振興の種をまかれたわけですが、今年度はどのような花が咲き、どのような実がなるのか、昨年の業務実績が評価されるときであろうというふうに思っております。

これらを開始されたときに、東京事務所の賃貸契約が、ことしは更新の時期になっておりますね。この契約更新を行いたい理由として、5項目のメリットが提示されておりますが、これを遵守し、東京事務所を存続させるのであれば、組織体制の見直しをされる時期ではないでしょうか。任命権のことは、私ごとやかく言う問題ではありませんが、当然、これは町長に任命権はあるわけですが。私は、今この東京事務所が、この現場体制がメリット制と受けとめておるわけであります。昨年派遣された職員の現状は大きく変化しておるように、私はこの間、東京事務所へ行ってお話を聞いたとき思いました。現在は単身赴任の状態、休日もなかなか休めない。そうすると時間外もふえ、過重労働、これは決してあってはならないわけですが、本人の疲労度も、もうピークに達しているのではないかと、このように私は受けとめたわけですが、一町民の提言として町長に聞いていただきたい。一度、本人のために、カウンセリングをされる必要はないでしょうか。幸いに、津和野町には相談員として先生がおられます。心理研究所の秋山先生がおられるわけですので、一つ、精神的な面もあると思われ。もう1年も津和野を離れておられるので、そういったことも検討されるべきじゃないかというふうに感じておるわけであります。

また、東京事務所には津和野町出身の方も大変多く出入りをされているようですが、東京つわの会もあります。この方たちに事務所を一任されて、事務所の運営をしていただくようには考えられないか。津和野からどうしても出向して、この事務に携わっていかねばならないのか、そこに大きな、私は疑問を持っておるんですが。今、津和野町の職員体制、大変失礼なことを言うようですが、この組織構成表を見まして、津和野庁舎には、今年度、参事の配属もしていないような状況であります。今、こうい

う状況を見ましたときに、やはり組織体制の見直しをするときではないかというふうに思うんですが、町長、どのようにお考えか御答弁いただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、東京事務所についてお答えをさせていただきます。

平成26年度にスタートした津和野町東京事務所ではありますが、今年度より役場職員を配置して1年が経過いたしました。現在、役場職員1名、現地採用1名の2名体制で運営をしております。勤務日は月曜日から土曜日で、日曜・祝祭日が閉所日となっております。

平成28年度の実績といたしましては、まず観光振興対策として、観光協会と連携し石見空港利用促進をともしの旅行代理店営業活動を行い、団体客1万4,428人、平成27年度実績が1万4,110人、個人客が746人、平成27年度実績が758人の入り込み客の実現に寄与しております。その他、文京区立森鷗外記念館と提携した定番旅行の企画、株式会社B-Prost社と提携した観光案内アプリの構築、文京区開催各種イベントにおけるPR等の活動を行いました。

次に、定住促進対策として、東京で開催された新・農業人フェアに4回、しまねアグリセミナーに1回のブース参加を行うとともに、それ以後の窓口としてブース来訪者等へのアフターフォローを行っております。そのほか、津和野高校へ関心を持つ首都圏在住の方々への窓口対応を行い、8名の面談の後、4名の受験へとつなげております。

次に、特産品市場開拓として、パルスシステム様、JASMRQ様、こだわりや様、メグロ様、縁様、酢飯屋様、旬八青果様等への対応を行い、特産品の販売拡大を実現するとともに、文京区紹介による区内飲食業者3件との新規取引に成功しております。特に都内で10店舗を展開する旬八青果様とはプロモーション契約を取り交わし、津和野産農産物を加工した新商品の開発や都内店舗での津和野フェアを開催するなど、東京と津和野町との物流ルートの確立を目指した取り組みを行っているところでもございます。

平成29年度は、町職員を配置して2年目となります。東京事務所を利用したイベントも昨年秋から開催しており、西周、森鷗外両先生に関するイベントや、津和野町での就農希望者を対象としたイベント、津和野高校への山村留学希望者を対象とした説明会等、さまざまなテーマで都内の皆さんが集まりやすいコミュニティースペースとしての機能も発揮しております。

また、東京つわの会役員会など、津和野町出身者が集まる空間としても活用がなされるようになってまいりました。津和野町東京事務所を通じて、いろんな関係性が生まれるようになっており、津和野町を首都圏でPRするための場を提供していきたいと考えております。

そのほか、萩・石見空港利用促進協議会とのタイアップや高津川流域都市交流協議会とのコラボ企画等、益田広域圏の首都圏の活動にも協力をしていきたいと考えております。

時間の関係上、全ての活動を御報告することは差し控えますが、このほかにも多岐にわたって積極的な活動を行っており、現行の2名体制ではとても人員が足りない状況にあります。しかしながら、増員については財政的な制約があり、また、東京事務所の活動と実績を、今後十分に町民の皆様にも御理解をいただいた中で検討すべきことと思慮しており、当面、現在の運営体制を維持してまいりたいと考えております。

そして、幾つか追加で御質問をいただいたところでありますけれども、東京つわの会の皆様に事務所の運営を一任してはどうかということでありまして、やはり、職員を直接送って、その現地で活動することで、先ほどから申し上げている十分な実績が上がっているという状況でございますので、御支援はいただきたいと思っておりますが、やはり一任ということになると、かなり活動が停滞をし、実績が落ちるというふうに私自身は考えているところであります。

また、現在送っている職員であります、これは現在のファウンディングベース事業、1年目はイノベーション・フォー・ジャパン事業ということで、それを私と一緒に立ち上げた人間でございます。イノベーション・フォー・ジャパンからファウンディングベース事業へ移行して、かなりの人数の人間がこちらへ来て、そしてまた東京へも帰っているという段階で、その人的なネットワークの中で東京事務所の手伝いも、帰った彼らが連携して手伝ってくれていると、そういう人脈を生かしていくという意味からも、今行っている人材が非常にふさわしいという思いでもございまして、やはり東京事務所を今後さらに活性化させていくためにも必要な人材であり、継続して現行の体制を維持していきたいと考えているところであります。

当然、御指摘をいただいて貴重なことだと思っております。いわゆる過剰な労働になってはいけないということ、これは我々の責任としてしっかり配慮していかねばなりませんし、それから節目節目でのカウンセリング、そうしたものは貴重な御提言として、我々としてはしっかり配慮しながらやってまいりたいと考えてもいるところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長の答弁では、当面は現在の運営体制で維持をされていくようなお考えでございますが、誰かが出向しなくてはならないわけでありませぬ。職員には家庭もあり、子供さんもおられます。また、急に家庭環境の変化に対応されなくてはならない事態があるわけでございますが、職務のために、出向を希望されるような職員が実際、何名おられるんか。一人の人を、いつまでも東京に張りつけておくわけにはいかんと思います。課長さん方でも家族を置いて、本当に東京へ、この出張所へ出向して行ってやろうというふうな思いの方がおられれば別であります、やはり家庭環境のことも考えてあげねばならないというふうに私は思っております。人事のことは、私どもがどうこう言う何はありませんが、東京事務所の存続が

津和野町にとって必要不可欠であるのであれば、根本的に運営方法を検討されたい、このように思っております。

町長言われましたとおり、イノベーション・フォー・ジャパンの子供たちもいろいろあそこに入りをされて業績を上げておられます。今行っておられる職員も、そういったところには精通しておられるので、町長も安心してお任せをしておられるんであらうと思いますが、その方にも家庭があるわけでございますから、やはり、1年交代ぐらいには考えてあげるのが最善の策じゃないかというふうに私は思っておるわけでございますが、町長の固い信頼のもとに派遣されておるので、私がどうこうは申し上げる筋でもないとは思いますが、やはり、その人の、本人だけじゃない、家庭環境のことも考えて、今後の人事体制をひとつ考えていただきたい、このように思っておるところでございますが。町長、もう一度、こんなことはというふうなお気持ちがあれば、ひとつ御答弁いただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 家庭のことでありますとか、いろんなそういう環境ということ、これは我々の責任として、それはもう十分に配慮して進めていかなきゃならないということ、これはもう本当に貴重な御提言として受けとめていきたいというふうにも思っております。

ただ、今回のことも、本人が、もう家庭が心配で帰りたいというようなことも申しておるんであれば、またさらに厳粛に検討もしていかなきゃならんというふうにも思っておりますが、この東京事務所を開設するに当たりまして、今行っている本人とは、私自身もしっかり面接をして、そして私が考えていること、そして本当に大丈夫かというようなこと、そうしたことをお互いがしっかり話し合った上で、それで本人も頑張りますということ、共通理解のもとで派遣をしたというところでもありますし、私自身も、年間、数多く東京に出張しております。東京に行ったときには、毎回とは言えませんが、時にお酒も一緒に飲みに行くということも連れ出しながら、いろんな精神的なフォロー、悩みも聞いたりとか、そういうこともやっております。

それからまた、何といても最近、最近はというよりも、特に文京区長さんが、非常に東京事務所に温かい目を向けていただいております、東京事務所における職員についてもいろんなことで目をかけていただいております、それが文京区さん全体として、津和野町への東京事務所の協力体制にもつながる中で、本人も非常に恵まれた環境でやる気になっているというところでございます。

私自身は、私の今の考えでは、その本人は、非常に今はやりがいを持って、津和野のために、東京で一生懸命頑張ってくれているとそういう理解でもございますから、今後もまた、しっかりコミュニケーションをとった上で慎重に、また体制づくりということは考えていきたいというふうに思っております。

例えば、島根県も東京事務所というのは置いておりますし、そのほかにも、津和野だけじゃなくて、ほかにもいろんな自治体で東京事務所というのは設置をして、職員を派遣をしている事例というものもあるわけでもございます。やはり、津和野は観光地でもあって、この津和野の東京事務所というのは、非常に、私は可能性を持っているもんだというふうにも思っておりますので、町のためにも一生懸命頑張っていきたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長の、東京事務所に思われる、存続に思っておられる気持はようわかります。わかりますが、私は、東京事務所も大変大切ではあります。やはり職員の——本人は何ぼ町長が言われて、私はいいですって行かれても、やはり家族があるわけでもございます。それをいつまでも、そういったことで1年も2年も出向させておかれるということは、大変私は心配なわけではあります。本人もそのように、町長のその思いを持って東京へ行かれて一生懸命頑張っておられるんですから、外野の我々がどうこう言うわけじゃないですが、ただ、子供さんがおられ、家庭がある。そういうことを考えると、何か胸に迫るものがありますので、要らんことを申し上げましたが、そのことも十分考えて、今度の人事をしていただきたい、このように思っています。これについてはおきます。

次に、山村開発センターについてお尋ねをいたします。

日原の山村開発センターの耐震改修工事が、工事を着手後、床板コンクリートの劣化が激しいということで、工事の続行が困難なため中止となったわけでもございます。これが、2月の16日の議会全員協議会において報告をされました。私はこの報告を聞いたとき、何で青原小学校の耐震改修工事の教訓が全く生かされていない、このように大変思ったところであります。

まず、27年の8月10日、山村開発センターの耐震診断業務が発注されております。そして、28年の5月9日に耐震診断実施設計業務が発注されております。これは耐震診断に基づいての実施計画をされたわけではあります。そして、28年の12月15日に耐震診断の管理業務が発注されております。これが、総合計1,381万、このような金額になっておりますが、これに基づいて12月の15日に耐震改修工事が発注されたわけでもございますが、これも8,856万円というふうな膨大な金額であります。総合計しますと1億を超える金額であります。このようなことで工事が中断をされたわけでもあります。

平成27年度に実施されました耐震診断業務で耐震診断の方法、目視検査、打音検査、コア採取検査——コアを抜いたって、これは強度検査になるだけであります。そのときの耐震強度 I_s 値は耐震指標が0.6以上であればいいわけではあります。それはクリアをしているようではあります。今回の耐震診断で床板の調査が対象外にされておられるわけでもございますが、これはどういう理由で床板の調査が対象外にされたのか。

そして、今いろいろ問題が起きて中止になっておるわけですが、土木整備事業のほうでもいろいろ相談をされているようであります。こういったことが、なぜもっと早くわからなかったのかなというふうに、本当、大変残念であります。耐震診断の調査の結果のとき、なぜこのことがわからなかったのか。目視検査でやったので、天井まで剥いでやる工程ではないというふうな思いであろうと思いますが、スラブ鉄筋が露出しているようなところは無理に天井の中へ入らなくても、天井というのは必ず入れるような入り口が設けてあります。そういったところからのぞかれば、私は発見できたというふうに思うんですが、こういったことが調査設計じゃないんでしょうか。そうしたことが、私は見落とされておるといふふうに思いますが、こういうことで耐震工事が今中止になりました。いつ、どのように結論が出るかわかりませんが、これまでの調査段階で、やはり耐震診断をされるときに、そこまでの責任はないのか。それに基づいて、耐震診断に基づいて耐震設計をされるわけですから、そのときに、設計段階でそういうところを調査する何はないのか。

それで、今回は工事段階に入って、工事監理・監督もされるわけですが、工事に入って初めてそんなことが発見されたちゅうことであります。私は、調査段階がもっとしっかりしておれば、このような事態は起こらなかったというふうに思うんですが、その点、診断実施をされた設計業務の会社ですね、これがどこまで、どのような診断をされたのか、それについて説明をいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、山村開発センターについての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず最初の、27年度実施された耐震診断の結果についてでございますが、平成27年度に実施いたしました耐震診断の結果につきましては、耐震性能数値のI_s値は0.63の結果となりました。耐震性能目標値のI_s値0.6を上回る結果となりましたので、ただし、その他事項として、センター棟と集会所棟を接続する上部の屋根スラブ及びエキスパンションジョイントは、地震時に損傷のおそれ、これは落下をするおそれがあるということで改修が必要であるという旨の診断結果でございました。

二つ目、耐震診断で床板の部分を調査対象外にされた経緯についてでございますが、耐震診断につきましては、建物の倒壊の危険性を判断するもので、対象となる構造部材は、1階、2階の柱、壁、はり及び2階の床部分——1階の屋根に当たるところでございます——それから2階の屋根部分をその対象としております。設計図書を基本として各部材の目視確認による劣化、老朽化の判断を行っております。なお、目視する箇所は、天井の断熱材等を剥ぐってまでの調査は行っておりません。

1階の床板につきましては、倒壊する危険性がない構造部材という判断で、調査対象外となっております。

三つ目の、実施設計業務の時点でスラブ鉄筋の露出部分の発見は不可能であったかという問いでございますが、実施設計業務につきましては、さきに述べております耐震診断の調査結果に基づいて設計をしております、スラブ鉄筋の露出部分の発見は困難であったと考えております。

なお、今後の対応につきましては、施設の使用につきまして、県関係機関との協議で、センター棟の1階の図書館、事務室、ロビー及び日原公民館の使用について、当面の間——これは図書館の移転の間——可能としております。また、施設のあり方につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁いただきましたが、床板は耐震診断には関係ないような御答弁であります。当然、はり、柱あたり、桁あたりは耐震診断で調査されるわけでございますが、スラブについてはその限りではないというふうな答弁であります。そんなら、この耐震診断をもとに設計をされましたときに、やはり、スラブ鉄筋が露出しとるような状態は、私はちょっと見られたら発見できると思うんですよ。ほじゃが、何をもってその設計をされるのか。この設計料でも690万も耐震診断の実設計をされておるんですから、どういうふうな設計をされておるのか。この間、図面もちょっと見せていただいておりますが、もっと誠意ある調査が、私は必要ではないかというふうに思っております。ただ、あれだけのものを改修するのに、つい図面を描いて600万の設計料というのは納得できない気がしておりますが、まあ、それはそれとして。今回、鉄筋の探査試験実施をされておるようでありますね。これは、どこの業者がどのようにされたのか、これについてお尋ねをいたします。

そして、益田土木整備事業所の建築部の部長、課長に指導を受けられておるようでございますが、これが、どのような指導であったのか。そして、この耐震診断の業者の、それと設計業者が、町に対してどのようななをされてきとるのか、何か指導されてきておるのでしょうか。全く耐震とか、設計業者には関係がないという判断でありますか。それについてお尋ねをいたします。

それで、これらの決断の時期は、いつごろまでにその判定が出るのか。工程がどのようになるのかわかりませんが、それがいつごろになるのかお尋ねをしたいと思います。この全工程、今検討されておりますね。それを今から何日まで、3月中に検討するんだと、それからどういうふうな方法でいくんだというふうな工程計画があろうと思います。それは相談せんにゃあ出てこん話であります。こういうことの煮詰めの工程が、いつごろまでに公表できるのか。それについて、まだ当分、検討中で難しいというのであれば別であります。もしくはそれがわかれば、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、鉄筋の探査の業者でございますけれども、これは、今の設計を委託しております大建コンサルのほうにお願いをして、実際は下請がや

っておられるのかもわかりませんが、段取りをしていただいて、調査をしていただいております。

それから、県の指導でございますけれども、先ほど、若干触れましたけれども、一応、現場にも二度ばかり足を運んでいただいて、最初は建物全体の状況について調査をしていただきまして、安全の可否等も御検討していただいた上で、先ほど申し上げましたように図書館とか事務所、ロビー、それから日原公民館の4カ所のみ使用可能であるということで判断をいただいたところでございます。ほかの部分については、露筋の部分もありますし、構造的に天井部分で、いわゆる床スラブが全体的に同じような構造になっておるということで使用ができないということでもあります。特にトイレについては床下が、特にさびがひどいというところで、そういった指示をいただいております。

それから、いわゆる設計業者への指導でございますけれども、これについては、うちのほうの指示としては、この業務について、最終的にどういう形でこの建物を終わらせるか、そういう形の工程の計画、それから変更設計、それから今まで工事を進めてまいりました内容の調査と精算に係る調査、それから設計を依頼をしております。そのこの辺の精算に係る仕事について、いわゆる最終的な工事金額、そういったものをはじき出してもらおうようお願いをしておるところでございます。

それから、工事の工程がいつごろという御質問であったかと思っておりますけれども、工事については一応中止をして、今、使う予定でありますロビー、図書館、事務室エリアの雨漏り箇所については、一応、応急的な処置をして雨漏りをとめる形をとっております。

それから、使用禁止のところには、もう行けないようなふたをする工事をしておりまして、最終的に今月末のところまで契約が、いわゆる減額の変更契約を行いまして、今月末までで終了という形を考えております。ですので、工事の精算を行って、当面、今の4カ所の使用のみで運営をしていく予定でおります。

それから、その後の工事、あるいは解体も含めてでございますけれども、そういった計画については、今後、町全体の中での計画の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 何せ、津和野町には古い建物ばかりで、解体するたびにこのようないろいろな問題があります。また、今度計画されております津和野町の体育館、それからコミュニティーセンター、これの耐震診断をされるようでありますが、もっと基本的に、どこまでの耐震設計をされて、どこまでの調査をされるのか、これを教訓にしてしっかりやっていただきたい、このように思っておりますが、工事が中止になるということになりますと補償問題も出てくると思われま。そういったことも、早い時期に結論を出していただきたい。そして、解体するのか、それとも悪いとこだけ補修してなにしていくのか、そういった結論を早急にしていただきたいと思っております。

それでは次に、本庁舎建設についてお尋ねをいたします。

本庁舎の建設問題については、さきの議会でもいろいろと議論をした経緯があるわけですが、合併当時、他の県では、町村間での新庁舎、建設場所を起因とした町村間での分離・独立運動が起こったようなこともありました。住民間の激しい対立まで発展したというふうなケースもあったわけですが、これも、今は昔の語りぐさになっております。

合併して、はや12年もたっておりますが、津和野町も合併特例債の期限切れで、町長の施政方針の中でも述べられておりましたが、災害対策本部になる役場庁舎が耐震基準を満たさない状況にあり、本年度に本庁舎、津和野庁舎について検討に入る予定であるというふうに説明をされておりますが、国も本年度から、老朽化のための耐震化に適さない自治体庁舎の建てかえに90%までの地方債の発行を認めております。返済額の2割程度を地方交付税に上乗せをしまして支援すると、このようにあります。今までは、耐震化工事は支援の対象でありましたが、建てかえは対象外であったわけでありまして、今回の熊本地震で耐震化がおくれた各自治体庁舎があったため、制度が拡充されたわけでありまして、本庁舎の建てかえ支援は、自治体による避難設備の整備などを賄う緊急防災・減災事業債の適用期間に合わせて、2017年度より2020年度とするようにこの期間が設けてありますが、国は本年度、全国自治体で3,500億円の事業費を見込んでおります。

津和野町におかれましても、町長、そういった危険庁舎でありますので、2020年度に完成の構図を描くようなことはできないのか。2017年度、計画をされ、18年、19年度で建設を見込むと、そして2020年度で完成というふうな構図を描くことができないのか。今、建設時期を逃しては、津和野庁舎は建てられないような気がするんですがね。町長、こういう制度にのっとなって、津和野の本庁舎、津和野の分庁舎、両方を建設されるお考えがないか、それについて、お答えをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、本庁舎建設についてお答えをさせていただきます。

昨年発生した熊本地震においては、宇土市役所が崩壊寸前になるなどの被害が生じておりますが、庁舎は災害時に住民の安全を守る対策本部の機能を有するものでもあり、本町においても、庁舎の耐震化は重要な課題として認識をしているところでございます。

議員御指摘の公共施設等適正管理推進事業債は、対象事業として、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建てかえ事業等が含まれ、国による地方自治体への支援として創出されたものでありますが、本町においては、合併特例債や緊急防災・減災事業債が充当率、交付税措置率ともに有利であり、そちらの活用を考えております。そして、特に有望と考えている合併特例債については、平成32年度が最終期限と定められており、遅くともそれまでに庁舎の耐震化について、めどを立てる必要があると考えます。

ただ、庁舎の耐震化と申しましても、現庁舎の改修、他既存施設への移転改修、現庁舎の建てかえ新築、移転新築等、さまざまな選択肢があり、それぞれに要する事業費が町財政に与える影響を考慮しながら検討を進める必要があります。また、庁舎の更新に合わせて、課の統廃合をはじめ適正な組織体制への見直しを図るなど、関連してのさまざまな検討事項を認めております。

いずれにいたしましても、平成29年度より具体的な検討に入りたいと考えておりますが、議会の皆様にも適宜情報を提供し、御意見を伺いながら慎重に進めてまいります。

なお、津和野庁舎のことにつきましても、追加での御質問があったように受けとめておりますけれども、御承知のとおり、現在の津和野庁舎は文化財ということにもなっておりますので、解体という選択肢は、これはないかというふうに思っております。そうした中で、どういう形で進めていくかということも、——改修というものは、まず基本になるかと思いますが——喫緊課題としてとらえていかなければならない問題だと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長の御答弁の中で、議会の意見も伺っていきながら慎重に進めてまいるというふうな御答弁をいただきましたので、ついでに申し上げておきますが。今、津和野、日原というふうなことを申しますと、またいろいろの弊害がおこるおそれがありますので、仮に、町長、津和野の小学校を、小中一貫校にしますと、中学校をそれは改築せんにやあなりません。そうしますと、小学校という建物があくと思うんです。そうしたことも、ここを庁舎に持っていくというふうな、町民の中にはそのような構想を持っておられる方もおられるんですよ。こういったことが実現の可能性があるかないかはわかりませんが、こういったことも意見の一つとして申し上げておきたいと思っております。今、津和野の生徒数がどのくらいおられるかわかりません。空き教室がどのくらいあるかわかりませんが、そういったことも庁舎建設の一つの方法ではないかというふうに私は思っておりますので、参考までに、これも申し上げておきたいと思っております。別に、御答弁は要りません。

議長、以上で質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時13分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序4、5番草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

平成25年7月28日発生をいたしました津和野町豪雨災害から4年が経過しようとしております。繰り越しも含めて4年という短期間で急ピッチの工事が行われました。平成28年度において、大部分の完成を見ることができたわけであります。この災害復旧に携わられた多くの関係者の皆様の御労苦に対し敬意を表すものであります。

また、被災をされた皆様におかれましては、一日も早く安心した生活が送られますことを心より願うものであります。

さて、本会議におきましては、下森町長より平成29年度施政方針が発表されました。あわせて、平成29年度予算案が上程され、予算特別委員会で審議が行われたところであります。

そこで、1点目の質問であります。主要施策と財政について伺います。

町長の施政方針によりますと、「平成25年災害から4年の歳月がたち、おおむね災害復旧工事も、一部を除き完了した。しかし、災害に要した総事業費は43億8,000万円で、このうち国庫補助金が約21億5,000万円、起債が約12億8,000万円、一般財源が約9億5,000万円となり、特に起債の償還は、今後の財政運営に大きな影響をもたらすことになる。あわせて、今後、対応しなければならない各種の課題が山積している」との考えを示されました。

そこで、次のことについて伺います。

1点目ですが、第2次津和野町総合振興計画の策定状況と基本構想について。

2点目ですが、今後の財政に大きな影響を与えると考えられる課題と、それに対応する財政的課題について。

以上、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

主要施策と財政についてでございます。

総合振興計画につきましては、これまで地方自治法第2条第4項において、総合計画の基本部分である基本構想について各市町村で議会の議決を経て定めることが義務づけられておりますが、平成23年に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。この改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、各市町村の自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することが可能となっております。

町といたしましては、津和野町総合振興計画を最上位の計画と位置づけ、第2次計画の策定について、3月の全員協議会で報告を行い、条例化を図った上で6月議会に提案し、議決を求めたいと考えているところでございます。

また、第2次計画の基本理念としましては、第1次計画の基本理念であります「人と自然に生まれ、温もりのある交流のまちづくり」とし、基本目標につきましても、第1次計画の「ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり」「学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり」「働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくり」「助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくり」「多くの人々と交流し開かれたまちづくり」の5つの基本目標を踏襲した形で素案を作成したところでございます。

続いて、二つ目の御質問であります、平成25年豪雨災害に伴う災害復旧債の発行は約12億8,000万円となり、新町発足以降、財政健全化の取り組みとして起債の新規発行を抑制してきた本町財政にとって大きな影響を与えているところでございます。

我が国におきましては、気象的にも地理的にも災害を受けやすい環境にあるため、復旧のための地方公共団体の財政的負担も大きくなることから、国庫補助制度と災害復旧債の両面からの財政措置が講じられております。

今後は災害復旧債の償還が本格的になってまいります、元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入される交付税措置分として約4億3,000万円を中期財政計画上は見込んでいるところでございます。

また今後も、ケーブルテレビ設備の更新事業、災害発生時の災害対策本部となる役場庁舎の耐震改修、施工不良に伴う日原山村開発センターの対応等、住民生活に直結するこれらの事業について、国の補助金や有利な起債を初めとした財源の確保に全力を挙げるとともに、大規模な繰り上げ償還を計画的に実施して、実質公債費比率等の財政指標を注視しながら財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 総合振興計画の関係であります、第1次総合振興計画が平成19年から28年の10年間ということで作成をされておりました。先ほど回答にもありましたように、平成23年の5月の地方自治法の改正により基本構想の法的な策定義務がなくなったということ、策定及び議会の承認を得るか否かは市町村の判断に委ねられるということになったということでありました。今の回答の中では、6月議会に提案し、議決を求めないということでありましたので、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思っておりますが、まず、第1次総合振興計画を、合併した後作成されたわけですが、このときは当然審議会等を立ち上げられてやっつけられたわけですが、今回の第2次の振興計画についてその策定過程、審議会等がどうであったのかということ、町民の意見というのがこの第2次にどういう形で反映されるのか、そういったところをまずお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 第2次の総合振興計画の策定過程でございますが、これにつきましては、まず第1次の総合振興計画の課題の洗い出し等から始

まりまして、各担当のところでもまずプロジェクトチームを組んでいただきました。このプロジェクトチームのところでも、今までの第1次の総合振興計画の課題と反省点等を踏まえて第2次の総合振興計画を策定していったということでもあります。

今年度につきましては、株式会社ぎょうせいのほうでこの策定作業については委託をさせていただいておりました。この委託をさせていただきながら、今度最終日のところで、議員の皆様には第2次の総合振興計画の素案というところで議会の皆様に御報告をまず、最初にさせていただきたいというふうに考えております。

この策定確定のところではいいますと、プロジェクトチームでいろいろ中身の検討を行いまして、町長を本部長とする庁議メンバーのところでもこの内容について審議をして、今回議会のほうに基本計画等を報告をさせていただくということでもございます。

町民の皆様からの御意見等につきましては、今回総合戦略で策定する際にいろんな方々委員になっておられます。そういったところでも、この総合振興計画の素案につきましてお諮りをさせていただき、先ほど町長申し上げましたように、まずはこれ法的に議決というところが必要なくなったということでもございますので、ここを議決を要するものということで、町の条例を改正をさせていただくということで、津和野町議会の議決すべき事件を定める条例、この条例にこの内容の総合振興計画策定について盛り込ませていただいた上で、6月議会のところで最終的には議会の議決を経て、最終的な総合振興計画として策定をさせていただきたいというふうに考えておるところでもございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 各課でプロジェクトチーム等をつくった中で検討して、庁議でもう検討されたということと、あと総合戦略の関係の皆さんにも諮るということでもございます。これ本当に最も町の基本的な10年間の基本構想ということでもございます。回答にもありましたが、第1次の基本理念を引き継いでいくんだということでもあります。10年たちましたが、大きくそういったことが変わりはないと思えますけれども、何か一つでもその中で新しい基本構想というものがありませんでしたらお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、議員御指摘のように、第1次を、基本的には第2次の振興計画というのは踏襲をさせていただいているものでございます。

この中で、私どもとしては、この評価をどういうふうにしていくかというのが、一つは課題になっておまして、第1次総合振興計画に基づいた行政評価制度というのを平成25年ぐらいのところではやり始めてきたところでもございますが、災害等によってこの行政評価制度の評価の仕組み自体が今とまっている状況にあります。

この総合振興計画をつくるに当たって、各項目、政策策定事務事業というような施策のレベルの状況でございますが、その中でやはり主要指標という、この主要指標というのは数値目標を持って主要指標を捉えていくということで、津和野町総合振興第2次の計画がより実現できるような形の中で、主要指標を数値化したものを各項目に盛り込まさせていただいたということでございます。

また、29日の全員協議会のほうで、議会の皆様には御報告をさせていただこうと思いますが、そういう形の中で第1次を踏襲した計画ではございますが、その具体的な実現に当たっては、行政評価制度が取り組みやすいように、数値目標も今回盛り込まさせていただいたというところが、第1次から第2次のところでいいますと、変わった点ということでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） それでは、いずれ議会のほうにも出てくると思いますので、次に、少し、財政上の問題点と申しますか、これについて質問させていただきます。

平成28年度より、合併算定替制度による特例期間が終了し、段階的な普通交付税の縮減が始まっております。また、災害復旧による起債残高の増、そしてまた新たな事業としてCATV施設や役場庁舎の老朽化への対応、あわせて開発センターの問題等、これらの課題解決のための財政運営は非常に厳しいものがあるというふう思います。

実質公債費比率、平成27年度決算において10.9%で、努力の跡がうかがえるわけではありますが、18%を超えますと、許可が必要になるわけで、18%という線を何とか保っていかねばならない数値だろうというふうに思っております。やるべきことはしっかりとやっていかねばならないわけですが、そのためには何かを縮減するなり、年次計画を先延ばしすることも必要になってくるのではないかと思います。また、国・県の補助金あるいは有利な財源確保は必要不可欠であります。

一方で、徹底した行財政改革も断行していかねばならないというふうに思っております。そういった総合的な判断が今求められていると思います。

また、総合戦略、人口ビジョンへの対応も待ったなしで行う必要があります。

そこで、町長に伺います。収入の確保の対策、また支出の抑制のための行財政改革等についてどのように取り組まれるのかについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、収入の確保ということでございますけれども、御承知のとおり、本町は依存財源、この割合が非常に高く、国からの、あるいは県からいただくお金というものに、相当依存をしているという状況でございます。そうした中で、我々の生命線は地方交付税でございます。ここの確保に向けてさまざまな国への働きかけをしていくということが第一であるかというふうに思っております。

ただ、やはり地方の一町長である私個人だけの力では到底その、国への影響力というのは小さいわけでございますので、こうした同じ思いや課題を持つ県内の自治体、あるいは全国の自治体、そうしたさまざまな組織をつくっておりますので、島根県町村会あるいは全国町村会、そうした、私どもが絡んでおるそういういろんな組織等々を通じながら、さまざまにこの地方交付税の確保ということに対して努力をしていくということがまず第一かというふうに思っております。

それから、もう一つ、やはり歳入確保策として何ができるのかということをお考えましたら、今の現行の制度ではふるさと納税の活用ということが言えるのではないだろうかというふうに思っております。

ただ、ちょうどきのう、予算審査を受けて家へ帰りまして日経新聞を見ておりましたら、総務省のほうも全国の自治体に返戻率を3割上限とするということで決定をされたということでありまして、4月からそういうふうな方針、強制力は持たないけれども地方自治体にそういう通達を出していくという話でありました。

これまで、全国的には、お聞きしてるところでは、返戻率が7割も出している自治体もあるということで、そういう中での競争が激化する、そして本来のふるさと納税の趣旨から外れつつあるという中で総務省もそういう対応をとられたというところであります。

我々としては、総務省のそういう通達により3割上限という制度になりましても、しかしその範囲内で一生懸命頑張ってふるさと納税の確保に努力をしてやっていきたいというふうにも考えているところであります。

今回そういう面で体制を強化したいということで予算の提案もさせていただいているというところであります。

きのうの予算審査でも、道路のこの事業のことからいろんな面で議員の皆さんから要望もいただいたところでもあります。それから、きょうも午前中だけでも、まちづくりに関してのさまざまな御提案や御要望もいただいたところでありますが、これらがやはり全てお金を要するものであります。そこをやはりどうやってやりくりをしていくか、そして何度も申し上げているように、今、不測の事態が津和野町の場合は、ほかのまちとちょっと違うという特異な事情で災害があったり、ケーブルテレビや回線化の問題という部分で、非常にほかの自治体とはまた違うところで、特殊事情での厳しさというところでもありますから、我々としてはそういう中で、財源をどう確保していかなきゃいかんということで、本当にせっぱ詰まるような思いでふるさと納税に活路を見出していこうということでもあります。そしてまた、いろんな、議員の皆さんの要望にも応えいかなきゃならんということでもありますから、要は、ふるさと納税をやるなどと言われれば、手足をこう縛られて、それでまたいろんなことを頑張れということですから、そこに手足を出していけという話でございますので、何とかこのたびの予算のほうも、議員の皆様には一生懸命努力を確保して、そして御要望にも応えていただくための資金を確保し

ていきたいという思いですから、何とぞ御了解をいただきたいというふうにも思っているところでございます。

それから、支出の抑制策ということでもありますけれども、事業のやはり、スクラップ・アンド・ビルドということを考えていかなきゃなりません。しかし、口で言うのはなかなか簡単であります、やはりこの事業のスクラップという面においては、それぞれやはり今までやってきた事業に利害関係者がおられます。そういう中でその住民の皆さんも、そうしたお金を当てにしながら、いろんな面での御努力をいただいていることでもありますから、いかにそのスクラップをしていくのかということですね、ちょっとスクラップという言葉はふさわしくないかもしれませんが、事業の中止やあるいは予算の減額をするということをやっていくのか、そこには住民理解というものも必要であるわけでもありますから、その辺をしっかりとやっていかなきゃなりません。その意味で、先ほど課長が申し上げた、行政評価制度ですね、これをより客観的にこれまでの既存事業を評価をする、それをもとに住民の皆様にもしっかりと説明をして、そして対象となった事業の抑制を取り組んでいくということが必要になってくるのではないだろうかというふうにご考えておるところであります。

災害のせいにははいけません、この4年間その災害復旧に職員の人手をかなりとられておまして、なかなか、そういう行政評価制度等の構築に十分手が回ってこなかったというのが実情でございます。

ようやく災害復旧も落ちつくという状況でありますので、いま一度、できるだけ早い段階でこの行政評価制度というものを確立をしながら事業の取捨選択をした後に、事業のその上での歳出の抑制というものにも取り組んでいきたいというふうにも考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろんな課題がある中で、それもやっぱりしっかりとやっていかなければならないという部分もありまして、大変財政運営厳しいものがあるというふうに思います。私もこうして、しっかり行革をやれ、一方では、やるべきことはしっかりとやれと、ちょっとむちゃなことを言っているというような気もしますが、ぜひ、行政もプロの英知を結集させてこの厳しい財政状況を克服されることを期待しております。

次に、少し災害復旧の関係であります、これの完成によって仕事量というのが激減するというわけですが、平成25年度より毎年約、約でございますが、10億円以上の予算規模で災害復旧工事が行われてきたわけでもあります。県営の災害復旧事業費を加えれば地域経済に与える影響は非常に大きいものがあるというふうに思います。災害復旧という特殊なケースではありますが、ある程度やむを得ない部分もありますが、急激な変化をできるだけ緩和し経済に与える影響を少なくしていかなければならないと考

ますが、そのことについて、普通建設事業の平成29年度における事業計画予算において特に考慮された部分がありましたらお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 災害復旧のときに町内農業者及びその吉賀町農業者の方にも応援をしていただいて、工事請負費の金額ベースだけで申しますと、約29億円ぐらいが工事請負費でございます。

災害の当初から申しておりましたが、業者の方からも意見があったのは、とにかく災害が終わったら仕事がない状態では、会社も運営できないというふうなお話がございます。そのあたりのところは、最大限とにかく工事請負費なりを確保するような努力をさせていただきますというふうなお話をしておったところでございます。

新年度での予算において、建設課としてはとにかく工事請負費、公共事業を確保しないといけないというふうなことで最大限予算要求をしたつもりでございます。

ただ、今、国庫補助金の関係がなかなかつきにくいというふうなことで、当初予算からは今度補正で減額するようになるかもしれませんが、建設業者の町内の方に対してお願いした手前、最大限つけ得る努力をしたところでございます。及び、今年度だけではなく平成30年度において工事がやはり確保できないといけないというふうなことで、1億円近い委託料、測量設計の関係もつけさせていただきましたのは、その辺のところ、ある程度、金額的には多くは出せませんが、最大限の努力をしたいということで対応させていただいたところでございます。

なお、県の工事で申しますと、平成25年災の関係でまだ鳴谷の砂防の関係、これがまだ四、五年はかかるというふうなこともございます。それから、治山の関係も、25年災で被災をした箇所全てが終わっておりませんので、このあたりのところもお願いをしながら、公共事業が急激に減るようなことのないように配慮はしておるつもりでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 最大限の予算措置をしていただいたということでございます。今まで一時ストップしていたというような事業も、今後復活していくということであろうと思いますが、ぜひとも、厳しい財政事情の中ではありますが、急激な変化を緩和するためにも、ぜひそういった取り組みを進めていただきたい、そういうふうに思っております。でございます。

次に、主要な課題ということでCATVの施設、そして役場庁舎の老朽化の対応、あわせて開発センター等の問題が出ているということでございますが、ここで私も役場の庁舎の関係で少しお伺いをいたしますが、今、日原の本庁舎、木造で、歴史的に調べてみてもなかなかちょっといつ建てられたかわかりません。どうも、何か、昭和の終戦のあたりではないかと言う方もおられましたが、そういうところを考えると、もう70年とか経過をしております。これについては、その木造を耐震補強してもたすとかいっ

たことは当然、私は、考えられないというふうに思っております。当然、建てかえとかということを考えていく必要があると思います。

あと、津和野庁舎におきましては、町の指定文化財になっておりますので、これについてはやはり耐震補強しながら保存をされるべきものであるというふうに思っております。

これらの庁舎の問題でございますが、町長のほうもこれについて29年から検討に入るということでございますが、これの大体、検討の時期といたしますか、どこのあたりのところで、ある程度の方向性を出したいと思われているのか、それから建設時期等についても、29年度で検討すれば30、31年といったところになるでしょうが、今の中期の財政計画を見ますと、大体30年度あたりにこの計画をされてるんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺の、今からのことですので、どうかと思いますが、町長のその辺の思いを少し聞かせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） なかなか現時点でお答えがしづらい問題というふうにも思っておりますけれども、こういう大きな事業も計画性を持って進めていく、当然、年次スケジュールも計画性を持ってやっていくこと、当然のことではありますが、いろんな場面で今は申し上げているとおりでございまして、災害復旧の関係で12億8,000万の起債残高という事実があって、そこにケーブルテレビの改修という大変、17億4,000万円見込みという、そういうものが発生をしてきたということ、さらにそれにつけ加えて、開発センターのこの施工不良問題ということでございます。まず一番最初に、これらはいろんな、複雑で難解な問題だと思っておりますが、どこから手をつけていくかということ、解決に向けてというところで、一番まず最初のきっかけになるのが、いわゆるケーブルテレビの関係で、これを総務省に、新しくできた補助金制度、こちらに現在お願いをしているという状況であります。

新年度予算では、この4K・8Kに係る補助金ですが、8億ちょっとということでありまして、到底そのレベルでは津和野町が願っている1年度目の、初年度目の要望額には満たされないだろうというふうに思っています。

我々が期待してるのは、国の年度途中での補正予算対応がなされる、そこにこの補助金のほうへどれぐらいの拡充がなされるのかによって津和野町への補助金の割り振り額が決まってくるんじゃないかという部分でございます。ですので、これも現時点でスケジュール的なことが申し上げられませんが、大体6月か7月ぐらい、例年の傾向を見ておりますと国のほうの補正の予算が決定されるんじゃないだろうかという部分で、そこに大体のところがこのケーブルテレビ関係の年度スケジュールから事業計画というものがわかってくるんじゃないだろうかというところでもあります。

今度はそれを踏まえた中で、いろんな財政的な状況を見きわめながら役場の庁舎の問題と、それから開発センターの、いわゆる代替機能として、どういうものをつくってい

くのかという部分等々あわせ検討に入っていくということにもなるかと思っております。

現在においても、何もしてないわけではございません。29年度早々からいろんな、庁舎の改築、新築含め、いろんな選択肢を我々としては検討しておりますので、それを、現在契約をしておりますコンサル会社さんをお願いをして、あらかじめ、いろんな選択肢についての事業費というものを出示していただくというふうにも計画をしているところでありまして、そういうものがまた出そろってきて、それから、先ほどから申し上げてるケーブルテレビの状況等もあわせてということから、より詳細な検討にも入っていくというようなことで考えております。

後山議員の御質問のところでもお答えしているかと思いますが、せっかく庁舎を更新をするということになれば、やはり課の統廃合でございまして、こういうこともより効率的になるように考えながらその庁舎をつくっていくということも大事であろうかというふうに思っております。

実際、町の今の大きな課題、もう一つとしてはやはり、定員管理計画があつて、もう、そして職員の一人一人の労務負担というのは相当に重たくなっているという状況がございまして。このことも解決をしていかなきゃならんという中において、ある程度やはり課が統合されて、そしてまた、より効率的な組織体制にしていくということが大事であろうかと思っております。課が統合されるということは、課長のその負担というのは、またそれはさらに大きくなるという側面もあるわけでありましてけれども、やはりいろんなことを検討しながら、組織の効率化、それに向けてあわせての庁舎の更新ということも考えていく必要があるというふうにも思っているところであります。ですので、タイムスケジュール的なところではその辺のさらに具体的な位置でありますとか、改築か新築かというようなことというのはまだ29年度のところでは、しっかり時間をかけて取り組んでいきたいというふうに思っております。

さらに、長くなって恐縮であります。もう一つ考えなきゃならないのはその今のケーブルテレビ等々の関係のことで、ケーブルテレビが仮に、29、30、31年度とやってきたときに、同時進行でそこに起債をして庁舎を改修して、公債費比率がある年度からものすごく高くなるということになりますので、そこを平準化するという意味においては、29、30、31ケーブルテレビ、で、32、この32が合併特例債の最終期限になりますが、繰り越しが認めていただけるんなら33年までの期限ということも考えられますので、その32、33で庁舎をやって集中させるのかとか、いろんな検討事項もあるということでありまして、そういうところ、本当頭を悩ませる毎日であるわけですが、いろんなことを今検討している最中ということでありまして。

きょうは、話が長かった割には具体的なお答えができなくて申しわけなく思いますが、そういうことを考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） もう1点だけ、これから、まあ、今コンサルタントに検討も頼んでいるということではありますが、これの、庁舎の建設に対しての審議会等を、こういう、まあ、町民の意見を取り入れるとか、町民の声を聞くとかいうそういう審議会等は立ち上げていかれるお気持ちがあるか、その辺についてお伺いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほども町長のほうから今後の大まかなスケジュールについては御説明いたしました。差し当たり平成29年度でございます。29年度早々に、先ほど町長答弁でもありましたように、内部の検討委員会を立ち上げまして、あらゆる方面から庁舎のあり方につきまして内部で検討したいというふうに考えております。これもあんまり時間をかけておきますと、その後のスケジュールに影響いたしますので、上半期のところである程度考えをまとめまして、その後並行してコンサルのほうに御相談を申し上げながら、あらかたの事業概要費といえますか、建設の場合にはこういった事業費がかかる、あるいは新たに建設の場合にはこれだけというような格好の概要の事業費を出していただきまして、その後でございますけれども、やはり島根県内の自治体、老朽化しておりました町村、ほぼあらかたの、今新庁舎のほうを建てつつあるところでございます。残っているのは津和野町のみというような状況でございます。隠岐の島町あるいは飯南町等々にこちらのほうも問い合わせ等で確認をしたところではありますが、やはり最終場のところでは、内部で検討した部分をもんでいただきます外部の方を入れた委員会、これ住民の方も含めてですけれども、そういった部分あるいはパブリックコメント等も聞きながら最終的な庁舎の改築あるいは新築のあり方を検討しているということがございますので、本町の場合にもそういった方向で検討してまいりたいというふうに今、現状では考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この庁舎建設につきましては、町民の関心も非常に高いものがあるというふうに思いますので、その辺の検討についてはしっかりお願いをしたいと思っております。

次の質問に移ります。

日原山村開発センターについてでございますが、日原山村開発センターは過疎化の進行する昭和48年、町民の大きな期待を受け、新しい時代に向けた農林業、産業開発、社会教育、住民福祉など全てを総括した研修施設として、また町民のコミュニケーションの場として2億1,300万円の事業費をもって建設をされました。以来、44年間、なくてはならない大切な施設として多くの人に利用されてきました。

昨年、耐震診断の結果に基づき、改修計画が立てられ、その工事が着手されたところでございます。

しかし、着工間もなく新たな強度不足箇所が発見されたため、工事を中止し、現在、事務室周辺を除き、使用禁止の状態になっております。このことは町民にとってはまさに驚きでありました。なぜこのような結果になったのか、不安や疑問を感じると同時に、今後の対応策に関心が寄せられております。

そこで、次の点について伺います。1点目ではありますが、昨年8月耐震診断を実施する時点の老朽化の状況について。2点目ではありますが、昨年8月に実施した耐震診断結果から現在に至る経過とそれに要した経費について。3点目ではありますが、今後の対策について。

以上をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、日原山村開発センターについてお答えをさせていただきます。

まず第1点の昨年8月の耐震診断を実施する時点の老朽化の現況についてでございますが、耐震診断時の老朽化の状況につきましては、外壁のクラック、内部は、はり、壁、渡り屋根部分のクラックを確認をしております。屋上の一部に防水シートの劣化、めくれが見られまして、天井の漏水跡を確認をしております。また、コンクリート強度測定用のコア調査においては、標準的な中性化の進行状況を確認をしております。なお、実施設計業務におきまして、クラック補修、防水工事を計画をしております。

2点目の昨年8月に実施した耐震診断結果から現在に至る経過と要した経費についてでございますが、耐震診断業務以降につきましては、実施設計業務を昨年5月9日に株式会社大建コンサルタントを受諾者として契約を締結しており、10月31日に設計業務を完成しております。工事につきましては11月17日に一般競争入札告示、12月5日に入札、翌6日の審査会において落札者の堀建設株式会社に決定しております。8日に仮契約を締結をいたしまして、12月定例議会において契約を承認していただき、15日から工事に着手をしております。

工事着手後の1月31日に集会所等のトイレ床下の鉄筋のさびについて報告を受け、現場確認を行いまして、工事の一時中止と建物全体のスラグ配筋の調査を指示しております。その後調査結果として、建物全体のスラグ配筋の施工不良の報告を受け、県関係機関との協議を経て、2月8日に町長協議を行い工事中止を決定しております。

また、管理業務につきましては、株式会社大建コンサルタントを受託者として12月15日付で契約を締結しております。経費につきましては、実施設計業務委託料が690万1,200円であり、工事請負額が8,856万円。管理業務委託料が313万2,000円の契約額ではありますが、工事中止に伴います出来高について現在、精算を行っている状況であります。

三つ目の、今後の対策についてでございますが、施設使用につきましては、県関係機関との協議におきまして、センター棟1階の図書館、事務室、ロビー及び日原公民館の

使用について、当面の間、これは図書館の移転の間ということですが、可能としております。

また、施設のあり方につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この件につきましては、同僚議員の一般質問でもあったわけですが、最初に耐震の診断に入る時点で、ある程度もう、この開発センターというのは天井の漏水、そういったことがあって、その時点でもう幾らかの補修をしなければならない状態であったということだと思います。そして、そういう中で耐震設計をされたということですが、その結果が0.63という値で耐震性の目標値は上回っていたということですが、本来なら、これをそのまま待たれば耐震の必要ないかというふうに思いますが、ただしということでセンター棟と集会棟を接続する上部の屋根スラグが——エキスパンションジョイントですか、これが地震時に損傷のおそれがあり、改修の必要があるという診断結果があったということで、そのただし書きの部分を利用して工事に入ったということによろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます、いわゆる耐震基準としては満たしておいたということで、 I_s 値が0.63という数値でございました。目標値として0.6でございますので、その部分については言われるとおりのクリアをしておいたということですが、ただし、図書館のある部分の棟等から大集会室棟のつなぎのところに外づらで渡り廊下的に屋根がついておりますけれども、この屋根スラグが、地震のときに落下をするというおそれがある、それから、エキスパンションジョイントについても耐震の基準を満たしていないということで、その2カ所の改修というのが、いわゆる耐震工事というものに分類をされるということでもあります。

あと、ほとんどの工事につきましては、屋根の雨漏りの補修であるとか、その他壁とか天井とかいろんな部分の、いわゆる大規模改修に当たる工事、そういったものを計画をしたわけでございます。

通常、大規模改修の工事につきましては、有利な起債が借りられませんので、通常の場合、一般財源を利用した工事となります。今の耐震性能、いわゆるその他の条件で満たしていないという報告を受けたということで、いわゆる有利な起債、緊急防災の防災・減災債を借りることができたという状況で、工事に着手ができたという状況でございます。

ただ、こういう状況になりましたので、結果的には、その起債の該当にはならないというのは、結果としてはそういう形にはなっております。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 一部、耐震工事をするために、いろんな全体的な改修ができるということで、それにも非常に有利な緊急防災・減災事業債が充てられるということで、着手をされたということだろうと思いますが、そこで着手をされた後、結局また、はり、スラグそういったところに鉄筋が露出しているということがわかってきたということで、非常に危険な建物であるということで、今、使用中止、そういうことになっているわけですが、私も、この当初の耐震診断の——いろんなコンサルタントに発注をするわけですが、そのときの条件として、そういった横桁といいますか、はりとか床版ですね、これについては対象としていなかったんかもしれませんけども、特に、青原小学校という、まあ、経験を津和野町はしております。ちょうど青原小学校は、耐震補強をするときに、天井裏をはぐったときに、鉄筋が露出しとつたと、そして、その中にも5センチぐらいのコンクリートが足らなかったということがそこでわかったということで、そういったことで、結局耐震ではもたないから新築にやらざるを得なくなった、ということがあったんですよね。そこと非常によく、これ似ているんですよね。できれば私は、こういう体験をされたんですから、ぜひ、このことを教訓として。コンサルに任せれば言われたとこしか確かにそれは調査もしないでしょう。しかし、こういった経験があったんですから、できれば、もう少しそこらあたりを配慮して、床の下へ潜り込んでちょっと見るとか、いろんな方法でもこれは、わかったんじゃないかと思うんです。その辺がちょっと残念であったというふうに思うんですが、その辺を、教育長、どういうふうに思われておるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 確かに、言われるように、細心の注意を払って、全部めくって、とことん調べれば、多分、見つかった状況だろうと思います。若干、青原小学校の校舎の発見の部分との違いは、青原小学校の分は、はりの部分、天井裏をはぐって見つけたのは、はりの部分でございまして、いわゆる構造部分に当たるところでございまして。今回の分は、いわゆる構造計算、耐震の判定には全く影響しない部所の部分で、それが見つかったというところが、大きな違いかなというふうに思います。

先ほど、落下のおそれがあると申しました、つなぎのところの渡り廊下のような状態の屋根の部分でございまして、これの部分も、いわゆる一つのスラグの構造になっております。ただ、あそこは下から丸々裸で見えるわけですがけれども、ほかの部分については、そういった配筋の状況は見られません、現実には。今、見ていただいたらわかると思いますけれども、そういった状況も、外から見える範囲では確認はできたわけですが、現実、見つかったところは、設計の段階でも確認はしてない場所だったというところがございます。

確かに、経験が生かされていないというのは、おっしゃるとおりだろうというふうに思いますし、さらに、今回の経験を生かす、この次の町民センターの耐震診断には、そう

いった部分も確認ができるだけやれるようにということを、仕様の中でうたっていきたいなというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） なかなか、専門家が見れば、すぐわかることかもしれませんが、こういった建物の改修とかは、今から随分出てくるんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味では役場の中に、建築の資格等を持った職員、そういった人がいるといたないとではやっぱり、また違ってくる部分が随分あると思いますので、そういった職員の雇用というものも考えていただきたいなというふうにも思っております。

今後、出てくる工事についてはぜひ、この教訓を生かしていただいて、こういったことが二度とないように、ひとつお願いしたいというふうに思いますが。

もう一点は、この工事、耐震診断から設計、そして工事発注したわけですが、それにかけた経費について少し、回答はありましたけども、工事の関係とかは、まだどれだけの支払いをするということが出ておりませんが、その点まで含めて、今わかっている段階で、どれぐらいの事業費であったのかをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今までの工事については、先ほどの流れの中の説明のとおりですけれども、今回発注済みの工事、中止をした段階でそれまでにかかった経費等の積算を今、設計のほうに依頼をして詰めておるところです。

最終的に、一応の概算的な契約の根拠になる数字をはじき出していただいておまして、おおむね、1,350万程度になろうかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 工事の関係が1,350万、あと、実施設計の業務委託料が690万程度、それから、それらを含めると相当な金額になります。これが有利な起債対象から外れて、ほんとに単独事業の経費として支出をしなければならないということでもあります。

ぜひ今後ともこういったことがないように、ひとつ最大の注意を払いながら対応していただきたいというふうに思っております。

あと、センターも今あいった状況で事務室周辺を使っておりますけども、大広間、大ホールそういったところが使えないわけでありまして。町民の皆さんにとっては、大変な不自由な時期が今後続くかと思っておりますけども、できるだけ早く、この問題を解決していただいて、そしてまた、当面はどっか代替の施設を利用してのことになるというふうに思いますが、そういったところでもしっかりと対応をしていただくことをお願いを申し上げまして、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問終わって、2時15分まで休憩といたします。

午後1時56分休憩

.....
午後2時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序5、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 議席番号2番、川田剛であります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、設計と施工について質問をさせていただきます。

一般論ではありますが、町が設計を委託し、施工業者が設計をもとに入札を行い、落札業者が設計図書をもとに施工を行います。その際、設計段階での資材等の数量の不足や設計の誤りなどがあつた場合において、不足の資材分などはどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

また、津和野町は、設計ができ上がった段階で確認を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

設計と施工についてでございます。

一般の土木工事、水道施設工事、建築等を施工する場合、設計は委託業者等の設計書をもとに町で精査を行います。

工事の場合は、県単価等に置きかえ、入札設計図書を作成し入札を行います。入札後、落札業者が設計図書をもとに施工工事を行い、仮に設計書に不足資材等があつた場合は、変更設計を行い、出来高変更で精算を行います。また、場合によっては追加変更工事等もありますので、その場合も、同様に設計変更を行い、出来高変更で精算をいたします。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） いわゆる一般的なその流れを尋ねたわけではありますが、一般的な設計から施工に至るまで、また不足の事態に陥つた場合における回答をいただきましたが、この設計変更を行って出来高変更で精算を行う、単純な言葉ではありますが、この中にさまざまな協議があると思います。

で、これは、総務課長にお尋ねをしたほうがいいのかもしれませんが、こういった場合、資材等に不足があつた場合、設計に数が足りてないような場合というのは、これは再入札を行うのか、それともその場で協議において設計変更を行うのか、そういった取り決めがあるのかどうかもお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 総務財政課長への答弁ということでございますが、町長申し上げました、総務財政課所管の部分でいいますと、なかなか土木工事、建築工事事例ございませんが、いわゆる再入札等につきましてはかけないというような認識でおります。

また、事業関係の課長のほうからもし答弁ございましたら、続きまして、はい。

○議長（沖田 守君） 担当課長。環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 環境生活課では、水道工事、下水道工事等がございます。設計をした段階でも、例えば掘削をした場合に大きな石が出てきたという場合には、設計書にない部分の不足した部分が発生する場合があります。そういった場合におきましては、変更設計を行って出来高で変更するという形でございます。

以前、うちの課のミスにおきまして、入札の不履行ということで、再入札を行った例がございますが、この場合には、不足資材ではございませんで、諸経費の計算のミスということでございまして、その際には入札後、落札者と落札者でない業者との逆転が起こるということで入札が無効という判断をいたしまして、再入札を行った例がございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 建設課においてでございますが、基本的、まあ、環境生活課も同じですが、一度設計が出てまいりまして、再度それを組み直すというか、精査をするといいますか、そういうふうな形で対応させていただいております。これは公共土木です。

で、建築の関係についてですが、一応、場合によっては、担当のほうで全てもう一度拾い出しをして、対応する場合もございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 各課、工事がいろいろ違いますので、対応が違うというのはわかるんですけども、ちょっと私も、これ、個別の案件を申し上げていいのか迷いますので、個別の事例は申し上げませんが、このたび私のほうに入ってきた話の中では、この変更設計の際、もちろん協議が行われました、その際に、設計はもういじれない、なので施工業者に負担を強いてもらうような話があったようでございます。そんなことがあり得るのだろうか、というような相談を受けました。

で、これが、まあ、場合によっては、施工業者の確認ミスだったのかもしれませんが、一方で単純なミスなのかもしれません。私自身もその設計がどういったものかというのわかりません。素人ですからわかりませんので、あれなんです、やはり町が設計を出して入札する段階でその不足部分というのを確認できないのかなというのが、まず、第1点であります。

で、その次に、じゃ、入札した後に設計の中で資材が不足していたりした場合に、それは再度、根本的には設計変更を行って出来高変更というのが一般論ではあるとは思いますが、そうではなくて施工業者にその分を負担してもらおうというのはどうなのかと、もちろん工期もありますので、差し迫った中で、その事業をやらないといけないというのわかるんですが、しかし、そうしますと施工業者は、じゃあ、赤字になってでもその事業をやるということはボランティアでやれということなのかというのは、やはり施工業者にとっては困ったものではないかなと思うんですが、このことに対して、津和野町は統一はされていないということになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 誰の答弁。環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 基本的にあってはならないことだろうとは思いますが、不足資材がもし発生した場合には、その資材の見積もりをその業者さん、落札業者さんにとっていただきます。で、その落札の見積もりに落札率を掛けさせていただいて変更設計にかえてしていただく、というのが基本だろうと思っておりますので、業者さんに全てを負担するというのではないと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 実際、私のところには、そういった相談、声が上がってきたわけですので、そういった、まあ、言葉のあやかかもしれません、もしかすると、そのような対応だったかもしれませんが、業者にとっては、じゃあ、自分のところで泣いてくれということなのかというようなイメージを捉えられたと思っておりますので、このあたりしっかり各課の、きちんともう一度確認していただきまして、こういったことがないように努めていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

山村開発センターについてであります。

昭和48年建設の山村開発センターであります。近年では雨漏り等老朽化が多々見受けられます。改修の必要性というのは、十分に認めるところでありますし、議会としても議決をしてきたところであります。しかし先般、耐震診断の結果、I s値が0.6以上で崩壊する危険性が低いという結果でありましたが、その上で耐震工事を実施しております。まず、改めまして、その理由を確認したいと思います。

次に、欠陥箇所の改修工事を行った場合、およそ3億円がかかりながら耐用年数は10年ほどという、全員協議会での説明でありました。その後、雨漏り対策については実施されることになっておりますが、しかし、トイレ、床版鉄筋コンクリートが不足し、さびた露出鉄筋が確認されている状況で、1階の公民館、図書館、事務室、控え室が使用できるという根拠についてお尋ねします。また、その状況下でいつまで使用ができるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、山村開発センターについての御回答をさせていただきます。

議員の御質問にありますとおり耐震診断の結果は、耐震性能であります I s 値が 0.63 であり、耐震性能目標値の I s o 値 0.6 を上回る結果となりました。I s 値が 0.6 以上ありますので補強の必要はない旨の耐震判定委員会の判定でありました。

しかしながら、その他事項として、センター棟——図書館側であります、それと集会室棟——大集会室側——を接続する上部の屋根スラグ及びエキスパンションジョイントが地震時に落下損傷のおそれがあると、そのため、改修が必要である旨の条件がついた耐震判定委員会の判定でありましたので、耐震改修工事として実施しております。そのため、通常の改修工事では利用できない有利な起債の緊急防災・減災債事業として実施したところでございます。

1 階の一部使用につきましては、床下が土間となっており、落下する危険性がないことから使用することが可能であります。ただし、トイレ及び相談室につきましては、トイレ床は配管ピット、いわゆる空間が存在しており、相談室の床下は機械室がありますことから落下の危険性があると判断で使用できない状況であります。

また、建築基準法及び消防法におきましては、床面積が 500 平米以下の場合には、排煙設備や自火報等の消火設備の設置が不要となっており、改修工事の必要がないことから床面積 470 平米であります図書館、事務室、ロビー及び日原公民館を使用可能な範囲としております。なお、使用可能範囲につきましては、県関係機関との協議において、おおむね日原図書館移転までの間を目安として使用可能である旨確認をしております。

また、他の公共施設につきましては、平成 26 年 4 月 22 日総務大臣通知（総財務第 74 号の通知）によります「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、地方公共団体においては、公共施設等において長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととされており、議員御指摘のとおり、施設等の老朽化・耐震化対策を行うことは、町の責務と考えております。

今後は、本年 3 月に策定いたします公共施設等総合管理計画をもとに必要な施設等について個別年次計画を立て、広く意見を伺いながら施設整備を行ってまいります。

○議長（沖田 守君） 2 番、川田剛君。

○議員（2 番 川田 剛君） この雨漏りのほうがあつて、使用部分についての雨漏りの改修はされたということなんですが、使用されない部分の雨漏りっていうのは、そういったところの改修はしないんですかね、いろいろ毛細血管現象とかでいろんなところに水が入って行って建物全体に影響してくるんじゃないかと思うんですが、そのあたりをまず、確認さしてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、今使用を予定をしておる部分に影響がある部分については、やることにしておりますが、離れた場所についても影響がほぼ関係ないだろうという判断をしておる部分もありますので、そこについては、あえて修繕は行っておりません。

で、そのこの部分の雨漏り状態は、今、使用の部分よりかなり程度が弱いところもありますので、その辺の状況も判断をした中で、一部分の修繕という状況にしております。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） それと、県との協議において、日原図書館移転までということですので、日原図書館完成して使用できるところまでかなとも思うんですが、一方で以前、教育委員会からいただいた資料の中には、全棟機能移転までの間、継続利用するというのが書かれているんですけども、そうなりますと、全く期間が変わってくるのかなとも思うんですが、これは予算審査委員会のときに配付された経過報告の中には1階図書館、公民館、事務室、控え室について全棟機能移転までの間、継続利用すると書かれているんですけども、公民館、図書館移転までの間なのか、それとも全棟、全棟といいますかいわゆる、今、利用している部分を全て移転する運びになるまでなのかということをお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 図書館の移転と公民館の移転以降には多分ならないとは思いますが、一応県との協議は、おおむね図書館の移転ぐらいを目安にということで考えておりますので、そこがどうしても基準にはなろうと思えます。

で、結果的にその後の建物をどうするかによって、移転の先であるとか、移転方法等が変わってくるというふうに思っております、仮にですけれども、例えば、あそこの公民館をまたある程度復元をするということになれば、工事を分けて向こう側の半分、大集会室棟を先に崩して、例えば、あそこへ公民館等を建てて、で、公民館が移転をしてこちらの、今公民館がある側を工事するとか、いろんな計画が多分立てるようになってくると思います。

で、もう公民館はあそこにつくらないよ、ということになると、逆にその部分をどこかへ移転をして違うものに改修をしていくというような形になろうと思うので、そこら辺の計画については、今、どうこうという結論が出ておりませんので、結果的にあそこを使用できる範囲とするのは図書館移転ぐらいを目安にしてそれまでにその公民館の移転先を考えなさいよと、そういう意味合いにとっけていただいたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） ちなみに、まあ、解体ですけど、解体、今の状態の不足しているものを補修する場合は3億円ぐらいかかるということなんですけども、解

体した場合っていうのは、どれぐらいかかるものなのかということと、解体の場合に
おいての緊急防災・減債の起債はできないのかっていうのを伺いたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この概算でございますけれども、解体をする予算としては、
おおよそ1億円程度かかるのではないだろうかというふうに聞いております。で、起
債につきましては、いわゆる有利な起債の条件に当てはまる工事が次に控えてないと
その対象にならないということになります。

ですので、次の工事が仮に何かの耐震関係の工事になるのか、いわゆる庁舎とかああ
いうものの工事になるのか、その部分のためにその建物を壊さないといけないというこ
とになるとその起債の対象に、有利な起債の対象に当てはめることができます。それが
ないこう、ただ壊すだけだとそれが該当にならないというふうに理解をしています。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） わかりました。

で、もちろん、建物自体もそうなのですが、やはり町民が気にしているのは、その後
をどうするかという部分だと思います。

で、やはり隣にあります保育園にしても古いですし、急傾斜地の中に建てるのかとい
う問題もあつたりですとか、石西社跡地に移転したほうがいいのかとか、いろんな思い
があると思いますが、これから検討するということではありますけれども、町民皆さん
が本当にお金の部分についても気になるでしょうし、場所についても大変気になる部分
だと思いますので、そこはしっかり、議会も当然ですけれども、さまざまな町民の意見
も聞いていただきながら検討をしていただきたいなと思いますが、回答をお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 単純に今の建物を解体をして同じような用途のものを建て
ることになるのか、先ほど議員さん言われましたように保育園とか、そういったもの
の複合施設になるのか、あるいは先ほど出てきております庁舎の問題も含めて、総合
的にやはりこの段階では考えていかざるを得ないのかなというふうに思います。

それから、もう一つの方法として、そうはいってあれを安く、いわゆる床スラグを交
換する方法があるのかなのか、その辺もやっぱり検討の必要もあるのかなとは思って
はおりますけれども、一応、設計士の概算では3億をちょっと超えるぐらいの金額にな
ろうという概算ではありますけれども、その違う目であるいは見る方法も必要なかも
しれません。

そこ辺も含めて、総合的に、今すぐ結論が出ることではありませんので、若干時間を
かけながら、もちろん議員の皆さん、そして町民の皆さんの御意見等も伺いながら方向
性を決めていくことが望ましいというふうに私のほうも思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 青原小学校のときとまたこの山村開発センターと、またかということもありますので、本当にこれを教訓にいい方向に導いていっていただきたいと思います。

では、最後の質問に入らせていただきます。

町営住宅改修に係る一時的転居についてお尋ねいたします。

町営住宅の吹き抜け工事を実施するに当たり、居住者には1週間ほど定住促進住宅を利用してもらうことになるかと聞いております。町営住宅の改修の際、青原団地においては、一時的に他の町営住宅への転居をお願いされたことがあります。町営住宅居住者の一時的な転居の際、居住者との対応はどのようにされているのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、公営住宅改修に係る一時的転居についてお答えをさせていただきます。

ストック改善工事を実施する場合、施工期間としては、改修の程度によりますが、おむね1カ月から6カ月程度必要であり、入居者の方にはその期間、仮の住居に一時転居していただく必要がございます。

町営住宅の改修等に伴う入居者の一時転居につきましては、町営住宅建て替え事業等による移転補償及び仮住居賃借費補償に関する要綱に基づき実施しております。

手続といたしましては、説明会等を開催し、入居者に対し、移転先の住宅及び移転補償額、移転期間について協議を行い、承諾を得た後、転居していただくようにしております。なお、移転補償額につきましては、片道の基本額として、移転先の住宅が1階の場合は9万1,200円、2階の場合は10万3,200円、3階以上が11万5,300円となっております。

また、基本額とは別に加算額といたしまして、移転前の住宅の階数による加算、ピアノ移転加算、電話移転加算、ルームエアコン移転加算がございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） このたび、その町営住宅に移転をお願いされている方々がいらっしゃいます。やはり、高齢の方も多く、移転してほしいと言われるところが定住促進住宅だったと思うんですが、やはり階が高いところもある上に、皆さんが1階を希望されても1階はそんなに入れないと思います。そうされると、あそこの高いところに行くのは難しいし、また引っ越しの作業ですね、引っ越し業者に頼んだにしても、一時的な生活のためにここまで移転しないといけないのかという思いが強くなるようであります。

これを最初に聞いたのが、ことし明けてからだったんですが、その後まだいまだにその相談といいますか町との対応もなく、どうなっているんだろうかということで、本人たちは大分気にはされておられるようであります。以前は、台所の改修か何かをされたときには、旅館といいますか、ホテルといいますか、そういったところで過ごさせても

らったと、それぐらいのもんでいいんだというような話でもあったんですけども、このたび、どういったルールになっているのか、それから青原の例もありまして、一概に何がいいのかというのは人それぞれでありますので、そのことについて尋ねたわけなんですけれども、実際、この団地というのは小川団地でありますけれども、小川団地のストックの改修の時期ていうのはいつごろになっていますか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 小川団地のストック改善の関係でございますが、今、設計書が近々納品になるというふうなことでございまして、本来であればある程度の概要ができた段階で住民の説明会を開くべきところでございますが、設計書自身ができおりませんので、それをもとにして話し合いを持たせていただいたらというふうに思っております。

当然、内容的なところで、話し合いの中で変更が必要な場合、そういうものについては、変更しながら対応したい。ただし、そうはいいましても、個人の要求、全て対応することもできませんので、ある程度のラインのところというふうなことでございます。

で、一応、小川団地の建てかえについては、津和野町公営住宅等長寿命化計画というのがございまして、当初の計画でまいりますと、平成25年に6棟全てを、27戸ですが、対応するというふうな考えでございました。現在、当初予算の審査をしていただいておりますが、その中には、平成29年は2棟の10戸というふうなことで予算要求をさしていただいております。

で、この関係が社会資本整備総合交付金の関係で当初は事業実施をしたいというふうな考えでございましたが、県等と協議した場合にストック改善に当たらないと、内容的に今、屋根と外壁の関係を対応するというふうなことで考えておりました。それは、生活様式が変わらんということで、ストック改善にならんということで起債事業に、今なっておりますして、財政状況が厳しいので全てそこでやるというのは、ちょっと無理だろうという判断のもとで、2年か、3年に分けて対応させていただきたいということでございます。

で、先ほど議員の御質問の中に1週間というふうな言葉がございまして、この関係、どこで誰がしゃべったのか気になりまして確認したんでありますが、うちの職員と設計業者と現場に行きまして状況を確認したときに入居者の方に最低でも1週間かかりますというふうなお話をしたようでございます。で、1週間というその数字が今、出とるんではなかろうかというふうに思っております。

で、その後、当初は壁と屋根というふうなことだったんですが、いろいろ話をお聞きするのに床もどうも合板と南洋材ラワンを使っておって、抜けるようなところもあるというふうに聞いておりますので、このあたりのところを改修をしないとイケないだろうというふうな話になっておるところでございます。その関係で設計変更しながら、工期も伸びて3月中の設計書の受け取りになるということでございます。4月に入りました

ら入居者の皆様に対して説明会を開催して、そのあたりを対応したいというふうに考えております。

今の計画でありますと、2棟ありまして、1棟ずつとにかく完成をしたいということで、5戸が移転をしていただいて、できた段階で戻り、またそこに入っていただくというふうなことでございます。

で、小川団地については、物置等もあるというふうなことで、そちらに入れていただきながら最小限、向こうに持っていくような形、部屋の中に残してもどうもならんので、それは考えないといけません、今、金額的などころの移転補償というのは業者に頼まれてある程度足りる金額というふうなことでございまして、御迷惑かけますが、業者で無理であれば知人等をお願いして移転をするというふうなことで考えさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） よくわかりました。

では、きちんと、住民の方もいつなんだろうとかということで不安に思っておられました。これで時期がわかりましたので、その際にはしっかりと丁寧な対応をしていただいて、不安を少しでも払拭していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞でありました。

午後2時45分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)
平成 29 年 3 月 27 日 (月曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 29 年 3 月 27 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
-

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）				齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
商工観光課長	藤山 宏君	農林課長	久保 睦夫君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

4番、岡田克也、9番、三浦英治、両議員より遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、草田吉丸君、6番、丁泰仁君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

引き続き、順次発言を許します。

発言順序6、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） おはようございます。3番、米澤宥文です。通告に従い、質問をいたします。本日は2項目、質問いたします。

まず最初に、地震や集中豪雨また台風などの大災害時の要支援者の安心・安全に必要な福祉避難所の指定について質問をいたします。

福祉避難所は、災害発生時に高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所であります。小学校などの指定避難所で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な高齢者や障がい者向けに設けられる二次避難所の福祉避難所を、平成2

8年10月20日に完成し、本年4月に開設します津和野町障害者福祉センター「はなみずき」と協定を結ぶべきではないでしょうか。

昨年の熊本地震後、熊本県ではピーク時の5月20日で、13市町村に福祉避難所が101カ所あり、823人が身を寄せたとの報道があります。福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生日から最大限7日間、運営に当たる人材は、その多くを地域のボランティアを確保する必要があるとも書いてあります。福祉避難所として指定されるのは、施設自体の耐震・耐火などの安全性の確保、手すりやスロープなどのバリアフリー化、要支援者の安全性が確保された施設であります。

したがって、4月に開設される津和野町障害者福祉センターはなみずきは、福祉避難所に最適ではないでしょうか。

また、津和野、日原、両地域にある特別養護老人ホームなどの福祉施設も視野に入れ、協定を結ぶべきではないでしょうか。

以上、質問します。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さんおはようございます。本日も一般質問、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

福祉避難所の設置についてでございます。

津和野町障害者福祉センターは、災害時における要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、特に障がい者及びその家族の避難支援に有効な設備を有した施設の一つと認識をしておりますが、当該施設は、本年4月から運営が開始される施設でありますので、今後の施設運営の状況を踏まえた対応が必要と考えております。また、福祉避難所の指定に当たっては、日常にかかわっている利用者への対応に加えて、災害時の福祉避難所としての機能を果たさなければならなくなることから、施設管理者としても、人材の育成や災害備蓄品の確保などの講ずべき対策を検討する必要があります。

したがって、津和野町障害者福祉センターの福祉避難所の指定につきましては、今後の施設運営の状況を踏まえ、施設管理者と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

また、あわせて特別養護老人ホームなど町内の福祉施設に対しましても、災害時の協力・連携に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 確かに、4月から運営が開始されます津和野町障害者福祉センターを福祉避難所の指定は、今後の状況は見る必要があると思います。

しかし、障害者一次避難所としてであれば、保護者も一緒に避難します。また、同じ境遇の人の避難所であれば遠慮が要りません。

東日本大震災や熊本地震で多くの方が、車の中で避難生活を送られています。その中には、多くの障がい者と保護者がおられたと聞いております。障がい者の方は、集団での生活が苦手な方が多く、健常者の方が避難されている指定避難所や一次避難所では避難生活を送りにくいため、周囲の人に気を使い、車の中での避難生活を送らざるを得ないと聞いております。

正規な福祉避難所であれば、人材や災害備蓄品の確保が必要であります。町内に8カ所あります一次避難所と同じであり、災害備蓄品などの確保は不要と思います。町障害者福祉センターは、障がい者の方が使いやすく設計された建物であります。ぜひ、障害者一次避難所として指定できないか質問いたします。

ちょっと紛らわしいですが、障害者一次避難所ですので、まず町指定の避難所に避難された後に、改めて移っていただく町の一次避難所と同じ考えでということであります。

以上、障害者一次避難所としての質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 町内の障がい者の方の一次避難所として、はなみずきをとということでございます。

現状のところの、いわゆる福祉避難所の状況をちょっと前段で御説明を申し上げますと、今、町と2カ所の施設と福祉避難所の設置に関します協定を締結しているところでございます。1カ所は、星の里さんでございまして、もう1カ所は、グループホーム悠心彩とデイサービスホリデイさんでございまして、ただ、これは、いずれにしても高齢者の施設となりますので、先ほど議員のほうがおっしゃいました、いわゆる障がい者の施設とは、また、意を異にしますので、先ほど町長、申し上げましたように今後、はなみずきさんのほうも4月から本格的な運用というところがございますので、その辺でまた早急に、はなみずきさん——清流会さんとも障がい者の一次的な避難所ということ、協議のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、今まで両施設との協定を結ぶ前段でいろいろ話をさせていただきました。

それから、町内でいいますと、シルバーリーフさんが高齢者の施設ということで、シルバーリーフさんとも福祉避難所の設置ということで、どうでしょうかということ、協議をさせていただいた経緯がございます。その中での施設側の意見といたしましては、やはり入所の方が当然いらっしゃる中に、外部のほうから、また避難者の方を受け入れるというところがございますので、そういった部分でいろいろ職員の態勢なりという部分が大きい部分でございますが、なかなか今では対応できないというふうなお話もありまして、シルバーリーフさんとは、まだ協定等は結んでないという状況があるところでございます。

その辺も含めまして、また、はなみずきさんとも人的な部分の対応といたしますか、その辺も含めまして4月以降のところ、早いところで協議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

福祉避難所の確保、運営につきましては、国の内閣府のほうの詳細なガイドラインを示しておりますので、また、その辺に合致する協定でないという意味がございませんので、その辺も含めながら来年度になりまして、はなみずきさんのほうの運営がある程度落ちついた段階で、一次的な避難所ということで協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 津和野町内には、いつ起こるかわからない地震や集中豪雨などの大災害時の大きな安心・安全な場所として、平成25年に指定避難所が29カ所。これは、25年の発行された町の広報紙に載っております。そして、一次避難所、先ほども申しましたように、災害が落ちついた後に、近くに移り住むのが一次避難所であり、これが87カ所。避難場所、これは震災時に建物の中に入るわけにいかないときに、広場などが指定されているのが25カ所あります。

避難所の設置は、安心・安全の大きな保険であると思っております。このことは、警察、消防、海上保安庁、自衛隊など公安職と同じであり、何も起こらないことがわかっていれば、全く要らない施設と組織であります。起こることがわかっておれば、そのとき、集めれば済むことなのですが、大きな保険としてあるものと思っております。

そして、このはなみずきを、めったに起こらない災害時の障がい者一次避難所として指定をされたとしても、それほどお金がかかるわけではありません。施設や備蓄品も購入する必要もありません。普通の一次避難所と同じであります。ただ、障がい者の方が、遠慮なく一次避難できる場所として指定していただけないかという質問であります。

先ほどもありましたので大体わかりますが、さらにもう一度お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員おっしゃるとおり、災害が本当、いついかなるときに起こるかわからない状況でございます。また、本町の場合にも昨年の鳥取中部地震に匹敵する地震が起こるとも限らない。また、今から5月、6月の出水期を迎えますので、豪雨災害等もまた起こる可能性もございますので、先ほど町長も答弁いたしましたように、はなみずきさんが4月から運営を開始されまして遠くないところで、協議のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、経費の部分で言いましても、今、星の里さんと悠心彩、ホリデイさんと協定を交わしていただいておりますけれども、当然、避難所の運営にかかった部分の経費につきましては、町のほうが予算的な手当てをして、後ほど精算で費用をお支払いするというような形の協定も結んでおりますので、今後、はなみずきさんと協定が整いましたら、いわゆる障がい者の一次避難所という形をとっていただける場合には、それにかけた費用は、当然、町のほうで見るという形になろうかというふうにも考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 地震が少ない石見地方ではありますが、もう地震国日本でありますので、いつ起こるかわかりません。ぜひとも、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

無電柱化施策ということで、津和野町の無電柱化施策について質問をいたします。

観光地津和野町にとって、大歓迎すべき電線の地下埋設などを進めるための無電柱化推進法が、平成28年12月9日に参議院本会議で可決、成立しました。この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成を図るための無電柱化で、このことは、電線を地下に埋設などの方法により、電柱、電線の道路上における設置を抑制し及び電柱、電線を撤去する、の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、などが骨子であります。

津和野町ではいち早く、殿町、本町、祇園丁それと駅通りの無電柱化が既になされております。津和野町の西の玄関口となります国道9号線から道の駅なごみの里へ通じる中座バイパス完成が、平成30年中に完成の予定であります。開通すれば、なごみの里から殿町方面への交通量は、飛躍的にふえることは十分、予測をされます。なごみの里から津和野大橋の間の無電柱化のメリットは、景観、観光の観点から、電線、電柱がない明るい大きな空となります。そのことと、安全で快適の観点から、有効幅員が広がり、通行空間の安全性、快適性の確保となります。

津和野地域、観光の中心部であります。特に森村は、両側に電線、道路に電柱が立ち並んでおります。かなり歩道とといいますか、その部分は狭く、車が来る通行部分も狭く感じるところもあります。それに比較しまして、日原の中心部においては、ほとんどが道路から外れて民地に立っております。

そして、防災の観点から、災害時電柱倒壊で救援、救急救命活動の妨げにもなります。また、災害時の電線切断、電柱倒壊で、情報通信ネットワーク分断などの被害の軽減を図ることもできます。

さらに、東の玄関口の国道9号線からJR津和野駅を經由し、高岡通りの無電柱化が未実施であります。全町内の無電柱化が理想ではありますが、まずは、観光中心地の無電柱化を迅速に策定し、早期の実施を目指すべきではないでしょうか。参考までに11月10日が無電柱化の日に制定とされております。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、無電柱施策についてお答えをさせていただきます。

島根県においては、主要地方道萩津和野線橋北地区において、電線類の地中化を実施しております。町道森野坂線の新橋、幸橋間を県道昇格し、道路改良、電線類の地中化

等、島根県に要望しておりますが、電線類地中化方式よりも安価な無電柱化方式（軒下配線方式や裏通り配線方式）による提案も実務者協議の場において受けております。

国土交通省の資料によりますと、電線共同溝を埋設する工法の場合、土木工事で1キロメートル当たり3.5億円、電気設備（トランス、ケーブル）工事に1.8億円必要であり、合計5.3億円必要となっております。通常、町道の改良工事が1キロメートル当たり2.5億円程度でございますので、2倍以上の経費が上乗せで必要となります。

島根県においても、電線類地中化は、安全かつ円滑な交通の確保や景観の整備等が図られるメリットがありますが、財政面で負担が大きいことに課題があります。今後、開催される町道森野坂線の県道昇格についての協議の場において、無電柱化についても議題とさせていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 無電柱化で観光客の増加を図ることは、津和野町の観光産業、米、野菜などの農業、高津川特産のアユ、ツガニなどの水産業などなど、あらゆる業種の繁栄につながると思います。

町道森野坂線の県道昇格に必要な近隣の測量が終わったと思っております。クモの巣のような空中の電線、また味気のない林立するコンクリート電柱の除去を、今後の協議の場で強く進めていただきたいと思います。

また、電線地中化工事費が先ほどの説明で、地中埋設の場合、1キロメートル当たり5億3,000万円必要とのことではありますが、費用の負担につきましては、国、地方公共団体、関係事業者の負担を軽減するための方策に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると政府の説明にありました。

したがって、工事費が、1キロメートル5億3,000万円の負担とはならないと思っております。まだ補助の範囲が決まってないとは思っておりますけれども、このことにつきましてはこれで置きますが、電線の地中化また電柱の除去を行う今後の協議の場で、強く進めていただきたいと思いますと思っておりますが、いま一度、このお答えをよろしく願います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、無電柱化の関係でお答えをさせていただきます。

方法としては、どうなるかというのはまた別問題でございますが、話的には出してきたいというふうに思っております。

ただ、今、一番問題になっておるのは、町道森野坂線の県道昇格のところですが、津和野土木事業所のほうからお話がいろいろあった課題については、地籍調査の関係も済みました。それから、地元の一応、合意もいただいたというふうなことで、ある程度の解決はなったんでございますが、今、問題になっておるのは文化財の関係がございまして、鷗外記念館のあたりから津和野中学校側のところ、野坂線のところに出て、山村酒

店から津和野警察署に水路が出、その警察から錦橋という津和野大橋まで、水路が川手にございますが、これが、外堀というふうな位置に当たりまして、この関係で、今後これをどういうふうに改良するときに対応するかというのが一番の、今、課題になっておりまして、このあたりのところを今後協議をしながら、その方向性が決まった段階で、具体的に、ほいじゃあ無電柱化のためにどうすればいいのかというふうなことにもなるうかと思しますので、その場になりましたときには、要望、出させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） いろいろと難しい問題も浮上しているようではございますが、できるだけ努力をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで9時35分まで休憩といたします。

午前9時26分休憩

午前9時35分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序7、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 7番、寺戸昌子です。通告に従い、3件の質問をさせていただきます。

最初に、子育て支援についてです。

御存じのように、就学援助は、経済的理由で就学の困難な小中学校の児童生徒に対して、学用品や給食費など就学に必要な経費を援助するものです。国は要保護世帯に、市町村は独自に準要保護世帯に援助しています。子供の教育費が生活に大きな影響を持つ子育て世代にとって、就学援助は非常に重要な施策と考えます。

さらに、津和野町では、就学援助率が13%になっていることから、きめ細かな対策が必要と考えます。

津和野町の就学援助は近隣自治体より手厚いとは感じています。しかし、経済的に苦しい家庭にとっては、まだ十分とは言えない点が残っており、より充実させるべきと考えます。

そこで、一つ目の質問です。国の保護の対象となる要保護世帯に対し、文部科学省は2017年度、就学援助費の入学準備費用を約2倍に引き上げる予定としています。各自治体が独自で援助している準要保護世帯への対応は、今まで要保護世帯への就学援助を基準としてきました。今回の国の改正で、津和野町は国に倣って増額を行う予定でしょうか。

二つ目の質問です。県内でも、就学援助の入学準備金を入学前に支給する自治体がふえてきています。津和野町でも、入学前に支給することはできないでしょうか。

3番目、給食費について各学期後にまとめて保護者のほうに支給になっています。これでは金額が大きくなるので、負担が大きいと考えます。毎月の学校の事務負担を減らすためにも、現物給付という方法をしてはどうでしょうか。

4番目の質問です。昨年9月議会での「申告漏れを防ぐためにも、就学援助制度についての配布文書をわかりやすくする。申請を希望する者だけの回答ではなく、申請の有無を全員が回答するという方法を行ってはどうか」との提案に、「来年度に向けて検討する」とお答えをいただいていたのですが、来年度は実施されるのでしょうか。

5番目の質問です。就学援助について、町のホームページを見ただけではわかりにくいと思います。ホームページはやはり町の顔なので、どこかに載せるべきではないでしょうか。

6番目の質問です。子供の貧困率の調査は、まだ我が町で行われていないようですが、調査を行う予定はないのでしょうか。

7番目の質問です。全国のひとり親家庭の相対的貧困率が5割を超えと言われていきます。保育料や公営住宅の家賃などに、夫や妻と死別し離婚した世帯には寡婦（夫）控除という適用がなされていますが、非婚でひとり親の家庭に対しては、寡婦（夫）控除のみなし適用というものを導入する自治体がふえています。津和野町でも導入できないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、子育て支援について、七つの項目について御質問いただいているところであります。

最初の5項目については、教育長から回答させていただきまして、その後、私のほうから二つ回答させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、就学援助費の引き上げについてを回答をさせていただきます。

今回の国の改正にあわせて、津和野町においても就学援助費の新入学児童生徒学用品費等を増額する予定でございます。

2点目、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給についてでございますが、現在、国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱においては、学齢児童生徒の保護者に対して就学援助に係る経費を補助されており、入学前の支給については補助の対象とされておりません。現在、国において、入学前支給についても補助することができるよう検討を行

っているとの情報もあり、国や県内の他の自治体の動向をうかがいながら、本町としても検討していきたいと考えます。

三つ目の給食費を学期ごとの支給でなく、現物給付をしてはどうかということでございますが、現物給付というのは、保護者に給食費を負担させず、教育委員会から給食会へ直接給食費を支払う形にすることと思われませんが、学校給食法の第11条第2項において、「学校給食に要する経費（学校給食費）は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と定められております。それを受けて、津和野町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱第8条においても、「学校給食費は保護者に支給する」とされており、給食費の支給については、これまでどおりの方法が適切であると考えます。

四つ目の就学援助制度の配布文書をわかりやすく、希望者だけでなく、申請の有無を全員が回答することについてでございますが、就学援助制度の配布文書について、内容がわかりにくい部分などについては、今後も、よりわかりやすい文章に修正していきたいと考えます。

申請の有無を全員が回答することについて、確かに申請漏れを防ぐことにつながるかと思いますが、申請が必要であると考えられる家庭（例えば昨年申請をしたが、本年の提出がない家庭等）においては、学校を通じ、提出を忘れていないか確認するなどの対応も行っており、現在のところ、申請漏れについての報告は受けておりません。

昨年9月議会での一般質問の後、この件につきまして検討した結果、仮に全員回答としても、提出をしない保護者が出てくることが予想され、未提出家庭への連絡や確認等、学校の事務手続が学校の負担になること、また、その回答を待つことで手続のおくれにつながるおそれがあることが予想されること等、申請の必要がない家庭に無理に提出を求めるよりも、これまでどおり必要のない家庭には提出を求めず、申請の必要がある家庭に対してアプローチすることに力を入れていくことが望ましいと考えます。

5番目の就学援助についてホームページに載せられないかということでございますが、就学援助制度については、現在、小中学校関係のホームページの「つわのスクールNET」へ掲載されております。

現状の町のホームページは、なかなか知りたい情報を見つけにくいという声をよく耳にしておりますので、教育委員会としては、教育に関する内容を見やすくできるよう、現在、その改善を検討しております。その改善にあわせて、町のホームページへも就学援助制度の情報も掲載していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、続いて6番目の御質問でございます。

「子供の貧困率」とは、子供全体のうち貧困の世帯に属する子供の割合をいいますが、個人個人の生活の中身を調べ、貧困かどうかを判定するため、膨大な調査を要することから、平成28年度時点においても調査を実施したのは1県のみで、ほとんどの自治体では人手や財源の確保が困難という理由から、調査実施されていない状況であります。

当町におきましても、他自治体と同じように現段階では調査実施することは考えておりません。

次に、7番目の御質問であります。保育料の算定に係る寡婦（夫）控除みなし適用につきましては、現在、本町における対象者が2世帯ありますが、どちらの世帯も、現段階でみなし適用による保育料の改定はないことを確認しているところであり。しかし、今後、保護者の就労状況や世帯状況により適用となる可能性もありますので、導入について検討していきたいと考えております。

次に、公営住宅の家賃算定に係る寡婦（夫）控除のみなし適用につきましては、公営住宅法施行令が改正され、平成28年10月1日から施行されておりますので、本町においても、平成29年度の公営住宅家賃算定から適用しております。

ただし、寡婦（夫）控除のみなし適用をしても、所得区分が変更にならなければ、保育料及び住宅家賃が下がるものではないことを申し添えさせていただきます。

間違えましたか。大変済みませんでした。6番目の回答でございまして、平成18年度時点においても調査を実施したのは1県のみだと回答するところを、平成28年度というふうに誤って申してしまいました。「平成18年度時点において」ということで正しゅうございますので、訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 就学援助費の入学前の金額について、国に倣って早速引き上げていただくということで、とても素早い対応ありがとうございます。全国では、29年度は見送って検討するとかいう答えも出ているそうなので、とても素早い対応なのでうれしく思います。

その入学前の準備金のことですが、我が町ではたしか入学されてから7月に支給をされるということで、制服をそろえたり、ランドセルをそろえたりするお金は、対象者の方が一旦負担して、半年以上も負担し続けなければならないという状態があります。

御回答をいただいた中で、ちょっと大変難しいという雰囲気のお返事をいただいたんですが、全国で見ると、ちょっと遠いですが、北海道では八つの市と15の町村が入学前に実施や検討をしているということです。県内では、28年度の状況ですが、飯南町、邑南町が入学前にということをしてされています。それから、お隣の吉賀町は入学前は無理なんですけど、4月ということをしてされています。大田市は、今年度検討に入るということです。益田市も検討に入られるそうです。江津市も、何かいい雰囲気じゃないかなという情報をいただいています。ですので、次年度から導入できるよう、ぜひ我が町でも検討していただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 言われるように、県内でも支給を4月までのところでやっておられる町村が1町村、私の調査の中では現在あるというふうに聞いております。

ただ、先ほどの回答にもありましたように、国の基準では対象にすることが、児童生徒ということの縛りがございますので、いわゆる国からの交付税の対象にならない数字になってくるはずですが、今の制度でいけば。そこの辺のいわゆる部分を、町がかぶる形でその町村やっておられるのかどうか、そういった詳しい内容までがなかなか調査ができないのが現状でございます。

先ほど申し上げましたとおり、国自体もそこの辺の制度の改正をにらんでだろうと思うんですが、そこの辺の事前の調査みたいなものが平成28年度に行われておりまして、そこの辺の全国的な調査もあった上で、そういった制度的なもの見直しがされるものということで、我々も思っております。その制度が改善されれば、当然、当町も合わせて改善をさせていきたいと思っておりますが、今の現状の法制度でいきますと、要は、それ全て町の持ち出しという形になってしまう形になろうと思っておりますので、現状ではちょっと難しいかなあというふうに思います。

支給を早める、例えば、今行っておる6月の判定を4月の判定に仮にするとすれば、その自体は法的には無理ではないと思うんですけども、ただ、そこの辺のいわゆる所得の確認、資格があるかどうかの確認というのが、若干の誤差が生じますので、その辺をどう調整していくかというところが課題かなあというふうに、今、捉えておるところでございます。もう少し、他町村の様子を調査をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 一応、前向きにされているという気持ちはとても伝わってくるんですが、やはり子育て世代の若者に住んでほしいということを前面に出している町で、いろいろな施策をしていっている町なので、素早い検討に入って素早く実施していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次の3番目の給食費を学期ごとの支給ではなく現物給付ではどうかという質問に対して、ちょっと法の壁があって難しいですという御返事だったのですが、吉賀町は、たしか完全無料をされています。これ、誰でも無料なのでそれに見習えというわけではないんですが、その辺はどうやってクリアされているのかなという疑問と、それから益田市も29年度検討に入るということを聞いています。

給食法の厚い壁がちょっとあるよという御回答いただいたんですが、全国一律法律はあるわけ、日本の法律で自治体が動いておるわけで、その中には現物給付ということをしている自治体もかなりありますので、いろいろ検討されてやっていただきたいと思ひます。

経済的援助が、実際に学期の終わりには給食費を保護者の方にお渡しするという金額は変わらなくて、それを前にするという事なので、財政的な負担はないので何か工夫をしていただいて、給食費の現物給付を実現していただけたらと思います。

次は、7番目のみなし控除についてですが、寡婦(夫)控除のみなし適用については、とても前向きな御回答をいただいたので期待しています。結婚しているにしろ、結婚せずにお子さん生まれたにしろ、同じように子育てをしている環境なので、そこで差別が起きてはいけなないと私は思います。ですので、検討されて導入を早目にお願ひします。

最後に、先日、同僚議員も質問されたんですが、眼鏡とかコンタクトが就学援助の対象項目になっていないです。うちの津和野町は、結構たくさん就学援助の項目に入れていただいて、ほかの近隣の市町村よりも手厚くその項目が上げてあるんですけど、眼鏡がないとやっぱり勉強には集中できないので、その辺の検討をしっかりとっていただいて、早目に就学援助の項目に入れていただきたいと思いますが、それはいかがでしょう。

○議長(沖田 守君) 教育長。

○教育長(世良 清美君) それでは、先に給食費のことをございますが、吉賀町は無料ということなので、要は保護者の負担がないので、直接町から給食会へ給食を負担させるということで、全然法的には問題がないというふうに思います。

ですので、うちも25円1食当たり補助金を出しておりますけど、その部分については直接給食会へ負担をしております。その残りの部分について、265円と295円1食について、保護者のほうに支払いをしていただいております。そこが保護者の負担の給食費というところをございますので、その部分については一旦保護者の負担にしてください、後、補填をするという形をとっております。

一つには、給食費を通常的払う習慣というものが生まれますので、吉賀町のようにまるきし負担がなければそれも心配はないと思いますけれども、日ごろ、こう負担をしなければならないと、仮に就学援助が切れたときに、今度は負担がすごく大変になってくるというような部分も思われます。やっぱり法的な部分もそうではありますし、今その部分を崩すという考えは持っていないところをございます。

それから、眼鏡についてでございますけれども、この分については国の基準自体に入っていない部分がありますので、逆に、そういった基準を国のほうで設けていただけるような、そういった動きを必要なのかなというふうに思っております。また、その辺の検討もしていきたいというふうに思っております。

○議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 何か給食費のほうはちょっと、複雑でよくわかりにくいというか、わかりにくいと言っちゃあ申しわけないですけど、よそがやっているのになぜできないのかなという、その疑問はありますが、いろいろ調べていただいているみたいで、またこれから後もひょっとしたら実現するかなと希望を持ちながら、次の質問に入らせていただきます。

次は、今、行われている女性会議について質問させていただきます。

下森町長は、施政方針の中で「女性会議におきましては、女性の視点で妊娠・出産・子育て支援について検討していただきながら、安心して働き続けられる施策の展開につなげていきたい」と述べられています。私も、女性会議には大変期待をしています。女性のリーダーを発掘して、育成し、支援し、女性が活躍しやすい津和野町の環境の整備の必要性を感じています。

そこで、一つ目の質問です。女性会議ではどのような取り組みが、今、行われているのでしょうか。

二つ目の質問です。女性会議で出た提案に対して、将来、予算を組んで形にする予定はあるのでしょうか。

三つ目の質問です。委員の皆さんが活動することによる波及効果も期待していますが、女性会議は町民に周知されていません。「女性会議って何ですか」という声もお聞きします。せっかくの取り組みなので、会議の記録をホームページに載せるなどして、町民に関心を持ってもらうべきではないでしょうか。

四つ目の質問です。町長自身が、女性会議の生の声を、女性の委員さんの生の声を聞いていただきたいと思うのですが、会議に参加の予定はあるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、女性会議についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。津和野町女性会議におきましては、平成28年11月に設置し、公募による委員10名で構成をしております。現在までに会議を2回開催し、第1回目の会議では、津和野町における課題の洗い出しを行い、第2回目の会議では、「子育て」と「住まう」をテーマとして、委員が各自情報収集してきた内容について、それぞれ発表をさせていただいたところでございます。

また、委員の意識向上のために、視察研修を実施したところでございます。

今後の会議につきましては、平成29年度は年6回の会議とシンポジウムを予定しており、女性会議における提言を取りまとめる予定としているところでございます。

続いて、津和野町女性会議の提言につきましては、形にしていくことが、今後の「若い女性が住みたいまちづくり」につながると考えており、予算の範囲内において実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、議員御指摘の町民への周知につきましては、会議の設置について広報等により周知したいと考えております。女性会議としての提言につきましては、シンポジウムを開催し、若い女性が住みたいまちづくりを参加者の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思います。

次に、町長である私の出席は、第1回目の会議において参加をしたところでございますが、委員の皆様からの自由で闊達な意見を期待する上で、私が全ての会議に出席することがベターであるのかどうか検討すべき課題であるとも認めており、コーディネー

ターを務めていただいております宮崎先生と相談をしながら、決めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 現在10人の委員さんが、家事や子育てや仕事の忙しい中を活動されていらっしゃる。

視察研修があるということで、お子さんが小さかったり、お仕事持たれているので、ちょっと視察に行かれるのは難しいかなと、私は思っていたんですが、御自身で家族や周りの方の協力をいただいて、たくさんの方が視察に参加されたそうです。やはりこの女性会議に対する期待というか、津和野町が女性の声を吸い上げようとしてくれている、しっかりやらなくてはというその気持ちがここにあらわれてきているんだと思います。

ですので、予算の範囲内というのはわかりますが、もうちょっと具体的に形にする予定があると、その意気込みを教えてくださいなと思うんですが。意気込みというのは何ですが、今の御回答だと通り一遍で「予算がついたらやれたらいいね」みたいな感覚にとれてしまうので、本当にやるんですよという気持ちを、ちょっと何とかいただけたらなと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 昨年、総合戦略を策定をさせていただいて、「若い女性が住みたいまちづくり」ということで、これを基本目標に掲げて、今、具体的な取り組みをやってきたということでもあります。

この女性会議の設置については、この「若い女性が住みたいまちづくり」の、やはり一番もとになる女性会議という位置づけでございます。コーディネーターの先生ともお話をさせていただいておりますが、この進め方については、今はこの委員の皆さんからいろんな御意見を聞きながら進めてきております。

委員の皆さんが、やはり評論的なところで御提言をいただくよりも、委員さん自身が、先ほど議員が御指摘になったように、リーダーとして活躍するんだというところ、この部分でコーディネーターの先生からは、やはり委員さん一人一人の、そういった意味で活躍していただくというような、リーダーとして活躍していただくというような意味合いの中から、やはり予算の幾らかでもその委員さんごとに割り当てて、その事業実施について検討していくというような方法もあるんじゃないかということで、コーディネーターの先生からは御提言もいただいております。

ただ単に、この審議会としての委員さんの位置づけ、行政が「こういうふうなことでどうでしょうか」というような形に対して御意見をいただくのではなくて、委員さん自身がどういうまちづくりをしていくかということで、リーダー役となっていくというようなところを、最初のところでコーディネーターの先生とお話をさせていただいたということでもあります。

まだ回数的にも少ない中で、委員さん自身は御自分の御意見、それからこの間、福岡で視察研修を行いました。そういったところで、いろんな資質の向上というところで取り組みを行っております。今後の進め方については、そういったところも含めて進めていきたい、ただ町長申し上げましたように、予算については限りがございますので、そういった意味も含めて、予算の範囲内というお答えをさせていただいたということでございますので、やり方的にはそういうことで、一生懸命皆さんと一緒に、リーダーとして何をしていくかというところを引き出させていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） すごく、ひしひしとその意気込みを感じました。期待します。本当に男性の方には叱られるかもしれませんが、女性がなかなか前に出にくいのが津和野町だと思います。私は、たまたまここに女性としてこういう議会の場に出させていただいていますが、自治会の話し合いに行っても、まちづくり委員会の話し合いに行っても、女性の姿がなかなか見つかりません。そして、今おられる執行部の方々の中にも、女性は1人しかおられません。ですので、この女性会議で、ものすごい能力を持ちながら埋もれている女性はたくさんおられるので、女性会議をきっかけに、いろいろ女性の力を引っ張り出していただけたらなと思います。

町民の方々に女性会議を周知させていただきたいというところで、シンポジウムというお話が出てきたんですが、シンポジウムというのは「ここでシンポジウムをしますので、町民の皆さん、関心のある方は来てください」というような、そういう感じのシンポジウムになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） このシンポジウムのところにつきましては、やり方等については、まだ女性会議の委員さん皆さんと全員で、進め方についてはまだ検討していないところであります。

私どもが想定をしている、やはりこの目的は何かというところで言いますと、議員御指摘の町民参加というところの中で、若い女性が住みたいまちづくりを進めていくということでございますので、住民の皆さんと一緒に考えて、こういった取り組みをやっていこうという趣旨のものでございますので、今までの取り組みでいうと、やはり講演があつて、それからパネルディスカッションみたいな形の中で町民さんをお呼びしてということでございますが、これについては今後、女性会議の中でいろいろ議論をさせていただいて、町民参加あるいは町民に周知、こういったところで女性会議のこの位置づけを、皆さんにどうお知らせしていくかということの一つの取り組みということで、今、検討しているところであります。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ぜひ委員さんと相談されながら、シンポジウムがすばらしいものになるようにしていただきたいと思いますが、シンポジウムが突然来ても、町民は「あ、こんなんやってたんだね」みたいな感じで終わってしまうので、本当にそれまで関心を持っている方は参加されますけど、そこで関心を持たれて参加というのはなかなか難しいので、それまでの町民の皆さんへの働きかけもしっかりしていただけたらと思います。

その次の、町長に会議に出席どのくらいされる予定ですかという質問の中で、コーディネーターの方と相談しながら決められるということなのですが、やはり主役は女性会議の委員さんなので、委員さんが町長に本当に来てほしいと思われている人がおられれば、参加していただけたらと思います。

今現在、まだ2回しかされていないので、その辺どのように町長が思われるかというのが、伝わっていないかもしれません。今、私、ここで予算の範囲内で事業できたらというお答えをいただいた中では、そんなに町長は積極的にこれには取り組む気がないのかなという感覚を覚えたんですが、再度のお答えで、あ、本当にやる気持ちを持つとられるんだなというのを感じたので、委員さんもその辺、勘違いされているかもしれません。ですので、その辺いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この女性会議の設置につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略のこの柱にもなる事業という位置づけの中で、あえて私もこの予算をつけて始めたものでございますので、大きな期待を寄せているということであります。

そうした中、公募をさせていただいて、10名の方はそれに対して自発的に応募をいただいた皆様でありまして、非常に前向きにこの会議に参加をしようという、そういう姿勢を持った方々だと、そういう面でも期待をしているというところであります。

ただ、そういう中で、やはり会議においてはもう自由に、最初の回答でも申し上げておりますけれども、闊達にいろんな意見を出していただきたいという思いがあればこそ、やはり私が出るということで、その意見を出すということに対しての遠慮が生じてしまうんじゃないかと、委員の皆さんがですね。そういうことも逆に心配をしておるところでもあります。

ですから、会議の進め方はそういう意味で、コーディネーターにプロである宮崎先生にもお願いをしたわけでもありまして、1回目のこの会にも参加はいたしました。私は途中でもう退席をさせていただきました。それは、そういう意見が自由に出してもらいたいという思いがあったからこそでもあります。そのときに宮崎先生にも、私がこの会議に出るということのその判断は、ある程度宮崎先生のほうにお任せをしたいということをあえて申しております。

ですから、宮崎先生がコーディネーターとして、この女性会議を進められている間に、そういうメンバーのいろんなその方々の個性や、さらには意見等も見ていただくわけにありますから、その中で私が出ても大丈夫だと、そういう遠慮なんかされない方々で、むしろ出たほうが良いというような判断があれば、喜んでいつでも出ていくつもりでありますから、まずその辺は、宮崎先生に最初の1回目、2回目、3回目と会議をしていただく間のところで、いろんな状況を見ていただきたいと、その上でまた相談をさせていただきながら、私も先生のほうで「これは町長、全部出たほうが良いですよ」というふうに、また判断をされれば出るつもりでもおるとい経過でありますので、決してやる気がないんで出ていないということではありません。むしろいい会にしていきたいがこそ、今はそういうふうに状況を見させていただいているということで、御理解をいただければと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ありがとうございます。町長の意気込みを聞かせていただいて、知り合いの委員さんもおられるので、すごい意気込みで町長はされているよということを伝えていきたいと思えます。

では、次の質問に移ります。高齢者の交通支援についてです。

津和野町でも、高齢者の世帯がふえておられます。年を重ねるとさまざまな困り事が日常で起きてきます。体調が悪いが救急車を呼ぶほどでもない、バスで病院に行くこともできない、車の運転はできない、タクシーで行くには料金が高いと、悩む声をお聞きしています。

一つ目の質問です。通院にタクシーを使う場合、タクシー料金の半額補助など通院を助ける制度をつくってはどうかでしょうか。

また、施政方針で述べられている「新たに高齢者通院支援サービス事業補助制度を設ける」とはどのような制度でしょうか。

二つ目の質問です。デマンドバスの予約がなかなかしにくいという声も聞きます。予約が当日できればとても利用しやすくなるのですが、津和野町では当日予約はできません。吉賀町では、バスが出発する時刻の1時間前までに予約をすれば、バスがデマンドで来てくれるということです。津和野町もそのような方法はとれないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者の交通支援についてお答えをさせていただきます。

当町におけるタクシーの助成制度につきましては、現行制度として津和野町高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業がございます。制度内容は、重度障がい者等の通院やバス利用が困難な方への通院等に対し、日常生活の利便性の向上を図るために、町内でタクシーを利用する方に料金の一部を助成することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としております。

対象者は身体障害者手帳1、2級の所持者または介護認定が要介護4、5の方に対して、利用券1枚につき500円、年間48枚を上限として助成しております。また、人工透析のための通院につきましても、公共交通機関利用分の交通費の片道分を助成しております。

議員御指摘の、高齢者全般に対する交通支援につきましても、高齢化率の高い当町において、現制度の枠を超えた外出をするための支援が必要ではないかと感じているところでございます。

財政状況を鑑みながらとはなりますが、制度を拡充する場合には、町内におけるタクシーの余力がどれくらいあるのか、十分対応できるかといったことも町内タクシー業者と検討協議し進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者通院支援サービス事業補助金制度についての御質問であります。御手洗議員にもお答えをしましており、医療機関への通院に介護が必要な高齢者（介護保険サービス利用者）に対し、介護保険制度の対象とならない緊急時における医療機関内での待ち時間における付き添い等の支援に対して、町内の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型認知症対応型共同生活介護事業者に補助するものでございます。

続きまして、町営バスにおけるデマンドバスの運行については、現在7路線で運行しているところでございますが、乗車の予約に当たっては、前日の午後5時までに運行を委託する事業所に連絡をしていただくこととしているところでございます。

議員御指摘の、デマンドバスの予約が出発時刻の1時間前までにすることにつきましては、デマンドバスの運行の要否が、当日の1時間前までわからないことになれば、運行業者において常に運転手を配置しておく必要があり、事業所の労務と費用の面において負担が増加いたします。路線等、本町の運行状況は吉賀町とは事情が少々異なり、現状では困難なものと考えております。

デマンドバスの運行は、利用者の少ない路線における生活交通の確保の観点から運行する公共交通であり、これまでも地域の要望によって曜日の変更等を行い、利便性の向上に努めているところでございますが、予約につきましては、再度周知をさせていただいた上で、御理解をいただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 町長も、やはり現制度の枠を超えた外出をするための支援が必要と感じておられるようで、ほっとしました。ほっとしちやいけないんですが。感じておられるなら、早急に検討の協議に入っていただきたい。

高齢者の方には失礼ですが、本当、いつまで生きられるかわからないけど、津和野町に住みたいと思いつつ住まわれている方、おられます。日々の生活の中で不安をたくさん、年を重ねるごとに不安はふえていくと思います。若いころならあれができたのに、

これができたのにといいことで、高齢者世帯で日常の生活に不安を持って、町外の子供の家の近くまで引っ越さないといけなかなあとかいう声も聞いたりしています。

やはり、そのまだ介護をしてもらうところまでいかないけど、自立して高齢者世帯だけで暮らしていくときには不安がある。健康なんだけど、我が津和野町で暮らすには田舎ですので、すぐそばに病院があるわけでもない、すぐそばにスーパーがあるわけでもないということで、不安を抱えておられる方はたくさんおられます。いつまでこの津和野町に住み続けられるだろうかという不安を持たれている方がたくさんおられます。

ですので、早急にその枠を超えた外出するための支援を考えていただきたいのですが、その辺、いつごろ検討をしていただけるものか、お聞きしたいんですが。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） いつごろという御質問でございます。はっきりいつということとは答弁できませんけども、高齢者に対する交通支援ということは、これまでも、まち・ひと・しごとの意見交換会であったり、今、総合支援事業——新しく始まります事業の中の協議体の中でも、地域からいろいろないい意見出ております。そういった中で進めるべきではないかと思っております。

高齢者のみならず、議員御指摘のタクシー以外では医療バスということで、病院で受診されて帰りに町バスを使う場合には、医療機関で受診の証明書をいただければ、全額町が補助していますし、そういったことも利用されていてはと思っております。

そのほか、高齢者を対象ということになると、よその市町村でも、70歳以上であったり75歳以上の対象者に、ある程度の金額を決めた公共交通ですか、タクシーであったりバスであったりそういったものを利用する助成等も行っておりますので、そういったものも考えながら、今後、検討はしていきたいと思っておりますが、先ほどからお話にもありますように財政面がありますので、今回の一般質問の中でも子育てのための支援であったり高齢者のための支援、いろいろさまざまありますので、その辺は重要なところから検討しながら、対応はしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 少しずつですが、検討を始められているような雰囲気ですが、高齢者の方々、今まで一生懸命地域のためや家族のために頑張っておられます。ですから、なるべく早く、一つでも安心できる材料をふやしていただくためにも、ほかの町や市でやっているタクシーの補助とか、そういう辺早急に検討していただきたいなと思います。

それと、先ほどお答えにありました「新たな高齢者通院支援サービス事業補助制度」これ私以前に、病院に着いたけど、そっから待つ間に誰か付き添ってほしいとかいう声は、津和野町ではないですが、日赤のほうに行くからちょっと付き添ってほしいんだけどという声を聞いたりしていました。なので、すばらしい制度だと思います。

ですけど、高齢者の方々の身近ではその一つではなくて、病院で待つのが大変、誰か補助していただきたいというところだけではなく、介護保険の制度から外れてしまうけど、ここがやってほしいとかいうところがたくさんあります。

ですので、財政とかその辺で多分言われると思うんですが、なかなか介護保険で補いきれないところは、津和野町の特色が出せるところなので、そこに力入れていただいて、年をとっても津和野町で生きていけるね、安心だねという津和野町をつくっていただけたらと思います。

現場のお年寄りの声を積極的に吸い上げる制度としては、先ほどちょっと言われたのが聞き逃したんですが、その辺はどのような制度というか仕組みを持つとられるのでしょうか。一般の高齢者の御家庭がどのようなことで困るとられるかというのを、町はどのようにして知る手段を持つとられるのかなと。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 先ほども申しましたように、高齢者のみの対応ということではなしに、新事業が始まる中で各地域に出ていって、そういった要望、見守りであったり交通便の対策、それから配食であったりさまざまな意見等いただいておりますので、その中で、新総合整備の中で実施していけるものは、これにつきましては、やっていただける方がおらないとなかなか難しいことではございますが、そういったことも協議しながら、要望に答えていくような形の努力はしてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ぜひ、それを担ってくれる方がいないとできないというお言葉がちょっと弱々しかったんですが、その調査する方を探していただいて、担当する方を探していただいて、生の声を吸い上げていただきたいと思います。

若い方にも住んでいただきたい、お年を召されても、やっぱり住みなれたこの大好きな津和野町で住んでいけるような町。そして、年をとっても、私もこの津和野町で住み続けていきたいと思っています。大好きです。ですので、今は一応若いほうに入るので、今から年を重ねても安心していける町になっていけるよういろいろ提案させていただきますので、これからもよろしくお願ひしたいなと思います。

では、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 10時35分まで休憩といたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 11番、板垣敬司でございます。それでは、通告に従いまして、4項目のことについて質問をいたします。

まず最初に、社会福祉法人つわの清流会についてでございます。

御承知のとおり、この法人は、保育園の統廃合計画に基づいて進めようとして、木部、直地の児童館を当面廃止しよう、統合しようという計画がなされ、それを推進していく中で、地元の保護者の方や地元の方の住民の声で何とか存続という形ができないかということから、この法人設立に至ったということでございますが、早いもので、28年の3月に設立をしたものが、4月からその二つの保育園を運営されたということで、関係者の皆様方には大変な御努力だったと思いますが、当面、1年間の運営状況についてお伺いしたいと考えております。

また、今年度、この4月からは、障害者福祉センター「はなみずき」の運営にもかかわっていただけるということでございますが、今後の職員体制、そして事業並びに収支の計画について伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

社会福祉法人つわの清流会についてでございます。

昨年3月に設立しました社会福祉法人つわの清流会につきましては、同4月より木部さとやま保育園及び直地保育園を町より移管し、1年目の運営を行っているところでございます。

実績ということではありますが、各園の園児数につきましては、ことし3月現在、木部さとやま保育園が12名、直地保育園が11名となっております。

法人の収支については、まだ今年度の支払い等が終了しておりませんので、現段階での見込みとなりますが、収入が2園で約5,300万円、支出が2園と本部経費の合計で約5,100万円程度になるかと予想しております。両園とも、保育単価の高い3歳未満児が各6名在籍となっており、当初の収入見込みを大幅に上回っているところでございます。

次に、津和野町障害者福祉センターにおいて、4月より実施していきますサービス事業につきましては、就労継続支援B型作業所、放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業及び計画相談支援事業となっております。

障害福祉サービス事業の職員体制につきましては、新規採用者が5名、つわぶきの里から継承した職員が5名、保育所からの異動による1名の計11名で事業運営を行っていきます。なお、それぞれの事業所には、パート職員を2から5名程度配置する予定となっております。

各事業所の収入についてでございますが、予算としては、相談支援事業所くすのきが約460万円、放課後等デイサービスつくしんぼが1,184万円、就労継続支援B型事

業所わさびの里が1,320万円、就労継続支援B型事業所つわぶきの里が1,400万円を見込んでおきまして、今後、就労継続支援B型事業所におきましては、作業のみではなく、季節の行事や遠足、道の駅のお祭りへの参加等、各種行事にも積極的に取り組んでいく予定としております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 非常に懸念しておりました園児の数というか、定数に対する定員についても12名という中で、それぞれ、大方いっぱいということで、さらにまた、3歳未満ということで給付費の高い措置がなされたということで、何とか利益が出たという、そういう状況でございましたが、この1年間は、町も、保育士の町の職員をそれぞれ1名ずつ、合わせて2名の派遣をして、柔軟な対応というかソフトランディングができるようにということで、施策としてやられたわけでございますから、実質的に支出が5,100万円ということでございますが、2名の経験豊かな保育士さんが行かれたということは、ざくっと言えば、それらの人件費がこの中には反映されていないということでございますので、29年度からは、その派遣されていた保育士も引き上げということで、これらに係る部分で、29年度からが、実質的に自主的な運営の中で対応せざるを得ないのではないかとということが、私の中では考えられますが、その辺について、来年度の、当面、4月がもう何日かで始まりますけども、来年度の入園者の数、それから、保育園における引き上げ後の職員体制等を、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 木部さとやま保育園、直地保育園、2園につきましての来年度の予定でございます。

入園児につきましては、木部さとやま保育園のほうは、4月初めの段階では10名を今予定しております。3歳以下のお子さんが多くおられますので、その辺で、算定的には、国等の補助金も多く入るのではないかと考えております。また、まだ木部地域には、在宅でゼロ歳児、1歳児等が4名おられるということで、この方等も途中入園等が該当になるのではないかと考えております。

それから、直地保育園につきましては、4月初めの段階で12名を予定しております。こちらにつきましても、途中入園等も予定が数名はあるのではないかと考えております。

ということで、当初、保育園の運営状況上10名おれば、ある程度の採算的にはやっていけるのではないかとということで進めておりましたが、昨年も、28年度、29年度も10名以上おられるということで、財政的にはちょっと安心はしているような状況でございます。

それから、職員体制でございますけども、ああして派遣職員、28年度につきましては、全面的というよりはフォローという立場の中で、町職員2名が派遣として配置しております。そういったことも踏まえまして、当初から、今いる法人のほうで雇われる保

育士さんのみでの対応は、十分の人数達しておりますので、その辺は問題ないと思っております。

で、園ごとの人が要りますか……。保育園の、法人のほうで出されている職員配置につきましては、直地のほうにつきましては、園長初め3名、正規職員ですね。それから、木部さつやま保育園につきましては、園長初め保育士が3名と調理師が1名ということで配置になっております。直地につきましては、日原保育園のほうから給食等運びますので、調理員のほうについてはおりません。

以上です。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 法人設立の際にも、いろいろ背景とかいろいろなことが変わっていくだろうということで、我々も説明を受けたところでございますが、いわゆる町営の公立の保育所での場合は、定員管理計画のもとで、正規職員としての保育士を確保することはできないということで、臨時なり嘱託という対応で保育基準を満たしておったかなと思っておりますが、今回こうして、民間というか、社会福祉法人のほうで保育士を抱えられるということで、そのことについては、法人の正職員として保育士が雇用されたと、非常にまあ、今までの嘱託なり臨時職員としての処遇よりは相当いい処遇になったのではないかと私は想像いたしますが、それにしても、現在の町職員、町立の保育園の保育士の処遇と、この社会福祉法人の正職員たる保育士の処遇、そのものについては、もしわかれば、どの程度の、まあ、勤務年数もあろうし年齢もあろうということですが、ポイント的に見たときに、ざくっとでも、どの程度の処遇に差があるのか。

それは、なぜ質問するかと言いますと、やはり、昨日も、あしたは一般質問ということで、私が何人かの方にお伺いしたときに、やっぱり、保育士の処遇が、今後の持続可能な保育事業として基本であると。そういうことで、園児の数によって変動する給付費が少なくなったりすれば、保育士の処遇だっとなかなか維持することも困難であろうし、そういったときには、保育という大切な仕事を担う保育士の雇用というか、その辺が不安になれば、健全な子供たちを育てるという部分に、いささかの懸念があるのではなからうかというようなこともあって、どっちが民営化でええのか、公立化で進めるべきなのかという議論がありまして、まあ、結論は見ませんでした。私は、保育基準をまずは満たさなければならない、法律を犯してまでやってはいけないという部分を、まずは、今回、津和野町はそれをクリアしたわけだから、それはよしとしても、やっぱりこれから、ことし1年、28年度の実績を見ると何とか運営がうまくいったけども、これが続かなければ、これは全く本末転倒ではないだろうかということで、いろいろ議論があつちこちしましたが、その辺について、現在の社会福祉法人の正職員の保育士の処遇と町営の保育士の処遇について、ざくっとどのぐらいの差があるか把握しておられれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません、町の職員と新しくできた法人のほうの保育園の先生、職員の処遇ということではありますが、ちょっと町との比較はしておりませんが、数字的なものははっきり言えませんが、基本、法人を新設、立ち上げるときに、基本的に、今、町にあります社協の体系的なものとのある程度合わせようという形で組んでおります。ですから、職員とは、町の職員とは多少差がありますけれども、社会福祉協議会と同じような賃金体系になっておると思います。

そのほか、就業規則等、町の職員に合わせるような形の休みであったり、いろんな手当等は設定しておりますので、全く、安くて、今後、保育士さんがよそへ行かれるというようなことは考えてないんですけども。一応そういうことで、ある程度の給与等も払わないと、なかなか、町であっても、職員が募集かけても集まらないという状況がありますので、そういった体系にしております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） そういう処遇のことについては、これからも、社会福祉法人といえども、町も大きく基本財産になり、運営資金等も拠出して見守りをいただいておりますので、これからもやはり、運営する中でもろもろの課題が発生した暁には、何らかの財政支援をしなければいけないのかなと考えております。

今、せつかくの機会ですから、私が誤解しとるんかどうかわかりませんが、以前から決算審査、予算審査等で超過負担額という一覧表が出ておりました、各保育所における超過負担額ということで。これは結果的には、保育園なり保育所なりの子供たちの数に応じて国からの措置費が出る、給付費が出る、そのもので全てが賄えることができれば一番ええんですけども、やはり、点在する保育所の数ともろもろの関係で、職員の給与を含めて、どうしても、国から出る基準的なものでは賄えないがために、その自治体が一般財源を使って、超過負担として出して維持している。そのことは、表面的には全く見えない、住民の皆さんには。

やっぱり、子育て支援のためには、そういうものが実際に使われてるんだ、そして、こういう子供たちの保育に対しては、町も積極的にかかわってるんだという部分は、数字として我々は知らにゃあいきませんし、そのことをやっぱり町民の皆さんにも知ってもらうように、我々も努めていかなければならないかと思うんですけども、それぞれ、今日の子育て支援について具体的に、保育料の軽減だとか全額補助だとか、食費の完全給食だとかいろんな施策をする上にも、そういう一般財源が必要になってきます。そのときにはやはり、見える形でその施策ができるということは、町にとっては大変、住民に対して説明がつくんだと思うんですが、超過負担という隠れた施策では、施策というか財政的な運営では、せつかくの町の施策が見えにくいのではないかなと思って、超過負担という部分は、人件費だけではない部分があるのかなと思いますけども。

財政課長、私の言っていることが、超過負担と保育所の関係、超過負担、それは現実に当然あると私は思っていますが、まあ金額が云々じゃなくて、国から出てくる措置費、給付費が例えば100とするならば、実際に保育事業をやる上での全ての経費が、施設の運営、人件費等々含めれば、やっぱり150ぐらい要るんじゃないか。その50は一般財源の超過負担で賄っているのが現実ではないかと私は理解していますが、どうでしょうか。それはそうだと言えるか、そうじゃないとか、その辺の返事だけいただければ結構でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません、超過負担の額ということで御質問でございますが、平成14年に三位一体改革ということで、それまで、公立保育園、私立保育園ともに、国のほうの補助をもらって運営をしておりました。その三位一体改革の後、公立については、一般財源化ということで補助金等はもらっておりません。ですから町のほうの一般財源でやりくりをやっております。そういった中で、一般財源化したことによりまして、国のほうから地方交付税、交付税措置という形になっておりますので、平成15年ぐらいからは、超過負担という比較がなかなか。一方は、国の補助負担金等で私立のほうはやられていますけども、町のほうはもう一般財源で交付税措置なんで、その辺の比較がなかなか、交付税の場合、どの部分がどの程度という金額が詳しく算定されませんので、ちょっとはじくわけにはなかなか難しいかなと思っております。

私立の場合は、国、県、町村からの補助であつたり負担金に、独自にやられている保育料、徴収していますけども、それをもとに、職員の給与であつたり、それから経費等落としていくわけですけども、それと同じような形でいくと、公立の場合は、交付税と保育料と。で、基本的には、定員等が減になれば民間の場合は厳しいので、職員給与等カットという形もあると思います。公立の場合は、公立の職員、公務員でございますので、定数が落ちたからといって、ほいじゃあ給料カットちゅうわけにはいきませんので、その辺の不足分については、町の一般財源の負担になっているんじゃないかと思っております。担当課的にはそういった形です。

○議長（沖田 守君） 財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 基本的には、参事が先ほど申し上げたとおりでございます。三位一体の改革によりまして一般財源化されましたので、現状では、普通交付税のほうに、単位費用ということで、社会福祉の中で算定されるということございまして、なかなかそれを細かく分析して、いわゆる何々保育園の算定経費を幾らかというのがなかなか出づら部分でありますので、基本的には先ほど参事が申し上げたとおりということでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） わかりました。この保育事業というのは、文教でも、所管事務調査として相当時間を割いてやってまいりましたが、現在2園が遠隔地、いわゆる過疎地における小さな保育園を民営化で、今回分園を始めたということでございますが、その当時もやはり、運営自体は保育児童の数が多く、そのほうが運営的にも楽なんだから、民営化するのなら、優先順位としては、まずは人数の多いそういうところから民営化するべきではないか。山村とか僻地にあるものは、どうしても児童数が少ない、そういう関係からすれば、逆ではないかという議論もありました。

だけでも、結果的にこの1年間やると、そこそこ民営化の中で運営ができた、この実績は大きなものだと思っておりますが、平成33年ですか、統廃合計画というものが、今日もあの計画は生きているものと思っておりますが、その際、日原で1地区、津和野で一つとかいうようなこともあったかと思っておりますが、でき得れば、運営形態は、一つの町に、公立と民間運営とというような二つの方法があるよりは、むしろ、同じ民間の運営形態のほうがいいのではないかなと私は思うところでございますが、町の定員管理計画もあわせて、これからの保育園の統廃合計画についてどのようにお考えか、町長にお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回の保育園の民営化につきましては、もともと、公立保育園で続けるときに、職員、保育士の確保が非常に難しいというところから、当初は統廃合ということの方針を出したわけでありましてけれども、地域や保護者の方々の御理解が得られないというところから、次の解決策として民営化ということを目指してこれまでやってきたということでありまして。この民営化を図る上で、一番私自身が心配しておりましたのが、受け皿となるこの社会福祉法人が本当につくれるのかどうかということであったわけでありましてけれども、しかしながら、さまざまな、現在社会福祉法人にかかわっていらっしゃる皆様、本当にお気持ちをもってこの受け皿ができて、そして運営をお任せすることができて、現在に至っているといったところでございます。

そうしたところであります、まだまだ、実は、保育園の継続をしておりますので、今後も、そうすると施設の更新をどうするのかとか、いろいろな課題、社会福祉法人といろいろ協議をしていかなきゃならない問題もまた続いてまいります。そしてまた、社会福祉法人も立ち上げて、1年目は大変順調なスタートを切っていただいておりますが、まだ立ち上がったばかりというところでありまして、町の勝手な思いだけで、次の保育園についてもまたその社会福祉法人へということ、今の段階から、私どもの勝手な都合でお話をしていくということもどうかという思いもございまして、今後、現在の社会福祉法人の運営状況を見ながら、おいおい検討していく課題でもあろうかというふうに受けとめているところであります。

それと同時に、仮に、残りの公立保育園を民営化をしていくということになったときにも、それはそれでまた、該当する保護者の方々や町民の皆様方に理解が得られるのかどうかということも、協議もしっかりしていかなければならないということがあるかと思っております。

それと同時に、もう一つは、これは内部的なお話になりますけれども、こういう民営化ということになりますと、労働組合、職員組合との協議ということが出てまいります。現時点では、職員組合においては、この民営化というのは避けるべきであると、直営を堅持するというのが職員組合の立場でございまして、こうした組合とのまた交渉において、民営化を理解してもらおうということもしていかなきゃならないというところであります。

いずれにいたしましても、本町も合併をして12年目ではありますが、定員管理計画に基づいて、災害があつて一時的にふやしておりますが、またやがて、定員管理計画に合わせて職員数減らしていくということになります。

一方で、この12年に起こったことというのを振り返りますと、例えば福祉事務所、こういうものが設置をされたりとか、あるいは医師確保が大変で医療対策課をつくったりとか、それから、そのほかにも福祉系を中心に、国から相当な事務移譲がなされているというところであります。

で、もうとにかく、職員の1人当たりの業務負担というのは、以前に比べて相当なものがあるという状況でありますから、じゃあその定員管理計画も一方である中で、どういふふうに組織マネジメントしていくのかということを考えますと、やはり、選択肢の一つとして保育士、公立保育園を民営化を図って、そのこの定員管理計画分の職員を一般の事務職のほうへ振り分けていくということも、これは行財政改革の中においては、必ず検討しなきゃならない課題でもあろうかというふうに、私自身は受けとめているところであります。

そうした中で、また繰り返しになりますが、町民や保護者の皆様方あるいは職員組合、そうしたさまざまに理解をいただかなきゃならない課題もありますので、そういうことも含めて、これからいろんな面で慎重に考えていきたいというふうに考えているところであります。きょうはもうそういうところで、より具体的なことはお示しができませんが、そういう実情であるということで、御理解をいただければと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この保育園のことについては、もう質問は最後にしようと思いますが、今の、民営化することによって、当時、施設の改修については、公営の場合は国庫補助金が出ない。民営化することによって、施設を新しく建てかえるとか改修することにおいては、補助金の対象になるよというようなお話もあったように記憶しておりますが、現在、木部の保育所も、当時から相当老朽化しているという部分もありましたし、日原保育園についても、相当、建設から今日、歳月たつとる

ということで、このことについても、もろもろの、この保育所の運営じゃなくて、建物の将来の管理計画の中でどうするかというような課題は常にあるかと思うんですが、民営化することによって日原保育園が、建物の建てかえにおいて国庫補助の対象になるということになれば、現在、私の理解で、特定財源の過疎債等々の発行が、国庫補助を受けることによって半分で済むとか、3分の2で済むとか、そういうことにもつながるのかなと私は思うんですが、民営化することで、そういう施設の建築、改築、そういうところにおいて、現在の国の補助制度ちゅうものは、残つとるものなのかどうなのかを最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 民営、民間になった場合、園を、園舎を直す場合、新築する場合等につきましては、これまでも説明してきておりますけども、国が2分の1、それから町が4分の1、それからされる事業主のほうで4分の1という負担になると思っております。公立の保育園で実施する場合は、基本的には補助はないということでございますので、そのほかの財源を使ってやるしかないかなと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 障害者福祉センターはなみずきの運営についてはこの4月からスタートということで、本当、関係者の期待も大きいところでございます。そして、体制についても大方整って、いよいよ4月が迎えられるということで、大変力強く感じております。

せっかくの機会でするので、相談支援事業所はくすのきという名称、放課後デイサービスはつくしんぼ、就労継続支援B型事業所はわさびの里というような形で、それぞれ通称というか、名前がつけられておられるようでございますが、その中で、予算という形で表現をしておられますが、予算は、いわゆるその仕事をするそのことによって、そこに通われる方がおられることによって、国からの措置費がありますよ。それが結果的には、くすのきの場合は460万円程度かなと、放課後デイサービスつくしんぼでは1,184万円ぐらいの国からの支援がいただけるのかな、支援ちゅうか給付費が出るのかなということで収入としては見ておりますが、私はそのことで、就労継続支援B型事業所というのが1,400万となっておりますが、この部分は、施設に入るお金がそれだけのものが入る、それは人件費に向けられたり、施設の運営管理に当たるということでございますが、通われている方に、やはり今の、津和野でいち早くNPO法人で経営されておられました、運営しておられましたつわぶきの里で、いろんな事業を展開することによって、通所者に対して1日500円ぐらいしかないのだとか過去の事例もあったり、さらに年度によっては、仕事の量によって、年間3回程度ボーナスも出されたと。

そのボーナスが、やはり通所者にとっては励みにもなるということで、お互いに相乗効果があったんじゃないかなと思うんですが、ことし、この4月から始められる新たな

わさびの里、このことについて、この1,320万円というのは国から出るお金であって、みずから稼ぐという部分は入ってないと思うんですよ。その辺について何か、具体的にこういうものを取り組むことによって、受託事業として何か、受託料がもらえるとか、自分たちで生産加工することによって何か生まれるとか、そういうことがこの計画の中に既にあるのか、この数字の中に含まれてるのかどうか、それ以外なのかということだけをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 就労継続支援B型事業所の関係でございますけども、これにつきましては、給付費ということで国等から入ってきますけども、基本的に、10名程度おれば、この程度国のほうから入ってくるということでございます。先ほど言われました就労される方に対する工賃等でございますが、3月の5日でしたか、事業所の説明等もやっておりますけども、そのときには、一応、29年度の目標とすれば、1日500円程度工賃が払えれば、それと、事業の進みぐあい、内容等によっては、特別手当も支給できるんじゃないかということでございます。

基本的には、各町内の事業者さん等からそういった作業を請け負って出た報酬については、やられた方で分け合うというのでございますので、国から入るものと事業所で得た利益とは、別個の扱いになるということでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 本当、新たな事業を運営されるということで、スタッフの方も不安等いろいろお抱えだとは思いますが、理事の方そして現場を預かるスタッフの方、心を一つにしていい成果が、そして、通われる方または保育所の場合でしたら園児の方、全てがよかったなという来年の今時期があればいいなと思っております。

これで、この質問は終わりたいと思います。

続いて、公共施設等総合管理計画について、以前も私は質問したと思いますが、いよいよこの28年度、いわゆるこの3月に、この総合管理計画をまとめるんだということで答弁いただいておりますが、もう3月いっぱい、もう後四、五日でなりますが、その年次計画、それから、計画に伴う裏となる財源的なものもその計画の中に当然示されてるものと私は思っていますが、どのような計画が今日できているのかお伺いしたいと思います。

そして、今回、突発的に出たと言えればあれですけども、日原山村開発センターは、その計画の中で、もともとは計画ではどのような計画であったものを、このような不都合によって、あら、というようなことになったのか、その辺についても、今後、計画上どのような取り扱いになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、公共施設等総合管理計画についてお答えをさせていただきます。

町所有の公共施設等の現況と将来の更新費用を調査して、長期的な視点に立ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現し、その他公共施設等の抱える諸問題への速やかな対応を行うことを目的に、平成29年3月に津和野町公共施設等総合管理計画を策定することとして、現在最終作業を行っております。

この計画は、平成26年4月22日付総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたって」の指針に沿って策定をすることとなっております。

津和野町では計画期間を30年間とし、主な柱として、1、公共施設等に関する現状と課題、2、施設等を取り巻く状況、3、施設等の管理に関する基本的な考え方、4、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、5、フォローアップの実施方針により構成しており、固定資産台帳をもとに、費用や規模、使用の状況等について主なものを抽出することにより、今後の公共施設全体の方針を立てております。

年次計画と財源についての質問であります。総務省の指針により、計画は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間はできる限り長期間であることが望ましいとなっており、公共施設全体の大まかな基本的な方針を表現したものであり、それぞれの施設等の今後のあり方について、個別計画の必要性の判断材料になるものでございます。

したがって、個々の施設等については、今後の事情に応じて個別の年次計画を策定し、財源については、その時点での一番有利なものを充当し、施設整備等を行っていくこととなります。

なお、計画策定の調査基準日を平成28年4月1日としているため、このたびの日原山村開発センターの建設時の施工不良に係る問題については考慮しておりません。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 総務省から出された通知ということで、私もこの概略的なものを持っておりますが、私が一番、特に、前回は質問したときにも、どうしてそういうことが質問にあるかと言いますと、もろもろ、不要不急のものを、まあ不要というか使ってない、使われてない、そういうようなものの建物が散見されるわけですが、これらを潰すということについても、それ相応の財源が要るわけですが、そうしたものを確保するために、いち早くその計画的なものを積み上げ、そして長期間における、先ほどの答弁の中にもありましたように、やっぱりそれを持ってやらなければ、単年度でできるとても仕事じゃありませんので、そういうところで、ここにもありますが、地方財政措置ということで、古い話ですが、26年から当面の間ということで、一般単独事業債の適用とか合併特例債の適用とかいうようなものがうたわれております。

公共施設の集約化とか複合化に係る部分についても何ぼだとかいって、公共施設最適化事業債適用というようなことで、90%の充当で交付税措置が50%とか70%とかいろいろあるわけですが、私としては、やっぱり計画をいち早く、着実な計画を積み上げた上で、こういう財政措置が受けられるごとく、やっぱり執行部にはお願いしたいなと思って、前回もそのような気持で質問したわけですが、まだ全体の、町としての、今回できたと言われておりますが、計画がまだできておりませんので、まあ、これ以上どうだこうだ言うてもそりゃあどうにもならんかと思っております。

山村開発センターについて、例えばあれを取り壊さざるを得なくなるということを想定したときに、こういう財政措置にかなうのでしょうか。もう、そんなものは全く対象外だというようなことなんでしょうか。まず、まずというか、そのことだけでも結構でございますが、どういうことが、あれを取り壊すちゅうことになりゃあどういふ財源がいただけるものなのか。もう何にも財源ないけえ自分の一般財源で倒せえやと、そういうことになるのか、そこだけ聞かせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 町長も先ほど、公共施設等管理計画につきましては、総合的な計画ということで、今後につきましては、各施設の個別の事業計画を立てるということでございます。その財源につきましても、その時点での有利な財源を充てるということで、答弁のとおりでございますけれども、山村開発センターの部分に関しましては、町長答弁にもありましたように、基準日以降の問題でございますので、その辺は、この計画には考慮はしておりません。

今後のどういう方向性で持っていかれるという部分も、今からの検討課題でございますので、財政的な措置の部分も現状では考えておりませんけれども、先ほど言いました、例えば、その施設を全くもう除却をして、取り除くという場合につきましては、先ほど議員もおっしゃいました公共施設等適正管理推進事業債というものが今もございますので、その部分で、除却事業も見られますので、これ充当率が90%で、交付税については全くございませんが、財源とすればそういった起債も充てられるということでございます。

ただ、当然、現状、山村開発センター施設、大変住民の方の需要も多い施設でございますので、なかなか、丸ごと取り壊してその後考えないよということにもならないかというふうに思いますので、同等の施設等を建てる場合、先般も教育長のほうが答弁いたしました、補助事業としては、なかなか見当たるものが現状ではないかなというふうに考えております。

そういたしますと、一般単独事業で起債を充てながら建設するという形になるかと思っておりますけれども、その場合には、本町の場合におきましては後々の交付税措置が有利な過疎債、あるいは合併特例債が発行できる期間におきましては合併特例債、あるいは建物の今後の一部共用ができる部分が、災害時に使用するような建物に使えるようなと

ころがございましたら、その分については防災・減災事業債といった有利な起債もございますので、その辺を勘案しながら予算措置をするような形になろうかというふうに、今、現状では考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今の公共施設等の除却についてのことで有利なということで、合併特例債ということも答弁の中にありました。これは95%の充当で交付税算入が70%ということでございますが、期限がどうも平成31年度までということに、この資料ではなっておりますが、そうすると、来年、再来年度までかなということでございますが、それにしても、また、後ほどの質問にあるCATVのこともありますので、また起債の関係でどうなのかなというようなことも懸念されますが、今の答弁で、一応、この項目については終わりたいと思います。

それでは、続きまして、CATVの施設の改修ということとあわせて、附帯するもろもろの事業の影響についての質問をしたいと思います。

今回、1月17日の全員協議会でのCATVの現状と改修の必要性についてということでお話を伺い、今回の3月定例議会において、同僚議員からもその辺についての質問が出たところでございますが、重複する部分もありますけれども、こういう事業をやらざるを得ないというのは、大分ここまできて理解はできますけれども、それ以外の駅前開発とかその辺の歴史的風致維持向上計画等、今後どのような事業を抑制せざるを得ないのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、CATV設備の改修についてお答えをさせていただきます。

CATV設備の改修を優先した場合の他の事業への影響との御質問であります。今年度の中期財政計画を策定するに当たっては、CATV設備改修事業を平成29年度から31年度に実施するとの想定のもとで計画策定をしたところでございます。

計画上から見た他の事業への影響といたしましては、事業費の大きなもので申し上げますと、津和野駅前整備事業を除いた歴史的風致維持向上事業、木質バイオマス発電所附帯施設建設事業、学校給食施設整備事業、学習支援センター整備事業、津和野小学校プール改修工事、つわの暮らし推進住宅整備事業、日原保育園新築工事、郷土館整備工事等々を次年度以降へ繰り延べることにより、普通建設事業の総量を調整した中で計画をいたしました。

また、起債の繰上償還計画につきましても、当初は、平成27年度からの4年間ににおいて約9億3,000万円を計画しておりましたが、見直しを行い、6年間で約15億2,000万円に増額し、実質公債費比率の伸びを抑える手だてをしたところでございます。

ただ、これはあくまでも、平成28年度中期財政計画策定に当たっての事業想定でありますので、今後の事業実施に当たっては、事業の緊急性や必要性などを勘案し、議会をはじめ町民の皆様のニーズを見きわめながら、優先順位づけをした中で事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 駅前整備事業を除いたということでございますが、津和野の駅前整備事業というのは、今回、3月当初予算でも、JRの宿舎を含めたあの周りの云々ということで、400万の設計監理費が出ておりましたけども、もともと、すばらしい構想のもとでデザインコンペがあり、そして、それに基づいてそこそこの基本計画ができ、そして、いよいよ実施計画が目前に出てくるんだなあと思って、いろいろ予算もそれなりに上がったものが全て見直しをされて、もとのもくあみというか、もとへ返ったような感じでございますが、ちょっと、観光協会の前の、いわゆる石畳がありますが、あの辺のことも総体的にやっていこうという計画ではあったかと思うんですが、この計画が棚上げになったことによって、先延ばしになったことによって、当面、あの石畳というのは一体どうなるんでしょうか。もう町民の皆さんから大変なお叱りもいただいておりますが、個別のことでございますが、その辺についてよろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 桑原史成美術館前の駐車場については、建設課の所管ということでございまして、かねてから、その実情はよく知っておったんですが、災害復旧をとにかく優先というふうなこともございますし、今後、駅前の開発の関係で、商工観光課のほうで計画もあるというふうなことでございますので、具象せずにそのままおいておるのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 誤解がちょっと生じておるような気もしておりますが、確認のためにも補足で立たせていただきましたが、私が最初に回答で申し上げたのは、津和野駅前整備事業を除いた歴史的風致維持向上計画を繰り延べをしているという回答でありますから、この津和野駅前整備事業については、計画どおり進めるということでございますので、その点については、確認をよろしくお願ひしたいと思ひます。だから、当初の計画どおり、現在も29年度も進めておりますし、そして、30年度についても計画どおり進めていくという考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それじゃあ確認なんですけども、今現在、トイレが改修が始まっておりますが、もう少しデザインコンペのイメージを私は頭の中に描いておりますけども、回廊式で、何か、目の前のほうには掘割が流れるような雰囲気

デザインであったかなと思って、それを、ぼちぼち実施設計の段階で年次的にやっていただけるもんだと、そして、SLも、今の桑原史成美術館の前のほうへ持ってきてもらえるんじゃないかというような絵だったような気がしますけども、その基本計画ちゅうようなものは、まだ生きているわけですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御質問でございますが、駅前周辺整備の計画というのは、推進協議会の議論をもとに、今も現状進めておるところでございます。その中で、新年度におきましては、一応、予算計上させていただいておりますJRアパートの調査費というものについては、まず、JRさんとしてもまだはっきり方針が出ておりません。

JR自体、アパート自体は現在住んでおられる方はいらっしゃらない。今後の整備計画の中では、当然取り壊して、跡地を利用して、駐車場及びバスが回遊できるような形の駅前の駐車場というか、ロータリーという形になってくると思うんですが、そのあたりを整備する上では、当然そのもの自体がなくなるとできませんので、まずはっきりさせまじょうと、JRさんと、いうことで、JRさんが事業主体として行うほうが得であるか、また、町がかわりに行ったほうが財源的に得であるかということもありますので、そういった場合の、どちらにしても、実施計画的に実施設計的に使える計画をまずつくりまじょう、調査をしまじょうということが新年度の予算でございます。それをはっきりさせた上で、粛々と新たな事業に入っていきたいと思ひます。

ただ、SL自体をあの前に持っていけるかどうかというあたりは、まだ、審議会の議論の中でもちょっと慎重に考えなねばいけないところかなと。以前も、議員さんの中から御指摘もいただいたようなことございまして、いかんせん、ちょっとスケールが大きいものですから、もっとより有効的な利用のやり方もあるのかなというあたりも含めまして、駅前広場、周辺整備については、計画をよりはっきりさせていきたい。

その中で、トイレについては、ことしの9月に始まりますやまぐちDC——デスティネーション観光大型キャンペーン——がございまして、それまでには、JRさんとの協議の中でも整備をしておきたいということがございまして、それに向けて、現在、工事を行っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） できるだけ、玄関口ということで、期待をしておりますので、協議会とも積極的に協議を重ねられて、事業推進を図られることを願っております。

それでは、最後に、25年の豪雨災害のことについて質問したいと思ひますが、平成25年7月豪雨災害復旧事業が、この3月で本当におおむね完工を迎えようとしております。本町における災害復旧事業については、町長の施政方針にも述べられておられますが、四十数億円という膨大な金額をもって、今日までの事業に充てられたということで

ございますが、さらに、我々の見えない部分、国・県における災害復旧事業が、大体どのぐらい規模で今日まで推移したのであろうか、それに伴う町としての義務負担的なものが、いかばかりかでもあったのではないかなというようなこともわかりませんので聞きしたいなと思って、今回質問するところでございます。

また、私が承知しておるところでも、あそこあそこあそこは、災害のさなかで査定が少し漏れたなというような部分も、私も見ておりますが、これらについて、今後、どのような形でこの事業が進められるのかをお伺いいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、25年豪雨災害についてお答えをさせていただきます。

島根県が行った平成25年災害復旧事業費は、治山事業15億7,000万円、地すべり事業9,000万円、砂防事業12億2,100万円、津和野川・名賀川河川災害復旧助成事業、これは公共土木施設災害復旧事業を含んだものでありますが、66億5,100万円、その他公共土木施設災害復旧事業16億2,700万円、合計で111億5,900万円となります。

本町の災害復旧事業費43億8,100万円を加えると、現時点の災害復旧事業費は155億4,000万円となります。

なお、現在、工事中の治山、砂防事業が継続中でありますので、最終的な事業費は確定できないことを御理解いただきたく思います。

次に、県の災害復旧事業に係る義務負担金はございません。

最後に、災害査定から漏れた箇所についての御質問ですが、県においては県単事業で、町においては町単事業で実施しております。査定漏れの大きな原因は調査漏れでありますが、本町の場合、これらの災害復旧事業については、おおむね対応済みでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 本町として、県の事業に対する義務負担というか、そういうものはなかったということで、わかりました。

それにいたしましても、本当155億という、まださらに現在、確かに治山が3カ所この3月に入札に付されて、現在、工事に入られたとも聞いておりますし、砂防の流路工について部分的に工事がまたスタートするというようなことで、この答弁の中にもありましたが、二つの流路工のことについて、もしわかればでございますが、牧ヶ野川の流路工と鳴谷川の流路工について、ことし、事業計画の中にある事業量からして、何年ぐらいをめどにこの事業が完成するのかなということが、現在のところ、わかればお聞かせいただきたいなと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 牧ヶ野川については済みません、情報を持ち合わせておりません。鳴谷のところでございますが、今、県のほうも何年というふうなことで確

認はしておるんですが、なかなかその辺の年数がわからないと。四、五年は最低でもというふうに聞いております。といいますのが、町道鳴谷線の関係の改良工事を平成25年に計画しておりましたが、それが、結局、災害で全て道路が流出いたしまして、鳴谷の砂防工事がある程度、一段落した段階で、今度はその路線の改良をしていかないといけないということで、そちらについては、県のほうと情報提供しておりますので御報告をいたします。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 何とぞ、これからも残された事業と、また査定漏れであった部分を年次的な土木事業として、県当局に要望等重ねられて、一日も早い復旧復興を願うものであります。

田村課長におかれましては、25年の7月の災害から、まさに、寝食忘れてこの事業に当たられ、この3月にはいよいよ勇退されるというように聞いておりますが、大変長い間、お世話になりました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わって、午前中の質問をここで終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 午後1時まで休憩といたします。
午前11時35分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

傍聴席に報道関係者がおいでいただいております。報道関係の方々から写真撮影の申し出がございます。これを許可しておりますことをお伝えをいたします。

一般質問、発言順序9、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、私の一般質問を行います。今回、二つの事項について質問いたします。

まず、1点目であります。

直営事業と委託事業について、質問させていただきます。

町のさまざまな業務の中で、建築設計業務など、特定の技術や資格を要する事業や、また掃除や草刈りなど、一定の作業の成果が目に見える業務の委託はやむを得ないと感じておりますが、それ以外の委託事業がふえてきているように感じております。

そこで、3点お伺いいたします。

まず、指定管理料の合計金額の増減と施設の増減をお知らせください。対比するのは一応5年前ということをお願いいたします。

2点目として、管理委託料を支払っている事業や相手について、作業の報告、決算報告など、把握していらっしゃるのでしょうか。また、経営不振に陥り、合併をした指定管理業者などについては、町長は自治法第199条7項の適用をされているのでしょうか。

3点目として、成果や評価が見える化しにくい企画運營業務など、本来ならば、町の職員が直接運営すべき事業について、委託する理由と委託料の決定方法、町職員のかかわり方、また指導、評価などはどのように行っておられるのでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

直営事業と委託事業についてでございます。

5年前の平成23年度における指定管理者制度導入施設は22施設、うち指定管理料を支払っております施設は9施設あり、その合計は4,800万3,408円となっております。平成28年度における指定管理者制度導入施設は27施設、うち指定管理料を支払っております施設は12施設で、協定書に基づく指定管理料の合計は5,546万6,912円となっており、比較をいたしますと全体で5施設増となり、指定管理料については746万3,504円の増加となっております。

次に、全ての指定管理者制度導入施設において、毎年度モニタリングを実施し、管理費の節減、収支の適正化、災害等緊急時の体制整備等の状況を指定管理者に対してヒアリングを行い、施設の管理者として適正に事業を実施しているか、確認・指導をしております。

また、地方自治法第199条においては、監査委員は、普通公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するとしており、第7項において、「監査委員は必要があると認めるとき、または普通公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」とされております。

現在、町が出資する第三セクターについては、町の監査委員における監査は実施をいたしておりません。

次に、町の事務事業につきましては、一部について、他の機関や事業者へ委託して事業を実施しているところでございます。

議員御質問の、成果や評価が見える化しにくい企画運營業務など、本来、町がすべき事業について委託する理由につきましては、町が直接実施するよりも、特殊な技術や設備、もしくは高度な専門的な知識を有している事業者へ委託をするほうが、効率的かつ効果的に事業が実施されると判断されるためでございます。

代表的な委託事業といたしましては、ファウンディングベース事業において、それぞれが持つ特性と能力を生かして、職員だけでは実施することができない町の行事や活動等の情報発信や学力支援等に取り組み、当町の地域課題の解決に向けて積極的に事業を展開しているところでございます。この委託料については、地域おこし協力隊の制度を活用した事業であり、特別交付税の範囲内での委託料となっているものでございます。

また、町職員のかかわり方、また指導につきましては、月に1度の定例会を実施して活動報告を受けており、配置先においても定期的にミーティングを行うことで、職員との間で課題や問題点の情報を共有し、事業の進捗状況の把握を行っており、町が本来求める事業となるよう、指導もしくは助言を行っているところでございます。

評価につきましては、例えば、ことしの津和野高等学校の入学出願者数が10年ぶりに1倍を超えたことは、これまで津和野町教育魅力化コーディネーターを津和野高等学校に配置してきたことや、町営塾における英語を中心とした学力支援の成果があらわれたものと考えているところでございます。明確な効果がすぐには見えづらいものもございしますが、活動の実績報告に加えて、数値による成果指標の把握について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 指定管理施設が5年前に比べて五つふえたということですが、その施設名を、まず教えていただきたいことと、指定管理料金は746万円ほど増ということですが、直営ではなく指定管理に移行したことによって、逆に財政的に負担が減った部分もあるのかもしれないということもあるので、ちょっとその辺を、どう捉えておられるかをお伺いしたいと思います。

それと、このたび三つの、第三セクターと言われる町が出資した会社が合併をされました。株式会社石西社、株式会社津和野、株式会社日原リゾート開発の三つの会社について、設立当初の持ち株が原資となる中、町がその負債を背負うという形を議会も認めましたが、お答えいただいたとおり、自治法199条7項においては、町長や監査委員には監査を要求する権利が与えられて、認められております。こういう場合に、前段階で監査という機能を利用するべきではなかったかということをお伺いしたいと思います。

特に、町が出資している第三セクターなどについては、その性格上、どうしても行政頼みになり、事業についても資産についても、全てにおいて責任が不明瞭になり行政依存になるという可能性があります。で、指定管理施設が五つふえた、しかし人口は減少していく、こういう中で、今後こういう例が出てくることは十分に予測されていくことです。監査という機能を使って、経営者には経営責任の自覚を、また、町は町民へ説明責任を果たしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思いますが、まず、5施設の、施設がふえたところはどこかということでもあります。

まず最初に、シルクウェイにちはらのところにありますグラウンドゴルフ場、これについてふえたということでございます。それから、その横にあります高津川清流館、それから、つわの暮らし推進住宅ということで、これは左鏡と青原に建っている部分ということ、それから、はなみずき障害者福祉センター、それから町家ステイが二つということございまして、実際は6施設ふえて1施設減ということで、枕瀬の天文台のところにありますテニスコートがございしますが、そこについてはテニスコート自体の使用が、もうできるような状況ではございませんので、それについては指定管理者制度の部分から管理運営については外したということで、6施設ふえて1施設減ったということでもあります。

それから、有効性のところでございますが、指定管理者制度は、本町においては18年度から導入をさせていただいているものでございます。地方自治法の改正によりまして、これまで公の施設の管理運営については委託料という形の中で、それぞれ契約を結んで管理運営をやっていたというところでございますが、本町においては18年度から、地方自治法の改正に基づく指定管理者制度の導入ということで、これはもう必ず、公の施設を管理運営する場合には指定管理者が行うということになっておりますので、これはもう町としての義務になりますので、今回、公の施設として管理運営を行っている部分については指定管理者制度を導入しているということでございます。

そういった、その委託料から管理運営のところを、同じ委託料ではございますが指定管理者制度ということで、平成17年と18年の公の施設を比較したときに、指定管理者制度導入施設が、どういう施設が妥当なのかということで、いろいろ庁舎内でも検討させていただいて、公の施設の委託料の内容についても、指定管理者に移行する際に、庁舎内で専門委員会等をつくりながら検討させていただいたということでもあります。

結果といたしましては、人件費等、例えば道の駅でいいますと、なごみの里があったりシルクウェイにちはらがあると。で、それぞれで人件費の積算根拠というのは異なっていたような状況がございます。その辺を18年に移行する際に、その人件費の部分までを統一化というところはできずにここまで来たということで、ある面、その委託料、地方自治法の旧法で適用していた部分と改正後の指定管理者制度の中での指定管理料というのは、なかなか、その辺の見直しというのが図れなかった状況がございます。

ただ、一つは今、指定管理者に対してソフトとハードを一緒にやっていただくような、例えば収益性の上がる、なごみの里であるとかシルクウェイにちはらについては、例えば修繕が必要になったときに、施設本体の修繕なのか、それとも営業のために使うような器具、備品なのかというような点の中で、ある程度、指定管理者の負担というのを設けさせていただいて、町の負担を軽くした上で、指定管理者のほうで営業努力によって、そういった備品の購入等をやっていただくような仕組みに、今はつくりかえているとい

うのが、今回、委託料のところの部分から指定管理料というところが変わったところの効果といいますか、そういったものでございます。中には、指定管理料を全くお支払いをしない施設もございますが、それ自体は、その指定管理者がその施設を運営することによって得られる収益によって全てを賄っていただくということで、ゼロの施設もあるということであります。

それから、3番目の御質問でございますが、第三セクターの、今回、合併ということで、株式会社石西社、株式会社津和野、それから日原リゾート開発株式会社ということで、3社を合併する運びになったということでございます。

これは経営不振という議員のお言葉、御質問あるいは御指摘ということでございますが、私どものところで今現在、把握をしているところで言いますと、この3社それぞれが累積赤字を持っております。そういった意味で、私どもとすれば、この3社が累積赤字を持っておりますが、その辺の繰越利益剰余金がマイナスのところを、なるだけ早く、この施設自体を合併することによって効果的な、あるいは効率的な運営を図って、この3社が一つになることで、指定管理者として、この三つの施設を運営していただいておりますが、その辺の有効性も高まるようにということで合併をさせていただいたということでございます。それぞれが資本金を超えるような債務超過になっているような状況では、今回はないということでございますので、その辺については、ある程度マイナスの繰越利益剰余金を抱えていたところで、そこまでの経営的な危機感というのは、私どもも持ち得ておりませんが、3社が一緒になることによって、今までの繰越利益剰余金も一応、財務調整をさせていただいて、新会社、「株式会社津和野開発」ということで、今、予定では6月1日からということでスタートさせていただきたいというふうに考えているところであります。

監査委員の監査ということで御質問でございますが、この3社については、それぞれ会社の内部で監査委員さんがおられます。

それと、あと町は50%を超える出資をしておりますので、当然、議員御指摘の、この地方自治法の第199条第7項については該当になるということで私どもも認識をしておりますが、取締役として、それぞれこの3社については、副町長が、この3社のそれぞれに取締役になっております。

また、合併をしていない柚の里よこみちについても、副町長が取締役として入っているということでございまして、そういった中で、この指定管理者制度の経営状況等につきましては、必ず事業実績報告というのをを出していただきます。それとあわせて、先ほど町長申し上げましたようにモニタリングという制度をつくっておりますが、私どもが指定管理者に100%管理運営をお願いするわけなんですけど、それはもう、お願いしたらお願いしたっきりというような、そういったことではなくて、毎年11月には、その辺の安全管理であるとか、町民の、住民の利用の平等性であるとか、そういった財務内容とかについて、指定管理者のほうの申告と私どもが調査をした申告と合わせて結

果を出ささせていただいて、その辺の経営状況も見させていただくような制度を、今——11月1日が基準日ですが——各課、担当課でもやっていただいているところがございます。

そういった中で、今回3社のところでは繰越利益剰余金というのがマイナスというようなこともございましたが、私どもとすれば、その財務の中身も、そういった会社取締役を置いている、あるいはモニタリング調査をする、それから事業実績報告も提出をしていただくというような中で、会社とは十分話をさせていただきながら、今回の経営等については、お互いでいろいろ議論しながら運営をしていただいているというような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 経営的な危機を感じたということではなくというようにお話でしたけれども、結果的に、その三つの会社が一緒になるところで、町民負担という形になってしまった部分があるわけなんですよね。で、その辺があるから、やっぱり説明ができるような形にしていかないと、私たちも議員としてそれを認めましたので、今後こういうことがあるかもしれないというところで、やはり持てる機能はできるだけ使って行って、町民に対しても説明ができるようにしていくべきではないかなと考えます。

で、このことだけ深くすると時間的に難しいので、今の企画運営など、見える化しにくい事業についてというようなところの委託について、ちょっとお伺いしたいんですけれども。例えば、先ほどファウンディングベース事業が出ました。それから、先日、同僚議員の一般質問の中で、第2次津和野町総合振興計画策定を株式会社ぎょうせいへ委託されたというような話が出ました。で、町としては最上位の計画として、これを位置づけるという説明を受けましたが、もちろん第1次を踏襲した計画なので、基本的な部分が変わらないから、それを委託されたという考え方もあるかもしれません。しかし、第1次の検証を踏まえてつくるということを考えたら、委託でよいのだろうかというように思っています。こういう計画を職員が共有して、共通認識を持って、具体的な行動計画や次のステップを考えなければいけないのではないのでしょうか。

また、ファウンディングベース事業については、確かに高校魅力化をはじめ、評価する部分もあります。しかし、だからこそ役場の中、町職員との協働が必要だと私は思います。ファウンディングベースはじめ、受託側はいつ撤退しても、責任はその1年間しかないとは私は認識しています。期限が決まった方々です。

それに対して、この3年、4年ぐらいですけれども、新規正職員が非常にふえてきていると思います。たくさん職員を雇っておられますよね。彼らが協働連携して、初めて津和野町としてのノウハウとか知恵の蓄積になるんじゃないかなと思います。一人一人の職員の負担が大変増大している、業務量がふえているということ、何度も町長のほうからお話がありましたが、新たなことを企画したり運営したりするということは、町

内の現状を知ることから始まって、夢のある、やりがいを感じる部分です。その部分であつたら、達成感も得られやすい、それが単純事務へのモチベーションにもつながると私は思います。職員を育てるということは、そういうことにつながるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず最初に、総合振興計画でございます。これはぎょうせいのほうに委託ということでさせていただいたということでございます。

委託をする際に、やはり行政として考えなければならないところの部分でいいますと、人材というところでいいますと限りがあるということでもあります。その辺の、人材に限りがある中で、町民の皆様に対しては、やはり良質なサービスの提供をしっかりとっていくということになります。そういった中で、その人材に限りがある中を、サービスの提供は十分していくんだというところの考え方の中で、やっぱり専門的な、あるいは技術的なものを有している方々に、基本的には業務委託を行いながら、人材の不足している部分等を補っていく。その結果として、町民の皆さんのところではサービスが十分行わなければならないという結果が、議員御指摘のように、当然あるというふうに、私どもとしては考えているところであります。

総合振興計画はぎょうせいのほうに委託をいたしました。この、つくり方については、先般の議員さんにもお伝えしましたが、プロジェクトチーム等をつくって、各担当課、担当者ごとに、まずは最初に、基本的な第1次総合振興計画の課題は何であったかというような、こういったつくり方のところはぎょうせいさんのほうでいろいろ御指導していただきながら、その辺の課題等については、担当課で課題を抽出をして、今回の第2次津和野町総合振興計画ということで、策定案ということで出させていただいたということでございます。

これについては、今回、議会の最終日に議員の皆様の方に素案という形で提案をさせていただくということでございますが、あくまでも業務委託した内容というのは、その辺のつくり方であったり、構成の仕方というところを私どもに投げかけてきて、私どもが結果として、どういうものを返していくかということで、まとめる作業はぎょうせいさんのほうでやっていただいたということでございますが、内容は庁議メンバーを中心として、庁の中で十分議論をさせていただいて素案としてつくり上げたものということでございます。

で、これについては、議員御指摘のように、本町の最上位計画ということでございます。地方自治法の改正によって議会の議決は要しなくなったということで、今回6月を目標に、議会で議決を要するものということで位置づけるための条例を、今回、一部改正として提案をさせていただいて、この津和野町総合振興計画を議決させていただいて、

議会の議決の上で、この総合振興計画に基づいた計画を実施していきたいというふうに考えているところであります。

この総合振興計画については、住民の皆さんの御意見等も——4月以降ではございますが——まち・ひと・しごとの総合戦略の委員さんの皆様にも、この辺については、お諮りをするなり、パブリックコメントというような出し方もあると思いますが、そういった部分で御意見を取り入れながら策定をさせていただきたいということでございます。委託業者丸投げというような形ではございませんので、その点については、今回御説明をさせていただいたらというふうに思っております。

で、この業務委託をする中で、やはり私ども、一番やっていかなきゃならないというのは行政評価制度でございます。この行政評価制度は、今回も行政評価実施マニュアルというのを、平成23年に、これつくっております。25年に災害があったために、この行政評価については、今とまっているような状況でございますが、その当時いろんな研修会をやりながら、総合振興計画に位置づけた事務事業について、それぞれ、この行政評価制度マニュアルに基づいて評価をしていこうということであったということでもあります。

今回の総合振興計画には数値目標というのを取り入れさせていただいたので、より行政評価制度がやりやすいような状況というのはつくらせていただいているような状況でございますが、基本的には、やはり誰のためにこの事業をやっていくのかと、それから、やった上で、結果として何を目標にするのかというようなところと、それから議員が御指摘になられとるような民間委託ということ、あるいは委託事業というのが適しているかどうかというような部分を含めて、この事務事業評価シート、例えば計画などの策定事務ということで、この様式等も今つくっているところでございます。そういった中で、職員一人一人がそういった問題意識を持ちながら、あるいは結果として、どういう結果が得られたかというような、その事務の流れの部分職員個々に持っていたかどうかというところで、私どもとしては人材育成ということになっていくんじゃないかというふうにも考えております。

25年までのところでは、行政評価制度の講師として大学の教授もお招きをしながら、実施委員会のところでいろんなお話もしていただいたり御講演もしていただいて、職員個々の意識改革というのも図ってきたわけですが、今後、災害のほうも復旧のほうは落ち着いていく中で、この行政評価制度については、今後またさらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 丸投げではなかったという説明で、町の職員がしっかりかかわってつくられたということですので、安心しました。

しかし、こうやっていろんな計画が立てられるときに、必ず、委託という言葉が出てきます。で、財政課題が大きいのしかかっている中で、第三セクターはじめ、委託先の

経営状況や委託費の見直しなど、先ほど出た事務事業評価制度なども活用しながら、改めてしっかり見直していただきたいなと思います。

それから、先ほどちょっと答えがいただけたような、いただけていないようなところですけども、職員との協働という部分ですね。委託して、すばらしい、いろんなノウハウを持っておられたり、そういうものを町の中に残していくというようなことを考えて、町職員を育てていくというような考えでやっていただきたいと思うんですけど、その点について、もう一度お願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほどの行政評価制度等通じながら、基本的には職員が業務を委託をして、例えば津和野高校でいいますと、魅力化に取り組むということになっております。確かに魅力化に取り組んだのは、今までファウンディングベースというようなかございですが、その辺は職員がかかわりながらやってきたと。で、かかわってやってきた内容の結果について、やはりこういった行政評価制度の中で、目的は何であったか、どういう成果が得られたか、その手段はどうであったかというようなものを、やはり細部にわたって職員が総括をすることで、職員にとっての人材育成なり、職員にとっての協働という——議員御指摘ですが、委託先と協働してやられた成果が役場の職員にまで及ぶというような形になろうかと思っておりますので、議員御指摘のところは十分踏まえた上で、今後の行政評価制度等のあり方についても検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。

学校給食の意義とこれからのあり方について、質問いたします。

津和野中学校隣接、また日原小学校内の学校給食施設の老朽化に伴い、町内小中学校の給食を一手に賄う給食センターを建設したいという考えを、12月の全員協議会で示されました。

全町内の児童生徒の毎日の生活の一部であると同時に、給食のあり方は、学校給食法や食育基本法でうたわれているように、食育や地産地消など、産業やまちづくりの方向を示唆する、とても大切な問題だと捉えています。そこで、以下の観点から3点ほど質問させていただきます。

1点目として、食育の観点から学校給食の担う役割と意義について。

2点目、地産地消の観点から、食材調達のシステムと地元農産物利用状況について。

3点目として、センター1カ所という方向性を出した一番の理由と、そうなった場合のメリットとデメリットについて、お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、学校給食の意義とこれからのあり方について、回答申し上げます。

まず1点目の、食育の観点から学校給食の担う役割と意義についてでございますが、食育の観点としては、食事についてのマナーや栄養などの食についての知識や習慣が、一般的に思い浮かべるイメージになるかと思いますが、もちろんそれも食育の一部にはなるかと思いますが、もっと大きな観点としては、食を通じて人として生きていくための力をつけることが食育の観点と言われております。

学校給食を通じて、児童生徒一人一人が食に関する正しい知識を持ち、みずから試行・判断し、実践していく能力を身につけることで「生きる力」の基礎をつくる。また、子供の健康や体づくり、教育面においても、発達段階に応じた食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるためにも大きな役割を担っております。

友達と食事をすることや当番の活動を通して、挨拶やマナーなどの基本的な生活習慣を身につけ、助け合いの心を育てます。食の教育は健康や体力の向上だけでなく、「心の教育」にも大きな影響を与えるものと考えております。

今後も子供たちの食への興味・関心・意欲を引き出し、実際に目で見て味わうことのできる学校給食を提供していきます。

2点目の、地産地消の観点から、食材調達のシステムと地元農産物利用状況についてでございますが、津和野町の地場産物——県内産も含んでですが——活用割合は、平成27年度68.2%、平成28年度65.5%の状況であります。町内地元野菜の使用量は、平成27年度5,600キログラム、平成28年度約4,200キログラムを使用しております。全体野菜使用量の約46%から48%となっております。米は津和野産米を使用しております。

食材調達のシステムでございますが、年度当初、野菜の規格・単価等を生産者の方と協議し調整を行います。調理の3週間前に発注をしております。しかし、生産物の不足もあり、その都度、代替となる野菜を提供いただいております。

地場野菜の提供をいただいている生産者の方々も、高齢化により徐々に減少してきており、生産者組織の加入推進を図っていくことが課題となっております。

3点目の、センター1カ所という方向性を出した一番の理由と、そうなった場合のメリットとデメリットについてでございますが、現在、学校給食施設は津和野地域・日原地域、2施設あります。学校給食センターは昭和49年3月、共同調理場は昭和42年2月建築であり、両施設とも老朽化し、施設や備品の修繕・維持経費が毎年必要となってきました。

現在の施設を大規模な改修をし学校給食を提供する場合、夏休み期間だけでは改修する内容に限界があり、給食をとめなければ施設改修の工事期間がとれないと思われれます。また、現在の望ましい基準では、下処理室等の汚染区域と調理室等の非汚染区域との作業導線の隔離が必要とされており、面積の確保等、物理的にも厳しい状況です。

このような環境ではあります。現場では、何よりもO-157等への衛生管理や異物混入への対応など、細心の注意を常に行いながらの給食調理を行っております。

また、調理員の体制も課題となっており、職員の病休・産休などの長期の休みに入っ
たときの代替調理員の確保が困難な状況にあります。

現状では、いつ給食の提供が困難な状況になってもおかしくない状況であり、毎年、
綱渡りでの運営を行っていると言っても過言ではないと思っております。

これらのことも考慮いたしまして、センター1カ所という方向性を出したものでござ
います。

メリットでございますが、下処理室等の汚染区域と調理室等非汚染区域との作業導線
の隔離等、厳しい基準に対応できる施設が確保できる。衛生環境が整うことで、安全で
安心した給食の提供が行える。作業導線の確保ができ、作業環境が改善できる。職員を
1カ所に集約することで、労働の集約ができ、職員体制の充実・確保ができる。効率的
な運営が可能となる。毎年、多額の備品購入や修繕費用等が当面不要になる。

デメリットでございますが、日原小学校については、児童が調理場と毎日触れ合うこと
ができなくなる。センター化に伴って、改めて野菜等の生産者グループの再編をする必
要がある。施設の建設費用等が必要になる等が考えられます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 学校給食法や食育基本法の中で、食育の推進につい
て教育現場の責任もうたわれております。社会の変化とともに、食生活のありようが
大きく変わりました。包丁やまないたのない家庭があると聞いて、私も大変驚きまし
たが、それでも不自由なく生活ができる時代となりました。そういう時代に生きる子
供たちにとって、保育園や学校での給食は、その調理現場や食材を提供する人、また
調理する人が見えるという過程も含んで、とても重要なものだと私は思います。まさ
に、答弁にあった「心の教育」に多大な影響があると思います。

愛媛県の今治市、ここはいち早く「食と農のまちづくり」ということで、いろいろ取
り組んでおられるところです。また、さいたま市なども、センター方式の給食から自校
方式に変更されたというようなことがあります。それは、やはり食育と地産地消推進を
大事にしようというところからです。

で、地産地消について、我が町の給食食材の県内産の活用の割合を、先ほど60%を
超えるということを言われましたが、これは非常に高い数値だなと思って感心しており
ます。2008年の学校給食法改正で、国が地場産農産物の利用促進に掲げたパーセン
テージが30%以上ということですので、実にその倍以上の数値の地産地消をしてい
るということは大変評価できることであり、また、近隣の学校から転勤してこられた先生
方も、日原、津和野は給食がおいしいということをよく聞きます。

しかし、この高い地産地消率も、パイが大きくなれば、どうしても規格のそろった素
材を一度に、また大量に集めるといのは、とても難しくなると思います。ただでさえ
高齢化による生産現場縮小、生産者の減少などが課題だと言われている中で、その高い
地産地消率が、センター1カ所になっても維持できるのであろうかというのが、まず一

つの疑問です。リスクの分散という面からも、最低でも、せめて現状の二つのセンターを維持するほうが望ましいのではないかと私は考えます。

それともう一つですけれども、先般の全員協議会のときに、もう一つの理由だということで、津和野高校の給食化も視野に入れて、800食を提供できる施設をつくりたいというお話をいただきましたが、その点についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、センター1カ所で、いわゆる地場産の野菜等の供給ができるかどうかということでございますが、理屈上は今あるセンター、それぞれの調理場でいただいております地場産品を、そのまま一つに集めるわけなので、理屈上はかなうはずなんですけれども、あわせてこうやって1カ所にするということで、今までは日原調理場のほうへ供給をしていただいております日原エリアの地域の農家の方、それから津和野の給食センターのほうへ提供いただいとる津和野地域の農家の方、それぞれでグループをつくっておられますので、そこの統合が一つの課題になると思います。そのときに、この際やめように入るのか、改めて一つのチームをつくるときに、新たな地として新メンバーをどれだけ確保できるか、そこも一つの大きなポイントになるというふうに、逆に期待もしておるところではあります。

それから、津和野高校の給食についてですが、いま一つ質問の趣旨が伝わってこなかったんですけれども、いわゆる津和野高校に給食をすることをやるつもりかどうかというお問い合わせなのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 以前の全協のときに、その800食をつくる施設をつくりたいということであったんですけれども、それが理由の一つなのかということです。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それは、理由の一つというか、一番の趣旨は、今まで、きょうの回答の中で伝えたことが一番の趣旨であります。

で、せっかくだとつくるのであれば、津和野高校も一つの給食を出すということで、津和野高校の魅力にもつながってくるのではないかとということでの案でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） あくまで複合的に考えたときにとということですね。わかりました。

で、学校給食センターの建設という、新設ということになると、鉄骨造だとして、大体鉄骨造だと40年ぐらいの寿命かなってというようなところを考えるんですけれども、他方で児童生徒の減少は進んで、今、学校給食センターを単独で新設した場合に、施設の寿命の後半においては3分の1が無駄になるというようなことが、他の研究の中で言われています。

しかし、我が町の現状で、今二つの施設を残して、両方の調理場を修繕、管理、維持していくということも、また財政的に大きな負担があるということは、本当に理解できる、頭を悩ませるようなところだとは思いますが、で、やっぱり、そこで1センターにしたほうが財政的にはメリットがあるというその比較した試算とか、それぞれに、施設二つを改修して維持していく場合と、一つのセンターにして使える国の補助金とか起債の内容、また金額など財源についても、やはり示していただきたいと思えます。あわせて、その二つの方法しかないのか、ほかに方法はないのかというようなことも慎重に模索すべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 言われるように、当然2カ所でやる場合と1カ所でやる場合の本格的な試算というのは、もし、やるとすれば必要になってくるかもしれないとは思っております。

ただ、今のところでのイメージでお答えをいたしますと、2カ所をそれぞれ直すということになると、まず、その現場を、今のスペースでは、今の規格には応じられないということで、そのエリアがどこで確保できるかというのを、もう随分頭を悩ませながら、今の給食施設をどう改良したら改修ができるかというのを素人ながらに考えましたが、なかなかそのかわりになるスペース的、物理的なものが、どうも思い当たらない。

それから、仮に今の部分を改修するとなると補助金とかはありませんので、もし改修すれば、8,000万以上の大規模改修が行われる場合には補助金の対象になる可能性はありますけれども、通常であると補助金が、該当になるものが多分ありません。で、新設になりますと補助金の対象になるものも、一応国の基準としてありますので、それは可能にあらうというふうに思います。

それから、補助金がもらえないということになると、起債も当然、有利な起債は充てられないということになりますので、そこら辺でも、若干経済的な差が出てくるかなというふうに思います。

それとあと、今回、昨年12月に入って進めたいという御提案をした状況ではあります。その後の状況としてケーブルテレビの関係、それから山村開発センターの関係、新たな課題が出てきたというところで、本来であれば29年度予算に、土地の鑑定等も提案をして進めたいという考え方であったところではございますけれども、若干、先ほどの一般質問の回答にもあったように、期間を延べるという形を、今考えております。

で、もう一度、それはいつまで延べるとかいうことは、今現在ではわかりませんが、検討期間が、逆にできるのかなというふうな思いを持つところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 綱渡り状態だということで、本来なら、一番先にすべきことではあると思えますが、逆に、検討の時間ができたということは、本当にい

いものをつくるということを考えたときに、ありがたいなというところもちょっとあるような気がします。

で、いずれにしても、近いうちには学校給食施設についての方向性が示されると思っていたので、立ちどまって、ぜひ方向を見直していただきたいという思いで、きょう、こうやって質問をさせていただきました。

地産地消と食育、この教育的な価値の高い給食提供が今まで以上に意識されて方向が示されることを望みます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、2時10分まで休憩といたします。

午後1時49分休憩

午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

今定例会、最後の質問者であります。発言順序10、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、4番、岡田克也でございます。通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、高津川のアユの増加対策についてであります。

高津川沿いの3市町は、高津川の自然豊かな恵みによって育まれるアユなどの水産資源を求めて、多くの観光客が足を運ばれます。しかし、近年のアユの著しい不漁により、津和野町のみならず、3市町の旅館、料理店でもアユ料理が供出できずに、観光客から「前に高津川が流れておるのに、なぜ、アユがないのだ」というクレームを大変たくさん受けておられて、非常に困った状況であるようであります。

益田広域市町村圏事務組合においても、議員各位より同様の意見が続出しましたことは、そのことを証明するものであると思うことであります。そのことは、町長も広域議会において聞いておられたと思っておりますので、そのことは十分に承知のことだと思っております。

これまで何度も繰り返し町議会で述べてまいりましたが、高津川のアユ増加対策のためにどのような方策を講じてきたのか、ことしのアユの予測はどうか、これからどのような対策を講じていくのかお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の質問にお答えをさせていただきます。

高津川のアユの増加対策についてでございます。

近年、高津川のアユ漁獲量は低迷し、回復の兆しを見ることができません。アユばかりではなく、イダやハエ等も姿を見かけることが少なくなりました。

平成27年5月に開催された勉強会で、島根県水産技術センターから提言が出され、産卵する親アユの数を確保するため、全面禁漁期間の前倒しが必要であることがわかり、その年の10月1日から実施されました。

その結果、平成26年秋の流下仔魚数は4.6億尾でしたが、禁漁を前倒しした平成27年には10.4億尾となり、昨年の遡上に期待が持てました。しかし、結果的には遡上数の増にはつながらず、漁獲高も伸びたとは言えない結果となりました。放流アユの数も前年と変わらず、100万尾以上を放流しております。

昨年の流下仔魚数は7.6億尾と、一昨年に比べて少なくなりましたが、ことしの遡上については、現時点で予測はできないと聞いております。

高津川を取り巻く環境を見ますと、産卵アユの増加を目指した全面禁漁の前倒しだけでは解決につながりません。特に、魚を補食するカワウなどが増殖していることも原因の一つと考えております。昨年4月に駆除したカワウの胃袋から500グラムのアユの稚魚が見つかりました。これを単純に200羽のカワウが1カ月に食べる量を計算すると約3トンにもなり、仮に10グラムの稚魚だと30万尾に相当します。このことから、カワウ駆除を強化しておりますが、民家や道路に近い場所では猟銃による駆除ができないこともあり、完全に駆除することは難しい状況でございます。

アユ資源の確保対策については、高津川漁協においてさまざまに取り組みまれており、さきに申し上げた全面禁漁等の漁業調整やカワウ対策、種苗放流のほか、産卵場整備、魚道の改修整備、河川工事での汚濁軽減対策、中国電力設置堰堤の取水口からのアユ迷入対策等、あらゆる対策を昨年においても講じておられます。

本町といたしましても、益田市、吉賀町等と組織しております高津川漁業振興協議会の事業として、放流支援、産卵場整備等を高津川漁協と協力し、これまで継続的に行ってきております。

島根県水産技術センターにおかれましては、ここ数年にわたってアユ資源の減少にかかわる調査を行ってこられております。そして、年を追うごとに調査研究が進んでおり、そこから導き出される新たな解決策について、高津川漁協におかれましては、本年において取り組む旨の計画をお聞きしております。こうした専門的な調査研究と連携した高津川漁協の取り組みを見守りながら、本町といたしましても、益田市、吉賀町とも連携し、我々の立場ででき得る限りの支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいまの答弁で、島根県水産技術センターにおいて、ここ数年にわたってアユ資源の減少にかかわる調査研究が進んでおり、そして、新たな解決策において取り組んでいるということではありますが、具体的に内容を御存じのところがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 専門家では、私はありませんので、いろいろ報告を受けている中での、きょうはお話でもありますので、ちょっと正確性を欠くところもあるかもしれません。その点についてはお許しをいただきたいというふうに思います。

毎年、ああして流下仔魚遡上数の調査をセンターのほうでもされているというところでもあります。禁漁期間を早めたことで、最初の回答にも申し上げましたように、いわゆる流下仔魚数がふえておったという状況であります。

ただ、その時期に問題があるということが新たにわかってまいりまして、要は、海水温が20度以下になってこない、この流下仔魚数に、いわゆる稚魚に与える影響というものがかかわってくるというお話でございます。ですから、10月段階で早いうちから産卵が始まって、そして海に出たものは、結局、生育環境が、海の状況が悪くて死んでしまうということ、それが次の遡上数に影響しているというのが新たにわかってきたというところでありまして、そういう観点から、ことしから取り組みますのが電照飼育と——電気で照らす飼育というやり方だそうではありますが——それでやりまして、産卵時期をおくらせた親アユの放流を取り組むということになります。これが新しい今年度の取り組みということになります。それによって産卵時期をおくらせることで、アユの仔魚の生育に条件のよい海水温が20度以下となる11月後半に海への流下がなるということをもくろんでいるということでありまして、こういうことを調整しながら、この天然遡上の増加を試みてみようということを高津川漁協では計画をされているということでありまして、そうしたところが新しい取り組みと言えるかと思っております。

我々本町にかかわる——行政サイドにかかわる高津川漁業振興協議会の動きでありますけれども、これは、去年は放流のことは支援をしておりますけれども、今は産卵場の整備をしっかりとやろうということで、そこに振興協議会のお金を投じて、ここ数年やってきているというところでもあります。今年度についても、この産卵場の整備は引き続いてやっていこうということでもあります。場合によっては、放流というものも検討しようというのを現時点では話をしているといったぐあいでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 当町においては豪雨災害があつて、津和野川が特に濁っておるという、そういう影響もあつたのかとも思いますし、また、護岸がほとんどコンクリート化している、そういうことも影響があるのかなとも思いますが、とにかく先ほど言われましたような対策、そして、やはり旅館や飲食業の方々は、放流であつたとしても、とにかくアユは確保したいという、そういう強い思いを持っておられます。そのような形を、今、町長も追加放流もということでありましたので、それも試しながら、とにかくできることは何でも行いながら、この3市町、特にこの津和野町の日原地域も、徳川夢声が「これはこれ日本一の鮎どころ」と詠んだすばらしいアユの漁場でもありますし、また、高津川にアユ客がずっと並んでアユ釣りをしているという、アユかけをしているというのが、この日原地域の風物詩でありました。そう

いうものを、やはり——この後、もう一つ質問もしますけれども——どんなに建物が建ったとしても、やはりアユがとれて、そして釣り客がずっと河原を埋め尽くすように並んでいる、その風景にまさるものはないのではないかと思うわけであります。

とにかく、さまざまな努力を期待しながら今年度も見守り、また、不漁が続くようならば追加放流もしていただきながら、何としてでもこの高津川のアユの復活を願うことでもあります。

それでは、1番目の質問は終わらせていただきます。

二つ目の質問であります。日原賑わい創出拠点づくり事業についてであります。

疲弊する日原商店街や日原地域にとって、この事業は大変希望であり、日原地域の自治会の方々が、この事業をみずから進んで考えていったというそういう経緯もあり、大変期待をしておるところでありますけれども、内容について住民に十分に理解されていないところが多々あるようであります。そういう面でも、この内容について、まず、一部を除いて使用できなくなった山村開発センターの図書館の移転の場所でもありますし、また、住民に公募された一部の活用方法、総予算と全体構想と今後の年次計画について、現在わかるところの部分で結構でございますので、確認し、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原賑わい創出拠点づくり事業についてお答えをさせていただきます。

日原賑わい創出拠点づくり事業については、古民家の再生にあわせてカフェ棟、トイレ棟、図書館棟、広場を周辺景観に配慮しつつ、一体的かつ機能的・多目的に整備して、日原地域における交流・にぎわいを創出する拠点をつくるものであります。施設については、将来的に新たな組織設立も含め、民間事業者等から指定管理者を募集することを想定し、商店街や自治会、各種団体等の直接的・間接的な連携を目指しております。

この事業ではメインのターゲットを「産前・育児中の母親とその子供」として定めてはおりますが、平日昼間等の日常時には町内近隣の子育てママと高齢者を中心に集客し、平日夕方以降や休日・イベント等の非日常時には、町内外・県外からの入り込みも想定しております。エリア内では図書を屋外でも自由に読むことができるとともに、趣味等でつながるグループの利用も可能で、イベント等を気軽に開催できる使い勝手のよい開放的なエリアを目指します。なお、メインターゲットについては、町が平成28年に策定した「まち・ひと・しごと創生 津和野町総合戦略」で基本的な視点として位置づけた「若い女性が住みたいまちづくり」を具現化したものでもございます。

事業の財源については、国の地方創生推進交付金、社会資本整備交付金等、より有利な資金を導入するとともに、残りについては起債等を充てております。総事業費については、いまだ事業が進捗中であり、基本設計が終わっていないものもありますので、まだ予想の範囲でございますが、おおむね6億5,000万円を見込んでおります。現在、

この施設の運営については、「津和野町賑わい創出推進協議会」を設立して協議を重ねております。

議員御指摘の実証実験の公募に関しては、平成26年に結成された日原提言部会からいただいた基本構想をもとに、将来的な指定管理を見据え、構想を具体化していくための実証実験を目的として行うものでございます。今後、応募いただいたプランをもとに実証実験を繰り返すことにより、改善点も含めた内容を精査した上で、より現実的な活用方法・運営体制を固め、その結果を指定管理の要件とすべく実施いたします。あわせて、具体的な実証実験等の実施を通して、広く町民の皆様からも御意見をいただき進めてまいります。

最後に、事業の進捗状況については、平成28年度に古民家部分を含んだ実施設計が完了して母屋部分の改修工事に着手したほか、図書館用地となる家屋の解体等を含む第1期造成工事、図書館の基本計画、日原賑わい創出推進協議会の活動等を行っております。

平成29年度においては、同推進協議会の活動として実証実験等を繰り返し実施し、土蔵部分の改修、カフェ棟用地となる附属家の解体、駐車場整備、さらに図書館棟、カフェ棟、トイレ棟の基本設計、実施設計等を見込んでおります。その上で、平成30年度に図書館棟ほかの新設施設の建設、懸案の日原中心街の歓迎アーチも含め、周辺的美観整備等を行い、完成する予定となっております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま、おおむね6億5,000万円の総予算を見込んでいると。設計段階になって多少の増減はあると思いますけれども、この6億5,000万円の財源内訳、例えば国の補助金は幾ら、社会資本整備総合交付金は幾ら、起債は幾ら、こういうところの——それは国のほうの決定がなければ決まらないことではありますが——おおむねどれぐらいのことを見込んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘のとおり、答弁にもございましたように、まだまだこの計画、進捗中でございます。基本設計等も、まだでき上がっていない部分でございます。そういう部分で、まだまだあらあらのとこでございます。そういう数字でお許しをいただきたいとこでございますが、古民家の再生に关します社交金の関係がおよそ4,100万、それから地方創生推進交付金の関係ですが、これ3年間、30年度までを予定しております。これがおおむね5,500万程度ということでございます。合計で9,600万程度が今のところでは予想されておまして、それ以外については、現状では起債ということになってまいります。申し上げましたように、まだまだこの事業についてはこれから絞り込みを行っていかんとならん

かなと、昨今の財政状況の厳しさもございますので、そういったところも考えております。

それと、本年度は対象となる事業はございませんでしたので導入はしませんでした。地方創生推進交付金の中でハード整備についての交付金が、また別途ございます。ただ、これについては本年度はもう終わっておりまして、新年度以降の取り扱いについては、いまだ未定になっております。国の経済対策等の状況を見て、また補正等でこういったあたりが出てくれば、それも検討させていただいて、より有利な財源を求めて、いろいろ知恵を働かせていきたいというふうに思っております。

また、図書館棟についても別途教育委員会のほうで今計画を練っておられますが、そちらのほうについても何らかの財源等が確保ができるようであれば、そちらも御努力をいただきたいという思いでおります。

そういったことで、まだまだこれから絞ってまいりたいとは思っておりますので、全体的な金額は、もう少し基本設計あたりをお待ちいただくまでお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、社会資本整備交付金や国の補助事業なども当たれるところは全部当たりながら、今後、できるだけ財政負担を軽減しながら進めていきたいということでありました。先般からの各議員の質問や全員協議会、さまざまな場所でも繰り返し述べられておるように、山村開発センターの件でもありますし、そしてケーブルテレビの配線の交換、また、庁舎のこともある中で、非常に財政状況が気になるところでありますが、それとともに、同時に地域の振興ということもやっていかなければならない。また、図書館がああいう形で、今、一部という形で使われておりますが、トイレも外ということで、なかなか使い勝手的にも厳しいものがある中で、今後、そのようにできるだけの財政負担の軽減を図りながら進められることを祈念しております。

以前の議会でもありましたけれども、例えばカフェ棟や、そして図書を読んだり、そして県外の方々が来られたときに、アユの釣り込み舟など、例えば夕方など、ライトをつけて灯をつけながら、そういうような形でやると、一つの風物詩にもなると思っております。

それとともに、一つ懸念は駐車場の面であります。たくさんの方々が来られたときに、どのような形で駐車場を考えておられるのか。一部その周辺にもありますけれども、それ以外のところはどのように対応していくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） イベント時等におけます駐車場の確保等でございますが、確かに御指摘のとおり、なかなか周辺には大きな駐車場はございません。今、いわゆるJAさんの日原支所の道路を挟んだ付近の用地とか、さらには開発センター

周辺、また石西社の第2倉庫、できるだけ周辺の空き地、駐車場用地あたりを活用させていただいて、これを何とかこういう理想に持っていきたいと思っておりますが、そういう皆さんが商店街も滞留しながら、そちらに向かっただくようなことにもつなげていけないかなという思いでございます。

繰り込み舟を漁協の日原支部の皆さんが去年の夏には復活をしていただいたというような独自の取り組みもしていただいております。川が隣接しておるというところは、大きな一つの魅力になると思っておりますので、御指摘のとおり、そういうあたりも活用しながら、周辺からも人が集まっただけのところにしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先ほど、産前・育児中の母親とその子供さんも、子育てママと高齢者もターゲットということでもあります。例えば、子供の健診、乳児健診とか、そういうことも行い、その中で子育て中のお母さん方が情報交換をしたり、いろんな育児の悩みなどを話し合ったり、そういうこともできれば、よりこの場所が活用できると思いますが、そういうことも想定されておりますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おっしゃるとおりでございます。そういうあたりも、ここを整備する上で、我々としましても庁舎内の各課のほうからヒアリングをさせていただいて、いろいろ協議をさせていただきました。医療対策課、また健康福祉課ともお話をさせていただく中で、可能な部分で連携をしていきたいと思いますというお話で一応は進めておりますが、ただ、開発センターがこういう状況になってまいりましたので、そういった部分では、まず古民家の部分が、29年度にある程度形が見えてでき上がってくると思っております。それあたりも、早速そういった部分では御利用いただくような機会も出てくるのではないのかなというふうな思いでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 日原中心街の歓迎アーチも、絹という、もう既につくっていないものも表記されていたり、日原町という表記とか、前々から私も申し上げましたし、同僚議員も申し上げました。このアーチもあわせて整備をされるということでもありますけれども、やはり先ほど申し上げましたようにアユがとれないと、日原地域というのは、どんなに建物が充実しても、なかなかそこで集客というものが見込めてこないと思っておりますので、先ほどの1番目の質問ともども、日原地域が発展するためには、やはり高津川の復活、アユの復活というものが何よりも大事だと思っておりますので、その点について期待を申し上げながら、鋭意努力をされることを祈念いたしまして、2番目の質問を終わらせていただき、最後の質問に移りたいと思っております。それでは、3番目の質問でございます。町長の任期満了についてであります。

町長任期が、ことしの10月末で任期満了となります。町長自身が、これまでの約7年5カ月の成果と反省、改善していくべきと考える点についてお尋ねします。

また、任期満了に伴い、町長の次期の出处進退についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、私の任期満了についての御質問についてお答えをさせていただきます。

早いもので、2009年に町長に就任して以来、約7年5カ月の歳月がたちました。特に1期目の終盤において甚大な豪雨災害に見舞われ、2期目は災害復旧という厳しい責務を負いながらスタートし、心休まることのない日々でありましたが、多くの皆様の御支援をいただき、励まされ、定められた期限内で復旧完了のめどを立て、今日を迎えることができました。

一方で、町民の安全・安心な生活を確保することが行政としての最大の使命であります。災害発生当日、行方不明者を出したことは災害対策本部長として決して忘れてはならない事実であり、多くの反省点も含めたさまざまな経験を今後の防災・減災へ役立てるべく、全ての責任を負う町長として、みずからを律してきたところでもあります。

さて、平成17年の合併以来11年が経過をする中で、前中島町長のもとで取り組んでこられた財政健全化の道筋のもと、その流れを受け継ぎ、7年半の年月において行財政改革に努めてまいりました結果、実質公債費比率や将来負担比率等の主要な財政指標において健全化を示す数値があらわれ、重要な成果として認めております。

また、喫緊の課題となっている人口減少対策についても、減少率は依然として高い状況にあるものの、社会増減の数値は、ここ数年の間に目立って改善をしてきております。念願の社会増まで、あと一歩という明るい兆しが見え始めているのも、これまでさまざまに取り組んできた定住対策の効果があらわれているものと評価しております。当然ながら、これらも町民の皆様の御協力ととうとい地域づくりの成果でもあり、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

しかしながら、施政方針でも述べましたとおり、平成25年災害復旧工事に関連しての約9億5,000万円の一般財源の投入と約12億8,000万円の起債は、今後の財政運営に少なからぬ影響をもたらすことが予想されます。また、CATV施設更新事業や庁舎の耐震化、日原開発センターの施工不良問題など、住民生活に直結し必要不可欠な事業や不測の事態が発生している状況において、これらを財政面からどのように解決をしていくのか、複雑かつ難解な問題に直面しております。

一方で、人口減少は地域経済の縮小という悪影響をもたらす地域活力を失わせるとともに、これまで本町において守り受け継がれてきた伝統文化や自然を次代に引き継いでいく人材の減少を意味し、将来の町の崩壊にもつながる最重要課題であります。そして、全国的に展開されている地方創生の流れにおいて、本町固有の財政的制約を理由に、軌

道に乗り始めた人口減少対策がおくれをとることは許されないとも認識をしております。

一昨年に津和野町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、現在、さらなる人口減少対策としての具体的事業に取りかかっておりますが、IT企業の誘致と人材育成、株式会社シャープ様と連携しての高齢者福祉対策、ファウンディングベース事業における教育魅力化等、一層の実績を積み重ねていかなければなりません。また、これまで地方創生にかかわる各種交付金や歴史的風致維持向上計画の認定に伴う社会資本整備交付金、日本遺産や重要伝統建造物群保存地区の認定に伴う補助金等、国からの有利な財源の獲得に努力をしまいましたが、今後も、より一層財政的な創意工夫を図っていかなければならないと考えております。

町財政の安定的な運営と人口減少対策の確実な実行というバランスを伴ったかじ取りが求められている中、厳しい現実を直視し、困難な局面をみずから先頭に立って切り開いていかなければならないとも決意をしております。

まちづくりに近道はありません。これまでの7年半における取り組みや成果をさらに確実なものとし、津和野町が抱える諸課題の解決と地域振興に向けて、3期目の4年間を邁進してまいりたいと志を立てているところでございます。どうか、議会をはじめ町民の皆様には深い御理解をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わり、全質問者の質問を終結をいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。御苦勞でございました。

午後2時40分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 29 年 3 月 29 日 (水曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 29 年 3 月 29 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 50 号議案 平成 28 年度津和野簡易水道統合整備事業木野・沼原地区送配水管布設工事請負変更契約の締結について

日程第 3 町長提出第 51 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算 (第 8 号)

日程第 4 町長提出第 52 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 5 町長提出第 53 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 6 町長提出第 54 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 7 町長提出第 55 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 6 号)

日程第 8 町長提出第 56 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 9 町長提出第 57 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 10 町長提出第 36 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 11 町長提出第 37 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 38 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 13 町長提出第 39 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 町長提出第 40 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 15 町長提出第 41 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 町長提出第 42 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 43 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 44 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 45 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 20 町長提出第 46 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 47 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 22 町長提出第 48 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 23 発委第 1 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第 1 広報広聴常任委員会の委員の選任について
- 日程第 24 発委第 2 号 上水道に移行後の旧簡易水道への財政支援を求める意見書(案)の提出について
- 日程第 25 請願第 2 号 津和野町町道の延長に関する請願
- 日程第 26 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第 27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 29 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 50 号議案 平成 28 年度津和野簡易水道統合整備事業木野・沼原地区送配水管布設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 51 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 4 町長提出第 52 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)

- 日程第5 町長提出第53号議案 平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第5号)
- 日程第6 町長提出第54号議案 平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第4号)
- 日程第7 町長提出第55号議案 平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算(第6号)
- 日程第8 町長提出第56号議案 平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算(第5号)
- 日程第9 町長提出第57号議案 平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第10 町長提出第36号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に
ついて
- 日程第11 町長提出第37号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第12 町長提出第38号議案 平成29年度津和野町一般会計予算
- 日程第13 町長提出第39号議案 平成29年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 町長提出第40号議案 平成29年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 町長提出第41号議案 平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計予
算
- 日程第16 町長提出第42号議案 平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第17 町長提出第43号議案 平成29年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第18 町長提出第44号議案 平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会
計予算
- 日程第19 町長提出第45号議案 平成29年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第20 町長提出第46号議案 平成29年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第21 町長提出第47号議案 平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計予算
- 日程第22 町長提出第48号議案 平成29年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第23 発委第1号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第1 広報広聴常任委員会の委員の選任について
- 日程第24 発委第2号 上水道に移行後の旧簡易水道への財政支援を求める意見書
(案)の提出について
- 日程第25 請願第2号 津和野町町道の延長に関する請願
- 日程第26 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 29 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

出席議員（12名）

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宥文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）				齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長				内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成29年第2回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

• •

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、寺戸昌子君、8番、御手洗剛君を指名します。

日程第2. 議案第50号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第50号平成28年度津和野簡易水道統合整備事業木野・沼原地区送配水管布設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。今定例会に追加でお願いをいたします案件は、契約変更案件1件、一般会計を初め各会計補正予算案件7件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第50号でございますが、平成28年度津和野簡易水道統合整備事業木野・沼原地区送配水管布設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） おはようございます。それでは、議案第50号について御説明をいたします。

契約の工事名につきましては、平成28年度津和野簡易水道統合整備事業木野・沼原地区送配水管布設工事でございます。契約の方法は、随意契約でございます。金額については、変更はございません。工期につきましては、平成29年3月31日であったものを平成29年12月27日にするものでございます。契約の相手方は、津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社でございます。

2ページ以降につきましては、資料といたしまして、仮契約書の写し等をつけております。

この工事につきましては、平成29年2月の臨時議会におきまして承認をいただいた工事でございます。年度繰り越しを行うものでございます。理由にも書いてございますが、資材納入期日内にできないためということでございますが、実質工事期間を計算しますと、工事期間を延長せざるを得んということで、平成29年12月27日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、内容についてはわかったんですが、契約の締結日が2月28日になっておりまして、当初にこれが出てこなくて、この日に出てきたという理由があれば教えてください。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） この議案につきましては、先ほど言いましたように、繰越事業ということで、次の補正予算のほうで繰越明許のほうを提出させていただきます。そのために、繰越明許との合わせということで、今回提出させていただきました。

○議長（沖田 守君） いいですか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 繰越明許はわかるんですが、当初にのらなかった理由とといいますか、最初の3月定例会の初日に間に合わなかったのはということなんですが。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 先ほど言いましたように、繰越明許の部分を当初のほうの補正予算の中に入れなかったということで、今回補正予算で繰越明許を提出し審議していただくということで、それに合わせて今回出させていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第50号平成28年度津和野簡易水道統合整備事業木野・沼原地区送配水管布設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第51号

日程第4. 議案第52号

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

日程第8. 議案第56号

日程第9. 議案第57号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第51号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第8号）より、日程第9、議案第57号平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第51号でございますが、平成28年度津和野町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。歳入歳出それぞれ2億4,996万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ88億8,291万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第52号でございますが、平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ5,440万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ11億1,398万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事より御説明を申し上げます。

議案第53号でございますが、平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ60万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億3,779万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事より御説明を申し上げます。

議案第54号でございますが、平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ2億9,542万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事より御説明を申し上げます。

議案第55号でございますが、平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてでございます。歳入歳出それぞれ1,223万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ7億6,038万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第56号、平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ345万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億7,488万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第57号でございますが、平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算総額

それぞれ1,264万円とするものでございます。詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第51号を説明をいたします。

まず、6ページをお開きください。第2表の繰越明許費の補正でございます。

追加でございますが、まず総務費のペンション北斗星屋根改修工事でございますが、降雪等の悪天候によりまして、改修工事に不測の日数を要したため、710万7,000円を繰り越すものでございます。終期につきましては、平成29年4月末を予定をしております。

次に、源泉付近測量等業務でございますが、分筆登記業務に当たりまして、隣接地との境界確定等に不測の日数を要したため、151万3,000円を繰り越すものでございます。終期は29年9月末を予定をしております。

それから、つわの暮らし推進住宅整備事業でございますが、敷地の分筆登記業務に不測の日数を要したため、115万7,000円を繰り越すものでございまして、終期は29年9月末を予定をしております。

続いて、地方公共団体情報システム機構負担金でございますが、マイナンバーカードの交付申請数が、国のほうが当初予定しておりました数に到達しなかったことによりまして、国が交付金を繰り越したために、国に合わせまして、機構への負担金62万円を繰り越すものでございます。終期は平成30年3月末を予定をしております。

続いて、商工費の日原賑わい創出拠点づくり事業でございますが、地権者との用地交渉に不測の日数を要したことと、設計時の基礎構造部分等の確認に不測の日数を要したため、3,268万円を繰り越すものでございまして、終期は29年6月末を予定をしております。

それから、JR津和野駅観光公衆トイレ整備事業でございますが、地権者との用地譲渡手続等に不測の日数を要したため、3,047万5,000円を繰り越すものです。終期は29年5月末を予定をしております。

次に、土木費でございます。土木費の吹野溢川河川修繕事業でございますが、当初は左岸側のみの施工としておりましたが、精査の結果右岸側も修繕することとなったために、1,200万円を繰り越すものでございます。終期は平成30年3月末を予定をしております。

続いて、教育費でございます。教育費のグラウンド整備事業でございますが、国の第2次補正予算に係る補助金内示がおくれたために、9,026万円を繰り越すものでございます。終期は29年12月末を予定をしております。

それから、屋根修繕事業でございますが、入札の不調によりまして、設計内容の見直しに不測の日数を要したために、291万1,000円を繰り越すもので、終期は29年6月末を予定をしております。

文化財指定事業でございますが、調査報告に必要となる歴史資料の確認作業に不測の日数を要したために、94万円を繰り越すものでございます。終期は29年6月末を予定しております。

次に、災害復旧費の現年林道災害復旧事業でございますが、残土処理場の用地交渉に不測の日数を要したために、2,667万2,000円を繰り越すもので、終期は30年3月末を予定しております。

それから、現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、入札不調や現場の交通安全対策の検討に不測の日数を要したために、2,342万7,000円を繰り越すもので、終期は30年3月末を予定しております。

それから最後に、過年公共土木施設災害復旧事業でございますが、12月の発注分に入札不調がありまして、年度内の完了が見込めなくなったために、2,611万6,000円を繰り越すものでございます。終期は30年3月末を予定しております。

それから、次の変更でございます。土木費の道路橋定期点検業務でございますが、補正前の846万8,000円に16万4,000円を追加して、863万2,000円とするものでございます。それから、倉地橋ほか修繕調査設計業務でございますが、補正前の240万円に10万円を追加して250万円とするものでございます。いずれも事務費分も繰り越すということで、今回追加したものでございます。

それでは、7ページをごらんください。第3表の地方債補正の変更でございます。総額で1億7,490万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから説明をいたしますので、28ページをお開きください。また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせてごらんいただいたらと思っております。

総務費の企画費でございます。1枚めくっていただきまして、30ページでございますが、委員報酬としまして、地域おこし協力隊員報酬の不用額312万2,000円を減額、それから需用費といたしまして、ふるさと納税特産品の精算等に伴います消耗品費102万6,000円を減額、負担金補助及び交付金といたしまして、地域おこし協力隊の起業の未実施によります津和野町地域おこし協力隊起業支援補助金100万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、32ページ、住民協働推進事業費のつわの暮らし推進住宅整備事業の補償補填及び賠償金といたしまして、木部・平野団地に係ります電柱等の移転補償金250万円を減額をしております。

それから、定住対策費の負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、定住支援体制強化補助金の確定によりまして100万4,000円を減額、それから、事業の未実施によりまして、地域医療視察ツアー事業補助金130万8,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、36ページでございます。地方創生推進事業費のつわの暮らし推進課分の負担金補助及び交付金といたしまして、事業の年度間調整によりまして企業誘致促進補助金1,010万円を減額、それから商工観光課分の委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、額の確定によりまして基本計画策定業務委託料432万6,000円、それから日原賑わい創出拠点づくり事業委託料200万円をそれぞれ減額、工事請負費といたしまして、額の確定によりまして、日原賑わい創出施設整備工事1,378万4,000円を減額をしております。教育委員会分の委託料といたしまして、実績見込みの確定によりまして図書館基本計画策定業務委託料307万円を減額をしております。

それでは、2枚めくっていただきまして、42ページでございます。戸籍住民基本台帳費の負担金及び交付金といたしまして、見込み等の増等によりまして地方公共団体情報システム機構負担金109万4,000円を増額をしております。

それでは、46ページをお開きください。民生費でございます。社会福祉総務費でございますが、障害・遺族年金受給者向け給付事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、見込み額の確定によりまして、障害・遺族年金受給者向け給付金291万円を減額をしております。老人福祉費の扶助費といたしまして、支払い確定見込みに伴いまして老人ホーム措置費542万6,000円を減額をしております。

それから、2枚めくっていただきまして、50ページでございます。児童福祉総務費の負担金補助及び交付金といたしまして、入所児童数の増に伴います施設型給付費等負担金124万1,000円を増額、それから、実績見込みの確定に伴います地域型保育給付費負担金860万6,000円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、54ページでございます。生活保護費の扶助費といたしまして、実績見込みによりまして、生活扶助、医療費扶助等合計で779万3,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、衛生費でございます。保健衛生総務費の繰出金といたしまして、簡易水道事業会計への繰出金1,133万3,000円を減額をしております。それから、保健事業費の委託料といたしまして、各種検診受診者の確定によりまして、検診委託料134万4,000円を減額をしております。

それでは、ちょっと飛びまして、62ページをごらんください。農林水産業費の農業担い手支援センター費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、事業費の確定に伴いまして、新規農林業就業者支援事業費補助金240万円を減額をしております。それから、中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、実績見込みの確定に伴いまして、県営中山間地域総合整備事業負担金2,665万8,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、林道費の委託料といたしまして、林道笹山山入線ほかの実績見込み確定に伴いまして、林道管理委託料223万9,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、実績見込みの確定によりまして、地域商業活性化支援補助金148万円を減額しております。個別商業包括的支援補助金150万円も同じく減額、それから、実績のほうがなかったということで、商工業事業後継者支援事業補助金198万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上計画策定事業の工事請負費といたしまして、JR津和野駅トイレ改修工事の入札減等によりまして、291万2,000円を減額しております。

それでは、72ページをごらんください。土木費の土木総務費でございます。繰出金といたしまして、下水道事業会計への繰出金128万8,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の工事請負費といたしまして、町道店屋丁茶ノ木原線冠水対策工事等の精算見込みによりまして、521万6,000円を減額しております。

2枚めくっていただきまして、78ページ、消防費の非常備消防費の報償費といたしまして、消防団員6名の退職により、退職報償金463万4,000円を増額しております。

それでは、飛びまして、86ページをごらんください。教育費でございます。社会教育総務費の委託料といたしまして、日原山村開発センター耐震改修工事の管理業務の出来高精算に伴いまして260万2,000円の減額、それから、工事請負費といたしまして、同じく出来高精算に伴いまして、耐震改修工事費8,661万円を減額しております。

それでは、大きく飛びまして、98ページをごらんください。災害復旧費でございます。現年公共土木施設災害復旧費の工事請負費といたしまして、精算見込みによりまして、災害復旧工事117万8,000円を減額しております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、12ページのほうにお戻りください。

まず、町税でございます。決算見込みによりまして、市町村民税個人所得割1,770万5,000円、それから法人税割500万2,000円、固定資産税の償却資産等合わせまして2,113万7,000円を増額、それから市町村たばこ税284万円を減額しております。

次に、地方譲与税から次のページの交通安全対策特別交付金まででございますが、それぞれ額が確定いたしましたので、総額で2億4,654万円を計上しております。そ

の下、特に14ページでございますが、特別交付税につきましては2億5,255万4,000円でございます。

次に、分担金及び負担金でございます。1枚めくっていただきまして、民生費負担金といたしまして、確定見込みに伴いまして、老人ホーム措置費116万9,000円、実績見込みに伴いまして、保育所徴収費145万円をそれぞれ減額をしております。

次に、使用料及び手数料でございます。総務使用料といたしまして、実績見込みに伴いまして、町営バス使用料124万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、18ページの国庫支出金の民生費国庫負担金でございます。確定見込みによりまして、生活保護費負担金590万4,000円、子供のための教育保育給付費負担金512万1,000円、それから災害復旧費国庫負担金116万3,000円それぞれ減額をしております。

国庫補助金の総務費国庫補助金といたしまして、事業の年度間調整や実績見込みの確定によりまして、地方創生推進交付金1,844万9,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、民生費国庫補助金といたしまして、見込み額の確定による障害・遺族年金受給者向け給付事業費補助金291万円を減額をしております。

それから、商工費国庫補助金といたしまして、補助金額の交付決定に伴いまして、都市再生整備事業費補助金185万9,000円を増額をしております。

次に、県支出金の民生費県補助金でございます。確定見込みによりまして、子どものための教育・保育給付費負担金230万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、22ページの真ん中よりちょっと下ですが、災害復旧費補助金といたしまして、補助率の増嵩に伴います林道災害復旧費補助金368万7,000円を増額をしております。

次に、繰入金でございます。1枚めくっていただきまして、24ページでございますが、特別交付税等の増額によりまして、財政調整基金繰入金3億2,600万円、事業確定に伴いまして、産業後継者育成基金繰入金198万円、ふるさと津和野基金繰入金199万3,000円をそれぞれ減額をしております。

次に、諸収入でございます。雑入といたしまして、消防団員6名の退職によります消防退職報償金463万4,000円を増額をしております。

最後に、町債でございます。総務債の過疎対策事業債といたしまして、携帯電話等エリア整備事業の実績確定に伴いまして、電気通信施設事業を300万円、それから日原賑わい創出拠点づくり事業の実績確定に伴いまして、観光レクリエーション事業690万円、つわの暮らし推進住宅整備事業の実績確定に伴いまして、定住促進団地整備事業210万円をそれぞれ減額をしております。

1枚めくっていただきまして、衛生費の過疎対策事業債でございます。乳幼児等医療費返納金の増額に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業を100万円を減額をしております。

次に、農林業債の過疎対策事業債でございます。実績見込みの確定に伴いまして、中山間地域総合整備事業2,650万円、新規農林業就業者支援事業の事業費の確定に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業240万円をそれぞれ減額をしております。

それから、商工債でございます。過疎対策事業債といたしまして、歴史的風致維持向上事業の実績見込みの確定に伴いまして、観光施設整備事業520万円、それから個別商業包括的支援事業の実績に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業150万円をそれぞれ減額をしております。

次に、土木債の一般単独事業債でございます。町道店屋丁茶ノ木原線冠水対策工事等の精算実績に伴いまして、合併特例570万円、それから辺地対策事業債といたしまして、町道奥ヶ野東線道路改良工事の精算実績に伴いまして、道路橋梁整備事業100万円をそれぞれ減額をしております。

次に、教育債の緊急防災減災事業債でございます。日原山村開発センターの耐震改修工事の出来高精算に伴いまして、緊急防災・減災事業債で適債性がなくなりましたので、1億1,230万円を減額をしております。

最後に、災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債でございます。補助率の増嵩に伴います林道災害復旧費補助金の増によりまして、農林水産業施設災害復旧事業を330万円、それから公共土木施設災害復旧債では精算見込みに伴いまして、公共土木施設災害復旧事業130万円をそれぞれ減額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） それでは、議案第52号を説明いたします。

歳出より説明いたしますので、14ページをお開きください。

保険給付費、一般被保険者療養給付費4,200万円の減額、その下退職被保険者等療養給付費1,280万円の減額、それから退職被保険者等療養費16万円の減、これにつきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。

その下にあります審査手数料20万6,000円の減につきましては、国保連に対しての手数料が確定したものであります。

めくっていただきまして、16ページ、退職被保険者等高額療養費270万円の減額、これにつきましては、実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、18ページ、葬祭給付費36万円の減額につきましては、実績見込みでございます。

5枚ほどめくっていただきまして、28ページ、諸支出金保険税還付加算金80万円の減額につきましては、例年見込まれるさかのぼり損失における保険税還付が少なかったためであります。

その下、償還金275万6,000円の増であります。平成27年度の国の負担金配分が多かったため、戻し入れが発生したものでございます。

歳入に移りますので、8ページに戻っていただきます。

一般被保険者国民健康保険税の合計1,227万5,000円の増額、それから下に行きまして退職被保険者等国民保険税合計478万9,000円の減につきましては、それぞれ税の実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、10ページ、使用料手数料の督促手数料2万円の減並びに国庫支出金の療養給付費等負担金合計1,105万3,000円の減、それから二つ下にあります療養給付費交付金1,930万5,000円の減、これにつきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。

同じく、その上にあります3の2の1、財政調整交付金1,186万5,000円の減、また、その二つ下であります6の1の2の県財政調整交付金合計1,256万2,000円の減につきましては、それぞれ確定によるものでございます。

めくっていただきまして、12ページ、繰入金、財政調整基金繰入金1,100万円の減につきましては、医療費、保険給付費等の減によりまして、基金取り崩しを取りやめたものでございます。諸収入の第三者納付金170万4,000円の増につきましては、確定によるものでございます。

その下、雑入222万7,000円の増につきましては、前年度町高額医療費共同事業に係る剰余金によるものでございます。

それでは、続きまして、議案第53号について御説明いたします。

歳出より御説明しますので、12ページをお開きください。

地域支援事業の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費60万1,000円の減につきましては、包括支援センター職員の育休取得による共済費の減でございます。

続きまして、歳入に戻っていただきまして、8ページ、国庫支出金事業費補助金22万円の増、一般会計繰入金の事務費繰入金、右側のほうですが、22万円の減につきましては、介護保険事業システム改修が補助対象となったことによりましての増減でございます。

同じく、9ページのほうの右側、一般会計繰入金の包括的支援事業繰入金60万1,000円減につきましては、歳出で説明しました包括支援センター職員の育休取得によるものでございます。

それでは、続きまして、議案54号を御説明いたします。

歳出の10ページをごらんください。諸支出金他会計繰出金7万3,000円の増、並びに、前に戻っていただきまして、歳入の8ページ、諸収入の健康診査事業費委託事業収入7万3,000円の増につきましては、健診委託料の実績見込みによるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第55号を御説明いたします。

4ページをごらんください。第2表繰越明許費でございます。簡易水道事業費の水道管理費の簡易水道統合に伴う固定資産台帳データ移行の業務でございますが、公営企業化が1年延期となったため、データ整備の追加業務が発生したため、年度内の業務の完了が困難となったことにより、20万9,000円を繰り越すものでございます。終期は平成30年3月末を予定をいたしております。

青原橋配水管転化工事につきましては、島根県施行の青原橋移転工事の工事延長に伴いまして、配水管の移転工事が年度内に完了することが困難となったため、750万を繰り越すもので、終期につきましては9月末を予定をいたしております。

瀬戸浄水場減圧弁工事につきましては、県施行の瀬戸上橋の竣工がおくれ通行ができなく、また機械の製造に4カ月程度の日数を要するため、年度内の完了が困難となったため、469万8,000円を繰り越すものでございます。終期は9月末を予定をしております。

施設整備費の津和野簡易水道統合整備事業につきましては、先ほど可決いただきました笹山の工事でございますが、資材の納入の日数、また実質工事期間の計算等によりまして、年度内の実施ができないということで、1億4,297万5,000円を繰り越すもので、終期は12月末を予定をいたしております。

それから、災害復旧費の門林浄水場災害復旧工事でございます。町道から浄水場までの地権者との協議の調整に不測の期間を要したため、2,500万円を繰り越すものでございます。終期は平成30年3月末を予定いたしております。

続いて、5ページをごらんください。第3表地方債の補正の変更でございます。簡易水道事業債の借入限度額を20万円減額し、簡易水道事業債の借入限度額を2億6,510万円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書のほうで御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたします。

12ページをごらんください。

水道管理費の報酬につきましては、水道審議会の回数が減少したことによりまして15万3,000円の減でございます。職員手当につきましては、漏水調査による時間外等の増でございます。15万1,000円の増額を計上いたしております。

需用費につきましては、差し引きゼロではございますが、本管漏水修理で88万2,000円の増を見込んでおりまして、減と増でゼロということでございます。

委託料では、6号の水道探査委託料等の入札減等によりまして、305万9,000円の減額を計上いたしております。

工事請負費としまして、公共下水道並びに県道津和野田万川線の工事に伴う水道移設工事等の確定によりまして、821万円の減を計上いたしております。

公課費につきましては、消費税の中間納付分の増が発生いたしまして、40万5,000円を増額を計上いたしております。

続いて16ページ、下水道施設整備費でございます。笹山の工事の確定により、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費、補償費等を差し引き、増減で19万3,000円の減を見込んでおります。

それでは、歳入のほう御説明いたします。

10ページにお戻りください。

一般会計繰入金としまして、工事等の減で1,133万3,000円の減額でございます。

雑入としまして、それぞれ工事の移設に伴う補償金が減額になることから、70万6,000円の減額を計上いたしております。

簡易水道事業債につきましては、統合に伴うもので、20万円の減額を計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第56号を御説明いたします。

4ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございます。

下水道事業費の施設整備費の津和野処理区管渠工事で、県工事の津和野川災害復旧助成工事の工事用仮設道路が、下水道工事の施工区間内に設置され、工事に伴う通行規制や工事車両の出入り等の調整が必要となったため、年度内工事が困難となったものでございます。4,918万9,000円を繰り越すもので、終期は9月末を予定いたしております。

続いて5ページをごらんください。第2表地方債の補正の変更でございます。下水道事業債の借入限度額を2,200万円減額するもので、限度額を2億1,830万にするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書のほうで御説明いたします。

それでは、歳出。12ページをごらんください。

業務費の職員手当等につきましては、時間外が減少したということで、26万円の減を計上いたしております。

処理場費では、汚水処理委託の確定によりまして、59万円の減額を計上いたしております。

続いて14ページ、施設整備費の工事請負費でございます。マンホールポンプの工事費の減で、88万円の減額を計上いたしております。

それから、補償補填及び賠償金では、水道管移設補償の減で129万8,000円の減額を計上いたしております。

それでは、歳入のほう、戻りまして10ページをごらんください。

受益者負担の1件増ということで、18万円の増を計上いたしております。

下水道使用料につきましては、当てにしておりました下水道の使用料が入らなくなるという現状が発生いたしまして、現年分、滞繰分合わせまして15万円の減額を計上いたしております。

一般会計繰入金としまして、工事等の減で128万8,000円の減額、それから、下水道事業債につきましては、工事の減のために220万円の減額を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、議案第57号について御説明申し上げます。

歳出の10ページをごらんいただきたいと思います。繰り上げ償還等の返還金の増額によりまして、津和野町育英基金が77万円の増額になっております。

戻りまして、歳入の8、9ページをごらんいただきたいと存じます。返還金の金額が変更になったため、貸付金元利収入金77万円の増額になっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

恒例ではありますが、いきなりの補正の提案でありますから、十分検討の時間はないとかと思いますが、これより、議案第51号平成28年度津和野町一般会計補正予算、質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回の一般会計の補正におきましては、特別交付税が2億5,200万ばかり入ったということで、このことによって基金の繰り入れ3億2,995万が、繰り入れをせずに何とか賄うことができたということでございますが、もともとこの予算の中で、基金の繰り入れというものは、この特別交付税というものを、もろもろ入ってくるだろうと思って当てにしながらも予算編成しておったのか、それとも全く今回の特別交付税の措置というものは、思わぬ収入があったとか、そういう、会計処理上において、当てにしてなかった特別交付税が入ったのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいということと、最終的に地方交付税の総額が44億ばかりになりますけれども、特別交付税はそのうちの、金額としてトータルで、この3月末で何ぼになるんかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それではお答えいたします。

特別交付税につきましては、御承知のように、12月交付と3月交付がございます。主には、12月交付につきましては、まあルール分とよく言いますが、省令等で定められたものが入ってくる場所です。3月交付につきましては、省令に定められたものと、その市町村・自治体独自の特別な財政事情に基づくものをお認めいただきまして交付を受けるというものでございます。

特別交付税につきましては、今年度特に早い時期から、熊本地震あるいは鳥取中部地震等あるいは豪雨災害等の関係で、全国的に見てもそのほうに結構、交付税のほうが入入されるのではないかなというお話も、早いところから聞いておったところですが、本町におきまして特別な財政事情ということで、いろんな部分での災害復旧の25年災の災害復旧の関係、あるいはもろもろのまちづくり関係等々の、特別な事情を御考慮いただいて、これだけの配分をいただいたというふうな認識であります。

当初につきましては、なかなかその辺の部分が、当初予算の段階でなかなか算定しづらいという事情がございますので、本町のまちづくりなり、特別なその財政事情の部分がある程度御理解いただいて分配を受けたというような考えをしておるところでございます。

それから、特別交付税の総額でございます。特別交付税につきましては、12月交付、3月交付合わせまして7億1,255万4,000円を交付を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第52号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第53号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第54号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第54号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第55号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第56号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第57号平成28年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。ここで、10時10分まで休憩いたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

----- . ----- . -----

日程第10. 議案第36号

日程第11. 議案第37号

日程第12. 議案第38号

日程第13. 議案第39号

日程第14. 議案第40号

日程第15. 議案第41号

日程第16. 議案第42号

日程第17. 議案第43号

日程第18. 議案第44号

日程第19. 議案第45号

日程第20. 議案第46号

日程第21. 議案第47号

日程第22. 議案第48号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第22、議案第48号平成29年度津和野町病院事業会計予算まで、以上13案件につきましては、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。3番、米澤宏文君。

○予算審査特別委員長（米澤 宥文君） 予算審査報告書。

平成29年3月10日、今定例会において本委員会に付託を受けました、平成29年度津和野町一般会計を初めとする各会計予算11議案及び関連条例等2議案について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査日。

平成29年3月10日、15日、16日、17日、22日。机上審査であります。

2、出席者。

予算審査特別委員会委員長ほか10名、議長。説明員、町長ほか12名。

3、審査事項及び結果。

議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第37号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第38号平成29年度津和野町一般会計予算。

予算の総額は77億3,400万円である。前年度に比し2億1,100万円(2.7%)の減である。主なものは、デジタル防災行政無線の減である。

事業の主なものは、携帯電話基地局建設事業、障害者自立支援給付事業、道路新設改良費等である。

審査意見。

予算執行に当たっては、新規事業、既設事業ともに有効な事業効果はもちろんのこと、町民の理解が得られるよう努められたい。

審査の結果。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第39号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は、11億92万7,000円である。前年度に比し5,188万1,000円(4.5%)の減である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第40号平成29年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は、13億1,684万9,000円である。前年度に比し2,015万3,000円(1.5%)の減である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第41号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は、3億96万6,000円である。前年度に比し31万6,000円(0.1%)の減である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第42号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計予算。

予算総額は、3億8,634万1,000円である。前年度に比し2億9,932万9,000円(43.6%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第43号平成29年度津和野町下水道事業特別会計予算。

予算総額は、4億3,964万5,000円である。前年度に比し4,077万8,000円(8.4%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第44号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は、372万4,000円である。前年度に比し189万円(33.7%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第45号平成29年度津和野町奨学金特別会計予算。

予算総額は、1,283万円である。前年度に比し43万5,000円の増である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第46号平成29年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は、5,709万7,000円である。前年度に比し1,384万7,000円(19.5%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第47号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

予算総額は、4億2,829万8,000円である。前年度に比し1,292万6,000円の減である。診療報酬介護報酬の同時改定を考慮した中期事業計画が本年度中に策定される。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第48号平成29年度津和野町病院事業会計予算。

収益的予算総額は、7億3,295万円である。前年度に比し981万7,000円の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

追加で訂正をお願いいたします。10の議案第45号津和野町奨学基金特別会計ということで、基金がちょっと抜かしておりましたので、奨学基金でしていただきたいと思っております。

○議長(沖田 守君) 委員長、議案第41号も訂正をかけんにや。

○予算審査特別委員長(米澤 宥文君) 41号、まことに済みません。増であると書いてありますが、減であるに訂正していただきたい。まことに申しわけありません。ちょっと増を減と読んだそうでありますので。

○議長(沖田 守君) 正式に訂正してください。

○予算審査特別委員長(米澤 宥文君) そのままで増であります。

平成29年3月29日、津和野町議会議長沖田守様、予算審査特別委員会委員長米澤
宥文。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による
委員構成でありますので、これを省略いたします。

これより議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論に
入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。討論なしと認めま
す。

これより議案第36号を採決します。本案件について、委員長報告は原案のとおり可
決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第36号辺地に係る
公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討
論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。本案件について、委員長報告は原案のとおり可
決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第37号町長等の給
与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号平成29年度津和野町一般会計予算について、討論に入
ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から討論させていただきます。

アベノミクスという経済政策で、景気が徐々に回復に向かっていると言われて久しくなります。しかし、津和野町での実感はありません。国の政治がひどいときだけに、住民に一番身近な町政が、町民の暮らしと福祉の防波堤になるべきです。しかし、国民健康保険税、介護保険料の負担は重くなるばかりです。町民の苦しみを解決し、暮らし応援の町予算が待たれています。

ふるさと納税寄附事業についてです。

この制度がある以上、知恵を絞らざるを得ませんが、この納税制度は、他の自治体に入るはずの住民税を奪うことでしか成り立ちません。自治体としての節度を持って行うべきと考えます。

住民協働推進事業費についてです。

まちづくり組織交付金が、自治組織で運営してきた部分にまで入り込んでしまい、基金として積み立てることもできます。自治組織の将来を見据えて、地域の活性化につなげられるとは思えません。延命的対策ではなく、抜本的な対策を行うべきです。

未来づくり協働会議をより重視し、町民が自分事として地域課題を解決するよう力を注ぐべきと考えます。

まちづくり委員会は、平成29年度で6年目を迎えます。町民のまちづくり意識は高まっているでしょうか。町民からまちづくりを直接提案することは画期的でした。しかし、単発的な事業では、地域の活性化は達成できません。根気強く持続することが必要です。人材の発掘と育成への支援策の拡充が求められます。

津和野町東京事務所管理費です。

東京に事務所を置くこと自体は、都市との連携として賛成です。しかし、取り組む目的が広範囲に及び、行き着く先がかすんで見えます。より力を注ぐのは、東京ではなく地元の津和野です。来た人がもう一度戻ってきたいとより思う町になることです。

町の将来を担う子供たちの教育費についてです。

学校が必要な備品の購入計画を年度初めに立てられなくなる教育予算の削減は避けるべきと考えます。

また、全国学力テストは、点数競争に走ってしまいます。子供の本来の学力状況を調べるものになっていません。教育現場を競争に駆り立てる学力テストの中止を求めます。

山口県央連携都市圏域形成の連携について。

この連携については、津和野町の自治体としての主体性が失われてしまいます。観光以外での連携の可能性も否定できません。連携都市圏域形成が提案された先には、自治体機能のさらなる再編も見え、道州制の布石となるおそれがあります。

女性についてですが、女性会議には期待していますが、女性のリーダーを発掘し育成する支援、女性が活動しやすい環境の整備がもっと図られるべきだと思います。津和野町には、埋もれている女性がたくさんいます。

以上の観点から、反対とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第38号平成29年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 1980年以降、国の国保への負担は低下し、その分加入者への保険料、自治体独自の負担に転嫁されてきています。国保の広域化が行われた後の様子がわからない中で、津和野町でも広域化に向け準備が行われています。保険料の引き上げが続きます。また、住民から離れた組織運営を可能にするので、過酷な滞納制裁や無慈悲な給付抑制も容易にします。国民健康保険料は高い、これが常識になってしまっています。町民の生活に重くのしかかっています。

以上の立場から、本案件に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。本案件について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第39号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号平成29年度津和野町介護保険特別会計予算、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から討論させていただきます。

要介護1、2の方が介護保険から外されましたが、受け入れ態勢が整っていません、先が見えません。利用者や施設運営者に不安を与えています。

以上の立場から、本案件に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第40号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第40号平成29年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から討論させていただきます。

保険料軽減特例の見直しにより、平成29年度から特例の見直しが始まり、段階的に引き上げられることが決まっています。

これは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものです。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に追い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対しています。高齢者の命と健康を守るためにも、制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを求めます。

以上の立場から、反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第41号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第42号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第42号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第43号平成29年度津和野町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第43号平成29年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第44号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第44号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第45号平成29年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成29年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号平成29年度津和野町診療所特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第46号平成29年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第47号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決であります。

続きまして、議案第48号平成29年度津和野町病院事業会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第48号平成29年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 発委第1号

○議長（沖田 守君） 日程第23、発委第1号津和野町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案件について、議会運営委員長より提案の趣旨説明を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 発委第1号について御説明をいたします。

津和野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び津和野町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

提案理由であります。議会広報の発行につきましては、現在特別委員会を設置し、1年を通じて活動を行っております。今後は、議会活動について、広報や広聴の場で広く住民に周知していくことは必要であります。

このことから、広報広聴活動に関する委員会を常任委員会とするため、本条例を改正するものであります。

条例改正案の説明であります。第2条を改めるものであります。

第1項に但し書きを追加し、新たに常任委員会として、第3号とし、議会が行う広報、広聴活動の事項をつかさどる広報広聴常任委員会、定数6人を追加するものであります。

附則として、この条例の施行期日は公布と同時に施行するものとしております。

経過措置といたしまして、広報編集特別委員会は、この条例の施行により終了します。

また、この条例の施行日以降初めて選任される第2条第3号の常任委員の任期は、平成30年4月30日までといたします。

以上が、改正の内容でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。以上で、説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第1号津和野町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時まで暫時休憩といたします。

午前10時42分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど、津和野町議会委員会条例の一部改正をする条例を可決いたしました。休憩中に町長署名により公布がなされましたので、この委員会条例が施行できます。したがって、広報広聴常任委員会の委員の選任についてを追加日程第1とし、議題としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

広報広聴常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程の追加をお願いします。

追加日程第1. 広報広聴常任委員会委員の選任について

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、広報広聴常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付のとおり、議席番号2番、川田剛君、3番、米澤宥文君、6番、丁泰仁君、8番、御手洗剛君、9番、三浦英治君、11番、板垣敬司君、以上の6人の方を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、以上の6名の方を広報広聴常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

後日、委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いすることになります。

日程第24. 発委第2号

○議長（沖田 守君） 日程第24、発委第2号上水道に移行後の旧簡易水道への財政支援を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これより本案件について文教民生常任委員長より趣旨説明を求めます。3番、米澤宥文君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 上水道に移行後の旧簡易水道への財政支援を求める意見書の提出であります。

上記の議案を別紙のとおり、津和野町議会会議規則第14条3項の規定により提出するものであります。

趣旨としまして、簡易水道を統合後、上水道に移行で過疎債などの併用充当ができなくなり、津和野町の事業経営に大きな影響が懸念されます。上水道に移行後も、引き続き水道事業の安定した財政運営持続のため、簡易水道等施設整備費国庫補助の激変緩和措置などを初めとする財政措置の拡充・強化を求めるものであります。

このことに関しましては、平成28年6月に島根県市長会、島根県町村会、島根県市議会議長会、島根県町村議会議長会、日本水道協会島根県支部、日本水道協会島根県支部簡易水道部会からも要望書が提出されております。

総務省と厚生労働省に出されておりましたが、総務省分はほぼ要望書どおりとなっております。ただ、厚生労働省のほうはまだ結果が出ておりません。したがって、津和野町議会からも、応援とは言いませんけれども、出していくものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 委員長、案を読み上げることはしないんですか。要らん。結構です。

以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第2号上水道に移行後の旧簡易水道への財政支援を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第25. 請願第2号

○議長（沖田 守君） 日程第25、請願第2号津和野町町道の延長に関する請願についてを議題といたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 平成28年第9回（12月）定例会において本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第94条第1項及び第2項の規定により報告します。

受理番号、第2号。付託年月日、平成28年12月14日。

件名、津和野町町道の延長に関する請願（町道善正寺平線）。

審査の結果、採択。

審査の内容については、次のとおりでございます。

審査の経過。審査年月日、平成29年2月27日月曜日。内容、机上審査及び現地調査。出席者、総務経済常任委員6名。紹介議員、三浦英治——総務経済常任委員であります——建設課、田村課長、斎藤課長補佐であります。

審査意見。

善正寺への参道に民家が並び建っているが、道路幅が狭小であり、緊急車両の進入も困難であったが、平成19年4月に町道善正寺平線が竣工した。町道善正寺平線が完成したことにより、緊急車両の進入のみならず、町道沿いに住宅が相次ぎ建設されており、雑種地や農地が有効活用されるようになっている。

町道善正寺平線を延長して国道9号線とつなぐことにより、緊急車両の両方面からの進入、通り抜けが可能となる。青原地区は、益田市にも近く、近くに東青原駅もあり、

利便性も高く、降雪も少なく、地区の人口もふえていることから、町道が延長されれば、雑種地が住宅地として活用でき、農地も有効活用でき、津和野町の定住人口の増大につながる事が予想される。

厳しい町財政の状況ではあるが、国の社会資本整備総合交付金等を活用して、予算措置が可能となれば、土地の所有者や周辺住民への説明や理解を十分に得ながら、国道9号線との接続のための協議を国土交通省と綿密に行いながら、町道延長工事を進めていくべきである。

審査結果。

本請願は全員賛成で採択と決した。

平成29年3月29日、津和野町議会議長、沖田守様、総務経済常任委員会委員長、岡田克也。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、委員長の報告について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に賛成者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 審査意見にあるように善正寺への参道から上に向かつての道が延長されることでとても有効的な土地の活用ができると私も思いますので賛成しますが、審査意見の中にも入れていただいています、長年、あそこの土地に住まれている方、土地を所有されている方がおられるので、その土地の所有者や周辺の住民への説明と理解をしっかりといただいて、進めていただければと思います。以上の立場で賛成です。

○議長（沖田 守君） 本請願に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより請願第2号を採決します。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、請願第2号津和野町町道の延長に関する請願については、委員長報告のとおり採択と決することにいたしました。

日程第26. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について

○議長（沖田 守君） 日程第26、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から調査についての中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について、申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長の発言を許します。11番、板垣敬司君。

○木質バイオマスガス化発電調査特別委員長（板垣 敬司君） 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会中間報告書。

平成28年第3回（3月）定例会において設置された木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の調査について、会議規則第47条2項の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。

木質バイオマスガス化発電に関すること。

2、調査目的。

地域再生計画の中核施設となる木質バイオマスガス化発電事業について、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。

机上調査。

4、調査の経過。

第10回。日時、平成29年2月16日（木）、午後2時30分。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員、議長、農林課長久保睦夫。調査事項、中電との接続協議に係る事前の問い合わせ等。

第11回。日時、平成29年3月13日（月）、午後1時。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員、議長、農林課長久保睦夫。調査事項、地域経済循環創造事業交付金事業（総務省）について。

5、調査概要。

（1）中電との接続協議に係る事前の問い合わせで、益田圏域での接続容量はゼロ回答であった。

(2) 接続協議に必要な申請手続を、3月末を目途に株式会社ボルタージャパン社に依頼しているが未了である。

(3) 地域経済循環創造事業交付金事業(総務省)は、発電事業会社にとって有利な補助事業である。

6、中間報告。

益田圏域における接続容量はゼロという状況である。さらに、中電との接続協議に必要な申請手続が滞っている状況は極めて憂慮される事態ではあるが、もう少し状況の進展をきわめることとして継続調査とする。

平成29年3月29日、津和野町議会議長沖田守様、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) この委員会は、議長を除く全議員での構成であります。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 御異議ないようであります。委員長に対する質疑は省略します。

以上で、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を終了します。

日程第27. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長(沖田 守君) 日程第27、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○総務経済委員長(岡田 克也君) 平成28年第9回(12月)定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。

津和野町の財政と防災について。

2、調査目的。

津和野町の財政と防災について現状を調査し、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。

机上調査。

4、審査日。

津和野町の財政・税務についての聞き取り調査、日時、平成29年2月27日(月)午後1時から、場所、津和野町役場第2庁舎委員会室、出席者、島田副町長、福田総務財政課長、樋口総務財政課係長、山本総務財政課係長、大垣総務財政課係長、沖田議長、総務経済常任委員6名でございます。

5、審査内容。

(1) 津和野町の財政の現況と将来予測についてであります。

当町は少子高齢化による社会保障費の増大や、人口減少による交付税や税収の減少等、津和野町の財政状況は厳しさを増している。また、平成28年度からは、合併特例の算定替——「替」が「外」になっておりますが、「替える」という、交替の「替」のほうにしていきたいと思っております——の地方交付税も9割、7割、5割、3割、1割に年々減額され、平成33年度には新津和野町一本での算定となる。地方交付税は、平成27年度と比較して平成33年度には約10億円程度の減額になることが予想される。

その上、平成25年度の豪雨災害は激甚災害指定をされたが、町の財政負担が起債約12億8,000万円、一般財源約9億5,000万円が必要となり、防災のための防災行政無線システムが約4億8,000万円必要となった。

合併前のサンネットにちはらでは、ケーブルテレビ回線にHFCシステムを採用したため、近い将来にテレビが見られなくなるおそれが生じており、約17億円の事業費が予想される。また、山村開発センターの不良箇所の発見によって利用できなくなっており、対応が必要である。また、両庁舎の耐震補強工事の必要性等、財政負担が大幅に増大しており、津和野町の財政は極めて厳しい状況を迎えている。

橘井堂の経営も厳しさを増しており、収益を上げていた介護老人保健施設せせらぎも入所利用率が約7割と激減しており、基金を取り崩しながらの運営を余儀なくされており、基金も平成30年度で枯渇すると予定されている。津和野共存病院でも、公立病院への交付税措置が、許可病床数から稼働病床数に変更となっており、公立病院への交付税給付が、かつての1床当たり120万円が99床分交付されていたが、現在は稼働病床の50床分となって大幅に減少している。加えて医師・看護師不足は深刻で、医療対策課が確保対策に奔走している。

以下の表は、中期財政計画に基づいた表であります。

実質公債費比率については、平成27年度が10.9%、平成28年度が10.6%、平成29年度11.1%、平成30年度が12.1%、平成31年度が13.7%、平成32年度が14.4%、平成33年度が14.5%、実質公債費比率は上昇の一途をたどり、地方交付税等、歳入は大幅減少の一途をたどり、実質公債費比率の著しい悪化を防ぐために基金取り崩しを行わなくてはならず、基金残高も大幅に減少する予測である。

以下は、中期財政計画の予想であります。

地方交付税も、平成27年は45億4,710万2,000円ありますが、平成33年は35億8,212万2,000円と約10億円の減少となる見込みであります。

歳入につきましても平成27年には100億5,790万5,000円であったものが、平成33年には63億4,568万6,000円と、歳入合計も大きく減少してまいります。

基金取り崩し額は以上のとおりであります。このことについては、その当年の収支バランスをとるために基金取り崩し、そしてまた繰り上げ償還等も行っていく上での予定であります。

人件費につきましては、平成27年が12億1,968万3,000円、平成33年が11億1,040万4,000円、物件費については、平成27年が13億4,073万9,000円、そして以上の表をたどりながら平成33年には8億7,635万8,000円となっていく予測であります。

基金残高につきましては、平成27年に42億4,042万6,000円あったものが、平成33年には23億2,897万9,000円に減少する予測となっております。

(2) 津和野町防災行政無線システムについてであります。

平成25年7月に本町を襲った豪雨災害時には、電線やケーブルテレビが断線して防災情報の伝達ができなくなり、ケーブルテレビ等の有線による情報伝達手段だけでは災害時の対応ができないため、防災行政無線システム整備を行い、町内24カ所に屋外拡声子局の設置、町内各家庭、事業所、公共施設等に戸別受信機を設置した。

戸別受信機の設置状況は、3,092戸、加入率89.9%、内訳、機器だけの内、ロッドアンテナが1,994台、外アンテナ方式のダイポール1,090台、柱を立てる方式の八木3素子アンテナ8台、文字表示装置、指定避難所、福祉避難所に40台、である。

相互応援協定も島根県下市町村、ささつな自治体協議会17自治体等と結んでおり、災害時の相互応援体制を構築している。

役場や分遣所、公民館に備蓄物資を配備して、災害時に必要な物資を確保している。また、津和野町防災訓練を青原地区で平成28年10月30日に実施するなど、防災体制の構築を行っている。

6、審査意見。

これから年を追って歳入が大きく減少することが予想されている。基金残高も平成28年度以降、段階的に合併特例の算定替——「外」も。これも、ここも変更してください——の地方交付税が減額されるとともに、平成25年度の豪雨災害の復興や、ケーブルテレビ回線の交換の必要性、山村開発センターが使えなくなるなど、不測の事態が相次いでおり、対応のために実質公債費比率が大幅に悪化することが予測される。実質公債費比率は、地方債発行に国や都道府県の許可が必要となる18%未満を堅持しなければ、津和野町が独自に起債を起こして事業を行うこともできなくなり、極めて限定的な町政運営となる。

また、近年は、当町のみならず、全国各地で地球温暖化による記録的な豪雨が多発しており、いつまた豪雨災害などに見舞われるかもわからず、実質公債費比率もできるだけ低く抑えておくことが必要である。

現在予定されている事業も、毎年の実質公債費比率を計算しながら、延期が必要な事業は、住民に十分に説明・理解を得て、年次計画を立てて、延期して実施すべきである。実質公債費比率を抑えるために、繰り上げ償還の実施や、各課事業の精査等を行い、経常的な支出の抑制を行うべきである。人件費率が非常に高くなることが予想されており、人件費、物件費の計画的な削減が必要である。

また、津和野町が直接行っている事業も、民営化することで大幅な財政負担の軽減になる事業は、民営化して歳出削減を図るべきである。安易な起債は実質公債費比率を悪化させるため、起債を伴わない民間資金を活用した本来のPFI方式が可能な事業の検討・実施も行っていくべきである。安易な変更契約によって事業費が増大している事業が非常に目立っており、当初より詳細に調査・計画・設計を行って、事業費の抑制を図るべきである。

地域医療は絶対に守らなければならないが、津和野町と橘井堂の経営は一体であり、これまで同様に、より効率的な運営を行っていくべきである。極めて厳しい津和野町の財政状況を多くの方に理解していただき、津和野町財政の健全化に努めていくべきである。

防災行政無線システムは、災害発生時に起こる停電やケーブルテレビの断線、携帯電話の不通の際にも無線で各家庭に情報伝達を行うことができる。全ての家庭、事業所に配置できれば、災害から人命を守ることもつながるため、よりシステムの重要性を説明して、全戸配置に向けて努めていくべきである。

平成29年3月29日、津和野町議会議長沖田守様、総務経済常任委員会委員長岡田克也。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

11番、板垣敬司君。

○議員(11番 板垣 敬司君) せっかくの機会でございますので、委員長にお聞きしたいと思いますが。

平成29年の財政計画を見ますと地方交付税が39億6,600万ということで、歳入合計は82億ということで、今回、当初予算で出された予算案は、地方交付税が37億1,000万、そして歳入合計は77億3,400万というような状況でございますが、この財政計画と当初予算の差額については、私は、先ほどの地方交付税についても、まあ、ルール部門ということで3月に特別交付税が2億円ばかり入って、入ったという実績もありますので、そのことが最終的には29年度内に地方交付税として2億5,000万等々が入ることによって39億という交付税が数字的にあらわされておるものと思いますが、歳入合計の中で82億という部分については、その差額が約4億6,900万ばかりあります。

この差額は、今日まで全員協議会等で説明をいただいておりますが、ケーブルテレビの事業が国庫補助金の対象としてなった場合には、事業採択として3年度計画で計画がなされ、さらにそのために国庫補助金が、3分の1でしたか、2分の1でしたか、出るということで、ケーブルテレビの事業がこの中に入ることによって、国庫補助金が幾らかいただける、そのために、現在、当初予算は77億3,000万だけでも、実質的には29年度最終的には82億円の歳入予算額になるのかなということで私は考え、理解というか考えられると思いますが、その辺についてどのように調査されたかお聞かせいただきたいということと、さらに30年についてはそのような理屈からいけば92億6,100万という部分は少し、どういう事業で、そのケーブルテレビの国庫補助金を加えたとしてもすごく、10億ばかり歳入合計が多くなりますが、これに対しては何か、基金の繰り入れじゃないから、起債を発行するのかなと思いますが、その辺の背景を調査されましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） ただいま板垣議員から質問がありました件で、平成29年度に関しましては、板垣議員も言われましたようにケーブルテレビの回線の必要性が全員協議会等も説明されましたけれども、当然、まだ補正予算等で、国の補正予算等が出ておりませんので、どれだけの補助金がつくかということは未定でございますが、中期財政計画の中には入れ込んでおかないと、中期財政計画とならない、その都合上、当初予算で出たものとは、当然、違ってきます。これは、ケーブルテレビの回線の交換も予測しての数値であります。ですのでこういう数値になります。

それと、今、シガと言われました平成30年度に関しましては、これは庁舎の改修がこの平成30年度で計画をしておることからこの年の歳入合計と上がっておることです。

基金取り崩しについては、収入と支出のバランスの中で計算をいたしますので、当然、収入と支出のそのバランス、そして公債費比率等の堅持のために基金取り崩しで、繰り上げ償還等も行う、そういうような計算の上でこの数字が起こっておることです。以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第28. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第28、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。3番、米澤宏文君。

○文教民生委員長（米澤 宏文君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成28年第9回（12月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

1、調査事件。

津和野町の簡易水道事業と下水道事業について。

2、調査目的。

現状を把握調査し議会活動に資するため。

3、調査方法。

机上調査及び現地調査。

4、調査の経過であります。第1回目は平成29年1月16日、文教民生常任委員会5名、環境生活課4名。

調査事項としましては、机上調査、現地調査日程調整、そして資料要求をしております。

第2回は平成29年1月24日、これは現地調査でありまして、場所は津和野町地域簡易水道浄水場7カ所、野広、直地、白井、第2瀬戸、戸谷、中曽野、野中でありまして。日原地域簡易水道浄水場4カ所、第1枕瀬、第4河村野地、左鎧、軍馬谷を行っております。

下水道処理区については2カ所、日原処理区星の子ステーション、津和野処理区清水センター。

出席者は、文教民生常任委員会5名、議長、環境生活課和田課長以下4名であります。その中の表の中で、氏名の中で益成安廣嘱託職員としておりますが、これは再任用職員としてちょっと変更をお願いいたします。

あと、3、4、5、6回委員会を開いておりますが、これはまとめであります。

5、調査概要。

机上調査として平成28年現在の環境生活課の体制が9人体制。課長1人、庶務2人、上水道現場4人、下水道1人、衛生の1人の構成であります。

簡易水道事業。

(1) 浄水場設置数17カ所、配水池27カ所、管路延長180.825キロメートル。

(2) 平成27年の普及率は92.4%、平成28年12月現在、給水人口7,185人。

(3) 簡易水道事業は平成30年度から公営企業となる。単独事業となり、独自の生産性を示し、会計が明白になる。地震による上・下水道の配管損傷対策は補修や移設時できるだけ耐震管路にしている。水質検査は職員が毎月1回実施。

(4) クリプトスポリジウム対策事業概算事業費5億600万円、これは浄水処理施設紫外線滅菌装置にするものであります。平成29年度から7年間で中曽野、日原地区

第1浄水場、日原地区第2浄水場、日原地区第4浄水場、下横道浄水場の5施設の対策をするものであります。

クリプトスポリジムについては、大腸菌の一種ということであります。次亜塩素酸ナトリウム、通常、カルキといいますが、この液量等は情報通信システムで環境生活課へ自動送信されております。

(5) 簡易水道管理業務の民間委託はシルバー人材センター。

機械点検、塩素濃度の管理(毎日)を委託。修理等については出しておらないで、今後検討するというごさいます。

(6) 笹山地区の浄水場は4カ所を1カ所に統合する。

(7) 平成30年度、31年度において水道未普及地の麓耕地区について整備を行う予定。概算事業費2億3,000万円。

(8) 管路更新率向上のため、管路の更新率1.0%に相当する予算を毎年計上する予定である。平成29年度以降は毎年7,000万円を見込んでいる。

また、下水道事業に伴う配水管移設工事に毎年770万円を見込んでいる。

(9) 一般会計からの繰入金は毎年約1億円。

次は、下水道事業についてであります。

(1) 日原処理区。

星の子ステーション、管路延長10キロメートル、マンホールポンプ12カ所。

(2) 津和野処理区。

清水管理センター、管路延長23.9キロメートル、マンホールポンプ9カ所であり、27年度末。

(3) 高田、喜時雨地区の下水道事業の今後の展開については、アンケートで加入70%以上で新規計画を策定。

(4) 一般会計からの繰入金は、下水道事業に毎年1億円から1億6,000万円となり、農業集落排水事業は毎年450万円から300万円となる。

6、調査意見。

簡易水道事業。

(1) 近年の地震等自然災害を教訓に上・下水道のBCP(業務継続計画)は必要と思われる。

(2) 町全域に所在する上水道施設管理点検等、特に漏水検査は真夜中の実施が主体となるため、諸対応に職員4名体制は厳しいものがある。

下水道事業。

(1) 平成27年度末の日原地区接続率85.2%に比し、津和野地区は橋北62.8%、橋南39.3%と低調である。広報誌、ケーブルテレビまたはチラシ等を活用し、接続率向上に努められたい。

(2) 津和野処理区の清水センターの管理棟の有効利用を図られたい。

(3) 処理人口の増加による処理場施設の増設は、人口減少や空き家の増加が進んでいる現状を踏まえて慎重に検討すべきである。

(4) 今後、下水道事業実施予定区域において、加入率等を勘案し、費用対効果について十分精査した上で検討すべきである。その結果によっては、負担金補助も含めて、合併浄化槽の普及に方針を改めることも一つの選択肢である。

(5) 職員1名体制は厳しいものがある。

平成29年3月29日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長米澤岩文。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第29. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第29、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員会の閉会中の継続調査の申出について

委員会	目的	事項	期限
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会	木質バイオマスガス化発電に関する調査及び検討	木質バイオマスガス化発電について	6月定例会まで
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	ケーブルテレビ回線の交換の必要性について	6月定例会まで
文教民生	〃	学校給食のあり方について	6月定例会まで
広報広聴	所管事務調査	広報発行広聴活動に関する事項	現在の議員任期満了まで
議会運営	所掌事務調査	議会運営に関する事項	6月定例会まで

○議長（沖田 守君） お諮りをいたします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成29年第2回津和野町議会定例会を閉会します。

午前11時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員